

# 非行問題 2020

ISSN 0288-8548 No.226

巻頭論文

性的問題はどのように取り扱われてきたか

阿部 恵一郎

特集

性的問題を抱える児童への支援

全国児童自立支援施設協議会



# 非行問題

2020

---



## 児童自立支援施設

児童自立支援施設は、犯罪などの不良行為をしたり、する恐れがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所または通所させ、必要な指導を行って自立を支援する児童福祉施設です。全国に五十八施設あり、約千四百人の児童が入所しています。

非行問題の対応に加え、他の児童福祉施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割もあり、退所後の児童に対しての必要な相談や援助も行っています。

歴史的には、「感化院」「少年教護院」「教護院」という名称の変遷があり、平成十年四月に「児童自立支援施設」となりました。

名称は変わっても、家庭環境に恵まれない子どもたちと、それを支える各施設の営みは変わらず、『枠のある生活』を基盤とし、子どもの育て直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施しています。

## 目次

巻頭言 ..... 1

### 巻頭論文

性的問題はどのように取り扱われてきたか ..... 4

### 特集 性的問題を抱える児童への支援

① 性的問題を抱える児童への支援 ..... 47

↳ 性教育の取り組み ..... 47

② 三方原学園の性教育の取り組みについて ..... 62

鈴木裕賀	吉岡聡	山中喜典	小林靖典	田中佳二
			62	47

阿部惠一郎	内村浩二郎
4	1

③性的問題は防げるのか？

～W学園の取り組み～

樋口純一郎 78

④広島学園性問題行動再発防止プログラム

白井直希 92

⑤性的問題を抱える児童への支援

～児童Aのケースより～

藤田勝久 106

⑥性的マイノリティを抱えた児童の支援について

～LGBTの児童との出会い～

藤本彩子 123

特別寄稿

①多次元治療的里親 (Multidimensional Treatment Foster Care : MTFC/

TFCO) : ハイリスクの子供と青年のための施設ケアの代替案

Philip A. Fisher and Kathryn S. Gilliam 143

②福祉に学ぶ

～児童自立支援施設における教育実践～

下山正義 169

大原天青

三ツ井 智香子

海外視察報告

第四十四回 資生堂児童福祉海外研修報告

イギリスの児童福祉からの学び …………… 保坂葉子 185

全国児童自立支援施設職員研修会報告

これからの社会的養護に向けた

児童自立支援施設における支援の在り方とは …………… 宮内千穂 198

随想

①子どもの心理的体験世界を知る難しさと大切さ

私の原体験としての心象風景から考える …………… 小山和利 221

②その時々に出会った子どもたちのこと …………… 豊留威好 227

③Withの精神

縁ありて、若葉学園とともに …………… 石井伸郎 230

実践記録

大風呂の魔法Ⅱ ..... 加藤久直 235

食育の取り組み

若駒学園の食育支援 ..... 中釜裕子 249

るぼ

改築後の新施設と支援の見直しについて ..... 加茂忍 254

きゆう（外部の声）

① 夫婦から交代制への三十年間 ..... 横坂紀子 266

② 「学園生活と今」 ..... 退園生（職業・農業） 268

③ 実習を終えて学んだこと ..... 辻彩華 273

④ 北杜分校・分教室について（岩手県立杜陵学園） ..... 佐々木博伸 275

⑤ 児童自立支援施設と私のつながり ..... 園 277



全児協転退職者交友会の報告	280
文献賞（令和元年度文献賞）	285
ふりずむ（書評）	289
編集後記	295
会員外の読者の皆様へ	296





## 卷頭言

二〇一九年九月に台風十五号が千葉県を襲いました。地域によっては、家屋の崩壊や長期のライフラインの停止など甚大なる被害となりました。生実学校は、幸いにもライフラインが止まることもなく、建物への大きな被害や児童・職員にも大きなケガはありませんでした。しかし、大きな木の倒木が複数あり入口の坂道を塞いでしまい、業者のトラックが入れなくなる状況になってしまいました。私自身本校での勤務は長いのですが（通算二十一年目）、このような光景は今まで目にしたことがありませんでした。職員がチェーンソーと鋸で木を伐り何とか自動車一台が通れるようになりました。その後も職員と児童と一緒に元々の環境に戻そうと一生懸命に作業する姿は、とても印象的でした。十月に発生した台風十九号でも、様々な地域で河川の氾濫による浸水被害などの爪痕を残しており、今も復旧に時間がかかっている状況が続いています。一日も早く、平穏な生活が戻ることを祈っております。

さて、時代とともに感じるのが、やはり子どもたちの特性が昔とは違ってきているということです。このことは、生実学校で子ども達と一緒に生活しているときから徐々に感じてはいたものの、児童相談所から異動し、改めて児童自立支援施設（今回で三度目）に戻ったなかで、子ども達と接してみると、昔との違いの大きさは、やはり明らかです。

私が寮長をやっていたのは教護院の時代が中心で、非行文化の只中にある児童がほとんどでした。その頃は無断外出も頻繁にあり、捜索や引き取りで千葉県内を車で行き来しておりました。その分、無断外出から帰ってきた子どもと、一対一で話をする機会がありましたが、理解力があり大人の会話のできる子ども達でした。

平成十年の児童福祉法改正以降、入所児童の幅が広がりました。ここ数年は、発達障害系や被虐待の児童などが増えており、例えば、パニックとなり日課にのれない児童や自分の主張ばかりで職員の話がなかなか入っていかない児童が入所してきています。さらに、知的障害児施設からの措置変更など、様々な課題を抱え、個々の特性に応じた支援が求められる児童が入所してきており、職員のスキルアップへの取組みは、とても重要になっています。時々、いま自分が寮職員であったならば、どのようにこれら多様な子ども達と接し、どのような指導を展開していくのだろうと考えることがあります。教護院時代の職員経験が長かった私には、現時点で明確な答えを見つけることができせん。これからの児童自立支援施設の役割という課題と共に、試行錯誤しながら職員と一緒に考えていきたいと思っております。

今回の「非行問題」の特集テーマは、「性的問題を抱える児童の支援」となっていますが、この特集テーマも前述した様々な課題のある児童の支援と同じように、現在の児童自立支援施設が抱えている主要な課題の一つです。

これまで児童自立支援施設の処遇方法として、集団指導が主に展開されていたと思うのですが、様々な

課題を抱える児童が増え、さらには、性的な問題のある児童が入所してきたことにより、個別の関わりが主になってきているのではないかと考えております。また、教護院時代であれば、性的問題は施設内での男女交際でしたが、現在は、男子寮内での性的問題も起こるようになり、職員も居室のメンバーなどを配慮しながら処遇にあたっていると思えます。

このような背景もある中、数年後に生実学校も建て替えを予定しています。新寮舎に関して寮職員と間取りを話し合っていますが、やはり個室も複数必要ではないかという結論になっています。性的問題のある児童の処遇についても正解は簡単に見つかるものではないと思えますが、今回の「非行問題」の各先生方の寄稿がヒントになって子ども達の指導に繋がってもらえれば幸いです。

最後になりましたが、本誌発刊にあたりご尽力いただきました神奈川県立おおいそ学園の皆様方、各区協議会の編集委員の皆様方、原稿をお寄せいただきました皆様方に心からお礼を申し上げます。

関東地区児童自立支援施設協議会会長

千葉県生実学校長 内村 浩二郎

## 性的問題はどのように取り扱われてきたか

あべクリニック 院長

阿部 惠一郎

はじめに

非行問題第二二六号の巻頭論文を書くように依頼があった。私は巻頭言だとばかり思ったのでいつものように簡単に承諾してしまった。ところが依頼文を読んでもみると、三十頁字数約三万字の大論文。できたら今回の『非行問題』の特集テーマに即して「性的問題」が希望とのこと、依頼者は今回の編集を任されている神奈川県立おおいそ学園とあつては断ることもできない。まずは私と雑誌『非行問題』との関わり、それからおおいそ学園との縁から書き始めることにする。

私はこれまでに何度か『非行問題』に拙文を書いている。特に印象に残っているのは「『Witchの精神』再考」（平成八年二月、「非行問題」第二〇二号）と「教護処遇論（生活教育と治療教育）」（平成九年二月、「非行問題」第二〇三号）。後者を書き上げて間もなく国立武蔵野学院を去ったので、「教護院のために残した私の遺言」という思いで書いたのだった。だから『非行問題』への執筆は二十一年ぶりになる。武蔵野学院の医師として就職した平成四年から現在も養成所講師を続けているので児童自立支援施設とのつき合いも二十七年になる。神奈川県とのつき合いは国府実修学校時代から、さらに神奈川県家庭福祉課の依頼による子ども未来計画委員、児童虐待のデータ収集、中央児童相談所からの依頼で性加害児童の診察、そして平成二十一年から現在もおおいそ学園の第三者委員と支援向上委員をしているので、かなり長い付

き合ひである。同じようなつきあひの長さといえ、他に岡山県がある。岡山のことはいざれどこかで書く機会があるかもしれない。いずれにしても武蔵野学院を離れてから刑務所や少年院、さらに大学教授と職場を転々としながらも教護児童と児童福祉から私が離れることができなかったのは、こうしたしがらみによるものだと思う。

前置きが長くなつてしまった。児童福祉施設に入所する子どもに見られる性的問題の扱われ方は、私が児童福祉に関わるようになったこの三十年の間に大きく変化したと思われる。その変化は児童福祉を取り巻く状況の変化（法律、制度）だけではなく、子どもの性的問題に対する児童相談所の見方や対応、それは施設職員についても同じことなのだが大きく変化した。いや日本社会全体を見ても性に対する見方や意識が大きく変わったと言えるだろう。性的問題、あるいは性加害、性非行、性犯罪についての社会の見方も、さらに司法からも大きな二つの変化が挙げられる。一つは刑法における性犯罪に対する厳罰化の傾向である。平成二十九年度の法改正で強姦罪は強制性交等罪に名前が変わり、姦淫だけでなく肛門性交や口腔性交などが加わり、同時に、法定刑も「三年以上の有期懲役」から「五年以上の有期懲役」に変わり、重罰化している。もう一つは裁判員裁判における児童虐待、性加害に対して量刑が以前に比べて著しく厳しくなっている。歴史的に見ても二十世紀末から二十一世紀にかけて児童福祉に関して矢継ぎ早に行われてきた法律改定、発達障害概念が爆発的に広がるなかで、この三十年の間に私は多くの性的問題や性加害者に出会ってきた。性犯罪や性的加害に関して、日本のマスメディアの事件報道や児童相談所の統計では婉曲に表現され、「乱暴」などとぼかした言い方が一般的で、被害者や加害者が児童・小児の場合は殊更「いたずら」と言われたりする。「暴行」という表現も使用されるが、この語は性的側面を伴わない暴力行為に使われることも多いので注意を要する。児童自立支援施設入所児童の入所事由に「性的加害」が多いという表現が使われるが、詳しい説明を聞かないと実態が分からないことも少なくない。本論では、その時々に出会った性的問題を抱えている人々、そして歴史的に眺めながら、我々は何を「性的問題」と呼び、そ

れに対してどのように対処してきたのか、さらに今後どのようにしていけば良いのかを書くことにする。

## I 「性的問題」とは何を言うのだろうか

これまでに様々な職場で性的問題を引き起こしたり、あるいは性的問題を抱えていると思われる人々に出会ってきた。そうした人々のプロフィールを述べながら、私がある時どのように考えてきたか、さらに性的問題を持つ人々のイメージをどのように作り上げていったかを述べることにする。

### 一 ケースの紹介について

私の職歴を振り返ると、まず精神科病院、そして児童自立支援施設（勤務当時は教護院）、その後医療刑務所などの矯正施設、その間に児童相談所や児童養護施設などの嘱託や研究。マスコミで大きく扱われた事件についても治療や研究対象としたこともあった。どうして児童自立支援施設の職員が読む『非行問題』に成人の性犯罪者のケースを紹介するのかと訝しく思う人もいるかもしれない。理由は二つある。一つは子どもの時に性非行をおこなった人が、成人した後どのような人生を送るのだろうかという疑問。児童福祉の領域では、少年院を出た後に保護観察制度のもとで予後が追えるのとは異なり、分からないケースが多いのだが……。もう一つは性犯罪の態に子どもと大人でどのような違いがあるのかを知りたかったからである。最近では矯正施設に入所した性犯罪者に対して認知行動療法が行われているが、子ども、特に十五歳未満の児童に有効なのだろうかと考えてしまうのである。

医学部卒業後、大学病院で研修医を行ったので入院患者や外来患者に深刻な性的問題を抱える人には出会わなかったように思う。あるいは気がつかなかっただけかも知れないのだが。そして研修医終了後、精

神科単科の公立病院に勤務したので、多くの触法精神障害者に会う機会を得たのだった。当時、先輩の小田晋先生が筑波大学にいらっしやって、凶悪事件を起こした犯罪者の精神鑑定を精力的に行っていた。彼の鑑定後裁判で心神喪失（精神障害のため無罪）になった人は私が主治医になることが多く、この時の経験が私を非行・犯罪の研究に向かわせたのだった。

精神科病院の後に私は武蔵野学院に転勤した。古稀を迎えた今、この頃に大学の医局人事に従って都立の精神科病院に転勤していたら私の人生は現在とは大きく違ったものになっていただろうと想像する。この章で紹介する十代前半のケースでは、主に児童自立支援施設や児童養護施設、それに児童相談所のケースを挙げてみる。

武蔵野学院の次に八王子医療刑務所に移ったのは、児童福祉法が改正され教護院が児童自立支援施設と名称が変更された年であった。武蔵野学院は厚生省管轄、医療刑務所は言うまでもなく法務省管轄である。辞令を受け取る際の手の動きも、この二つの省では微妙に異なるので何とも煩わしい。右手を先に出すか左手が先かという違いであった。まるで茶道の裏千家と表千家の違いのようである。八王子医療刑務所は関東地方にある全ての少年院と刑務所で診察を行えるように併任辞令を渡されていたので、少年院や少年鑑別所で診察する機会に恵まれたのだった。従って十代後半のケースは少年院や少年鑑別所で出会った人々、成人ケースは刑務所や拘留所で診察や治療したケースである。

女性のケースも出会っているが、性虐待や性加害・性犯罪の被害者が多く、成人の場合には性依存症が問題になった。被害を受けた女兒にフォレンジック・インタビューが行われているのをアメリカで見せてもらったことがあった。幼い子どもから証言を得ること、あるいは言語化してもらうのはなかなか難しい。性的被害を受けた女兒に「性化行動」が見られ、話しながら自分でスカート裾をつまみそれで顔を拭いたりする。長年少年院に勤務する友人が「何度も同じような性被害を受ける女子がいる」と話していたことを思い出す。いずれにしても性的問題の有り様は男女で異なると思われる。今回は女子のケースは取り

上げていない。

## 二 十代前半のケース

児童自立支援施設や児童養護施設などの施設内で性的問題があったケースと施設外での問題行動に分けて提示してみる。まず施設内のケース。

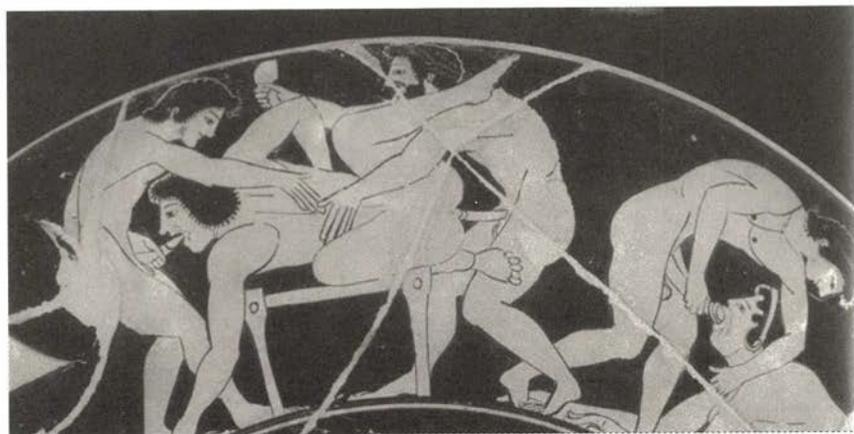
【ケース①】 中学三年、男子。児童自立支援施設入所中に、同じ寮舎の上級生から夜中にペニスを舐めるように強要される。本児の退所が間近なこともあって、施設側はこの事実を保護者に伝えなかった。本児は施設を出た後、同様の行為を年下の男児におこなったのである。そのため本児が警察で事情聴取されると、「自分も同様のことを施設入所中にやられた」と語り、保護者が訴え結局数十万円の賠償金を施設は支払った。施設内での事件が報告されたとき、私は施設長に速やかに保護者に連絡するように話したが、退所間近だったため知らせなかった。施設内で起こったこのケースでは二つのことが考えられた。まず被害、加害の双方の保護者に連絡をするべきと思ったのだが、本当に性加害事件なのだろうか。ペニスを舐めることを強要されているならば性加害であるがそうでないこともあると思ったからである。そのきっかけになったのは次頁の写真である。

【ケース②】 児童養護施設入所中の中学三年、男児。夜中に小学一年男児を抱きかかえて、自分のベッドに連れて行き、肛門に射精を繰り返す。被害児童はたどたどしく状況について語るが、加害児童は全面的に否定しほとんど何も語らない。加害児と被害児の分離。その後加害児童は児童自立支援施設に送致された。ケース①とは異なり被害・加害の関係ははっきりしていると判断された。成人男性が女児に性的行為をおこなうと小児性愛（ペドフィリア）と呼ばれる。有名な奈良の少女殺人事件はペドフィリアによる犯罪で、この事件を契機として性犯罪に対する罪科、治療が検討されることになった。ペドフィリアが未成

年者の犯罪の場合には被害者との年齢差は六歳以上と言われている。このケースでは男の子同士であるが、六歳以上離れている。「抱きかかえてベッドに連れて行く」という行為に、「性的悪戯」だけでは表現できないものを感じたのだった。

【ケース③】男児、中学一年。養護施設入所中に「性的加害」をおこなう。夜中に女児（十二歳）の部屋に侵入し、女児を裸にして胸などを触り、陰部に指を挿入。本児はズボンをはいたまま射精した。被害者の女児は知的にやや遅れがあったので誰にも言わないだろうと思つてやったと語る。しかし被害児童と同室の女児から施設内に噂が広まった。本児は激しい虐待を受け、立支援施設に送致となった。本児は激しい虐待を受け、七歳時に養護施設入所後に伯母と養子縁組をした。九歳〜十歳にかけて粗暴行為やイライラ感が強くなり再び養護施設入所という経歴がある。田中ビネー<知能検査：IQ=95。

「強制わいせつ」の内容と思われるが、児童福祉の領域では罪名はつかず「性的加害」と一括りにされてしまう。それでは加害行為の具体的内容がきちんと把握されないまま、どんな内容であれ「性的加害」をお



赤い文彩の断片：紀元前六世紀頃のギリシアホモセクシャルなエロティックな場面。ギリシアの陶器にしばしば描かれ、古代社会の一断面を表現。

ヨーロッパでは長い間美術館での陳列は拒否された。

こなった児童として扱われるのでは、当該児童について十分に理解されないように思う。本児は四歳頃養父から熱湯をかけられるという被虐待体験があり、しかも養育者の変更が何度もあった。

「被害児童は言わないだろう」と加害者が語ることが多く、幼い女児だけでなく知的に劣る女児が被害に遭いやすい要因になっている。このように幼い女児を狙った中学生が「小さい子なので顔を覚えられない」と思った」と話すケースもあった。

次に施設外での性加害について紹介する。

【ケース④】 中学三年、男児。知的に優秀、先生のお気に入り（ティーチャーズ・ベット）。保健の授業で性器について学んだ直後に、公園で幼稚園児に自分のペニスをなめさせ、被害児童のペニスを触る。被害児童の保護者に見つかり警察から児童相談所へ連絡される。このケースで印象的だったのは、保健の授業で刺激されたようだという理解で落ち着いたことだった。（その後、長崎の少年がデパートの屋上から幼い男児を投げ落とす事件があった時、被害児童のペニスとその周囲にはひっかき傷などが多数あった。）公園だから大事に至らなかったのかもしれない。それとは反対にこの加害児童の母親は、「性犯罪は繰り返され、大人になるともっと激しくなると聞きました。うちの子は大丈夫でしょうか」と私に尋ねてきた。男児の性的問題について、深刻なのは母親が被害女性に責任転嫁する場合である。例えば、「最近の女は肌を露出しすぎる。男を刺激している」と語り、自分の息子の痴漢行為を正当化しようとする傾向がある。私はこのケースの母親に「そんなふう心配するお母さんの子どもなら大丈夫でしょう」と話すと、ほっとした表情を浮かべた。

【ケース⑤】 中学二年、男児。スイカで駅構内に入るときに、すぐ前にいた女子高生のおしりを触る。触られたことに気づいた女子高生は、改札口付近でウロウロしている加害児童を携帯電話で撮影していた。その写真を証拠に警察に突き出される。防犯カメラにも写っていて、故意に触ったと判断されてもしようがない。児童相談所で油を絞られたようだ。行為の後にすぐにその場を去らないことが意外に多いよう

ある。

【ケース⑥】 中学一年、男児。乗客が少ない電車の車内で隣に座った女子大生の太股を触り、その行為を反対側の座席に座っていた乗客に見とがめられ駅職員に突き出される。小学六年でも同様の行為があり、さらに中学二年でも同様の行為があった。私はこの少年が中学一年及び二年時に診察している。小学六年時には「中学受験のストレス発散としての行為」というのが母親の言い訳であった。中学から大学までエスカレーターで進学できる学校に合格すれば問題はなくなるということらしい。中学一年時には母親がミススカートの女性の肌の露出やスカートの短さを非難して被害者に責任転嫁していた。中学二年時に見た時の表情は、目の周りが黒くとてもやつれた印象であった。会うたびに少年の表情が陰しくなっていくようである。母親は「だから言っていたのです。電車に乗ったら腕を組んでいるかつり革につかまる、本を読んでいるように」と怒り震えた声で話す。確証はないが、精神病発病に向かっているような気がしてな  
らなかつた。

【ケース⑦】 中学二年、男児。隣家の女兒と男児に性器をなめさせる。このことを知った被害者の父親は、子どもものPUPUを執拗に繰り返して児童相談所に訴えたのだった。加害児童と被害児童たちの家は隣同士で同じ頃に新築の家を建てたので仲の良い隣人たちであった。被害児童たちは事件を忘れようとするが、父親が訴えを繰り返すので忘れられないようであった。結局、加害児童の両親は新築したばかりの家を売って払って転居したのである。転居は損害賠償のためでなく、加害被害の關係で隣同士として住んではいられなかつたからなのだろう。家を売り払うことが決まると、加害児童はいつも両親からもらっているお小遣いを親に返しながらか「新しい家をつくるのに使つて」と言つた。何とも悲しい話である。進化心理学的に「幼馴染み同士の結婚は少ない」と言われている。どこか近親姦的だからなのだ。性犯罪を特集した平成二十七年版『犯罪白書』によると、例えば被害者が被疑者と「面識あり」は四人に一人の割合であった。

【ケース⑧】 十二歳、男子。小学六年で強制わいせつ（デパートのエスカレーターで女子大生のおしりに

さわる)。児童自立支援施設に二年間入所。この間無断外出や問題行動などが施設内で見られることはなかった。高校受験に備えて中学三年には自宅から通わせたいという親からの強い要望があり中学三年四月に退所。しかし地元の中学は復学を拒否し、越境通学となる。退所後に連続強姦三件。少年院に入所するが施設内の適応が良かった。しかし、本児は出院したらまたやるかもしれないと語る。少年院出所後十年以上経った時に、社会人として働いている彼とゆっくり話をする機会を得たのだった。児童自立支援施設を出て中学に通い始めたけれど、同級生はみんな高校受験のために忙しくしていて誰も一緒に遊んでくれない。寂しかったと当時を振り返る。どうしていいか分からないまま連続強姦。少年院を出た後、男性の遊び仲間ができ、女の子をナンパする方法を教えてもらったりした。女の子と付き合ったりセックスするのに犯罪をしなくていいのだ。そう思ったら急に楽になった。結婚を考えるかという私の質問に、無言で苦笑した。強姦の被害者から多額の損害賠償を請求されたことを知っているかと尋ねると、やや硬い表情になり「金額と分からない。親は教えてくれなかった。でも、本当に親に感謝している」と彼は言い面談は終わった。

彼が地元の中学に戻る際に施設と学校の職員から「再犯の危険はないか」と私は尋ねられ、「危険だと思ふ」と言ったのを今でも覚えている。根拠として、思春期スパート前の身体接触による性加害だったのが、施設を出るときには思春期を越えたばかりで性衝動が激しい時期だったことを指摘した。それでも彼が児童自立支援施設入所中の二年間、何の問題も起こしていないことや、両親が共働きで児童虐待にあたることもないため要保護児童には当たらないので、両親の強い希望があれば施設を出さざるを得ないのだった。

性加害を何度繰り返しても痴漢やわいせつ行為で留まる人と強姦までいつてしまう人、このケースのよう「非行・犯罪が深化してしまうタイプ」と「同じレベルの行為に留まるタイプ」がいるのである。彼に猥談や女の子について話のできるチャム（同性の親しい男子生徒の仲間）がいるともっと違う人生があっ

たかもしれないと思う。そして児童自立支援施設内で性について情報を与えられると良いのだが、現実には難しい。

【ケース⑨】中学一年、男児。小学校低学年の女子に駐車場で全裸にしていた。その他にも自転車に乗っている女子高生を転ばせて、胸などに触る行為を繰り返して児童自立支援施設入所。施設入所中は目立った問題行動が見られず中学卒業の時期を迎え、施設はいづ措置解除を児童相談所に伝えるか、家に戻った後に再犯をする危険はないか判断に苦慮した。何故そうなったかといえば、性加害は繰り返される場合が多いと言われていたのだが、施設に入所する際に児童相談所も児童自立支援施設も本児の性加害行為について詳しく尋ねることをしなかった時代であったからだった。結局、退所間際に私が面接することになったのだが、入所の理由になった性加害についてほとんど尋ねられることもなく二年間経過していたので、かつての事件について尋ねられて子どもの方も戸惑い、何を聞いても「わからない、覚えてない」と繰り返す始末。やはり入所前後に児童相談所できちんと聞く必要があったと思われる。事件の内容を考えると措置解除後に不安が残ったものの、退所後二年間児童相談所にフォローをお願いした。その二年間は特に報告を受けることはなかった。

【ケース⑩】中学二年、男児。強姦致傷。公衆トイレで小学校高学年の女兒を強姦。児童自立支援施設に入所後、何の問題もなく生活している。見た目にはやさしそうでなよなよした印象を受けた。他児童たちによれば、周囲には自分のペニスが大きいことを自慢しているという。しかしカウンセラーとの会話では自分についてほとんど語らないようである。

成人の性犯罪者も一旦刑務所に入ると、診察で事件について語ることはそれほど多くない。「冤罪だ、女に仕掛けられた」と言う場合もあるが、ほとんどの受刑者は「昔のことだから、反省してますから」と言って、事件の話避けようとする。児童自立支援施設であれ、矯正施設であれ表面的な適応はすこぶる良く規則正しく、施設は反省の場にならず、心に鍵を掛けて生活する者が多い。そのために刑務所では性

犯罪者は「特別指導」の対象になり認知行動療法を受けなければならないようになったのだ。性犯罪者の「治療」と言わずに「特別指導」と呼ぶのは、治療だと「治療拒否」ができるが、特別指導は矯正施設内の処遇プログラムなので拒否できないのである。

### 三 十代後半のケース

【ケース⑪】 高校二年、男子。秀才の痴漢。中高一貫の進学校の生徒。登校中の満員電車で高校生女子の胸をなでる。被害者が泣き出したのでやめるが、被害者に突き出される。痴漢行為は七回目だった。高校一年で女性に興味を持つが背が伸びないことに悩み、交際の機会もない。始めての痴漢行為で自己嫌悪になりしばらく控えていたようである。久しぶりに再開した初日に捕まる。この事件で学校側がどのような判断をしたのかは不明。どこか相談に行けるところがあれば良かったのだが、警察から児童相談所に通告されている。

【ケース⑫】 定時制高校中退十八歳 男子。フェティシズム。中学三年から運動部の部室に入りジャージを盗んでいた。高校に入學すると頻繁に下着盗を繰り返す。下着はマスターベーションのために用いられていた。彼女ができたが性交渉はなかったという。十七歳時にバイクを盗み、万引きを繰り返す。その後強制わいせつ（十五歳女子に対して、「騒ぐと殺す」と言い、無理矢理キスをした）と下着盗（新聞配達をしながら物色）で逮捕される、

性的問題が下着盗から始まりそのまま繰り返されるケースと強制わいせつに発展していく場合がある。バイクを盗むところで下着盗という性的色彩が強い窃盗に別なタイプの犯罪が加わる形で発展していったと考えられる。フェティシズムと性的問題が結びつくものでは「下着盗」が圧倒的に多い。下着以外ではジャージの場合もある。かつてお笑い芸人が大量のジャージを盗み、芸能界から追放されることがあった。

成人の犯罪でハイヒールのしかも左足だけ二百足以上盗んで自宅に隠していたケースがあった。性被害児童で髪の毛や虫を瓶に入れて集めるのを何度か見かけたことがある。収集癖とフェティシズムと性的問題には何かつながりがあるかもしれない。

【ケース⑬】十八歳、男子。小学四年時にADHDと診断された。高校入学後、十六歳、十七歳時に学校に侵入し、女子体操着や水着を盗む。十八歳では強制わいせつ（七歳の女子に運動着を着せて、その上から射精）で逮捕される。ケース⑫と類似しているが、キスではなく女兒の身体に射精しているところから不気味さを感じる。また、加害者と被害者の年齢差が十一歳であることから小児性愛と見ることもできる。

【ケース⑭】十六歳、男子。携帯電話を利用しながら女子を物色し強姦。中学時代にいじめを受けている。高校一年で初交。相手は同級生だったが誰とでもセックスをするような女子だったと語る。出会い系サイトで「気軽にセックスをさせてくれる女子」を探すために家出をする。途中でお金がなくなり、たまたますれ違った高校生の女子三人に声をかけ、その中の一人が二人と別れて一人になったところを公園に連れて行き強姦。面接したときにはとても気の弱そうな男児に見えた。出会い系サイトで知り合うのは双方でセックスを望んでいると思っっているようだった。女性に対する「認知の歪み」は明らかなのだが、こうした女性観は初交経験だけでなく幼少期から形成されてきたものかも知れないのだが、それを解明するのは難しい。

【ケース⑮】中学時代にデパートの女子トイレに隠れてのぞきを繰り返し児童相談所に通告された。そこで本児はのぞきについて「母親と兄がセックスしていたから」とその動機について語ったことから児童自立支援施設ではなく児童養護施設に送致となる。高校入学後も再び同じデパートの女子トイレに入り込んのぞきを繰り返し返したところを逮捕される。本児に尋ねると、一日中女子トイレに隠れていることもあったという。背景に児童虐待があったことから治療が必要と判断され、私が治療を担当することになった。初診時に「女性を見ると、裸を見たくなくなってしまふ」と、悪びれる様子もなく語る。まったく羞恥心が感

じられなかった。投薬（抗うつ薬など）により精神的に安定し、高校を卒業して働いている。十年近く規則的に通院し服薬も守っている。「スカートの中が気になるか」と尋ねると、「はい」と答えている。「大丈夫」と言ったときには警戒しなければ、と話す治療が始まって五年が過ぎた頃でも苦笑いしながら「はい」と言う返事。あるとき突然、母親と兄のことは嘘でしたと私に頭を下げた。少しは羞恥心が育ってきただと思いたい。彼とのつきあいはいつまで続くのだろうと思ってしまう。

【ケース⑬】 高校生十八歳、男子。中学時代に下着などを盗み、医療少年院入所歴がある。そのため一年遅れて高校入学し、寄宿舎に入る。寮内で年下の男児にアナルセックスを強要し、一年以上続いた。被害児童が親に話したことから停学になった。アナルセックスをどこで知ったのか尋ねると、泣きながら医療少年院入所中に年上の同房の少年に肛門に射精されたと言う。抵抗したが職員にチクつたら「殺す」と言われたと当時を思い出すように話す。ケース①も施設内で被害を受けて、施設を出た後に加害側に回っている。いじめや性的被害・加害は繰り返されていくようである。早くに発見して連鎖を終息させなければならぬと思う。

#### 四 成人のケース

【ケース⑭】 二十代後半、男性。露出を繰り返す。人通りのないところを歩いている女兒にペニスを見せる。何度も繰り返してしまっているので、起訴された。治療を受けることで刑が軽くなればと思つて診察にやってくる。この男性の語るところによれば、「女兒が怯える顔が見たい」と言い、親からの虐待はなかったものの祖母が祖父からDVを受けていた光景が忘れられないと養育体験について語る。一緒に暮らしている女性も家庭的に恵まれなかったもので、二人で傷を舐めあって生きていけると言う。「怯える顔が見たい」というサディスティックな感情の裏側に深刻な養育体験があるのかもしれない。

【ケース18】二十九歳、男性。「性的な欲求が抑制できなくなることがあり、悩んでいる」と言い来院した。田中ビネー式<sup>1)</sup>のIQ88。軽度知的障害。普通高校通信制に入学する。高校三年時、美容師が好きになり、彼女が働いている美容室に行き、ソファーに座り「ここでセックスがしたい」と言い、ズボンを脱ぎ下半身を見せる。両親が離婚し父親と暮らしていた。被害に遭った美容師は彼に対してとても優しく、母親の面影を求めているのだろうと理解してくれたのだが、お客さんが数人居るところで衆人環視の露出行為のため、警察でお説教を受ける。彼の描画はペニスが生々しく描かれている。家にいると自分の好きな家具が女性器に見え、自慰行為をしてズボンを脱ぎ下半身を出してしまう。あるいはヌード写真とか女性の写真を使うと語っている。現在は「家以外で、下半身を出さなくて良かった」「自慰行為は七年前に葉を飲み始めた頃よりかなり回数は減っていると思う」と語る。

「露出」のケースを二例続けて紹介した。知的障害や深刻な養育体験が背後にあると思われる。「露出」ではこれ以外に感情障害、例えば躁状態になって駅構内で「露出」をした運転手を診察したことがある。「アルコールが入ると、脱ぎたくなっちゃうんですよ。習慣ですかね」と、あっけらかんと話していた。

【ケース19】三十歳、男性。連続強姦十件。面接時「女性に対する恨み」と、きっぱり語る。恨みを持つようになった経緯を尋ねると、「小学校五年生で転校したけれど、そのときにクラスの女子が誰も口をきいてくれなかった。それと姉が二人いて、子どもの頃から姉たちに虐められたのが原因だ」と語る。子どもの頃の体験と連続強姦がにわかには結びつかない。長身のイケメンだったから尚更私には腑に落ちない。もっとも他のケースと同じように刑務所に入ってから診察だったので心の中は語りたくなかったのだらうと思う。

【ケース20】三十二歳、男性。裁判前に拘置所での診察なのでよく喋る。高校一年で中退。二十三歳時電車内で痴漢行為。三十歳時強制わいせつで懲役一年六か月、執行猶予五年。三十二歳時に強制わいせつで逮捕される。執行猶予期間中の再犯であり少し長めの懲役刑になるのを覚悟しているのか、多弁傾向が見

られ身体的虐待と解離性障害があると饒舌に語る。まず父親の暴力的虐待により金属バットで殴られ、そのため身体がビリビリとして今でも殴られたときの痛みがよみがえると語る。そのため多重人格があり「自分の身体に二十人の人格がいたが、裁判が近づき今は二人になっていて、他の人格はみんなその残っている二人に殺された」と言い、大学病院の教授が虐待のために解離を起こしていると言っていた等と捲し立てる。どのような犯行だったのか尋ねると、インターネット上に「痴漢サイト」というのがあって、痴漢したい男と痴漢されたい女の出会いの場がある。そのサイトに入ると、「○月△日、○○線の□号車の△番目ドアの傍にわたし(女性)が立っている。わたしは痴漢されるのを待っている」というので、その電車に乗るとすぐにそれとおぼしき女性の股間に手を置いたら騒がれて捕まったというのである。「痴漢サイトなんて本当にあるのですか」と私が尋ねると「あるんです」と答える。どうやら父親からの虐待、それによる多重人格と解離性障害、さらに「痴漢サイト」を理由にして無罪を主張したいらしいのだがそれは無理だろうと思う。子どもの頃に受けた父親からの身体的虐待を何度も繰り返し訴えていたのが印象的だった。

【ケース⑳】 二十六歳、男性。中等度の知的障害。知的障害者の作業所で黙々と真面目に働き、とても素直な人柄だったようである。義兄(姉の夫)が彼に性体験を教えようと思いい風俗に連れて行く。セックスに対する快感と「女性に対する刷り込み」があったようだ。ある夜、帰宅途中の女性を公園で強姦殺人してしまう。強姦しながら、「あの時みたいになつてよ」と叫びながら犯行に及ぶ。無期懲役になり、刑務所内で死ぬまでのあいだ私は診療にあたっていた。いつも陽気で笑顔、真面目に作業を行っていた姿が思い浮かぶ。セックスのことなど知らなければ穏やかな一生だったのかも知れない。知的障害者では原始的愛情欲求の表現としての性的行為や同性愛的な表現が少なくない。

【ケース㉒】 二十七歳、男性。強制わいせつからペドフィリア(小児性愛)へ。二十歳頃に電車の中での痴漢行為。初めは大人の女性が対象であったが、徐々に対象が子どもへ移っていき、幼女に対する強制わ

いせつで少年刑務所に三回入り、再び逮捕され拘留所で私が診察することになった。「自分が宮崎勤のようになるのではと心配」さらに「異常なかもしれないです。犯行時にペニスが勃起しない」と訴えた。生育歴や家族歴を尋ねると、父親は大学教授、母親も薬学部の教授と語るが実は薬剤師。学歴については「中学及び高校はロンドンの学校に通っていた」と、堂々と語る。学歴や家族歴はすべて嘘であつて地元の高校を卒業後ブラブラしている間に痴漢を繰り返していた。多少の真実を交えつつ語るのは虚言症者の常套手段である。つまり荒唐無稽な明らかに嘘と分かるような話し方でなく、多少はもつともらしい内容になっている。彼の場合、拘留所にいる未決囚の診察ではあつたが、かなりの回数診察をおこなつた。診察が終わるごとに成育歴、犯罪歴などを身分帳と照らし合わせて見ると、彼の語る内容はほとんどが嘘だと分かる。診察で「あなたの話すことは事実と違うようだ」と伝えると、まったく表情を変えず「ええ、そうです」と語る。犯罪内容は公園で遊んでいた幼女に対する強制わいせつ。白昼堂々とおこなつている。宮崎勤の件については彼の精神鑑定書が出版されているから家族から差し入れしてもらつたように話し、「ペニスが勃起しない」ことについて、これも嘘ではないかと思ひ何度も問いただしたが「本当のことです」と言う。

早速知り合いの矯正技官（心理）たちに連絡を取り、「性犯（性犯罪者）で痴漢がいたら加害行為時に勃起するかしないか尋ねる」ように依頼したところ、勃起しないのが半数くらいいましたという報告を受けたのだつた。このことが後述する「ケース痴漢研究」に繋がっていくことになる。いずれにしても、痴漢の対象年齢が次第に幼児へ向かうこと、虚言症、勃起しないことなど、性犯罪者の心に潜む問題が垣間見ることができたケースであつた。

【ケース②③】連続強姦のために刑務所入所。私が彼に出会つたのは懲役十年の刑期の途中であつた。強迫症状、不潔恐怖、身体に対する極度のこだわりを訴えるので、抗うつ薬を投与した。しばらくは落ち着いていたが、訴えは周期的で落ち着く時と激しい苛立ちを見せるときがあつた。入所して七年経つた頃に、

しきりに「マスターベーションをしても射精しない。このままだと体内に精液が溜まり精神的におかしくなる。薬を抜いてくれ」と訴え拒薬が始まった。この奇妙な訴えが始まっておよそ三か月後に舍房で縊死した。「射精して精液を体外に出さないと精液によって精神がおかしくなる」という感覚はどうしたものだろうと思う。まず投与した抗うつ薬による副作用として勃起不能や射精不能という報告はない。むしろ稀ではあるが、持続勃起状態になることがあると副作用の欄にある。精液を巡る奇妙な身体図式、繰り返された強姦もこの身体図式から理解されるようである。被害者に対する感情は微塵もないようだ。ケース⑱のような「女性に対する憎しみ」や「女性が怯える顔を見たい」といった女性に対する感情と羞恥心の欠如と「精液を体内にためておいてはいけない」という奇妙な観念が特徴的だった。

【ケース⑳】二十代前半、男性。仲間三人と輪姦。三年の刑を受ける。一般刑務所に入所していたが幻覚妄想状態になり医療刑務所に移送され、私が主治医になった。成育歴を聞いても特筆するようなことはなく、高校時代の遊び仲間とライトバンを乗り回し、被害者を車に押し込み輪姦に及んだのだった。共犯者たちについては未詳。彼の幻覚妄想状態は投薬によりすぐに落ち着いた。出所時期が間近だったので元の一般刑務所に戻ることなく医療刑務所から出所することになった。出所直前に母親が私に面会を求めてきたので会うことにした。被害者の女性の悪口、つまり訴えないで示談で済ませてくれれば良かったのにと悔しそうな表情を見せる。少年事例でも示したように、「母親の態度」あるいは「被害女性にも責任はある」といった言動があった。私は犯行の前後やそれ以前に幻覚妄想状態になったことがあるか尋ねたが、母親はきっぱり否定したのだった。ところが彼の出所から数ヶ月後にこの母親から電話があり、私と話をしたいと言うのである。「先生、息子の話だと幻覚が見えるって言うんです」という内容だった。彼の犯行は統合失調症前駆期のものであったのか、刑務所に入所した時期に発病したのか。いずれにしても入所中に私が治療した時には入所によるショックから一時的に精神病状態になったものだと考えていたのだった。その後の経過を私は知らない。

## 五 精神障害のケース

【ケース②】初めて出会った性犯罪者。病院に勤務して最初に受け持った病棟は男子閉鎖病棟で、別名「北関東収容所チベット病棟」と言われるところだった。収容人数五十人、私が勤務したときに「この二年間一人も退院していない病棟、だから暇な病棟ですよ」と言われた。ほとんどが慢性の統合失調症、一年以上入浴していない不潔恐怖の人、「俺の身体には子宮が入っている」と叫ぶ男性妄想患者など。

五十人のカルテを読んでいると診断名は「統合失調症の疑い。三十二歳から精神病院に入院。閉鎖病棟に入院しているが、途中で二度開放病棟に移る。その度に猥褻行為を繰り返し、閉鎖病棟に戻っている。十五歳時、近所に住む性格異常者に監禁されホモセクシャルな暴行を受けた」とカルテに記載された男性がいた。彼が四十二歳時に両親が病院に現れ、「入院してちょうど十年になるので、刑務所に入っても出所する頃だと思うのですけど」と言っただけで来た。どんな事情なのか詳しく尋ねると、父親は学校の校長先生。患者は高校卒業後就職するが、電車の中で強制わいせつを繰り返した。性欲の問題だろうと考えた両親は、結婚を急ぐ。女児が生まれ歩き始めた頃、妻と娘と三人でデパートに買い物に行く、なんと妻と娘の見える前で女性店員のスカートに手を入れることがあった。裁判では裁判長から「刑務所に行くか、入院するか」と言われ、両親は病院を選んだと話す。私との面談で両親が「刑務所でも十年したら出られるだろう」と言った言葉の意味がやっと分かった。しかし、病院に入院している間に二度開放病棟に移ったのはブラブラしているだけで、幻覚や妄想があるわけでもないで閉鎖病棟に入れておくのも気の毒だと思った当時の主治医が開放病棟に移したのだった。移した途端に農作業中に近くを通りかかった数名の女子学生のスカートを捲ってしまいうさま元の閉鎖病棟に逆戻り。これを十年間で二度やったらしい。しかも開放病棟に移ってすぐのことだった。その話を両親に伝えると顔を曇らせて退院要求を取り下げて帰って行った。この患者に「何故、強姦まで行かなかったのか」と尋ねると、ニヤリと笑いなが

ら「刑の重さが違うから」と言い、刑法の話を始めたことがあった。幻覚妄想を一度も訴えたことがないので、診断名は「統合失調症の疑い」のままだった。私がこの病棟を離れて二年ほど経った頃、私の次に主治医になった医師から彼について「最近、幻聴が聞こえると言うんだよ」と教えられて驚いたことを覚えていた。一見したところどこにでもいる四十代の男性にしか見えない。スカートを捲る現場を見た人によると、興奮するわけでもなく無表情で淡々としていることに驚いたと話してくれた。性欲だけでは説明できない不気味さ、奇妙さを抱えているのが性犯罪者なのだと感じた。

【ケース②⑥】白昼堂々と強姦しようとする統合失調症患者。二十八歳時、三か月間精神病院に入院。その後、三十二歳まで精神病院の入退院を繰り返していた。三十二歳時、精神病院を無断離院し強姦及び窃盗事件を起こす(強姦致傷)。事件後、精神鑑定を受け、心神喪失となり措置入院となる。三十四歳時、無断離院して昼間に人通りのある道端で女性を押し倒し逮捕され、即刻再入院となった。その後も何度か無断離院し私が会った頃は閉鎖病棟に入院していた。事件後数年経ってから面談すると、幻聴が聞こえてきて興奮してセックスしたくなると語る。「白昼堂々と人が通る道端で襲うのですか?」と尋ねると、「場所がどうのとか関係ないね」と笑う。精神鑑定での診断は「統合失調症、幻覚妄想状態。病的な衝動とこれに対して制御不能」というものであった。向精神薬があまり効果を發揮していない難治性の統合失調症という印象をもった。

【ケース②⑦】二十一歳、男性。躁うつ病。精神科デイ・ケアに通所中の痴漢行為で逮捕された。うつ病と思われたが抗うつ薬で躁転(うつ病から軽躁状態に変化)し、女性の身体に触れたのだった。私が彼に会ったのは、事件後に入院し落ち着きデイ・ケアに参加し始めた頃であった。事件の話に対して、とても恥じ入っている様子。もう聞かないで下さいと話していた。性犯罪でも病名が異なるとこれほどまでに性犯罪に対する態度が違うものかと思った。羞恥心、自責の念は躁うつ病では見られるが、統合失調症では難しいかも知れない。

## 六 研修会などのケース、研究報告など

児童福祉領域ではケースについて守秘義務が厳格である。成人の事件では裁判が公開なので事件の概要を知ろうとすれば比較的簡単に情報が手に入る。したがって類似のケースについて過去のものと比較検討することも可能であるが、未成年者の事件では過去に類似したケースがあるのか、さらには事件がどのような経過を辿ったかなど知ることはできない。八王子医療刑務所に転勤してからクローズドな研究会や精神鑑定で未成年者のケースが報告されることがあっても発表するのは難しい。ここで紹介するケースは読者に特定されないように手を加えたつもりだが、マスコミに報道されたので気がついた読者もいるだろう。ケース⑳は大量殺人の犯人である。『精神鑑定書』が出版されている。ここで注目して欲しいのは、彼が凶悪事件に至る前に深刻な性犯罪を繰り返していた点である。性的問題というよりも激しい性依存症である。ケース㉑は女兒監禁事件。この事件の犯人について単行本が出版されているので詳細は触れない。このケースでは強迫思考（強迫性人格障害）とギャンブル依存が目立つ。最近も女兒監禁事件は後を絶たない。スマホやSNSの利用が問題になっている。何人かの監禁事件犯人に面接をしたことがあるが、みな異口同音に「ドアーに鍵をかけていなかったから監禁はしていない」というのである。被害女性を身体的にも精神的も支配しようとする欲望が見てとれる。

【ケース㉒】有名な事例。幼少期から落ち着きなく、迷子になることも多い。子どもの顔に石や泥をぶつける、つばを吐くといった行為が見られた。小学校時代には、いじめ、乱暴、さらに小三時女の子の胸に手をつつ込む、女兒に性器を見せる、自家金品持ち出しがあった。本人によると、他人の汚れや他人の汗に触れることが非常に気になる、ソフトボールの試合中に、漢字が頭に浮かぶと空に指で文字を書いたり、声に出して言わないと気が済まないと言語。中学生になると、女子の弁当に精液をかけたり、服に精液をつける。中三から痴漢行為が始まる。飼った猫の首を絞めたり、クロロホルムを使用した強姦を空想したり

している。高二時には精神科を受診している。症状としては注察妄想、関係妄想、幻聴が見られ統合失調症を疑われた。二十一歳時に強姦事件を起こし精神病院に入院し、飛び降り自殺を企てる。二十二歳時に再び強姦事件のため少年刑務所に入所した。出所後ホテル嬢などを殺すと脅かし、金を払わず肛門性交などを繰り返す。性欲を満たすのに手段を選ばない。ところが一方で、結婚という社会的制度に固執する面があった。結婚四回、養子縁組一回（二十七歳～三十五歳の約七年間）、三十四歳と三十六歳時に傷害事件を起こす。三十八歳時に某小学校に侵入し凶行に及ぶ。精神科治療歴では、リスパダール2ミリグラムが著効を示したが、勃起不能になると言う理由ですぐに拒薬してしまふ。

彼を診察した精神科医は九人と言われている。中には統合失調症と診断した医師もいる。それよりも小学三年生から始まる性的問題行動の激しさに驚く。中学時代に見られる精液を振りかける行為や頭に言葉が浮かぶ強迫思考までのところは児童相談所で扱う事例でも見ることがある。激しい性依存症の萌芽が認められる。

【ケース⑳】 長期間にわたる少女監禁の事例・精神鑑定では統合失調型人格障害と診断されたが、入所後の経過を見ると強迫性障害と思われる。診察時に用意された椅子に座る前に水で濡らしたティッシュペーパーで拭いてからでないと座らない。十年以上も少女を監禁したが反省の弁はない。不潔恐怖と身体に対する極度のこだわりを訴え続けていた。収集癖、ギャンブル依存が語られた。依存症と母親との葛藤、さらに監禁について「鍵をかけていなかったこともある」と言い、監禁を否定する。少女をまるでモノであるかのように話すのが印象的だった。

【ケース㉑】 痴漢研究。ケース㉒のところで紹介した痴漢行為中に勃起するかどうかの調査をおこなった。これは日本社会安全財団から科研費をいただいたものである。東京都内のメンタルクリニックのデイ・ケアに参加している痴漢を対象とした。このクリニックを平成十八年五月から平成二十年八月までに受診した性的問題を抱える人は九十八人だった。性犯罪や薬物犯罪で逮捕された人が治療を受けることで減刑を

望んで受診する場合も少なくない。そうした人々に対して初診時に「痴漢行為時に勃起するかしないか」を尋ねたところ、勃起しなかった人は半数の四十九人、必ず勃起した人は三十人、残りは両方ある人だった。勃起しないタイプでは、例えば電車の中で痴漢行為をする際に、被害者の容姿や衣服などを覚えていない。つまり被害者に対して好みといった感情は希薄であるのが特徴であった。一方勃起するタイプは被害者の顔や衣服について記憶があり、「誰でもよかった」わけではないようである。前者を衝動型、後者を性欲型として分類してみると、治療方法も変える必要があるように思われた。それは調査対象者の一人が話してくれた体験談がヒントになっている。「性欲はコントロールできるが（性）衝動はコントロールできない。スイッチが入るととめられない・・・」というものである。衝動型・性対象が曖昧で感情を伴わず（無意識的行動化）勃起も伴わないタイプ。薬物療法＋認知行動療法（CBT）。性欲型・性対象は明確で感情を伴い（意識的行動化）勃起を伴うタイプ。認知行動療法（CBT）

衝動型は言語化できないタイプと言えるかも知れない。ケース②の「痴漢サイト」は被害者の容姿などを全く記憶していなかった。彼の頭にあるのは父親からの虐待と解離、それに衝動的な性欲なのだろう。

この調査の対象になった人々の家族を対象に家族に対する集団カウンセリングが行われていた。ケース⑥の母親のように「悪いのは息子だけじゃない。挑発するような服装をしている女にも責任がある」と語る家族がほとんどであるとカウンセリング担当職員は呆れていた。

## Ⅱ どのように見立てるか

自験症例を見てきた。思いつくままにコメントを付けてみたのだが、もう少し詳しく理解するための基礎知識として、まず「性の発達」についてみていく。「性的問題」を性に関する病名や精神疾患の病名、犯罪名などを紹介していくことにする。

## 一 性の発達

性的問題、例えば強制性交（強姦）や強制わいせつのような性犯罪、児童の性加害行為、性嗜好障害などの人々を数多く見てきたのだが、彼らの人生航路を見ていくと、何が彼らをそうした方向に向わせるのか分からないことが少なくない。自験症例を検討してみると、第一章でコメントしたように児童虐待など親の不適切な養育、歪んだ女性像の形成、羞恥心のなさ、後年になって精神病発病など様々な要因が考えられる。精神形成の問題と共に身体的な「性の発達」について考えてみたい。

「性の発達」と言くと、成長・成熟・衰えのような図式になりがちだが、ラルースのセクシャリティ事典にある「年齢とセクシャリティ」の項目を見ると、幼児・児童期、青年期、成人期、五十代以降の四つの時期に分けて、それぞれの時期のセクシャリティについて、「性的興奮の機能の進展は、人間にとって避けられないものであり、性的興奮に関する興味は年齢とともに形を変えながら存在し続け、その表現も変化するもので、それを不可避的なものとして受け取るよりも、適応の視点から考えるのが重要である。性的生活はそれぞれの時期から見ると、ポテンシャルと限界を持っている」と述べられている。年齢の変化とともに性的興奮のありようは変化するのだが、昔から性に関する様々な言説が数多くある。例えばフロイトを例に挙げるとそれは百年以上も前のものである。その頃と現代とで成長・発達に関して大きく異なるのは、思春期スパートの時期が早くなったこと、寿命が延びたことである。人間の発達図式と年齢の關係が様変わりしたため、性に関する社会的慣習と年齢の「取り決め」や「常識」も変更を余儀なくされる。

現在の一般的な発達区分は、乳児期（〇～一歳）、幼児期（一～六歳）、児童期（六歳～十二歳）、青年期（十二歳～十九歳）、成人期前半（二十～三十歳代（ヤング・アダルト期）、成人期後半（人生半ばの過渡期四十～四十五歳、中年に入る時期（四十五～五十五歳（更年期）、中年期（五十五～六十五歳、老年期（六十五歳～七十四歳（ヤング・オールド）、七十五歳～八十四歳（オールド・オールド）、八十五歳～（オ

ルデスト・オールド)。日本人の思春期スパート（思春期成長促進現象）は、男子十二〜十三歳、女子十一〜十二歳がピークと思われる。かつては日本人の思春期スパートは他の国よりだいぶ遅かったが最近ではそれほど差がない。老年期のヤング・オールドは前期高齢者であり、オールド・オールドは後期高齢者にあたり、社会福祉制度区分と同じである。思春期が早くなったため性交開始年齢も早くなったのかもしれない。初潮や精通も低年齢化している。日本では戦前には十代後半だと言われていたので、身体の変化と社会的常識がずれるのもやむを得ない。初交年齢は何歳が良いのだろう。

高齢者のセックスについてはどうであろう。古代から近代初期にかけては、高齢者になるほど希少な存在なので、「古老」や「長老」という尊称で呼ばれ、長生きしたということが尊敬の対象になっていた。平均死亡年齢を見ると、明治二十四〜三十一年（一八九一〜一八九八年）が四十二・三歳、大正十五〜昭和五年（一九二六〜一九三〇年）が四四・五歳、昭和二十二年（一九四七年）が五十・〇歳である。第二次世界大戦後は昭和三十年（一九五五年）六十三・六歳、昭和四十年（一九六五年）六十七・七歳、昭和四十八年（一九七三年）七十・七歳と七十歳代になり、平成三十年（二〇一八年）の日本人の平均寿命は、女性が八十七・三二歳、男性が八十一・二五歳である。人生設計を「人生五十年」とは考えられなくなり、特に女性の場合閉経期が人生の折り返しになっている。高齢者の性欲については、老年心理学の領域でかなり以前から「決して枯れてはいない」ことが報告されている。一九九〇年に、スウェーデンで高齢者のセックスが問題となる事件が発生した。自宅に住む高齢者の夫が、介護施設に入所しているアルツハイマー病の妻の所へセックスするために訪れ、アルツハイマーで自覚のない妻へのセックスは強姦ではないかとの疑問が生じ、夫にセックスを許すべきか否か大論争になったのである。日本でも高齢者のセックスについて札幌医科大学・熊本悦明教授が笹川医学医療研究財団の依頼を受けて、一九九二年から一九九三年にわたり、日本ではじめての高齢者男女を含む本格的な調査を行なった。一緒に住んでいる二十歳以上の男女に週に何回セックスをするか尋ねていて、それによると七十歳代以降の高齢者でも「月に一〜二回のセッ

クス」と回答している人が十〜二十%にのぼり、八十歳前半の男性でも十二%であった（回答総数…男性約八千人、女性約三千人、すべて既婚者。妊娠中の女性は含まない）。

## 二 性的問題と年齢

### (一) 自慰行為

乳児からすでに性的興奮は観察される。自慰行為を主訴として受診することはほとんどないので医療機関では出会うことはないが、児童福祉施設の嘱託医をしていると、幼児を扱う施設職員から幼児の行動について報告を受けることがある。また幼稚園の昼寝の時間に性器に触れながら恍惚とした表情を見せることもあると言う。幼児の自慰行為を母親から嫌われ見捨てられた子どもだった。高校生になると自罰的にリストカットを繰り返し、ボーイフレンドには四六時中「好きだと言って」とせがんでいた。幼児期の自慰行為は愛情不足によるのかもしれない。二〇世紀の初頭には、自慰行為が多くの研究者たちによって精神疾患の原因になると報告されていたのだが、現在はどのように考える人はほとんどいないであろう。自慰行為は問題行動なのだろうか。

『情緒障害児短期治療施設における性的な問題への対応に関する研究』（第一報）では、小学生男子三百五人、小学生女子二百十人、中学生男子二百七十九人、中学生女子二百十二人を対象に性的問題について、質問紙を用いて職員が回答している。「人前で性器を触ったり、マスターベーションをする」という質問に小学生男子三%、小学生女子九%、中学生男子五%、中学生女子一%と回答している。「人前で」ということ、さらに職員に確認されているという条件のためか頻度は低いように思われる。自慰行為に関連して「性器いじり」については、「他人の性器やプライベートゾーンに触れる」では小学生男子低学年

二十六%、高学年十六%、小学生女子低学年十八%、高学年九%、中学生男子十%、中学生女子七%であった。これほど頻度が高いのはどのように考えればよいだろう。

性志向(セクシャル・オリエンテーション)は一般的に異性愛が多い。同性に志向が向かうのは同性愛、男性であればゲイ、女性ではレズビアンと呼ばれる。相手は男性でも女性でもどちらともいう場合にはバイセクシャルと言われるのだが、小学生低学年ではバイセクシャルが多いと言われる。思春期を迎える頃から異性愛に向かう傾向が強まり、同性愛の傾向は隠れていくようである。「性器いじり」の高頻度の背景にこうしたことを考えてみる必要があるように思う。ケース①やケース③の「ペニスを舐めさせる」行為が対等な力関係によるものならば同性愛的な面もありそうだが、相手の肛門への射精は違うであろう。

## (二) 被虐待体験との関連から

児童福祉施設に入所する児童に被虐待体験が見られることは少なくない。前出の『情緒障害児短期治療施設における性的な問題への対応に関する研究』(第一報)によれば、「過去に接触型性的虐待を受けている」という質問では男子五・三%、女子十三・五%と高率に見られる。また「ボーつとすることがある、振り返りが出来ない」(解離症状)では、男子十三・〇%、女子十五・四%、「自己評価が低い」男子五十九・六%、女子四十四・三%のように虐待の後遺症と思われる症状の出現も高い。いずれにしても、性的問題行動や性非行と被虐待体験は相関しているようである。この報告書では、性的行動の男女差について、「触る」「見せる」「強要する」など、性に直接結びついた行動は男子に多く、「近づく」「接近する」というような間接的な形で問題となる場合が女子に多いと指摘している。

被虐待体験から性的問題を起こす場合、そのような行動を「性化行動」と呼ぶ。性非行の背後に性的虐待の深刻さが見られる場合も多い。児童福祉施設内で性的加害をする児童が性的被害体験を受けている場合には、被虐待体験から性加害へという方向、女子の場合には性被害が反復されることがある。被虐待体

験に由来すると思われる脱抑制性愛着障害の子どもでは、初対面の異性に纏わり付きベタベタと身体接触を図る行動が見られる。そのために女兒から挑発されていると感じる職員もまれではない。反対に男児の場合に、女子職員が添い寝をすると職員の太股にペニスを押しつけてくることもある。家庭にいるときに性的刺激に曝されてきたと推測され、女子職員には「そんなふうになくても、傍で寝てくれるだけで良いの」と言うようにアドバイスすることになっている。対人関係のありようが挨拶や会話といった言葉によるよりも性的行為を介して行われると思われる。そして性的行為の方法や対象によっては性的問題になる。

### (三) 性の発達と歪み

性加害(性犯罪、性非行など)に関する自験症例については第一章で述べたが、母親との関係が色濃いケースを紹介してみよう。

#### ① 無射精セックス

幼児期に髪の毛を三つ編みにしてスカートをはかされ「おまえみたいな男の子じゃなくて、可愛い女の子が欲しかった」と母親から言われた男児は、児童自立支援施設に入所して小学四年時、精通前に性交があり、「おれは男だ」と刺青もしていた。母親に対する憎しみは強いが、セックス相手の女兒には親しみを感じていたようである。射精できるわけもなく、ただ挿入しているだけで満足だったと語る。母親の虐待ぶりは甚だしく、冬に裸で戸外に放り出されたこともあり、一方で兄はとでも大事にされたというものだった。セックスの相手になった女兒は二歳年上ですでに初潮を迎えていたという。

#### ② 異性のイメージ

母親から虐待を受け児童福祉施設に入所し、その後真面目に働いていた少年にガールフレンドができた。しかし、彼女に指一本触れようとせず、その一方で強姦を繰り返していたのである。逮捕された時、彼はこう語った。「母親みたいなチャラチャラした女はやっても(強姦)いいんだ」。彼の心の中では女性像は

嫌悪と尊敬の間に引き裂かれていて、嫌悪の対象は強姦の対象なのかもしれない。理想化された対象はセックスの対象とならないのである。強姦は被害者に愛情や尊敬を持たず、従ってセックスの際にも愛撫することも前戯もない。

### ③愛撫は煩わしい

下着盗や覗きでは、マスターベーションをしていることがかなりの割合で見られ、射精の道具として行われる。性器の露出を繰り返していた男性は「自分を変なのか、セックスのときに愛撫とか前戯なんて煩わしく、さっさと射精したいだけなんです」さらに「すらりとした女子高生の制服を見ると後ろ姿でもスイッチが入ってしまうんです。どうしてもスカートの中を見たくなくなるんです」と語る。生育歴を尋ねると母親や女性に対する怒りを述べる。情愛に満ちたやりとりの出来なさが性犯罪の背後にあるのは、この青年だけではないようである。

### ④相手を思いやる心

ある性依存症の女性は、両親が自殺したことや子どもの頃に学校から家に帰ると母親が見知らぬ男性と裸でいるのを目撃したことを語っている。結婚後、子どもができたが夫が不在時に誰彼かまわず誘惑し、セックスを繰り返していた。しかもほんの数分で行為は終わりすぐにその場を立ち去ってしまうという。抗うつ薬を服用し、徐々に安定してくると夫への気遣いをみせるようになった。治療の転機は、夫への気遣い、つまり「相手を思いやる心」だと思われる。

## 三 性的問題の分類

いわゆる性的問題について様々な領域で分類されている。ここでは、児童精神医学、精神障害、非行・犯罪の分野でどのような名称で分類されているか見ていくことにする。

## (一) 児童精神医学の領域から

性的問題と呼ばれるものの中で、性犯罪や性非行とは言えないが問題となるものがある。自閉症の研究で有名なレオ・カナーは『児童精神医学』の中で「性行動の諸問題」という章を設けている。どのような項目があるか見ていくことにする。本来、児童精神医学において性に関する問題や非行は担当領域なのが、日本では歴史的に福祉や教育の領域で扱われることが多かったので、児童精神科医を名乗る人でも関心を持っていないことが少なくない。

- ① 自慰 ア自己自慰、イ相互手淫、ウ心理的あるいは精神的自慰
- ② 異性に対する興味と行動 ア性に対する好奇心、イのぞき見、露出、ウペッティング
- ③ 同性愛行為、ア近親性愛、イ挿物愛（フェティシズム）、ウ猥姦

## (二) 精神疾患から捉える

日本の精神医療では診断基準としてICD-10 国際疾病分類第十版（一九九二年）『疾病及び関連保健問題の国際統計分類』（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems）世界保健機関（WHO）を用いている。来年には第十一版になる予定である。もう一つの診断基準がDSMアメリカ精神医学会「精神疾患の分類と診断の手引」Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders<sup>①</sup>、二〇〇三年にDSM-5が発表された。発達障害が大幅に変更され、アスペルガー障害がなくなり「自閉症スペクトラム」に含まれるようになったのはよく知られている。

性的問題に関する精神科診断名は、これら二つの国際分類ではほとんど同じである。ここではICD-10を紹介する。

F64 性同一性障害（F64.0 性転換症、F64.1 両性役割服装倒錯症、F64.2 小児（児童）期の性同一性障害、

F64.8の他の性同一性障害)

F65性嗜好障害 (F65.0フェティシズム、F65.1フェティシズム的服装倒錯症、F65.2露出症、F65.3窃視症、F65.4小児性愛、F65.5サドマゾヒズム、F65.6性嗜好の多重障害、F65.8他の性嗜好障害)

F66性発達及び方向づけに関連する心理及び行動の障害 (F66.0性成熟障害、F66.1自我異和的性の方向づけ、F66.2性関係障害)

F64～F66の大カテゴリーのうち、「F65性嗜好障害」のカテゴリー内に性非行・性犯罪と共通する病名が挙げられている。第一章に挙げたケースを振り返ると、フェティシズムによる下着盗とマスターベーション、「怯える顔が見たい」という露出症、女子トイレでの「窃視症(のぞき)」、痴漢行為の対象が成人女性から幼女に向かう「小児性愛」、さらに「他の性嗜好障害」では、卑猥な電話をかけること、混み合った公共の場での性的刺激のために人と接触すること(ヤワリ魔的行為frotterism)と説明があり、痴漢も性嗜好障害に含まれる。しかし、強姦(強制性交罪)にあたるものがないように思われるのだが、F65.5サドマゾヒズムがそれにあたる。この点で犯罪名と疾患名が必ずしも一致するものではないことが理解されよう。

Pedophile (ペドフィリア、小児性愛)の定義を紹介しておく。子どもや思春期前の(十三歳未満)子どもに向けられた性的嗜好をいう。小児性愛者は十六歳以上で、被害者との間に少なくとも六歳年上の差がある。男性が九十%である。大人を対象にしない、あるいはできない。関連する問題行動や犯罪として、児童虐待、児童ポルノ、セックス目的の旅行と児童売春が挙げられる。

性嗜好障害(パラフィリア)に類似した言葉として性倒錯と性依存症がある。かつて日本では変態性欲(Sexual perversion)とこの言葉が使われていた。英語圏で普及していたParaphiliaを意識した「性的倒錯」とこの言葉が大正時代頃から次第に普及するようになった。ところが英語圏ではSexual perversionがParaphiliaに変化し、日本語では変態性欲が性的倒錯(あるいは性倒錯)になり、さらに性嗜好障害が用

いられるようになった。フランスでは、性的快感を得るために繰り返されたParaphilie（性嗜好障害）をPerversion（性倒錯）と呼び、犯罪性のあるものも性倒錯と呼ばれたのである。犯罪性の有無で性嗜好障害と性倒錯を区分する場合もあるが、精神医学では、性的快感を得るために繰り返された性嗜好障害は性倒錯と呼んでいる。性倒錯は、正常ではない方法で性的快感を求めようとする性的関係のすべてであり、通常の性交では満足が得られず、執拗な繰り返し・共感の欠如・性的依存が見られるものを言う。性嗜好障害という用語になって、異常なもの、あるいは善悪の価値観による見方が薄められたかもしれない。

Addiction sexuelle（性依存（症））では、性的満足よりも相手に対する融合的な依存（共依存）であり、痴漢やレイプ、わいせつ行為、セクハラ、のぞき、盗撮、売春など条例や法に違反するものだけではなく、強迫的なマスターベーション（サイバーセックス）、風俗店通いがとまらないなど、合法的なものもある。依存的行為の四段階として一、性的刺激に関心を奪われる、二、興奮を求める、三、制御困難な行動化、四、絶望と罪悪感へと進んでいく。こうした性的問題行動に対して、「性依存症」と呼ぶことにより病気と見なされ、治療戦略として認知行動療法、カウンセリング、抗うつ薬投与が挙げられる。

性依存症者は、性依存症者≠性犯罪者ではあるが三つの側面がある。一、嗜癖行動としての側面・強迫的（コンパルシブ）、衝動的（インパルシブ）、反復的（レペティティブ）、貪欲的（グリーイティブ）であり、この四つの要素を満たすものは行為（プロセス）依存と呼ばれ、性的問題行動もこれらの四要素を兼ね備えている。二、性差別としての側面・性依存症者の認知の歪みや、女性観の歪み。被害者が性的な行為を望んでいたと認識している加害者や、「女なら男性の性欲を受け入れて当然である」という、嗜癖行動を継続するための都合のよい価値観としての性差別が存在する。三、犯罪としての側面・性依存症には犯罪としての要素がある。強迫的な性的行動の背景には被害者が存在していることが多く、治療プログラムの中で「被害者への謝罪」や「被害者の痛みを理解する」という側面は欠かせない。いつ頃から性的問題の背景にあるこうした面が作りあげて行くのだろう。ケース⑳の生育歴や問題行動歴を見ると、小

学校低学年からと思われる。

### (三) 非行・犯罪から捉える

性犯罪とは、強制性交等罪、強制わいせつ罪など性的自由を侵害する犯罪や、公然わいせつ罪、わいせつ物頒布罪などの総称である。第一章の自験症例で「強姦」とあるのは、刑法の改正前に起きた性犯罪だからその当時の名称を用いたためであり、現在ならば強制性交等罪である。強制性交等罪とは、「暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の人に性交、肛門性交又は口腔性交（以下、「性交等」）をし、または、十三歳未満の人間に性交等をする内容を内容とする犯罪である（刑法百七十七条）。性犯罪の中で最も重い犯罪とされる。かつては被害者が女性の場合のみに限定されていた（強姦罪）。改正刑法案が二〇一七年（平成二十九年）六月十六日に可決成立、同年六月二十三日に公布、七月十三日施行され、これにより強姦罪は廃止された。男性が被害者の場合を含め、性別不問の規定となり、また非親告罪となっている。強制わいせつ罪（刑法一七六条）については性的自由に対する罪（個人的法益に対する罪に分類される）として位置づけられ、強制性交等罪と罪質の多くの点で共通している。強制性交等罪と異なるのは、強制わいせつ罪の行為が「わいせつな行為」である一方で、強制性交等罪は「性交等」であるとなっている。と言うことは、ケース①②⑬は強制性交等罪になるかもしれない。かつての強姦罪のように加害者は男性、被害者は女性に限定されなくなっているのだから。

第一章のケースで性犯罪と思われる罪名は強姦罪（強制性交等罪）、強制わいせつ罪、それに迷惑防止条例違反の痴漢及び電車内における強制わいせつである。「電車内等におけるいわゆる痴漢事犯」は、各都道府県の迷惑防止条例違反の痴漢事犯、又は強制わいせつ事犯として、認知・検挙される。各都道府県は、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」等の名称で、いわゆる迷惑防止条例を制定し、同条例において、「人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であり、

公共の場所又は公共の乗物において、衣服等の上から、又は直接人の身体に触れる」などの行為を痴漢行為として禁止し、罰則を設けている。痴漢行為が強制わいせつか、あるいは迷惑防止条例違反か、判断は難しい。

身体接触を伴う性犯罪以外に第一章でケースとして挙げた犯罪では、性的動機で行われる窃盗（下着盗など）、性的動機で行われる脅迫（ストーカーなど）、軽犯罪法違反（のぞき）などがある。性犯罪者を精神疾患に関連づけてみると、次の三つに分類される。①性嗜好障害と性犯罪が重なるタイプ（性依存症も含まれる）②精神病（特に統合失調症）に罹患して性犯罪をおかすタイプ③精神病や性嗜好障害などの精神障害がないと考えられる性犯罪者（ノーマルな性犯罪者）。このように分けて見て思うのだが、やはり性犯罪者にノーマルはないと思う。

性犯罪者の予後を検討するツールについて後述するが、強制性交等罪が「暴行又は脅迫を用いて・・・」とあるように、性犯罪が暴力を伴うかあるいは精神疾患を伴うかが重要な視点なのである。

#### 四 性的問題の説明と理解

##### (一) 性的問題の背後にあるもの

問題行動や非行・犯罪はどのようにして起こるのだろうか。少年犯罪についての説明概念がどのような変遷を辿るか検討するのは興味深い。但し、説明概念の変遷であってこれは事実かどうか分からないのだが、現象がうまく説明されていれば良いのである。戦後の非行少年について「経済学から教育学を経て心理学・精神医学へ」と説明される。これは非行原因についてである。戦後の貧困、食べ物がなく食糧を盗むことが多かった。つまり経済の問題。次に貧困から家族病理へ向かう。親の躾の問題が指摘されるようになっていく。昭和二十年代には養護施設に大勢の戦災孤児が入所していたが、暖かい家庭での経験があり、衣

食住が供給されれば子どもたちの多くは健全に育っていった。しかし、昭和三十年代の養護施設入所児童はすでに被虐待児の様相を示し始めていたという。愛着障害、対人関係問題などが出現し、さらに何でも「こころの闇」と言うようになり、最近ではみんな発達障害と言えは解決したような気になっている。

かつて児童相談所は「性的問題」をあまり統計に載せなかった。そつとしておこうという雰囲気があった。性加害、性被害が詳しく検討されるようになったのは児童でも成人でも最近のことである。さらに強姦罪が強制性交等罪になり、被害対象が女性だけでなく、老若男女を問わなくなり、JGBなど性同一性や性志向の問題も考えなければならなくなっている。従って、かつては性的問題と考えられていたことが現在ではそうでないこともある。しかし、いずれにしても性的問題の中心にあるのは性欲、性的快感を中心に他者の支配、依存など相手に対する強烈な感情と言えるかも知れない。性的問題の背後にあるものについて、その要因となる事柄を列挙してみよう。

- ① 知能・知的障害者では原始的な愛情欲求の表現である場合がある。
- ② 被虐待児童の性愛表現・両親のセックス場面を見て、施設で類似の行為を保母に行う。
- ③ 性欲、性衝動の文脈・発達と年齢、思春期スパート、衝動のコントロール不良。
- ④ 対象に対する支配欲・男性性の顕示、女性に対する敵意、児童虐待。
- ⑤ フェティシズムとの関係・人間関係がモノ的である。
- ⑥ 虚言、盗み、暴力、薬物など性的問題以外のこと注目する

## (二) 性加害の思春期青年期の人々を理解するには

「性的問題」の背後にあるものを列挙してみたが、フィル・リッチ (Phil Rich) が学問的に青少年の性非行に対する指針 (Pathways to Juvenile Sexual Offending) を理論的にまとめている。

### ① Physiological theories (身体理論)

行動は、性的欲求や興味を満たそうとする身体的欲求によって導かれる。

② Behavioral theories (行動理論)

行動はそれに先立つ刺激、つまり、非性的攻撃行動、性的好奇心の充足、性的動因を含む刺激に影響される。

③ Cognitive theories (認知理論)

思考と態度は、反社会的、性的攻撃行動、他人を犠牲にする行動に影響する(レイプ神話尺度、痴漢神話尺度、神話と事実の検証)「認知の歪み」

④ Social learning theories (社会的学習理論)

個人は、役割モデルや、環境の中でモデルとなるような行動から学ぶ。また、個人の置かれた社会環境から、理念や思考や行動をまねることによって獲得する。(ポルノや漫画の影響、保健の授業の影響)

⑤ Developmental theories (発達理論)

発達の初期の段階で、身体的、認知的、情緒的な各側面に関して必要な支援を受ける必要がある。その支援が、継続的に行われず失敗すると、その人の、自己同一性、自己イメージ、他者と関係を保つ技能及び行動の発達に関して、後々の発達段階まで影響を与える。

⑥ Psychodynamic theories (精神力動理論)

態度、関係、自己認知、行動は、無意識や原始的動因に拠って形成される。それは、その個人の現実の機能状況に強い影響を与えている。

⑦ Attachment and object relation theories (対象関係理論)

社会への愛着、敵意は早期の親・子関係によって形成され、早期の愛着関係の衝撃は、人生の全ての段階における思考、感情、関係性、自己同一性、行動に影響する。

⑧ Systems theories (システム理論)

人は、その人がその一部である、より大きなシステムと恒常的な相互作用を行っている。そのため、人は、社会から影響を受け、社会に影響を与えている。つまり、人々の相互作用、反応、行動は、より大きな社会の影響を受けている。もちろん、そのシステムの持つ病理的な側面も含めてである。

⑨[Trauma theories (トラウマ理論)]

性的虐待や物理的な暴力被害のトラウマは、深刻な情緒的、認知的問題を形成する。それが原因と考えられる神経学的な変化が、トラウマをいやすための性的攻撃行動に走らせる。

⑩[Theories of psychopathy (精神病質理論)]

自己の諸欲求を充足しようとする強い動因に影響され、他者の欲求充足を無視したり、他者の欲求を気にかけなかったり、他者との感情的関係をほとんど感じようとしなかったりする。自己の欲求によってのみ突き動かされ、他者や社会は配慮の外にある。

Understanding 'Assessing' and Rehabilitating Juvenile Sexual Offenders' by Phil Rich (Author)  
Chapter 4 : p58-76' 2003' Gilford

(三) 児童思春期における性的問題の検討

上述したリッチの「モデル」は、青年期から成人における性犯罪者の検討に適している。児童思春期の児童における「性的問題」については、もっと具体的に以下のように知能、発達障害の問題や家庭、学校などの環境、さらに友人関係を詳しく検討する必要がある。

① 発達の問題 (生物学的)

ア 知的能力、発達障害、精神病、第二次性徴の発現、いわゆる身体的成長における「思春期スパート」の開始等をチェック。

イ 児童期・思春期とも、発達障害、精神病 (児童期に発症する統合失調症、思春期に発症する統合失調

症などは、性的な行動統制の乱れとして発現することもある）に伴う、認知障害、パルノイア傾向、被害感情等を検討しておく。

ウ 児童期にあつては、「思春期スパート」の開始時期（性ホルモンの分泌が活発化し、性的な関心が高くなると共に、身体的な変化に対する自我異和的感情が生じやすくなって、心身バランスが崩れやすくなる）と知能水準が問題になる。知的水準については、適切な対人関係能力の形成、衝動統制、他者との関係における自己評価などの基礎を形成するため、相対的な知的能力と、現実的なアチーブメントとの相関を検討すべきである。知的に高い場合には、様々な方法（ネット、漫画、テレビ、ゲーム等）で得た性的な知識（総合的でなく、断片的で偏ったものが多い）を加工して独自のファンタジーを形成させていることがある。

エ 思春期以降においては、性的欲求の強さの身体的基盤をチェックしておく。性的犯罪は、性的衝動の力とそれを社会的に統制し、適切な形で発散する（昇華ではない）バランスの崩れと捉える視点もあり、身体的な意味での性的な能力や衝動の強さを検討しておく必要がある。

② 社会環境的問題（家族、友人関係、学校、地域社会、全体社会における文化）

ア 家族の問題が最も大切な観点である。男子少年の性犯罪では、母子関係のありようが最も大きい影響を与える。母子密着、母によるダブルバインド的な支配（心理的虐待とも言える）が、問題の大きさを左右すると言つても過言ではない。両親が離婚している場合には、特に母親の性格と、母の少年への期待のありようが問題行動に直結する。両親がそろっている場合でも、両親の夫婦仲が問題になる。父親の影が薄い場合に問題が大きくなる。

イ 知的能力の高い少年で、母親との関係に困難な問題を抱えている場合には、早期に外部からの介入を行わないと、様々な防衛機制を發展させ、将来の人格障害的な問題につながることもある。

ウ 次に友人関係である。学校との適応状態も関係するが、児童期においては、チャム（同性の親しい男

生徒の仲間）が形成されていることが望ましい。チャム・シップ（H.S.サリバン）は、家庭環境のゆがみを仲間集団にもまれることによつて解消する最も健全な治療的集団になり得る。交友関係が限られたり、チャム・シップがなかった場合には、家庭内に閉じこもること、外部との関係が遮断され、価値観や、ものの見方、ファンタジーの逸脱度をチェックする機会が失われやすくなる。

エ 思春期前期で、このようなチャムとの関係を持つことが価値観や認知・思考のゆがみを解消する機会になる。

オ 学校、地域社会では、少年および家族の適応状況を見る。学校と家族がトラブルを抱えていたり、地域から孤立するような状況になると、問題が大きくなりかねない。

③心理的問題（認知傾向、衝動統制、記憶のありよう）

ア 発達障害の有無に関係なく、記憶の方式や記憶のパターン、執着力、ファンタジーに耽溺する傾向の有無を検討する。

イ 衝動統制の問題があるかどうかを日常生活状態から検討する。行動に問題があるときには、どのようなきっかけで、どのような内容の衝動行為があったのか、それがおさまるときにはどのような経過だったのかを観察する。

ウ 認知傾向は、日ごろの作文や、友達関係・教師との関係で「被害的」、「攻撃的」、「偏執的」な言動をすることがなかったか、何かに執着したり、通常とは異なった表現をすることがなかったかなどを精査する。

④性情報との接触の現状

ア 大きく分けて、友人から、雑誌（漫画）、インターネット、マニアックなコミックなどに分けられる。イ これだけで判断するのではなく、対人関係の持ち方と合わせて考察することが求められる。

これまで見てきたように、小学校高学年、中学生と高校生では、「性的問題」の背後について想定する

内容にかなり違いがあることが理解される。それは事例を見ても分かることだが、児童自立支援施設入所児童に対して少年院やあるいは家庭裁判所調査官たちが研究した内容を当てはめるのは無理があると思う。児童相談所が扱う年齢層では守秘義務と保護に注意が払われ、調査研究の蓄積がなされていないためである。

### Ⅲ どのように処遇するか

性的問題を引き起こした後に、児童相談所での通所指導や養護施設、児童自立支援施設、家庭裁判所から少年院、あるいは裁判所から刑務所へと様々なところで処遇される。まず簡単に性犯罪者の処遇の歴史に触れ、成人に対する保護観察所などのプログラムを見てみよう。それから性加害のある未成年者や児童のケアについて述べることにする。

#### 一 性犯罪者処遇の歴史と「性犯罪者処遇プログラム」

##### (一) 処遇の歴史

日本で性犯罪者に対する治療プログラムが始まるきっかけは、二〇〇四年（平成十六年）十一月に起こった奈良の女児誘拐殺害事件であった。性犯罪者の再犯防止策の充実を求める声が高まり、平成十八年から全国の保護観察所で導入されたのだった。世界的に見ると一九七〇年以前から行動療法などが行われていたのである。本格的には一九七〇年代の認知行動療法の登場と処遇ターゲット（性犯罪者）の拡大、さらに一九八〇年代の Relapse Prevention Model（再発防止モデル、RP）の導入、一九九〇年代の RNR（リスク・ニーズ・レスポンスモデル）、二〇〇〇年代初頭の動的リスク要因の導入、Good Lives Model（良

い生活モデル：GLM）、そのSelf Regulation Model（自己統制モデル：SRM）GLMやRPモデルの改良版と続く。

認知行動療法は、問題行動（性犯罪）の背景にある自らの認知（物事の考え方、とらえ方）の歪みに気付かせ、これを変化させることによって、問題行動を変容、改善させようとする方法である。日本はカナダのプログラムを基調として用いている。犯罪者のコーピングスキルや対人関係スキルといった要因における改善度の程度が再犯予測に有効とする研究があるものの、「性犯罪者は社会にいずれ帰って来る」という意味では、世界的にSORNA（Sex Offender Registration and Notification：性犯罪者の登録及び地域社会への通知に関する最低基準を定めたもの）が注目されている。

## （二）プログラム

処遇の歴史に登場する横文字は何とも分かり難い。いくつかの具体的な例を示すことにする。何故、このようなものを性加害児童の処遇の論文に書くかと言えば、性加害児童に認知行動療法をベースとした方法が適当か考えて欲しいからである。児童に認知のゆがみがあることは理解できるのか、グループでの処遇が可能かなど、根本的に無理が多いように思われる。

### ① リラプス・プリベンションについて

認知行動療法の技法のひとつ（Relapse（再発）Prevention（防止））

ア 対象者自身の事件のパターン（サイクル）を特定する（できごと、蓄積、危険な状況、引き金）  
イ それぞれの段階に応じた「具体的な対処」の計画を立てる（必要なスキルを教える）

ウ 計画を日々の生活の中で実践して、結果を評価する（必要に応じて計画を修正）

### ② 保護観察所と矯正施設のプログラムで共通している方針

ア 性犯罪のプロセス、イ 認知の歪み、ウ 行動修正・問題解決の獲得、エ 被害者共感性・理解を促

す、オ 再発防止計画をつくる

## 二 加害児童に対するケア

認知行動療法やMDIのような方法が児童に有効だとは思わない。ではどのような方法があるだろうか。ここで述べるのは、これまでの治療経験から心得ておくべきこと、注意点などを列挙する。

### (一) 面接時の注意点と目標

#### ① 面接の仕方

性加害の内容について尋ねると「分からない」「良く覚えていない」「言いたくない」などという言葉が多い。嘘をつくかも知れない。性的問題を起こす児童は嘘をつくことが多いのは承知の上で、同じ質問を繰り返すこと。このことは児童にも前もって話しておく。「前にも聞いたことだけど」「同じようなことを聞かれていると思うかも知れない」と言いながら会話を進める。面接ごとに内容が変わることが少なくない。

#### ② 面接で尋ねる内容

ア 「安易な謝罪」「偽りの洞察」に注意。

イ 標的症状(課題)を明確にする。つまり以下のことを丁寧に尋ねる。

成育史、自尊心、行為に対する認知、怒り、不安、自己表現、孤独感、愛着、性的興味など。

#### ③ 被害者に対する感情

被害者に対して、多くの場合、「黙っていたらいいのに」とか、拒否しなかったのだから嫌じゃなかったんだ、あるいは自分からすすんでやってきたなどと責任転嫁の傾向が強い。被害者に対してすまない

思う加害者は少ない。小児性愛では、「子どもだから顔を覚えられないからやった」という者もいる。被害者の話ができるようになることがカウンセリングが進んだかどうかの目安になる。

## (二) 被虐待体験・トラウマの扱い方

### ① 被虐待体験

虐待の後遺症と発達障害の二次障害における類似点。多動、解離、愛着障害、攻撃性と受動性。自己価値観の低下（罪責感、自己卑下）、抑うつ的、強い不安などに注意する。

### ② 性教育と「ブライベート・ゾーン」

施設内での性教育、性虐待を受けてきた児童への性教育では、「自分の身体を大事にすること」と「他人の身体も同様に大切なのだ」と繰り返していく。

### ③ トラウマについて

- ・トラウマはすぐには「標的」になりにくく、トラウマは成長と共にさまざまに作られる。
- ・行為直後にはまるで何もないように振る舞う。つまり「事後的」である。
- ・事件直後よりも数年後に様々な形でパニックや解離症状となって出現する。

## おわりに

これまでに関わった性的問題を持つ児童、青少年、成人のケースを集めて書き始めてみると、次々と記憶の底に溜まっていた顔が浮かび上がってきて、收拾がつかない状態になってしまった。犯罪名がつくようなケースは扱いやすいのだが、性犯罪とは違って児童の性的逸脱行動などケースとして挙げるか迷うことが多かった。そして児童自立支援施設に入所する児童を対象にした研究や専門書はほとんどないのは今

も昔も変わらない。だから十代前半の非行の特徴を述べるのに少年院入所の性加害者の分析を並べたり、そうした文献を参考にしながら処遇を考えたりする。これは悲劇である。かつて国立武蔵野学院調査課長だった佐久間健氏に「非行少年といっても、ここにいる子どもたちは一般の非行少年たちと全く違うのですよ」と、教えていただいた。同じようなことは犯罪心理学者の空井健三先生からも聞いていた。だからケースを挙げていくと、どのように分析すれば良いか、どのような処遇が良いのか悩んだ。性加害に対して成人と同じように子どもたちに認知行動療法が可能だとはとても思えない。「認知の歪み」と言ったところで、それを理解する児童は少ない。やはり被虐待体験に由来する愛着の問題や性愛表現、性衝動のコントロール不良、思春期スパート、対象に対する支配欲や男性性の顕示、女性に対する敵意などを丁寧に探ることなのだと思う。

私が児童自立支援施設（当時は教護院）に勤務している頃は、入所事由に「性的いたずら」という項目があつたかなかつたか、余り記憶に残っていない。時々印象に残るケースはあつたが、入所は一施設に一人かせいぜい二人だつたと思う。最近のように入所児童の40%が性的加害だなどということはない。それのように性的問題の児童が増えてしまったことについて正直なところ何が原因か分からない。それよりも性的問題のある人々に対して、セクシャリティ事典 (Petit Larousse de la Sexualité Larousse 2007・パリ、ラルース社二〇〇七年) に書いてある以下のように考えてみようと思う。「最も性的生活を享受できる人々は、情愛に満ちた生活を送り、性に関する経験を役立てる術を知っているのかもしれない。セクシャリティは、それぞれの時期の肉体的、精神的だけでなく人生そのものの健康度の指標である」と。性的問題は人生の健康度を損ねているのである。

## 性的問題を抱える児童への支援

## 性的問題を抱える児童への支援

## 〔性教育の取り組み〕

宮城県さわらび学園 指導班長

田中佳二

## I はじめに

当学園への入所理由を見ると、①障害診断（疑いも含む）及び②被虐待児童が増加する傾向にある。対人関係の苦しさ、自分の気持ちを相手にうまく伝えることができない、自己肯定感の低さから、いつもネガティブな思考に陥ってしまい、結果として、家庭や学校などで、自分の居場所を作れないまま、触法行為、暴力行為等を繰り返し入所に至るケースは多い。表1に示したとおり、過去二か年の統計からもその傾向が読み取れる。

性的な問題を抱える児童についても同様である。家庭の中で認められることが少なく、認められようと

努力しても認めてもらえない。知的障害もあり衝動性のコントロールも苦々なことから、性的いたずらを繰り返してしまった中学男児、厳格な父親への反抗と自分を受け入れてくれる男性を求めて援助交際を繰り返した中学女児など、生活に満たされない感情を持ち、追い詰められた状況下で、性的な問題へと発展し入所してきている。II章では性非行を主訴として入所した二つの事例を紹介し、III章では、当学園で実施している性教育について紹介する。

## II 性的問題を抱える児童への支援

### 一 事例一 児童A（以下「A」という。）

#### (一) 年齢・性別・在園期間

十五歳・男児・七か月経過（入所中）

#### (二) 入所理由

Aは中学一年の九月、同じ中学校に通う中学二年女児の下半身を衣服の上から触るわいせつ行為があり、学校内で指導を受け、父母からも児童相談所へ相談した。その後、病院や放課後デイサービスセンター（以下、「日施設」という。）の利用を始め、性的な問題行動は見られなくなったが、家庭内暴力を振るうようになってきた。

(表1)

平成30年度 入所児童措置事由

	窃盗 万引き	傷害 暴力	相暴	放火 火遊び	薬物等	家庭内 暴力	家出 徘徊	施設 不適応	不良交遊	性非行	養護 虐待	その他	計
男子児童	2	2	0	0	0	3	1	1	0	1	1	0	11
女子児童	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	4
計	3	2	0	0	0	3	3	2	0	1	1	0	15

平成29年度 在籍児童措置事由

	窃盗 万引き	傷害 暴力	相暴	放火 火遊び	薬物等	家庭内 暴力	家出 徘徊	施設 不適応	不良交遊	性非行	養護 虐待	その他	計
男子児童	3	2	0	0	0	5	2	3	0	7	2	1	25
女子児童	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	7
計	3	4	0	0	0	5	2	4	0	8	4	2	32

中学二年の九月、H施設の利用者である高校生や同級生女児にもわいせつ行為をして、エスカレートしていった。被害届が出され、警察の調査期間中にもH施設において同様のわいせつ行為を繰り返し、一時保護となった。一時保護所在籍中は、Aに対し性加害の教育プログラムが実施されたが、その後も同室の小三男児にわいせつ行為を行うなど性的問題行動を起こし、中学二年の二月に入所に至った。

### (三) 入所後の生活状況、支援内容

Aは自閉スペクトラム障害、チック症、軽度知的障害と診断されており、理解力に乏しい等の特性を持つ。入所時の聞き取りでは、入所理由を尋ねても「わからない」と答え、質問の意図を理解できない様子であった。他児らと交わる場面は少なく、職員と関わる時間が多くなっていた。生活日課は概ね問題なく取り組むことができ、職員の指示には素直に従うこともできていた。また、宿直職員の布団を準備するなど優しい面も見られた。年度替わりに担当職員が寮を離れる際には、感謝の気持ちを話すことができていた。生活に慣れるにつれて、日課の中で自分の興味関心が持てない際に、駄々をこねるようになり、注意をすると態度が豹変し、暴力を振るうようになった。

入所してから一か月が経たない頃、朝方、小五男児（以下「C」という。）の部屋へ入り、Cに触れようとすると性加害未遂行為があった。Aに対してCの部屋へ入ったのか事実確認を行うと、初めは表情を曇らせ黙り込むも、正直に話すように伝えると「入りました」と答えた。理由を問うと「好きだから」、「胸や腹の近くを服の上から触った」と答えていた。Aに対して、この状態では他児らとの生活はできないことを伝え、別室に移動するよう促すと素直に従う様子は見られたが、時間が経過するにつれて指示を聞くうとしなくなり、「Cの部屋に入っていません」、「嘘です」と駄々をこねていた。職員からの叱責に一旦は落ち着いたが、しばらくするとまた駄々をこね始めた。一時保護中は、自分よりも立場が弱く、高圧的な態度をとれば自分に従うような児童を対象としていたが、今回も同じような児童が対象となった。Aに

対しては①学園心理士（学園所属）から、なぜ行動に至ったのか、なぜその行動はいけなかったのかを伝える。②Aに対してわかりやすく、なぜ他児の部屋に入ってはいけないのかを伝える。③児童相談所からも指導してもらおう。④当面、宿直職員と嘱託員は寮内の共用スペース（ホール）で仮眠をとるようにする（現在も実行している）。⑤Cは一人の部屋にせず、Cを守るような児童と同じ部屋での生活をさせることとした。このような対応を継続することにより、その後は、性加害未遂行為は見られなくなった。また、対応方法を児童相談所と再検討し、Aには強く指導するのではなく、淡々とAに分かりやすく伝え、マルカバツで物事の善悪を単純化して判断させることとした。以前の指導場面から比べると、Aは理解しやすくなり、特性上その場限りのものとなってしまうことも多いものの自分なりに考え、謝罪することもできるようになった。女性の実習生に対して、不適切な発言があった際にも、女性職員から、Aの発言が不適切だった理由をわかりやすく伝え、納得できている。

入所してから五か月後に新入児童が入寮すると、寮の雰囲気や環境が変わったためか、消火器を投げようとするなど粗暴行為が増え始め、夜間無断外出もあった。落ち着かない状態が数日続き、他児らの安全面やAの不安定な状態を切り替えることを目的として、一か月間の医療保護入院をすることとなった。入院中は大きな問題行動もなく、落ち着いた生活を送っていた。担当医から、Aの行動は様々な障害があると診断されていたようだが、すべて軽度ではなく中程度の「知的障害」の行動で説明がつくことを伝えられた。また、Aに何かを尋ねた際に「わからない」と答えたのは、本当に「わからない」ことであり、無理矢理解らせることは負担でしかないということや、不安定な状態となった際には、Aを一人にして落ち着くのを待つことがよいなどの助言を受けた。その後、病院を退院し、学園で生活を送ることができている。

#### (四) 今後の課題

Aは性加害を主訴として入所している。Aの特性上、これまで起こしてきた性加害についての振り返りを行うことは難しく、どの程度までの振り返りを行うかについては検討中であり、支援方法はまだまだ工夫が必要である。また、退所後は児童相談所から家庭復帰をして地域の支援学校へ登校させるという方針が出されているが、Aがこれまで起こしてきた性加害は広く地元で知られているため、どのように理解を得ていくのかについても考えていく必要がある。

#### 二 事例二 児童B（以下「B」という。）

##### (一) 年齢・性別・在園期間

十四歳・女児・一年四か月（退園）

##### (二) 入所理由

Bの言動に不審を抱いた父親が、Bの自室を探ったり夜間の行動をうかがったりしていたところ、Bの援助交際が発覚し、父親がBを連れて警察へ相談し指導を受けた。しかし、その後もSNS交流サイトを利用して不特定多数の男性と援助交際を繰り返していたことが発覚し、同様の行為を繰り返す虞れがあり、犯罪にも巻き込まれかねないとして警察からの身柄付き通告で一時保護された。父親はBの日記に「死ぬばいいのに」などと書かれていたことにショックを受け、Bに対する拒否感が強くなり、母親はBの監護に自信をなくしていた。

原因となる背景として、再婚同士の父母は以前から喧嘩が絶えなかったこと、父親が仕事のストレスや不満からBや姉弟に怒りをぶつけていたこと、自宅購入に伴う転居により、Bは新しい中学に通うことに

なるが友達ができず、成績も振るわなかったこと、さらに、頼りにしていた異父姉が進学を機に別居し、父親のBへの暴言暴力が激しくなったことなどが考えられる。

母親は精神疾患を患い、仕事と家事育児に支障をきたすようになり、父親の暴言暴力を止めることができなかった。Bによれば、援助交際をしたのは、一番助けて欲しかった母親も、身体的虐待を知っていた学校も助けてくれなかった。自分の癒しだった猫まで父親がいじめたため、居場所を求めて援助交際をしたと話していた。

### (三) 入所後の生活状況、支援内容

入所当初、新しい人間関係を築くことへの苦手意識があり、本やマンガを読んで物静かに一人で過ごすことが多かった。学園の日課には比較的早く慣れ大きな問題行動はなく、また分教室での態度は入所当初から退所までの間、非常に真面目だった。

人間関係では、同級生や先輩女兒と徐々に関わりを持つようになったが、些細なことでトラブルが起きると、他児や職員への不満を露わにすることが多くなった。その都度、そのような場面を捉えて、担当面接を行い、Bが工夫できることはなかったか、またBが改善することはないかなど考えさせ、トラブルや失敗は成長するためのチャンスであることを繰り返し伝えた。しかし、Bは、自分に非はない、と他罰的な思考になることがほとんどであり、職員の助言も受け入れにくいという傾向があった。

入所五か月頃、作業で行う梅ジュース作りのために準備されていた瓶の消毒用焼酎を、職員の目を盗み先輩女兒を誘って飲酒していたことが、他児からの相談により発覚した。職員が事実確認し証拠を見せてもなお、嘘を繰り返したが、時間をかけ行った面接で最終的に自分の行動を認めた。個別指導の中で、飲酒をしてしまったのはストレスが溜まっていて、飲みたい欲求を止められなかったから、また、嘘をついたのは自分さえ良ければいいと思ったから、父親から暴力を受けていた時の恐怖心から、職員から怒られ

るのが怖かったからと正直な気持ちを打ち明けた。他罰的思考は変わっていないが、自分のストレスを社会的にも適切な方法で発散できるようにすることがその後の目標となった。

家族関係では、他児の家族面会の場面を見たり、進路を考えたりする中で、拒否的で面会にも来なかった父親を責める気持ちを持ちつつも、自ら父親へ手紙を書いたことをきっかけに、父親の面会や一時帰省を定期的に行えるようになった。

担当職員との信頼関係が深まりつつある頃から、生活場面での面接や、三か月に一度の課題整理の時間を利用して丁寧面接するようにした。また、その都度、職員の役割分担により、Bの気持ちを受容したり、Bの思考の傾向に気づかせたりすることを心がけ、入所の主訴である援助交際になぜ至ってしまったのかについて話題にしたが、父親の暴力など他者への非難や責任を求める傾向は続き、なかなか内省は深まらなかった。

入所中には学園心理士（児童相談所との兼務職員）による面接も定期的（毎月一回〜二回程度、一回一時間〜一時間三十分）に実施した。その面接において入所初期は、学園生活の中の不満や入所主訴について他罰的に発言すること多かったが、入所中期頃からは、学園心理士から提案された心理教育も受けられるようになっていった。しかし、例えばリラクゼーションの方法を提案されるとしばらくは試してみることが、思うような効果を感じられなければ意味がないなどと白か黒の思考になったり、他罰的で周囲に変化を求めたりする思考傾向はあった。一方、次章で述べる性教育（集団指導）の時間は真面目に参加していた。

家族関係は、一時帰省や進路に向けて話し合いを繰り返す中で表面上改善し、父親の暴力もなくなった。Bは父親が変わったから援助交際は繰り返さない、大人を信用できるようになったから困ったことがあっても一人で抱え込まずに相談できる、と考えるようになった。最終的に希望校に合格したことが自信となり、家族もBの家庭復帰を希望したことから退園となった。

#### (四) 今後の課題

家庭復帰させる時期としては最良であったかもしれない。しかし、他罰的で自分の意に添わない助言を受け入れにくいという思考の特徴を持つBに対し、内省を求め、入所主訴の再発防止のためにどうするかを考えを深められるようにすることは難しかった。

退園事後指導で、職員との信頼関係を基礎として児童相談所とも協力し、家庭での生活を見守っている。

### Ⅲ 学園での性教育

#### 一 導入の経緯と目的

県内の児童養護施設において性的逸脱行動が発生したことを契機として、県内児童養護施設と児童相談所が連携して対応できるように、「宮城県内児童養護施設等における被措置児童間の性的逸脱行為への対応指針」が平成二十六年一月に策定された。この指針に基づき、それまでは職員が担当児童への個別の支援として又は寮単位で行っていた性教育を、学園全体で取り組む業務として位置づけ、平成二十六年度に性教育係を新設し、その係が中心となって性教育の実施体制を整備した。目的は、児童が学園で安心・安全に生活するために、被措置児童間の性的逸脱行為の発生を予防することである。

なお、学園としては、「さわらび学園における被措置児童間の性的逸脱行為への対応指針」を平成二十九年四月に策定した。

## 二 取り組み内容

### (一) 児童の性に関する知識・経験の確認

新入児童が学園で安心・安全に生活できるよう、入所直後に発達状況や性に関する知識・経験及び入所前の受傷内容の確認を行い、いじめや暴力を受けた際の早期発見に繋いでいる。実施方法は、「新入児童日課で行う、性に関する知識・経験の確認票の目的・手順（職員用）」に基づき、児童に目的を伝え、確認票を使用しながらアンケート形式で性知識や経験等を確認していく。また、資料に基づき、プライベートゾーンや第二次性徴、性暴力などについて、最低限のマナーを説明する。もし、不適切なマナーや間違った知識があれば、担当者から指導することもある。さらに、性被害を受けた経験が事前に分かっている場合は初めから複数で対応するなど聞き取りは慎重に対応し、聞き取った情報については、園内や児童相談所等と必要な範囲で共有することも伝えている。

### (二) 記録の整備と生活環境の整備

前述の「新入児童日課で行う、性に関する知識・経験の確認票の目的・手順（職員用）」と「入所児童の性に関する知識・経験の確認票」の使用や、各寮の支援日誌に、「気になる性的言動」の項目を追加するなど、心配な情報は見逃さずに記録し共有するようにした。また、寮の居室や風呂場の脱衣所など、プライベートに配慮しつつ、死角となる場所を職員が意識して、性的逸脱行為の発生防止を図った。

### (三) 性教育

学園や分教室職員の他、外部講師を招いたり、地域の保健所を訪問したりするなど、様々な視点から「性」について学べるよう年間計画を立てて実施している。平成三十年度実績を紹介する（表2）。

(表2)

## 平成30年度 性教育年間計画

月	内 容
4	性教育係打ち合わせ、職員研修及び性教育研修準備、講師と実施日程等の調整。
5	性教育係打ち合わせ、講師と実施日程等の調整。
6	6/5 性教育オリエンテーション（各寮性教育係） 6/14 性教育第1回：いじめ防止のための人権講座（仙台弁護士会） ※男女合同で実施。 ※指導班長より、学園の権利擁護システムについての説明実施。
7	上旬 性教育第2回：年齢に応じた性知識分教室実施（女兒：本校養護教諭） 性教育第2回：年齢に応じた性知識分教室実施（男児：分教教諭） ※小学生、中学1・2年、中3に分けて実施する。
8	8/3 性教育第3回：学園での性のマナー・性発達の個人差（各寮性教育係） ※各寮にて実施。 8/10 性教育第4回：男女の適切なつきあい（学園心理士） ※男女合同で実施。
9	9/4 性教育第5回：防犯学習～犯罪に遭わない・犯罪を行わない～（仙台南警察署） 男児：身近な犯罪行為（いじめ、暴言、暴力、デートDV） 性加害についても触れ、犯罪行為であることを伝えていただく。 女兒：犯罪に遭わないために（SNS等からの犯罪） 性被害に遭わないための自衛手段を教えてください。 ※男女合同（一部男女別） 9/20 性教育第6回：性交渉について（助産師）
10	初旬 性教育第7回：分教室命の授業（分教室外部講師）
11	11/10 性教育第8回：保健所訪問（太白区保健所） ※テーマ：デートDV・性感染症の相談について
12	年間反省と来年度事業計画立案
1	
2	
3	次年度講義を依頼する外部講師と、おおよその実施日程等の調整を行う。

① 第一回「いじめ防止のための人権擁護講座」

仙台弁護士会所属の弁護士に依頼し出張講座を行っていた。いじめとは何か、相手や自身にどのような影響があるか、いじめを受けた時の対応、いじめと法律について等、小中学生にも分かりやすいように説明していただいた。中には、いじめの被害、又は加害の経験を持つ児童がいたが、それぞれ自分の経験を振り返り、再発防止のためにどうすればよいか考える機会にもなった。講座はいじめに関する講義が主であるが性的な話題も織り交ぜいただき、SNS等でのいじめや性犯罪の虞がある場面や対処法についても講義していただいた。

後半の時間は、学園の指導班長から、「さわらび学園権利擁護システム」の説明を行った。学園では児童の権利は守られること（もちろん職員も含め）、権利を尊重し合うことが求められること、児童が意見を表明できる仕組みとして、学園のさまざまな場所に設置されている「要望受付票（ニコニコ相談シート）」の使用方や自立支援向上委員の存在について説明した。もちろん、自分の課題に向き合うためにも、困った時には教職員等に相談することを伝えている。

参加した児童はしっかりと学習しており、振り返りアンケートにも答えることができていた。

② 第二回「年齢に応じた性知識」

小学生、中学一・二年生、中学三年生の三つのグループに分けて実施し、小学生には分教室教員が、よりよく育つための生活（栄養・運動・睡眠）について講義を行った。中学生には、本校養護教諭が講師となり、主に男女の思春期の体の変化について講義を行った。小学生からは「わかりやすかったので今後の生活に生かします」、中学生からは「あまりわからないことを基礎から学べた」との感想が述べられ、概ね内容は理解されていた。

③ 第三回「学園での性マナー・性発達の個人差」

この回は、寮単位で実施した。各寮の性教育係(児童と同性の職員)が、プライベートゾーンや第二次性徴、

性暴力について講義を行った。また、具体的な性知識（言葉の説明や性感染症の予防、マスターベーションの仕方等）にも言及し、より詳しい性に関する知識を教えた。

中学生以上を対象としたが（小学生は具体的な性知識の講義は受けたくない）、児童の反応は恥ずかしがりながらも講義を聞いている児童もいれば、自分には関係ないと拒否する児童もいるなど様々であった。拒否する児童に強制はしないが、性教育を受けていなかったり、間違った性知識を持っていたりする児童もいると思われるため、できるだけ多くの児童が適切な知識を持てるような工夫が必要であると感じた。

事後アンケートでは、「すぐく勉強になりました」、「色々な知識があつて戸惑つたがやれてよかつた」、「難しい言葉がいっぱいありました。将来この勉強を役立てたいです」などの感想があつた。この寮単位の性教育は、入所児童に改めて、性に関する知識を指導し、園内での性的逸脱行為の発生予防と、退園後に適切な行動を取れるようにするために、必要であつたと考える。

#### ④ 第四回「男女の適切なつきあい」

学園職員の学園心理士が講師となり、前半は学園職員がロールプレイを行いながら、デートＤＫ等の不適切なつきあい方の気づきを促すと共に、適切なつきあい方を児童自身に考えさせた。後半では、資料を基に、異性と付き合う上で知っておいて欲しいポイント（異性への暴力の種類、異性への暴力がどの程度身近なことなのか等）を確認した。事後アンケートでは、「相手を大切にするのが大事だと思います」、「異性に優しくする」等の感想が多く見られ満足度も高かつた。

#### ⑤ 第五回「防犯学習」犯罪に遭わない、犯罪を行わない」

仙台南警察署の補導員の方に依頼した。この回では、身近な犯罪行為として、今までの講座でも学習してきたＳＳＺでのいじめや性犯罪、デートＤＫ等の話をしていただいた。また、同様のことで犯罪に遭わないための自衛手段についても話していただいた。第一回、第二回で学習した内容をもう一度話されたことと、警察の方から話ということもあり、真剣に聞く事ができていた。事後アンケートでは、「私も同じ

経験をしたことがあります。犯罪はとても近くに存在しているから気をつけて生活したい」と書いた児童がいた。ほぼ全員が「今後に役立てたい」と書いていた。

⑥ 第六回「性交渉について」

地域で活躍されている助産師に依頼し、中学生以上を対象として、男性・女性の生殖器について、プライベートゾーンや性行為について、妊娠の仕組みや避妊の方法等について講義をしていただいた。具体的には、プライベートゾーンは自分だけの大切な場所であること、「性交渉」において何より大切なことはお互いを思いやる心であること、また、女子児童に対しては、自分の体調を知る一助として、月経周期を把握する目的でカレンダーに記録する方法を紹介してもらった。事後アンケートでは「今後の人生においても重要になるであろう貴重な話を聞いた。自分も意図しないことで同じような例にならないようにこれから更に気をつけたい」、「難しい言葉や知らないことも知れて良かった」との感想が述べられ満足度も高かった。

⑦ 第七回「命の授業」

子育て女性支援センターの助産師に依頼し、「大切な命だから」と題して講義をしていただいた。赤ちゃんの誕生には沢山の人が関わっていること、第二次性徴は将来のために体と心を準備している時期であること等のお話の他、赤ちゃん人形を使用して、抱っこ、着替え、おむつ替え等を体験した。児童からは「人形を使って抱っこやおむつの交換をやってみて一人でやるのが大変だと思いました」、「今日教わったことはしばらく使わないけど、将来のために覚えておきたい」との感想が述べられ、アンケート結果でも今後役に立つと感じている児童が多かった。

⑧ 第八回 保健所訪問「デートDV・性感染症の相談について」

仙台市太白区家庭健康課にある健康教育室を訪問し、区職員から性感染症やデートDVについて講話を受けた。性感染症については、その原因や症状、どのように行動するかを詳しく学んだ。デートDVにつ

いても、その概念や相談できる場所について学んだ。

事後アンケートでは、講義項目ごとに、一よくわかった、二わかった、三よくわからなかった、四わからなかったの選択肢を設け、児童二十名に実施した。どの講義項目についても、二以上の回答が得られ、内容理解が図られた。

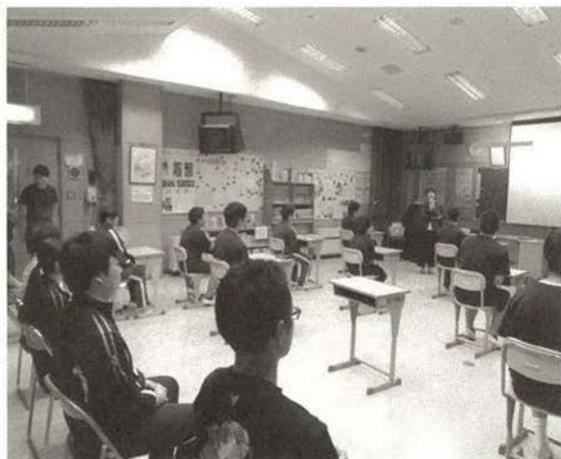
また、「わからなかったところを学べてよかったです。困ったときに、相談することが大切だと思います」「今まで、区役所のことはあまり知らなかったのですが、今回の訪問を通して区役所の詳しいところを知ることができて、よい経験にできたと思います」「とてもわかりやすく自分やまわりの人がそういう状況になったら相談したいなと思いました。ありがとうございました」等の感想が述べられていた。

この保健所訪問は、制服を着用して園外へ出かけるということにおいても、よい経験となった。性教育に拒否的な児童もいるのは事実であるが、いつもとは違う環境で緊張しながらも、全員きちんと講話を聞くことができていた。事後アンケートに述べているように、困った時には自ら相談できるようになって欲しい。

#### Ⅳ 今後に向けて

平成三十年年度の実績と事後アンケートを紹介したが、実際のところ児童の理解度は計れない。しかし、身体接触や性的な言動は、性教育の回を重ねるごとに減ってきているのは事実である。

平成二十六年年度に性教育を学園全体で取り組む業務と位置づけた。長い間、職員個人の裁量に任されていた分野であったが、職員も性教育を受け知識を深めることができた。また、児童と共に学んでいるため、普段の生活の中で、自然な形で児童と共有することもできるようになった。このことも、成果の一つと考える。



事例一のように理解力の低い児童への性教育や、事例二のように内省を深めることは難しかったが、性犯罪の怖さを学んでほしい児童への性教育についてどのように行うか、集団（全員、男女別、学年単位、寮単位）での講義やロールプレイ、グループワークや、児童の特性や主訴に応じた個別での支援など、まだまだ工夫は必要であり、継続が必要であると考える。

# 三方原学園の性教育の取り組みについて

静岡県立三方原学園

専門主査

小林 靖典

専門主査

山中 博喜

主査

吉岡 聡

主任

鈴木 裕賀

看護師

三ツ井 智香子

## I はじめに

性教育とは生教育であると思う。性についてのみ教えていくのではなく、生活していく上で必要なことを教えていくことが本当の意味での性教育であると思う。そして、交替制における性（または生）教育で大事なことは、チームとしていかに情報共有していくか、チームとしてどう支援していくかである。これから三方原学園での取り組みについて紹介をしていく。

## Ⅱ 性教育委員会の立ち上げに至る経緯について

近年、児童福祉施設の現場において、児童による性的問題行動の表面化が深刻な問題になってきている。それは児童自立支援施設も例外ではなく、私たち職員は日常的に性的問題場面に接する可能性があると言える。他の児童福祉施設での性的問題行動が主訴で措置変更されるケースも少なくないが、入所児童の多くは第二次性徴期にあり、一般的に性（または生）に関する興味・関心が高い時期にあることから、性的問題行動の対応に加え、適切な性教育の取り組みも急務となっている。

とはいえ三方原学園に性教育に関する取り組みがなかったわけではない。以前から『性教育』という事務分掌はあり、児童を対象とした思春期教室や保健講座、また学園職員を対象とした性に関する基礎研修を実施していた。ただし性に関する知識が十分ではない一職員が係として割り振られ、ほとんどの場合が一年で次年度の担当職員に引き継いでいくため、係としての取り組み自体は継続していても、前年度の経験を活かした連続性のある試みがなかなかできない難しさがあった。

そのような中で、性教育委員会を立ち上げる契機となった児童間の性的問題行動が男子寮内で発覚した。中学生の男子児童Aが同じく中学生の男子児童Bの性器を触る、舐めるなどし、また相手にも同様の行為を強要した事案だった。当然園内では大きな問題となり、加害・被害児童両名のケアに関して児童相談所の心理職員や保健師にも協力を仰いだ。長期に及んだ性教育は結果的には一定の効果があつたが、この一件で性的問題行動発覚時の職員としての初動体制、その後の関係児童への性教育の方向性、保護者への対応、各機関との連携など様々な協議事項が、当該寮と施設長や指導課長など一部のみで決定していることが浮き彫りとなった。もちろんこれも性教育の実践であり、今までも問題発覚後の対応は基本的には寮ベールで実施してきた。ただし関わった職員の経験が他職員に伝播していかなければ単発で終わってしまい、予防的な観点からも不十分である。今後、施設として体系的に性教育に取り組むためには、今までのよう

に一人ではなく、性的問題行動への主導的な関わりや児童・職員への性教育の実施など、多岐にわたって学びを提供できる専門的なワーキンググループを組織する必要があるとの結論に至った。

以降、性教育委員会の立ち上げに関して、園内の会議で話し合いを重ね、結果として平成二十八年度の夏に各寮一人ずつ計五人と心理職員一人、F S W（現在は看護師）一人の計七人からなる性教育委員会が発足した。立ち上げた当初は具体的な活動内容以前に、組織としての理念や枠組み、大まかな方向性を決める必要があったため、当園での経験年数の長い職員が中心に選ばれた。

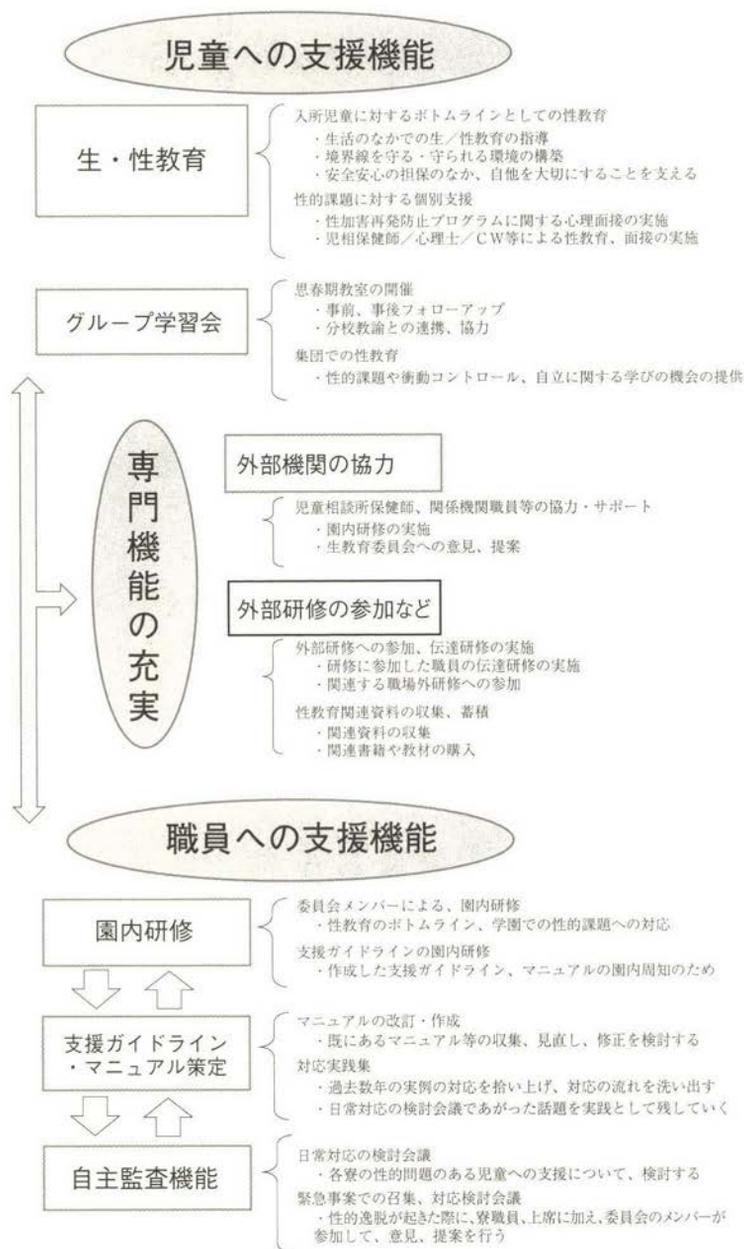
### Ⅲ 性教育委員会の活動

学園では、性教育委員会の活動について、三つの活動を位置づけ、それぞれについて支援を検討することとした。三つの活動とは、①児童への支援機能、②職員への支援機能、③専門機能の充実である。

Ⅰ章で述べたように、入所児童のケアについて考えたとき、児童の性（そして生）への支援が不可欠であることは明らかであった。委員会では『これから手をつけてよいのか、何ができるのか、どんなことを知っているのか』について議論や意見交換をすることから始めたが、まさに暗中摸索といった状態になった。そこで、発想を転換して『何ができていないのか、何はやれているのか、どんなことを知らないのか』について、三つの活動の視点から考えることにした。これまで点で行っていた支援、点にもならず指導員室で「本当は〜できるといいなあ」「これをやったほうがいいなあ」など言葉で終わっていたことなどを、どう具現化し、線につなげ、そして面として広がりのある支援にしていくのかを検討することでニーズに追われて浮き足立ちがちな支援を、謙虚に地に足が着いたものとして進めていくことを目指した。

活動のイメージについては（図1）を参照されたい。三つの活動にはさらに下位テーマを設けた。①児童への支援機能では個別ケアとグループケアといった直接の支援内容である。②職員への支援機能では園

図1 性教育委員会の活動イメージ



内研修、支援ガイドライン・マニュアル策定、自主監査機能が相互連携する仕組みにしている。これは従来行っていたものを整理した（||線にする）ものである。③専門機能の充実では外部機関の協力、外部研

修への参加を位置づけ、この機能を土台にして①児童への支援、②職員への支援を行うシステムとして位置づけている。

## 一 具体的な活動内容（職員への支援機能）

### （一）DVD視聴研修

昨今は児童福祉施設に従事する職員一人ひとりに、性に関する専門的な知識が求められている。専門的な研修に参加することは個々のスキルの向上のみならず、施設内での伝達研修を通して、他の職員にも広めることができるメリットがある。一方で外部研修の参加や外部講師の依頼は諸般の事情により、頻繁に実施できるわけではないため、性教育の研修を通して学ぶ機会はそれほど多くはない。そこで、DVD視聴研修として受講する機会を設けた。子どもの虹研修センターが主催し、映像化された過去の研修講義のDVDを借りて学園内で視聴することで、実際には参加していない研修を学べるようにした。

DVD自体は一週間程度借りることができるため、極力全職員が視聴することができるよう、一週間で六回ほど上映した。結果として職員一人ひとりが施設内における性（生）に対する理解を深める契機となり、アンケートでも参考になったという意見が多かった。ただし「性」というテーマに合致した題材を採らなくてはいけないことや、実際借りるまでは内容を確認することができないため、講義のタイトルと簡単な概要のみで判断せざるをえないことが今後継続するに当たっての課題である。

### （二）基礎研修

先にも述べたように、性教育とは性的問題行動に対する対応や第二次性徴期を迎えた児童らのケアも求められるため、私たち施設職員には専門的な知識や経験が必要不可欠である。経験については日頃の現場

で培うことは可能だが、知識については職員個々によってばらつきがあるため、研修等を通して、全体的な知識のボトムアップが必要となる。当園では性に関する基礎研修として児童相談所の保健師に年一回、四十五分程度の講義を依頼している。学園勤務三年以内の職員を対象とし、一度は必ず参加できるようにした。内容については年によって多少異なることはあるが、主に生命誕生や第二次性徴、性感染症や性教育の実践について学んでいる。

### (三) 演習形式研修

当園では基礎研修のほかに技術研修にも取り組んでいる。具体的にはあるテーマに沿って職員役と児童役に分かれてロールプレイを行う演習形式の研修である。

平成二十九年度は実際に起こりうる、もしくは実際にあった事例をもとに演習テーマを作成した。職員役が児童に対し、設定したテーマや場面の中でどのように話を組み立てるのか、二人一組のペア（同性同士）で次の①～⑤の手順に沿って行った。①事例説明、②ロールプレイヤー（職員役もしくは児童役）、③振り返り（事例の情報、介入の仕方、話の視点）、④ロールプレイ2（③の振り返りを踏まえ、再度同役でロールプレイ）、⑤性教育委員によるフィードバックである。

【演習1 距離感が近く、関わりを求めてくるケースでの対応】

場面…中二男子（女子でも可）は何かにつけて腕をつかんで話をしに来ることが多い。

児童「腕をつかみながら）ねえねえ、先生？」

「手をつなぎ、引っぱりながら）ちよっと宿題見てくださいよ。」

「唐突に）ねえ、先生おんぶしてー（と背中にもたれかかってくる）」

ポイント…年齢相応の対応を意識した振る舞いを教える。

否定（拒否）だけを受け取る結果にならないように、行動の背景（甘えたい、構ってもらいた

い、関心をひきたい) に対して対応可能な関わりに代替する。

【演習2 性的関心に対する疑問(より深い話題)を向けられる場面】

場面…中三男子(女子でも可)と個別面接をしているなかで、ふと聞いてきた。

児童「何でセックスするの?」

「セックスすると子ども

ができるなら避妊とか教

えられたけど、そもそも

セックスなんてしなくて

もいいじゃん。」

「自分は別に気持ちいい

んだからセックスしても

構わない。文句言われる

必要はない。だから自分

の勝手にしてもいいで

しょ。」

ポイント…性的な被害や妊娠の可能性をまずは疑い、確認する。

性的な疑問をきっかけに、性教育の話をするチャンスにする。

セックス(性交渉)の肯定的な面とリスク(危険性)の面を伝える。

演習1と2で職員役と児童役を入れ替え、ポイントについては演習前にはあえて伝えず、演習後の振り返りの中で説明した。研修後のアンケートでは、扱ったテーマが、実際児童からあった質問をベースにしているため、今後の指導に活かしやすいとの声があった。



基礎研修の様子



演習形式研修の様子

他年度には性的問題行動場面を目撃した際の初動について演習したこともあった。今後も極力実際の場面に即し、且つバラエティーに富んだ演習テーマを提供していきたいと考えている。

#### (四) 日常対応の検討

性教育委員会が発足して一年経ち、Ⅲ章で取り上げた委員会の活動イメージを元に、活動結果の振り返りを行った。委員会を立ち上げたことで組織的に性教育について取り扱うことができ、マニュアルの策定や職員向けの研修、児童への支援が充実し始めている中、自主監査的な取り組みについてはまだ不十分であることに気づいた。もちろん、大きな性的逸脱があれば学園全体で取り扱うことになっているが、そのようなきっかけがなければ各ケースの検討会で取り扱うくらいである。しかし、大きな性的逸脱が起これなくても日々の支援の中で大なり小なり性教育は行っているはずであり、それを委員会に取り上げ、再検討することで、必要な性教育が充分になされているのか、学園全体でどのような性教育を行っていく必要があるのかを確認できるのではないかと考えた。

そこで、私たちは日常生活の指導を記した行動記録の中から性に関する指導を抽出し、カテゴリー（表1）に分けてその割合を見ることにした。今回、抽出したカテゴリーは、性教育を広義で捉え、『生教育』に当てはまると考えられるような健康面や対人マナーについても取り上げた。なお、データは行動記録にある指導を抽出したものであるため、記録されていない指導については取り扱うことができなかった。

結果は、対人マナーに関する指導が半数以上で、次に健康衛生指導、進路指導となり、異性交遊や性的発達などに関する指導は合わせても10%にも満たない（図2）。

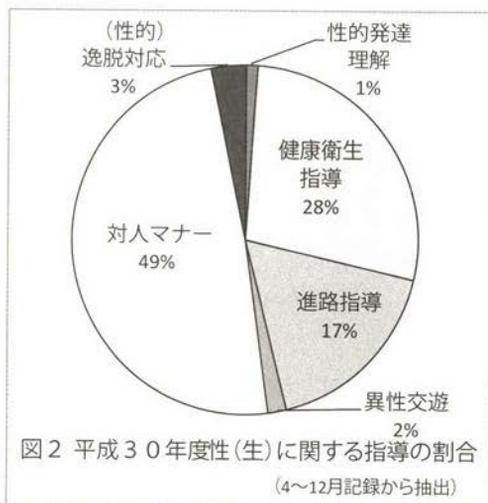
分類ごとに結果を見てみると、対人マナーについては、入所中の児童は対人関係の課題を抱えているケースが多く、性的な発言よりも対人関係のトラブルが起こりやすいため指導が多くなることは自然なことである。また、健康衛生指導が四分の一を占めたことについては、入所児童の中にはネグレクト家庭で育つ

など親に手を掛けてもらっていない児童も多く、指導が多くなっていることが考えられる。

では、性に関する指導が少ないのはなぜだろうか。まず、異性交遊に関しては、学園のルールとして恋愛の話をしないことになっており、問題が生じなければ取り扱っていないため少なくなってしまうというのが現状だろう。次に、性的逸脱対応について

表1 性教育行動記録 抽出分類

大分類	リスト分類	具体的対応
児童自身	性的発達に関する理解・対応	2次性徴による心身の変化、性的欲求コントロールの指導、性的被害への心理教育
	健康衛生指導	衛生面、生理の手当て、生理用品の扱い方、夜尿への指導、精神科以外の服薬管理、睡眠に関する指導、性・生に関する不定愁訴
	進路指導	進路指導、将来の話題、面接
社会との関係性	異性交遊に関する指導	異性交遊、恋愛、結婚についての話題、子育てに関する話題
	対人マナーに関する指導	人付き合いのマナーに関する話題、パーソナル・スペース、身だしなみ、身体接触、性的言動や身体的特徴のからかいへの指導
	性的逸脱対応・自傷等の対応	性的逸脱対応(逸脱が比較的中～重い)、性暴力への心理教育、自傷、自殺企図への指導



は、大きな逸脱がなければ行わないため、そのような逸脱が少なかったと考えることができる。最後に、性的発達に関する指導については、日常生活で取り扱うのが難しいのではないだろうか。普段の生活の中で何気なく話せる内容ばかりではなく、話し手も聞き手も身構える内容もある。性的な問題のある児童に關しては心理面接等を行っているが、それ以外の児童については何かきっかけがなければ話せないのが現状なのである。

今回、性（生）の行動記録を抽出・分析したことで、普段は見えにくい性に関する指導について組織的に把握し、学園全体で性教育が十分な部分、不十分な部分について明らかにすることができた。性教育委員会では、これらの結果を基に寮で十分に指導ができない内容について取り扱い、学園全体の性教育の量と質を上げていきたいと考えている。

今回は、内容までは触れることができず、量に絞って検討したが、今後は指導内容の検討などを行うことができれば、より良い性教育を行っていくことができるのではないだろうか。

## 二 具体的な活動内容（児童への支援機能）

### （一）思春期講座

十年以上前から分校と学園が協力して思春期講座を行ってきたが、平成二十九年度からは性教育委員会のメンバーが中心となり実施している。講師は市内の産婦人科医を招き、異性との関わり方や性感染症、妊娠・出産などの性に関する基礎知識について講演をしていた。対象児童は、中学二、三年生男子児童全員である。

講師が大勢の児童に対して講義を行う全体教育では、ただ受講するだけとなってしまう、なかなか理解に繋がれないことも多い。そのため、受講した男子児童全員に対して受講直後に個別面接を行っている。

個別面接は、個々の児童の知識量や考えなどを確認でき、さらに必要な情報を適宜、伝えることもできるため、労力は要るがとて有効的である。実際、個別面接を行ってみると、児童によってマスターベーションや性交渉などの経験・知識に差があり、個別に話をするすることで、全体教育で理解できない部分を補うことやその児童にとって必要な知識を教えることができた。

前項の性に関する行動記録の結果で記したとおり、日常生活の中で異性関係や性の知識について教える機会は限られる。そのため、思春期講座という枠組みの中で個別に性に関する話をし、児童達の課題等を把握することで、日常生活の中で個々に対して性教育を行うきっかけとなることを期待している。

## (二) グループ学習会 (ライフプラン)

性教育委員会が発足して二年経ち、思春期講座のように講義を受ける形式ではなく、児童が主体的に行うことのできる活動を取り入れてみてはどうかという案が出た。そこで、これまで学園の心理担当者が行ってきたコミュニケーションスキル等を学ぶグループ学習会の一環として、性教育を行うことにした。テーマについては性教育委員会で話し合いを重ね、将来について学べるライフプラン (人生設計) 学習会を行うことにした。これまで、将来については退園前の一時期に退園後の話をする程度で、十年以上先の将来を具体的に考えることや男女交際について学べる機会は少なかつた。日常生活の中で将来の話をする、児童によっては恋愛や将来についての非現実的な理想を並べ、それに対して職員が現実を突きつけるような受動的な学びになってしまうこともある。しかし、グループ学習会で将来について取り扱うことで児童自身が考え、学ぶことができるため、児童らの印象に残りやすいと考えた。対象者は受講を希望した児童及び寮職員の推薦児童で、男女別で行っている。内容としては、男女交際のマナーや望まない妊娠をした際の対処策、結婚・離婚、出産や子育て費用などについて伝えた上で、児童自身がライフプラン (図3) を作成してみるというものである。しかし、ライフプランでただ理想を描くのは現実的ではない。実際は、

はりきって就職してもすぐに辞めてしまうこともあれば、大変な受験を乗り切って高校に合格しても、高校生で妊娠して高校を中退することもある。児童達には、そのような描いた将来がどのように変化するのか、どう軌道修正をしていくのかなどを考えたもらいたい



図3 ライフプランの作成方法

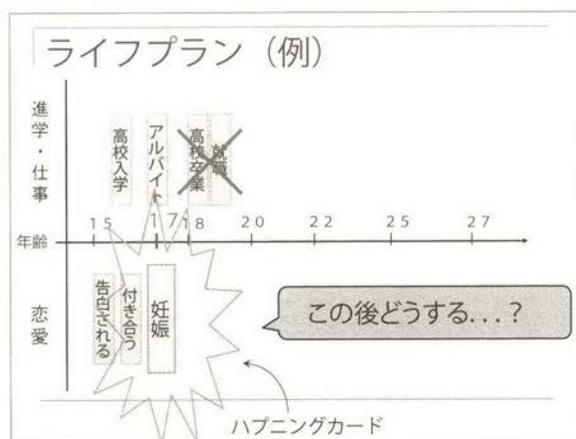


図4 ハプニングカードを引いた後のライフプランの作成方法

と思い、平成三十年度のライフプラン学習会ではハブニングカードというものを用意した。ハブニングカードには児童がライフプランに描かないようなライフイベントが書かれており、それが起こった場合に、ライフプランがどのように変わっていくのかを考えられるようにした(図4)。ライフプラン学習会の具体的な流れ、及び工夫した点は次の通りである。

#### 【ライフプラン学習会の流れ】

- ① 講義
- ② ライフプランの立て方説明
- ③ 児童がライフプランを作成
- ④ 講義
- ⑤ ハブニングカードを引く(例…二十歳で転職)
- ⑥ 児童がライフプランを再作成
- ⑦ 講義

#### 【工夫した点】

・ 出産費用の説明の際、紙の束を紙幣に見立てて一か月で稼げる金額や、一か月の生活費を一緒に考えながら見ていくことで想像し易くした。

・ 委員会や寮の職員が児童のサポートをして児童らが主体的に考えられるようにした。

実際にやってみると、ライフプランを楽しく考えられる児童もいれば、考えるのが苦手で手が止まってしまいう児童もいた。虐待を受け、毎日を生きるのに必死だった児童にとってみれば、一年先の将来でさえ考えるのが難しく、十年、二十年先の将来を考えることはさらに難しいのは当たり前である。しかし、児童らがハブニングカードを引いた後、ライフプランを変更することに苦戦しながらも、実施後のアンケートには『後先考えずに妊娠するとライフプランが変わってしまい困る』、『難しかったが、自分の人生が理

想通り行くように考えていきたい』と書いており、私達の伝えたいことを感じ取った児童もいたのではないかと思われる。

私達が児童らに伝えたいことは山ほどあるが、今回の学習会では、児童達が将来について主体的に考えるきっかけを作ることを目標とし、児童達は悩みながらも積極的に行うことができた。今後も、内容や対象者などを改善しながら継続して行っていく予定である。

### (三) 育児体験教室

#### 【経緯と目的】

入所児童は被虐待経験を有する児童が九割を占めており、また五割は入園前に他施設等での生活経験を有する児童である。さらに性的な問題を抱える児童も五〜八割近くに上る。生と性として、命・体を大切に扱う、扱われる経験が脆弱であり、擬似的であっても育児の様子を体験することで将来の育児へのイメージや自身の気づきを育む機会を提供したいと考えた。

生後〜乳児期の育児にかかる知識や体験を通して、将来の子育てに展望をもち、適切な育児方法を考える機会とする。『かわいい』だけでなく、いろいろな感情が出てくること、周りの援助があると助かることを学ぶ。

#### 【実施】

市内の中学校の養護教諭を招き、おへその理解、解説後の抱っこ、あやし体験を男子八人、女子四人の二回に分けて開催した。あやし体験では実際の赤ちゃんの泣き声を流す、ペアで平行して課題を実施しながら交替で抱っこをするなどの工夫をした。

#### 【児童の様子】

初めての抱っこ体験に抵抗を示す児童がいる中、赤ちゃんを抱き上げながら「○○ちゃん」と名前をつ

けてニッコリ笑いながら話しかける児童もあり、優しい雰囲気の中で行われた。毎日の生活が赤ちゃんの要求や泣き声で思い通りにいかずイライラ感がわいてくる等育児の大変さを実感していた。また、抱っこした赤ちゃんの想像以上の重さに命の重さ、大切さを感じているようであった。

#### IV 終わりに

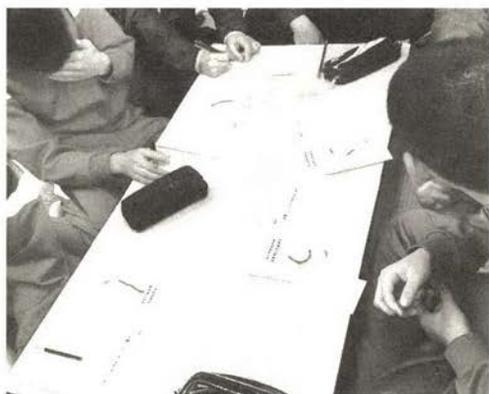
交替制は、夫婦制と比べて児童の情報を共有しにくい面がある。平成十九年度から交替制となり、寮には基本的に七人の職員が出入りするようになった。十人十色と言うように職員の人数が増えれば、様々な個性があり、支援技術の差があるのが現実である。きめ細かく引き継ぎができる人、そうでない人がおり、児童のふだんの生活や性についても、「このぐらいは引き継ぎで言わなくても良いか」という職員もいたり、危険なことにつながる可能性のあることを危険だと感じない職員も出てきた。職員の危険察知能力の差、支援技術の差が夫婦制の時と比べると大きくなり、それが性逸脱や問題行動につながったこともあった。

交替制で大事なことは、チームとしていかに情報共有していくか、チームとしてどう支援していくかであると思う。毎年のように、寮は二人から三人の職員が入れ替わる。若い職員や非常勤職員もおり、職員の知識や支援技術もバラバラである。「職員の出入りを激しくしないほしい」と声を大にして言っても、今後も職員の出入りの流れは変わらない可能性が高いだろう。だからこそ新しく来た職員に、地道に性(または生)に関する基礎研修を続けていくことが大事であり、それが児童の安心・安全につながると思う。職員向けの基礎研修は基礎的なことを中心に行うが、天才肌でない限り何事も基礎的な技術がきちんとしていなければ応用がきかないものである。引き続き「性教育委員会」は基礎を大事にして地道にやっつけていき、そして、応用につなげていきたいと考えている。

「性教育委員会」が発足したことにより、職員が性教育に関する研修に行く回数が増えたこと



講師からの胎児についての説明



ワークの様子



赤ちゃんについての解説

はプラスである。以前は主に係の職員一人で研修に行くのみであったが、今はメンバーの七人が年一回必ず外部の研修に行くようになり、職員の知識と支援技術の底上げとなっている。

また、「性教育委員会」のメンバーも、他の事務分掌のように一年毎に完全に入れ替えたり、職員が転勤するまで完全固定化しないで年度ごとに二、三人ずつメンバーを入れ替えていくことが、職員の性(または生)に関する知識と技術の向上につながると思う。

これからの課題として、地域の資源を上手に取り込んでいくことであると思う。また、普段の生活の中の性(または生)に関する指導の中で、異性交遊や性的発達理解についてあまり指導できていないため、その部分にも指導を行っていききたい。

## 性的問題は防げるのか？

## W 学園の取り組み

神戸市立若葉学園 主任心理療法士

樋口純一郎

誤解を恐れないタイトルを付けてみた。皆さんの施設では、どうだろうか？ 子ども集団を数年にわたってみていかなければならない入所施設・生活施設として、多かれ少なかれ、この手の問題は生じてしまうのではないかと感じられる方も少なくないかもしれない。まして、元々性非行が入所理由の子どもや性的刺激に晒されつづけてきた子どもが一定数集められた施設において、性的問題が起こらないという方が不自然ではないかと感じざるを得ないくらい、わたしたちにとって難解、かつ悩ましい課題である。

ユーザー（入所した子ども本人や、預けた保護者や家族）にとって、安全・安心であるはずの児童福祉施設内で、児童間で性暴力が起こるなんて、考えられない！「許せない！」と思われるのは至極当然のことである。二〇一三年に某児童養護施設内で起こった児童間の性暴力が裁判沙汰となり、複数のメディアに取り上げられることにもなると、この問題が世間に知られるようになった。著名な某専門家は新聞紙上で「背景には子どもの無力感や支配性がある。大人が子どもに寄り添い、丁寧にかかわっていくことしか対策はない。そのためには、職員の質と量の向上と施設の小規模化が不可欠だ。加害者は被害体験のある場合がほとんどで、施設内で連鎖することも多い。加害者にも被害者としての面をケアしていく必要がある。難しい問題で、関係者はどう表に出せばいいかわからなかった。こうして一部が明らかになった以

上、実態調査が必要だ」という見解を述べている（二〇一八年四月十六日、朝日新聞デジタルより）。

これらの状況を受けて、平成三十年に厚生労働省委託事業である「児童養護施設等における子ども間で発生した性的な問題等の調査研究」が開始されている（みずほ情報総研株式会社、二〇一九）。この調査では、児童自立支援施設を含む社会的養護にかかわる各施設で、平成二十九年度中に生じた性的問題事案を詳細に調査している。ほんの一部だけ紹介すると、児童自立支援施設はアンケート回答した五十施設（全五十八施設中）で、計四十六件の問題が報告されている。数字のうえだけで判断すれば、どの施設も一年間に一件くらいの性的問題が生じているという計算になる。

筆者の勤務する児童自立支援施設も、紛れもなくこの問題に悩まされている施設のひとつである。予防プログラムに取り組んでいたり、実践報告を発信したりしているからといって、優れた施設などということとはまったくない。皆さんの施設の工夫や取り組みを知りたいし、情報・意見交換のきっかけづくりの気持ちで、本稿を執筆していることを先に断っておく。以下、W学園で予防的に実施しているいくつかの取り組みを紹介し、最後に私見を述べたい。

## I W学園の性的問題を抱える子どもたち

### (一) 全国児童自立支援施設の実情

全国五十八か所の児童自立支援施設には、平成二十八年十月調べで、約一四〇〇人の子どもたちが入所している。入所理由はもちろんさまざまであるが、背景に被虐待のあるケースは、図1のとおり、約六割ほどである（厚生労働省、二〇一七）。これは、全国児童養護施設における比率とほぼ変わらない。そのなかで、性的虐待を受けた子どもは図2のように四・六％であり、これも全国児童養護施設と大差のない

比率である。これもあくまで数字のうえから言えばの話だが、定員四十人の施設ならば、一～二人の性的虐待を受けた子どもが入所しているという計算になる。

今度は、児童自立支援施設への入所理由から眺めてみよう。強制性交等や強制わいせつ、その他の性暴力や性的逸脱行為、または、売春や不純異性交遊等を「性非行」という単語にまとめたすると、図3のように、平成二十五～二十七年度は全国的に十五%前後を推移している（全国児童自立支援施設協議会、二〇一五）。これも定員四十人の施設ならば、六人ほどの性非行ケースを抱えているという計算となる。

性的虐待や性被害を受けた子ども、性刺激に晒されてきた子どもが、思春期になって性化行動をとりやすいというのは、この業界で働く者にとつては経験的にもそう感じるところである。性非行ケースのうち、過去に性的虐待やなんらかの性被害を受けた子の比率を示す全国統計は見当たらないが、次にW学園の統計をひとつの参考としてみたい。

## (二) W学園の実情

データは少ないが、過去八年間における性非行ケース（男子五十一件・女子二十件、計七十一件）の背景を洗い出してみた結果、図4のように、過去に自分自身が性的虐待やなんらかの性被害に遭ったことのある子どもが、男子で過半数、女子は実に一〇〇%である。もちろん、集計数が少ないこともあるし、地域性などもあるため、この比率が全国の傾向と同様とは言えないが、ひとつの参考になるのではないか（樋口、二〇一一年二〇一九）。

具体的には、児童養護施設出身の子で男児間における性的逸脱行為や性暴力の連鎖を経験しているケース、小学生の頃に年長児や成人から性被害を受けているケース、幼少期から親や兄姉の性交渉場面に晒されてきたケースなどが、思春期に入って、今度は自分が年少児や弟妹に対して性暴力をふるってしまった

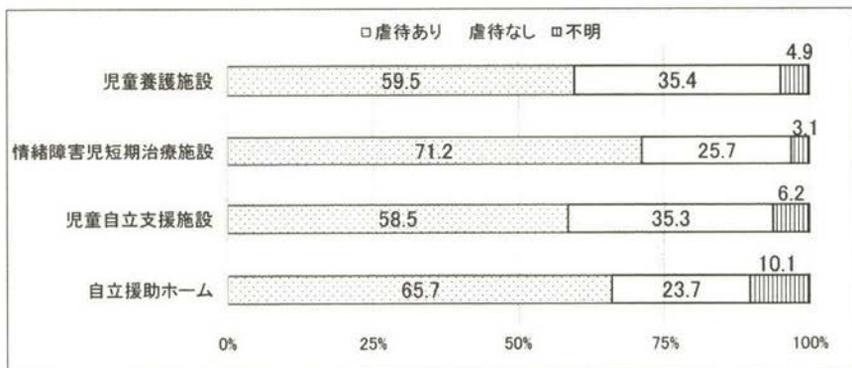


図1 社会的養護関連施設入所児童における被虐待率

(厚生労働省 (2017) 「児童養護施設入所児童等調査結果 (平成 25 年 2 月 1 日現在)」 から一部抜粋)

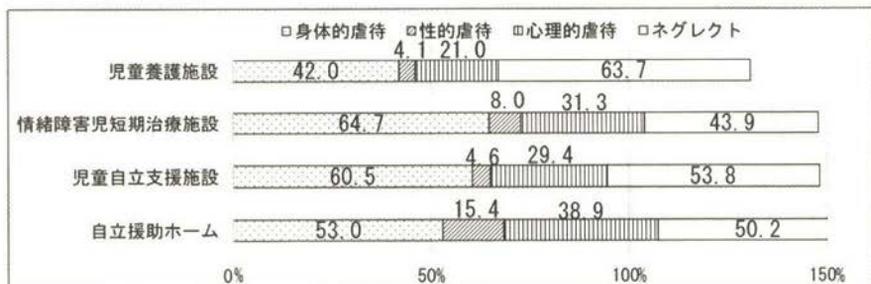


図2 社会的養護関連施設入所児童における被虐待種別率 (重複回答)

(厚生労働省 (2017) 「児童養護施設入所児童等調査結果 (平成 25 年 2 月 1 日現在)」 から一部抜粋)



図3 全国児童自立支援施設入所児童における性非行件数 (男女別)

(全国児童自立支援施設協議会 (2015) 「運営実態調査」 から一部抜粋)



図4 W学園の性非行ケースにおける性被害率（男女別、平成23～30年度）  
（樋口、2012-2019）

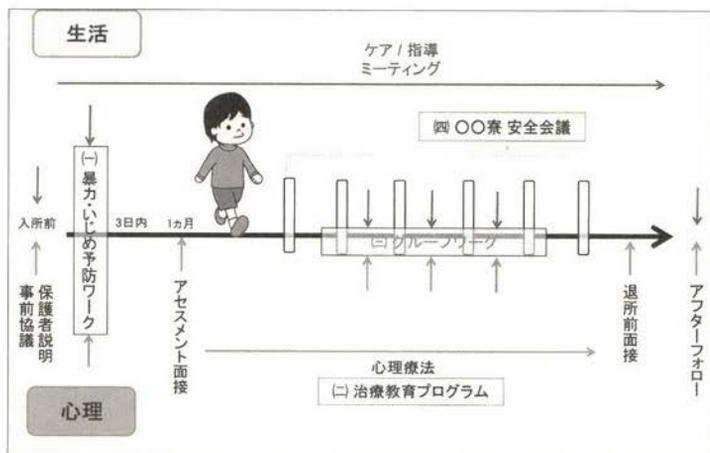


図5 W学園における性的問題のある子どもへの総合的支援（樋口（2017）を一部改変）



図6 W学園における「暴力・いじめ予防ワーク（中学生男子版）」のワークシート

ケースが多い。

## II W学園の取り組み

W学園では、性的問題の予防に焦点化させた取り組みとして、元々性的問題を抱える子どもを対象にした「治療教育プログラム」に加え、心理療法担当職員と寮担当職員が協働した予防的アプローチとして、入所時に「暴力予防ワーク」、在所中に「グループワーク」や「〇〇寮安全会議」を取り組んでいる(図5)。一つひとつ、紙面の許される範囲で紹介していきたい。

### (一) 暴力・いじめ予防ワーク

新入生には必ず、寮担当職員と心理士が協働して、個別に「暴力・いじめ予防ワーク」を実施している(二十分程度)。男子なら男性心理士と寮長、女子なら女性心理士と寮母からそれぞれ実施するようにしている。①なにが暴力で、なにがいじめに当たるか(暴言、無視や嫌がらせ、プロレスごっこなども含めて)、②イライラしたとき、暴力以外にどんな対処方法があるか(深呼吸や十秒かぞえる、自室に戻る、職員に言うなど)、③プライベートパートや人との距離に関する心理教育、身だしなみや性的な話題(いわゆる、下ネタ)等に関するエチケット、施設内での交際や男女交流に関する遵守事項、④もしも暴力を受けた場合、どうすればよいか(窓口となる職員、日記、苦情箱等)、⑤もしも暴力をふるってしまったら、どうなるか(施設のルール、触法/犯罪行為の対応について)を、イラストや例を記載したワークシートを用いて説明している(図6参照)。中学男子には、一歩踏み込んで、マスターベーションに関するマナー(プライベートな場所や時間帯、衛生面や処理)を教え、健全な集団生活となるように導入している。

これは、入所児童の今までの暴力被害／加害歴や性に関する悩み、第二次性徴の状態を把握・アクセスメントする機会にもなる。ワーク受講後は、簡単な小テストを用意し、その理解の程度も確認するようにしている。

## (二) 治療教育プログラム

性非行を主訴に入所してきた子どもについては、週一回もしくは隔週一回の心理療法を実施している。

男子の性非行ケースには、次の市販されている書籍を参考に、心理療法のなかで個別に治療教育プログラムを実施している。ただし、知的発達の未熟さやアンバランス、残りの在園期間、ケースの経緯などによって、内容を簡略化させたり、必要と思われる内容を補足したり、取り組む章やホームワークを調整したりしているのが現状であるし、これらのエッセンスからW学園オリジナル版を作成もしている。寮担当職員や児童相談所担当者と連携できるように、章ごとにレポートを作成してコメントをもらうような工夫をしたり、自宅帰省中に保護者といっしょに取り組んでもらうホームワークを課したりもしている。

・藤岡淳子 二〇〇六 「性暴力の理解と治療教育」 誠信書房

・Kahn,T.J. 二〇〇七／藤岡淳子訳 二〇〇九 「回復への道のり―性的問題行動・性犯罪の治療教育  
一―二」 誠信書房

・Yates,P.M.,Prescott,D.S. 二〇一〇／藤岡淳子訳 二〇一三 「グッドライフ・モデル―性犯罪からの立ち直りとより良い人生のためのワークブック」 誠信書房

・Hansen,K.,Kahn,T.J. 二〇〇六／本多隆訳 二〇一五 「性問題行動のある知的障害者のための十六ステップ・フットプリント心理教育ワークブック」 明石書店

・宮口幸治・川上ちひろ 二〇一五 「性の問題行動をもつ子どものためのワークブック―発達障害・

	小学生	中学3年生男子/女子
期 間	4カ月間	1年間
頻度・回数	隔週1回・全8回+1回	毎月～隔月1回・全9回
内 容	① はじめに ② 「気持ち」を知る ③ じょうずな「自己主張」 ④ 大切ないのち ⑤ 新しい「行動」を試す ⑥ 新しい「行動」を試す(その2) ⑦ プラスの「考え」にきりかえる ⑧ 大切ないのち(その2) ⑨ 復習(3ヵ月後)	① 自己分析 ② いのちの教育 ③ # ④ 卒園生の体験談(卒園生) ⑤ 非行防止教室(当事者団体代表) ⑥ スマホとの付き合い方 ⑦ スマホとの付き合い方(県警) ⑧ 自己表現 ⑨ 卒園に向けて

図7 W学園におけるグループワークの実施状況(樋口(2017)を一部改変)

P	(Psychoeducation and parenting skill)	心理教育とペアレンティングスキル
R	(Relaxation)	リラクセーション
A	(Affective regulation and modulation)	感情表現と調整
C	(Cognitive coping)	認知対処
T	(Trauma narrative development and processing)	トラウマナラティブの作成と処理
I	( <i>In vivo</i> mastery or trauma reminders)	トラウマ想起刺激の実生活内での克服
C	(Conjoint child-parent sessions)	親子合同セッション
E	(Enhancing future safety and development)	将来の安全と発達強化

図8 TF-CBTの治療構成要素(Coen,J.A.et.al,2012/亀岡ら監訳,2015)

知的障害のある児童・青年の理解と支援」 明石書店

また、女子の性非行ケースには、次の書籍などに記されている心理教育要素を加えながら、「TF-CBT（トラウマ焦点化認知行動療法）や臨床動作法、トラウマ・ナラティブなアプローチをしている。

・野坂祐子・浅野恭子 二〇一六 「マイステップ―性被害を受けた子どもと支援者のための心理教育」 誠信書房

### (三) グループワーク

W 学園では、心理士が中心となつて、生活担当職員や学校教員と協働して、小学生、退所を控えた中学三年生男子、中学三年生女子のそれぞれに、主体的・体験的に学べる場として「グループワーク」を実施している。実施期間、頻度・回数、内容は図7のとおりである。小学生グループワークでは、「TF-CBTの前段部分（PRACTICES 『PRAC』）の要素を取り入れて、集団実施している（図8参照）。

直接的なテーマとして「性教育」を実施する回もあるが、パーソナルスペースや感情のモニタリング、ストレスコーピングやリラクゼーション、アサーショントレーニングやアンガーマネジメントなどのスキルを身につけることが、性被害を受けない、もしくは、自分が加害者とならないために、根本的に大切なことだと考えている。

### (四) 〇〇寮安全会議

生活する寮ごとに、寮担当職員が日記指導と共に毎晩ミーティングを促し、一日をふりかえる機会を設けている。もちろん、トラブルがあればそれをふりかえらざるを得ないわけだが、できるだけ他児の良い行いや声かけをフィードバックし合えるように努めている。また、子どもたちが主体的に責任を持って活動できるように、発表、記録や進行の練習の場になるよう工夫している寮もある。

寮のニーズによって、数カ月に一回、心理士がミーティングに合流し、心理教育の機会を設けている。これを「〇〇寮安全会議」と呼んでいる。テーマは、その寮、その時期の課題に合わせて、寮担当職員と相談して企画している。子どもたち側から議題を出してもらったときもある。たとえば、「少しエッチな場面のある漫画を、わざわざ他の子に見せてくる子がいて困る」とか「問題（性的逸脱行為）の多い新入生に対して、みんなどうかわかっていくか」などを話し合ったこともあった。

また、心理士が参加するミーティングの際には必ず「移動式意見箱」を持参し、匿名でよいので困っていることがなくても必ず白紙で投函すること、寮の安全得点（〇〜一〇点）、個別に相談したいことがあるかどうかなどを記入してもらうようにしている。積極的にアンケートを書いてもらうと、些細だけ見逃しがちな「ヒヤリハット」案件を書いてくれて、子どもたちの考えていることが興味深くもあり、日常のケア／指導のうえで大変役に立つことを実感している。

### Ⅲ まとめ

まとめると、W学園では、入所してくる全児童に、心理士と寮担当職員から「①暴力・いじめ予防ワーク」を実施し、性的問題の予防のための心理教育をしている。そのなかで、元々性的問題を抱えて入所してきた児童には、心理療法のなかで個別に「②治療教育プログラム」を実施することになる（児童相談所心理士にお願いすることもある）。また、並行して、集団に対して、心理職と生活担当職員が協働して「③グループワーク」を実施する（現在のところ、小学生と中三生だけだが）。ニーズがあったり、実際に問題発生したりした寮には、重ねて「④〇〇寮安全会議」を導入する、という流れである。もちろん、性的問題に関して、目に見える特別な取り組みが前述した①〜④であって、日々の指導／ケアを通じて、それぞれの担当者がそれぞれにかかわっていることは言うまでもない。

さて、これらの取り組みをW学園ではこの数年間継続しているわけだが、効果のほどはどれほどだろう。ある質問紙や尺度を使えば、その指標のうえで効果は少々認められる（たとえば、樋口（二〇一四）「児童自立支援施設における心理教育的グループワークの効果検証」）。しかし、施設職員の実感としては、大なり小なり問題は断続しているし、やはりその年々の子どもたちの質や職員集団の力量によると正直感じる。大切なのはなにか。「意識」と「継続」と「具体性」だというのが私見だ。以下、その三点を言及したい。

## （一）意識すること

入所早々に「①暴力・いじめ予防ワーク」を実施したとて、もちろん、その後の施設生活で暴力やいじめ、性的問題が完全に予防されるなんてことはない。ただ、立ち返る場所（実際にいっしょに記入したワーク用紙）があるということは、指導する側にとっても、子どもたちにとってもわかりやすく、冒頭に共通言語で共通の具体的なラインを提示しておくことは有効に感じる。

たとえば、W学園のある一場面を紹介しよう。卑猥なことを平気で言ったり、人との距離が近かったりする課題を抱える子どもが入所してきた数日後、在園生のひとりが筆者の顔を見て、「あの新生児、予防ワーク、もうやったんですか？ ヤバイつすよ」と教えてくれることがよくある。このように、職員の目の届かぬところで起こりがちな、暴力問題手前の「暴力的ふざけ」、いじめ問題手前の「過度なからかい」、性的問題手前の「性的悪ふざけ」が報告されることが少なからずあり、子ども集団のなかの平均的な子らが「意識」してくれていることで、集団全体への「意識」へつながることがある。

## (11) 継続する(11)

そのような「意識」を、今度はいかに「継続」させるか、が肝心である。定期的な寮別ミーティングや心理療法、「②治療教育プログラム」「③グループワーク」を重ねるということが、意識を「継続」させることになっていよう。

たとえば、W学園で実施する心理療法では、性的問題の有無にかかわらず、全児童に面接冒頭で「最近、困っていることはありませんか?」「あなた以外でも、あの子、大丈夫かな」ということはありませんか?」「身のまわりで、暴力やいじめ、性的問題は発生していませんか?」「たとえば、〇〇みたいなことは起こっていませんか?」などと、後者などは誘導的とも取れるくらい突っ込んだ聞き方を必ずするようにしている(ちなみに、W学園では、頻度の差こそあれ、全児童に心理療法を実施している)。

ここでまた、W学園での一場面を紹介する。C寮で性的逸脱行為が発覚し、その後一年間、毎月「C寮安全会議」を継続した。アンケートではじめ低かった安全得点が、会議を二、三回重ねるとみんな意識して高くなっていく。しかし、中だるみや難しい入所児童を迎えるなどして、初期の低得点まで戻ってしまった。このときの子どもたちの生の声は「(難しい新入生の) Dくんの暴力が増えているけど、Dくんはチョッカイをかけて怒らせる人が問題だと思う」「Dくんはすぐ手が出てしまうけど、Dくんなりにがんばっていると思う」などと、入所間もない子や難しい気質の子を責めるのではなく、それを取り巻く自分たちに内省が向くような発言が生まれたのは、暴力やいじめ、性的問題を予防しようとする意識を「継続」できた集団だからこそではないかと感じた。ちなみにその後、Dくんの衝動性や暴力はそう簡単に改善されるものではなかったが、C寮全体の安全得点は高まっていた。

### (三) 具体化する(一)

最後に、「意識を継続する」というのは、あまりにも抽象的な言い方だ。これを、現実的なレベルに具体化させてやるのが、われわれ援助者の仕事といえる。先述した「C寮安全会議」では、平行して「グループワーク」にも取り組んでいたのだが、たとえば、問題の多いDくんは「喧嘩をしない」という目標を立てたのだが、Dくんが最低限意識できそうな「時間帯」場所「相手」をまず限定させた。次に、喧嘩をしない代わりにををするのか話し合った。結果、Dくんの具体的な目標はこうだ。「学校がある日の昼休み」「寮」で、いつも喧嘩になりやすい「EくんとFくん」に対して、「昼食中は別の子としやべる」「昼休みは別の子と遊ぶ」「Eくん・Fくんがチョッカイをかけてきたら、別の場所へ離れる」「どうしても困ったら、寮長母に相談する」という感じだ。ちなみに、その間、担当寮長母にも「Dくんのがんばりや意識している様子に気づいたら、すかさず「がんばってるやん!」とか「今がチャンスじゃない?」などと褒めたり、意識させたりする声かけを記録してくる」という宿題を出した(笑)。

グループワークとか○○プログラムとか名が付いているとさも先進的な響きを感じるが、こうしていざ字に起こしてみれば至極当然のことばかりで、どこの施設も取り組んでいるような内容だと思う。ただ、その当りまえのことをわざわざ会議の議題やワーキングチームとして起こし、数名で組んだチームとして継続・維持し、具体的に実施可能な事業化・標準化させることが、唯一この問題に立ち向かうわたしたちの仕事ではないかと思うし、案外そういう地道な積み重ねがいちばん難しいのかもしれない。と同時に、子ども集団の見立て(入所決定までの審議、寮のメンバー編成や部屋割り)や、施設の物理的な建物構造の変革(筆者個人は、少なくとも就寝時には個室が割り当てられ、自他の境界線やパーソナルスペースを明確に教える必要があると考えている)を押し進めていく活動も決して忘れてはならないと思う。

皆さんの施設の取り組みや工夫も、ぜひ教えてほしい。

(※本稿は、八木修司・岡本正子編著「性的虐待を受けた子ども施設のケアー児童福祉における生活・心理・医療支援」(明石書店、二〇一七)の「第十一章 第一節 児童自立支援施設での取り組み」(二五六―二六二ページ)で筆者が執筆させてもらった文章に、直近のデータに更新し、『非行問題』向けに加筆・修正をしたものである。)

引用・参考文献

- ・ 八木修司・岡本正子 「性的虐待を受けた子ども施設のケアー児童福祉における生活・心理・医療支援」 明石書店
- ・ 厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局 二〇一五 「児童養護施設入所児童等調査結果」
- ・ 全国児童自立支援施設協議会 二〇一五 「運営実態調査(平成二十四―二十六年度)」
- ・ 樋口純一郎 二〇一四 「心理業務について」 児童自立支援施設・W学園 統計(平成二十三―三十年度)
- ・ 樋口純一郎 二〇一四 「児童自立支援施設における心理教育的グループワークの効果検証―心理職と生活職員の協働実践」 第二十回日本子ども虐待防止学会学術集会名古屋大会プログラム・抄録集二十 一二九ページ
- ・ Cohen, J. A., Mannarino, A. P., Deblinger, E. 二〇一〇 / 亀岡智美・紀平省悟・白川美也子(監訳) 二〇一五 「子どものためのトラウマフォーカスト認知行動療法―さまざまな臨床現場におけるTF-CBT実践ガイド」 岩崎学術出版社

## 広島学園性問題行動再発防止プログラム

広島県立広島学園 心理療法担当職員

白井直希

## I はじめに

広島学園では平成三十一年度、性問題行動再発防止プログラムを開始した。

これまで、性問題行動（加害）の課題を抱えた入所児童は、こども家庭センター・児童相談所（以下、「措置機関」と記す。）へ通所し、性に関する心理治療教育を受けてきた。しかし、近年、広島学園において性問題行動（加害）を主訴とした入所児童の割合が全入所児童の約三〜四割で推移しているため、措置機関のみが担ってきた「性に関する心理治療教育を学園でも取り組む必要があるのではないか」との声が園内外で聞かれるようになった。そこで、先駆的な取り組みを行っている施設の手法を参考にして、広島学園でのプログラム導入へと至ったのである。

今回は、広島学園におけるプログラム導入過程の取り組みを整理し、今後の広島学園での実践に役立てていきたいと考えている。また、このことが他の施設の先生方の参考になれば幸いである。

## Ⅱ 広島学園におけるプログラム導入前の取り組み

プログラム導入前の広島学園では、入所児童への性に関する支援と言え、境界線や性のマナーについての心理教育（寮の児童担当者が実施）や、併設学校での性教育等が主であった。先にも述べたが、性に関する個別な心理治療教育は、入所児童が月一回程度、措置機関へ通所し、ロードマップ等のテキストを用いた面接を受け（学園職員が同席して受けることが多い）、宿題を次回通所時までに行っていた（いわゆる「通所方式」）。

この通所方式のメリットは、児童にとっては通所の道中で担当職員を独り占めすることができ、公用車の特別な空間で話ができること、生活場面から離れた場所で、措置機関職員とほどよい緊張感のある関係性の中で取り組めること、等である。学園から遠方の措置機関もあって（最も遠方の措置機関は片道七十キロメートル、車で約一時間を要する）、児童や職員の負担にもなるが、右に記したメリットのほかに措置機関が関与してくれる安心感があった。措置機関からは、「学園でも性に関する心理治療教育に取り組んでほしい。」との意見もあったが、学園としては、「いずれ地元に戻る児童については措置機関が継続して関わる方が退園後のアフターケアを含めたケース進行上適当ではないか」との考えにより措置機関へ依頼してきた。

しかし、繰り返しになるが、性問題行動（加害）を主訴に入所した児童が高い割合で推移している状況にあつて、児童自立支援施設として社会的責任をいかに果たすべきか、次のような整理をおこなった。

『性問題行動を抱えた児童は、施設生活を問題なく過ごせたとしても、施設内・退園後の再発防止のため、性に関する歪んだ認知を修正する必要がある。また、現在行っている性プログラムの効果について検証を行うとともに、高度な専門性を持った学識経験者の協力を得ることにより、プログラムの効果を高め性問題行動の再発防止に努める必要がある』。

### Ⅲ 先駆的取り組みから学ぶ

平成三十年夏、大阪市立阿武山学園の林園長先生のご厚意により、同学園の岡本先生（臨床心理職員）から阿武山学園の性問題治療教育プロジェクトについて学ばせていただく機会を得た。

同プロジェクトは平成二十四年にスタートしている。性加害を主訴とした入所児童の増加に対して、性に関する歪んだ認知面へのアプローチ、性に特化したプログラムは必須として、プロジェクトが立ち上げられた。導入に際しては、大阪府立修徳学院の手法やマニュアルの読書会、勉強会を行い、大学の先生による園内研修を実施し園内職員の動機づけを高め、管内の措置機関と連携し、プロジェクトの協働化が図られていた。このプロジェクトの具体は、まず施設と措置機関とでプログラム対象児童を選定し、プログラム担当の割り振り、スーパーバイズ（以下、「SV」と記す。）ケースを決定する。その後の流れは、事前協議において措置機関・施設がアセスメントシートを作成、関係者が集まり児童にプログラムの導入を行い児童の動機づけを高める。中間カンファレンス、最後に発表会（参加者は児童、施設心理、寮担当、担当児童福祉司（CW）、併設学校担任、家族、施設長等）を実施し、児童本人が取り組んできたことを発表し、決意を述べる。やりとげた労いとサポートチームとしての意識を持たせることができ、施設退園後のアフターケアにつながるものである。施設としてのアフターケアは、退園後概ね一年程度、親子で年三〜四回来園してもらいフォローしておられた。

平成三十年七月時点で、児童七人にプログラムを実施（施設心理職員が児童六人、措置機関心理職員が児童一人の対応をし、うち三ケースがSVの対象）とされていた。基本的な考えとして、入所後六か月は生活安定を優先し、比較的安定期に入った児童にプログラムを実施すること、プログラム終了時と退園のタイミングが大きくずれないように調整している、とのことであった。当たり前のことではあるが、あらためて聞くと、効果的な手順が含まれており、私は「これしかない」と思った。

#### IV 広島学園でのプログラム導入へ

阿武山学園の手法を広島学園でも取り入れられないか。それには、学園内でのコンセンサス、措置機関との調整、スーパーバイザーへの依頼、予算が必要であった。

まず、学園内でのプログラム導入については、心理療法担当職員（以下、「心理職員」と記す。）が配置（平成二十九年年度から常勤正規職員が配置）されていたこともあって、特に反対を唱える者はいなかった。あえて言うなら、学園が性問題を抱える児童のプログラムを全て担うことになれば、これまで措置機関主導でケースワークやアフターケアをしてきたシステムが崩れることを心配する声はあった。

措置機関との調整については、県内の措置機関判定部門の課長会議で相談する機会を得て、広島県で取り組めることを一緒に検討していただいた。ここでも、これまでの通所方式に加え、広島学園でプログラムを実施することに対して、特に異論はなかったと記憶している。むしろ「どんどんやってください」と応援され、理由はともあれ応援されると、やる気が湧いてきたのを覚えている。さらに措置機関から「SVはケース担当者（措置機関CW、寮担当者）に限らず、公開SVにして他の措置機関職員も学べるようにしてほしい」という積極的な意見をいただいた。最終的には資料一の「広島学園性問題行動再発防止プログラム実施要領」と「性問題行動再発防止プログラム指標」（阿武山学園作成のものをはほそのまま活用）を作成した。この指標には、各人（または組織）が児童の入所前から退園後の各期において取り組むこと、押さえておくべき内容が記載されている。これでプログラムの構想はほぼ出来上がった。

スーパーバイザーは、同志社大学心理学部准教授・毛利真弓先生にお願いしている。実は、以前から学園職員と知り合いであり、阿武山学園の視察から同行してくださり、広島学園のプログラム導入に際しても多くの助言をいただいている。「もし広島学園で性問題行動再発防止プログラムが実施できるなら、SVをお願いできますか？」と依頼した際、先生は「私で力になれるなら、喜んで」と快く承諾してくださっ

た。

講師謝金・旅費等の経費については、プログラムの必要性が認められ、予算措置が講じられた。

## V 広島学園性問題行動再発防止プログラム

性問題行動を主訴とする入所児童に対して、性問題行動再発防止の心理治療教育を広島学園及び措置機関で実施し、その中のいくつかのケースをSV対象とすることとした(資料一参照)。プログラムの大きな流れ(入所期間中の取り組み)は次の(一)～(四)である。

### (一) 広島学園と措置機関とで事前協議(ケース・SVケース選定)

入所後、概ね半年を経過した生活面で安定した児童を対象とし、プログラム担当者(学園か措置機関か)の割り振り、SVに出すケースを選定する。アセスメントツール(J-SOAP-II)を活用した事前評価、児童の能力等に応じたロードマップ、パスウェイズ等のテキストを選択する。また、プログラム導入に当たり、児童や保護者への動機づけを行う役割分担を確認する。

### (二) プログラム導入の発表会

児童、保護者、措置機関、学園(寮担当、心理職員)が集まって、児童本人から、入所に至った経緯、プログラムに取り組む決意を述べると共に、参加者からコメントをもらう会である。児童の動機づけを高め、また関係者を含めたチームとしての意識を持たせることを目的とする。

### (三) プログラム実施・SV

#### ① プログラム実施

児童は、学園心理職員または措置機関心理職員との面接による心理治療教育を受ける。そのうち選定されたケースについては、心理治療教育課程、及び学園または措置機関での支援状況に対し、SVを受ける（月一回、二時間）。

#### ② SV参加者

スーパーパーバイザー、ケース担当者（学園職員、措置機関職員）に加えケース担当外の関係者はオブザーバーとして参加し、グループスーパービジョンの形式としている。その中でケースは匿名化している。

#### ③ SV内容

事例内容、措置機関での支援状況、寮の生活状況、心理治療教育過程等。

#### ④ SV場面

椅子を円形（輪）に並べ、皆が中心を向くように配置。

#### ⑤ SV進行

ケース担当者以外が司会を務める。

### (四) プログラム終了の発表会

児童、保護者、原籍校（入所前の出身学校）、措置機関、学園（寮担当、心理職員）が集まって、児童本人から、入所に至った経緯、プログラムで学んだこと、これからの決意などを述べる。そして参加者からコメントをもらい、児童が地域で生活をスタートさせる前に、再度チームとしての意識を持たせる。

## Ⅵ 具体的な取り組み

プログラムを開始して初めてのケースについて紹介する。性加害（同級生女兒へのわいせつ事案）行為により入所した中学生男子A（入所時は中学一年生）である。入所期間は概ね一年六か月。学園での支援経過を資料二で整理した。

### （一）事例A

Aは入所してしばらくは刺激に反応しやすく、不注意傾向が認められ、生活上のルール違反を取り繕うための嘘や誤魔化しがあり、事態をより悪化させる状況があった。A自身も、寮での支援を繰り返し受けることで、自分の傾向（特性）に気づき、困り感とともに、「何とかしたい」「変わりたい、改善に向かいたい」という気持ちが生え、医療機関受診へと繋がった（入所後六か月時）。

不注意傾向に関しては服薬によるコントロールが開始されたが、入所後九か月までは、嘘、誤魔化し、寮生への嫌がらせにより個別支援（反省的意味合いを含む児童に応じた支援プログラム）を繰り返した。

しかし、九か月の振り返り（入所後、定期的に児童の目標を確認、目標の再設定を行う支援プログラム）においてAの意識に大きな変化が認められた。その振り返りにおいて、Aは性問題行動を見つめ直すための課題として被害者へ宛てた手紙を書いた。その手紙には、被害者を気遣う言葉はほとんどなく、A自身が施設で頑張っていることを中心に書いていたのである。このことから、Aには未だ被害者の立場を考慮することができず、自己起点の考え方が強く残っていることがわかった。そこで、寮職員が被害者の父母の役割を演じ、Aと面接を行ったのである。父親役が「お前、わしの娘がどんな気持ちでおるかわかるんか？」、母親役が「娘に一生消えない傷をつけたことを理解している？」とAに迫ったのである。その時

Aは何も言えず、ただ涙を流すばかりであった。それまでAは自分の性加害について、重く受け止めてこなかったが、この振り返りをきっかけに意識が変わったと、A自身、そして寮職員も感じることができた。ちようど、その頃から個別支援が減少している。

この入所後九か月を超えて、生活が安定した時点で、性についての心理教育を受けることをAと保護者へ提案した。Aは「プログラムには是非取り組みたい」、保護者も「プログラムをAと一緒に受けたい。再発防止のためにできることはなんでもする」と其々が前向きな姿勢を示した。実際には、テキストによる心理治療教育はAと心理職員で行い、内容や経過を保護者へ伝える方法をとった。

プログラムを始めるに当たり、開始の発表会を開いた。発表会には、A、保護者、措置機関、寮職員、施設心理職員が出席し、Aから入所の経緯とこれからのプログラムで学ぶことの抱負を述べ、出席者から励ましのコメントをもらった。Aから、発表会後に感想を聞くと、「すごく緊張した、見捨てられても仕方ない僕をたくさんの方が応援してくれていることがわかりました。被害者は、もつとしんどい気持ちで毎日を生活していると思う。僕は、もう二度と同じことをしたらいけないし、したくない。そのためにこの性の勉強を頑張っていきたい」と述べた。

心理治療教育では、パスウェイズを使用し、週一回のペースで面接を行っていた。Aは、余暇時間を活用し宿題もほぼ忘れずこなしていた。テキスト中の真の同意や思考の誤り等を、自分の行動パターンに照らし合わせ理解しようとする積極的取り組みだが一時期、心理治療教育が進み被害者への手紙を書く時になつて、動きが止まった。自分がしてきたことに直面し、言葉が出ず、手紙を書くこともできず、涙を流すだけであった。しかし時間を置き、Aは再度手紙を書くことに取り組み始め、A自身、手紙を書くことによつて自分の犯した行為に対する説明責任を果たしていった。

全二十一回の心理治療教育面接は開始から約半年を要し、プログラム終了の発表会を開催した。発表会では、A、保護者、原籍校（入所前の出身学校）、措置機関、寮職員、施設心理職員が参加し、Aからは、

入所の理由、心理治療教育で学んできたこと、再発防止計画、今後の生活における決意を述べた。出席者からは、労いのコメントと再発防止計画への署名をもらった。発表を終えてAは「このプログラムで学んだたくさんの方の力を生かして行きたい。僕にはこんなに応援者がたくさんいる」と、発表会を通じてあらためて多くの支援者がいることを実感できたと思われる。

その後、Aは退園した。アフターケアについては、学校での定期的な面談、措置機関への通所、学園での定期的（月一回）な面接を予定している。

## （二）考察

### ①開始時期について

施設生活の安定期に入ってから心理治療教育を開始することは効果的である。不安定な時期においては、日常生活上の支援が受け入れられないことはあるが、安定期であれば、児童が矮小化や他者批判といった思考の誤りに気づき、比較的支援を受け入れやすくなっているため、認知の修正や自分の思考パターンを理解したうえでの対策を立てやすい。事例Aでは、入所して九か月間は、嘘、誤魔化し等で繰り返し支援（反省活動を含む）を要した不安定期であったが、九か月以降は安定期に転じ、性の心理治療教育に取りかかる最適期であったと考えられる。ここであえて記載するが、この安定期に至るまでには、寮職員を中心とした学園職員や併設学校の教職員、保護者、措置機関、原籍校の先生方のたゆまない努力があることは言うまでもない。

### ②発表会について

発表会は、児童本人の動機づけやチームとしての意識を高めるために効果的である。心理治療教育は、心理職員と児童の一对一の面接の中で行っているため、児童は関係者の存在に気づきにくい。しかし、開

始の発表会で関係者に励まされることによって、児童は周囲の応援に支えられ成り立っていることを実感する。多くの人に見守られていると感じることで、児童本人に治療教育を受けることの緊張感を生み出し、また励みにすることができるといえる。

終了の発表会においても関係者からの労いやアドバイスをもらうことで、ネットワークに守られていることを再度実感する。退園後の相談のしやすさや、なによりも児童本人が定めた再発防止計画を関係者に知ってもらうことで、児童本人が緊張感と安心感を持って生活の再スタートを切ることができる。

### ③ 性の心理治療教育終了と退園時期について

性問題行動を主訴とした入所の場合、性の問題について整理した時点での退園が児童本人や保護者、関係者には理解しやすい。また、児童が施設生活を続けるモチベーション維持にも大きく影響すると考えられる。

### ④ アフターケアについて

児童退園後のアフターケア体制をいかに維持できるかが児童の再発防止に強く関係すると思われる。支援者のネットワーク、措置機関での継続面接、施設でのフォロワーなど重層的に行うことで効果を高めていかなければならない。その中で、児童の予後追跡を行いプログラムの効果測定や取り組み手法の修正をすることが今後の課題である。

### ⑤ SV について

SV の意義は大きい。性に関する問題は避けたい話題であり、職業として携わる者でも躊躇することがある。これに対して、客観的な視点を持って遠慮なく指摘していただけることは非常にありがたい。例えば「なぜ、その時に〇〇について聞かなかったのですか? 具体的に突っ込んでいく方がよい」「面接者が解釈するのではなく、子どもが自分の言葉で説明できるように持つて行くことが重要です」「子どもに理解させるには時間をかけることが必要。なんとなくで終わらせないようにする」等である。措置機関、

学園といった援助機関の視点とは別の角度からの切り込みは、新しい気づきや発見がある。また、昨今の家族関係が複雑化している困難ケースに対して、正確なアセスメントを行い効果的な支援につなげることができると。

全ケースに対しSVは実施できないが、代表ケースを選定し行うことで学園と措置機関の職員が類似ケースへの対応力を高めていけることが期待できる。

## VII 今後へ向けて

広島学園ではプログラムを開始したばかりである。今後も、関係の方々と共にプログラムをとおして学び合い、児童の性問題行動再発防止に向け努力し続けていきたい。

その取り組み過程でスタッフ個々が、再発をさせないという強い意志を持って取り組むことはもちろん大切であるが、スタッフが強力なチームになることでより効果が高まることを今回実感できた。プログラム導入に際して、スーパーバイザーからチーム作りに関する数々の助言をいただいた。

「うまくいくプログラムは、施設のスタッフ全員がその内容と意義を第三者に説明できるくらいまでに理解しているという特徴がある」「施設の指揮命令系統や人間関係が子どもとの治療関係に影響を及ぼすおそれがあるため、ファーストサークルと呼ぶチーム作り、スタッフが対等に意見を言い、みんなで処遇していることを確認する作業が必要である」「処遇が個別面接であればなおさらスタッフ関係は断絶しやすいため、スタッフチーム作りを念入りにする必要がある」等である。

どの領域においてもチーム作りの重要性が力説されるが、チーム作りやその運営が円滑に進むこともあれば、ギクシャクすることもある。やはり、スタッフ間で忌憚なく意見を言い合える関係を維持することが、チームの質を保たせ、子どもの支援にプラスの効果をもたらすことは間違いない。何はともあれプロ

グラム実践の第一資源であるチーム作りを大切にしていかなければならないことを学んだ。

最後につぶやいて締めくくらせていた。今回開始したプログラムはもちろん性問題行動に焦点を当てている。しかし、このプログラムの手法には、性に限らず様々な行動課題に対応するヒントがたくさんあると感じる。その基本路線は、児童としてみれば、「自分の強みを生かしながら、事情を知ってくれている人が、一緒に再発防止（行動改善）に取り組んでくれている」ことであろう。この基本路線を、今以上に施設や地域に浸透させることができれば、子どものより困難の少ない未来が待っているように思う。プログラムをすることの意味はそこにもあるのかもしれない。

## (資料1)

### 広島学園性問題行動再発防止プログラム実施要領

#### (目的)

第1条 広島学園に入所した児童のうち、性問題行動を持つ児童に対して、広島学園及び措置機関（児童相談所・こども家庭センター等）による支援に加え、高度な専門性を持った学識経験者の協力を得ることにより、性問題行動再発防止プログラムの効果を高め性問題行動の再発防止を図ることを目的とする。

#### (実施主体)

第2条 このプログラムの実施主体は、広島学園とする。

#### (対象児童)

第3条 この事業の対象児童は、広島学園に入所した児童のうち、性問題行動を主訴とする児童で広島学園及び措置機関との話し合いが必要と認められた児童とする。

#### (実施内容)

第4条 テキストを用いた性問題行動再発防止治療教育を広島学園及び措置機関で実施し、学識経験者から面接記録を基にスーパーバイズを受ける。

(1) 回数 月1回

(2) 出席者 広島学園（児童寮担当者・心理療法担当職員等）  
措置機関（児童福祉司・児童心理司等）  
その他必要と認められる者

(3) 場所 広島学園

(4) その他 必要に応じて実施内容を原籍校等の関係者・関係機関と共有する。

#### (秘密の保持)

第5条 この事業の関係者又は関係者であった者は、この事業の実施により知り得た対象児童に関する個人情報を選らしてはならない。

#### (学識経験者に係る費用)

第6条 支弁区分

- (1) 学識経験者謝金
- (2) 学識経験者旅費

#### 附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する

## (資料2)

## 広島学園での支援経過

年月日	支援内容等	心理面接等
X年12/a	入所	
X年12/a~a+4	うめ寮にて新人処遇	# 1 (X年12/22)
X年12/29~X+1年1月(1日)	個別支援(嘘、誤魔化し)	
X+1年1月(4日)	個別支援(寮生への嫌がらせ)	# 2 (X+1年1/29)
X+1年2月(6日)	振り返り(1ヵ月)	
X+1年2月(4日)	個別支援(事実を覆す)	# 3 (X+1年2/19)
X+1年2月(7日)	個別支援(嘘、誤魔化し)	
X+1年3月(2日)	個別支援(生活の見直し) 梅寮	
X+1年3月(4日)	振り返り(3か月)	
X+1年4月(2日)	個別支援(嘘、誤魔化し)	
X+1年4月(3日)	個別支援(生活の見直し)	
X+1年5月(2日)	個別支援(寮生への嫌がらせ)	
X+1年5月(2日)	個別支援(嘘、誤魔化し)	# 4 (X+1年5/24)
X+1年6月(2日)	個別支援(寮生への嫌がらせ)	# 5 (X+1年5/31) 受診について
X+1年6月(1日)	個別支援(嘘、誤魔化し)	
X+1年7月(3日)	個別支援(嘘、誤魔化し)	
X+1年7月	心療クリニック受診	
X+1年7月(3日)	振り返り(6か月)	# 6 (X+1年7/6) 受診を終えて
X+1年8月	心療クリニック受診	# 7 (X+1年7/26) 最近反省がない。
X+1年8月(2日)	個別支援(事実を覆す)	
X+1年8月(日曜日)	許可外出(親族見舞い)	
X+1年8月	心療クリニック受診	# 8 (X+1年9/11)
X+1年9月(3日)	個別支援(授業中の問題行動)	
X+1年9月	心療クリニック受診	
X+1年9月(4日)	個別支援(反抗不服従)	
X+1年10月	心療クリニック受診	
X+1年10月(3日)	振り返り(9か月)	# 9 (X+1年11/6)
X+1年11月(1泊2日)	許可外泊(親族春儀参列)	
X+1年11月	心療クリニック受診	
X+1年12月	心療クリニック受診	# 10 (X+1年12/17)
X+1年12月(3日)	振り返り(12か月)	
X+2年1月	心療クリニック受診	
X+2年2月	心療診療クリニック受診	# 11 (X+2年2/1)
		J - S O A P II (X+2年2/8)
X+2年3月	心療診療クリニック受診	# 12 (X+2年3/4) ほかのチャレンジ
		# 13 (X+2年3/13) プログラム開始発表会
		# 14 (X+2年3/19) バスウェイズ1
		# 15 (X+2年3/27) バスウェイズ2
		# 16 (X+2年4/3) バスウェイズ3
X+2年4月	心療診療クリニック受診	# 17 (X+2年4/10) バスウェイズ4
		# 18 (X+2年4/17) バスウェイズ5
X+2年5月	心療診療クリニック受診	# 19 (X+2年5/8) バスウェイズ6
		# 20 (X+2年5/15) バスウェイズ7
		# 21 (X+2年5/29) バスウェイズ8
X+2年6月(1泊2日)	学園内で保護者と宿泊面会	# 22 (X+2年6/7) バスウェイズ9
X+2年6月	心療診療クリニック受診	# 23 (X+2年6/10) バスウェイズ10
		# 24 (X+2年6/19) バスウェイズ11
		# 25 (X+2年6/26) バスウェイズ12
		# 26 (X+2年7/3) バスウェイズ13
X+2年7月	心療診療クリニック受診	# 27 (X+2年7/17) バスウェイズ14
		# 28 - # 29 (X+2年7/24) バスウェイズ15-16
		# 30 (X+2年7/31) バスウェイズ17
		# 31 (X+2年8/2) バスウェイズ18
		# 32 (X+2年8/8) バスウェイズ19
X+2年8月(1泊2日)	家庭へ外泊	
X+2年8月	心療診療クリニック受診	
X+2年8月(2泊3日)	家庭へ外泊	# 33 (X+2年8/16) バスウェイズ20
		# 34 (X+2年8/19) バスウェイズ21
		# 35 (X+2年8/26) プログラム終了の発表会
X+2年8/b	退園	
X+2年9/c	親子来園	# 36アフターケア①

4/25 第1回SV

5/23 第2回SV

6/20 第3回SV

7/18 第4回SV

8/22 第5回SV

## 性的問題を抱える児童への支援

～児童Aのケースより～

徳島県立徳島学院

課長補佐

藤田勝久

主 事

山口実希

## I はじめに

徳島県立徳島学院（以下、学院）では、平成二十九年年度から平成三十年年度にかけて、寮舎の大規模改修を行った。空き寮だった旧つるぎ寮に福祉避難所としての機能を併設し、各寮の耐震化など災害に向けての対応が行われた。また、夫婦制の名残であった旧職員宿舎は親子面会室やカムダウン室に作り替えられた。なかでも一番大きく変わったところは、児童居室が個室化されたことである。以前の寮舎は、児童居室は十畳程度の和室が三部屋で、多いときは一部屋に四人の児童が入っていた。同室の児童同士で気を使い合ったり片付け等のルールをつくったり集団生活のマナーやルールを学ぶ場としての効果があった。一方で、深夜に児童達がこそこそと密談し、タバコの持ち込みやいじめなどが画策されたこともあった。

ここ数年、全国的な傾向と並んで、学院でも何かしらの性的な問題を抱えた児童の入所が続いている。また、近年では小学生の入所も増加している。日課などで中学生を頼りにする面もあるが、性的な問題を

抱える中学生を小学生と同室にすることで、悪影響を受けないか不安に思うところもあった。今回の改修で、児童居室は個室が五室、大部屋が一室と変化した。入所児童が多いときは大部屋に複数の児童が入るが、性的な問題が大きい児童や発達の特性上の課題が大きい児童には個室を優先的に当てるなど、対応がしやすくなった。

前述のように、性的な問題を抱えた児童は今までも入所しているが、学院内で性的な問題を起す児童は少なく、児童全体に向けて行う性教育を含めた心理教育で対応していた。中には児童相談所と連携して性教育プログラムを個別で実施した児童もいたが、性的問題を抱える児童全員に実施していたわけではない。実際、性的な問題を抱える児童に対して、職員の関わり方や日課などで特別配慮をすることはあまりなく、職員にも児童に対する警戒は少なかつたように思う。しかし、昨年度、男子児童Aが学院内で性的問題行動を立て続けに起こし、集団生活を送ることが困難な状況になった。女性専門員が被害者となり、結果的にA自身も職員もつらく悲しい思いをする結果となってしまった。Aの問題行動やその後の支援は、児童と異性専門員の関わり方や同性を含む児童同士の関わり方などを見直すきっかけとなり、職員として「自分を守る」、「児童を加害者にしない」という視点をより強く持つようになった。今回、反省と検証の意味を込めて、Aの問題行動と支援を中心にふり返ってみたい。

## Ⅱ 児童Aの支援について

### 一 ケース概要

幼少期から落ち着きがなく、保育所でも他児童を叩く等の行動があったが、四歳頃には発表会にもなんとか参加できるようになった。その後両親が離婚。父親は子育てに非協力的で、Aの問題行動に対して「施

設に入れてしまえー」と怒鳴る人物であった。母親も情緒的に不安定で母方祖父母との折り合いも良くなかった。発達障害支援センターに相談し、知能検査でIQ $\parallel$ 一二〇位と言われるとともに、発達障害の可能性から医療機関の受診を勧められ、アスペルガー症候群、ADHDの診断を受ける。

小学校の頃から、近隣宅への不法侵入、窃盗（カード、女性の下着等）などの問題行動があり、児童相談所の発達相談を受ける。中学入学後も窃盗や友人宅のマッチでティッシュに火を付ける等の問題行動を繰り返したため、児童養護施設に措置。その後も万引き、施設内で女儿の下着の盗み等があり、一時保護。再度同施設に戻るも、六歳女兒の下着の中に手を入れる性的イタズラに及んだため一時保護し、刺激が少ない徳島学院に入所。心療内科への定期的な通院を行っており、ストラテラとエビリファイを服薬していた。

## 二 支援の経過

Aは中学一年の冬から中学卒業までの約二年間、学院で生活を送った。今回報告させていただくのは、Aが中学三年生になってからの一年間のことである。Aの処遇については、入所時から見通しが立たない状態で、母親が引き取りを拒否、Aとの面会も渋りがちであったことや、予定されていた養護施設への措置変更の話が立ち消えになったことなどが重なり、Aにとって先の見えない不安定な状態での年度初めであった。寮担当職員は、男性専門員六人、女性専門員二人の計八人でスタートし、男子寮が二寮に分かれてからは男性専門員四人、女性専門員一人の計五人で支援を行った。

### (一) 年度初め、性的問題行動の発生まで

表面上落ち着いた生活は送っているが、職員の顔色をうかがっているところもあり、職員の目が届かな

いとこで他児童にいたずらをしたり、面白半分で物を壊したりすることがあり、自分で善悪の判断はまだできていない。他児童との関係においては、他児童の言動に腹をたてても、その場はニコニコして聞き流し、後日隠れて他児童のコンディショナーを風呂場や脱衣場にまき散らす復讐のような行動をとることがあった。聞き取りでも、素知らぬ顔で「早く犯人が見つかって欲しい」と話し、全体に対して個別対応をするとうまく自分がやったと打ち明けた。「ばれなければよい」という考え方が根強く、コンディショナーを弁償する際も自分の生活訓練費が減らされる不満を口にするなど、時間がたてば自分の非を忘れてしまっているところがあった。

## (二) 性的問題行動の発生

授業終了後、月に一度の定期診察のためにかかりつけの心療内科に通院。Aは助手席に乗り、Aの入所時から寮担当職員だったB女性専門員が運転していた。会話はなく、Aは窓の外をぼんやりと眺めていた。B専門員が対向車を確認している時に足に何か当たった感覚があり、驚いてふり向くと何もなかった。B専門員がAに「びっくりした。何かあった？」と問いかけるも反応がない。どう確認しようか考えつつ、正面を向いて運転していると太ももの間に何か当たった感触があったため、すぐにB専門員が左手でAの手をつかんで押さえた。B専門員が「何をやってるかわかっているの。大丈夫？」と聞くがAは何も答えなかった。結局、Aの手を押さえたまま、病院まで運転。車を止めた後で「何をしたかわかっているの」と再度確認。Aははつきり返答はできないが、覚えているのか尋ねると頷く。「それはやっていいこと悪いこと？」と問うと「悪いこと」と答える。帰寮後、通常日課から外し、別室で聞き取り面接を実施する。「どのような気持ちで触ろうと思ったのか」との問いにAは「いやらしい気持ちになつて気持ちが抑えられなくなつた」と答える。男性専門員数人と面接をするが、本児の主訴である性的問題が改善されていないこと、犯罪行為であること、相手を傷付けたことなどの重大性を感じていない様子であった。児童相談所にも連絡

し、学院の方針として学院内の個別面接指導だけでは対処できないことを説明した。Aの問題行動の内容が他児童に広まると悪影響を及ぼす可能性が高いため、支援方針が定まるまで個別処遇室で対応することにした。

### (三) 精神科への入院

翌日、担当ドクターに報告。学院での集団処遇は難しいだろうとのことだった。一時保護を希望するが、空気がなかったため、精神科の病院を紹介されて任意入院（病名は自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害）となる。児童相談所でケースワーカーを交えて母親と面接を行い、今回のAの問題行動について説明。学院の支援方針にも理解を示してくれた。

Aの入院中は職員が毎日交代で病院に行き、身の回りの世話を行った。初日こそ緊張した様子だったが、すぐに病院に馴染み、入院の原因になった問題行動のことは一切忘れた様子で楽しそうに生活を送っていた。しかし、職員が面会に行き、性的問題行動の話をする、精神状態が不安定になり、問題行動を起さようになった。以下はその一例である。

- ・自傷行為（ペンで腕に文字を彫る、鍵で手首に十数個の円を彫る、タバコで根性焼きをする等）。
- ・男性患者との性的逸脱行為（性器をなめる、なめさせる等）。医師の話では「Aと男性患者の合意のもと行われたのではないか」とのこと。「学院に帰っても集団に戻すのは危険。年少児童や能力の低い児童が被害に遭う可能性が高い」と医師から言われる。

・学院でやり直そうとの声かけに、他児童と会うのが嫌だという理由で「他児童と会うなら首を落とす（包丁で首を切り落とす）」と発言。「他児童だけでなく職員にもやる」と話す。

このような行動が続き、A自身の反省になかなか繋がらない状態になってしまった。もうひとつ、Aの生活が落ち着かない原因のひとつとして考えられたのは、母親の面会が一度もなかったことである。母親

に面会に来てもらえるよう頼んだが、看護師をしている母は「知り合いがそちらの病院に勤めていて、自分の子どもが入院していると知られたくないので面会には行けない」との冷たい反応だった。

入院生活は二十六日に及んだ。児童相談所よりAの一時保護が決定したと連絡があり、一時保護所へ移った。ケース会議が行われ、措置変更も検討されたが、Aを受け入れられる施設はなく、学院に再措置されることになった。学院に戻るにあたり、担当ドクターに入院中の本児の状況を説明に行った。ドクターからは「Aは医療少年院で治療が必要なくらい考え方にズレがあり、今の状態では学院での集団生活はできないだろう。Aは人の気持ちを理解することができないから、同じことが繰り返されることが考えられるのと、口に行っていること（首をおとす）もやらないとは言いかねない」と指摘があった。警察にも相談したが、今回の件で被害届けは受理できないとのことだった。Aの受け入れに当たって、学院内で職員配置や支援体制の調整が行われた。他児童とは合流させずに個別処遇室での個別支援を継続すること、常時二名の男性専門員をAの対応として配置することが決定した。

#### (四) ふり返りと新たな問題行動の発覚

四日間の一時保護を経て、Aが学院に戻ってきた。警察から、被害届は受理できないが、Aの面接指導であれば手伝えると言っていたので、帰院前に刑事の方から今回の問題行動について厳しく注意をされていた。帰院後、院長面接を実施。「他人に危害を加えると言っていたことは？」と尋ねられると「それは絶対にしていない」と話し、「学院での生活を頑張ります」とのことであった。

個別対応では、B専門員への性的問題行動のふり返り、及び入院中の問題行動のふり返りを行った。ふり返り中も精神的に負荷が掛かる問いかけがあるとたびたび自傷行為等を起こしていた。

#### 〈ふり返り一日目〉

B専門員に対する問題行動前後をふり返った。「直前の体育で思うような動きができずイライラしていた。

そこで急に通院に行くと言われて、部活動に参加できないことも重なり、かなりイライラが積もった状態で車に乗った」と話した。苛立ちが原因で行動に移った可能性もあると述べたので、Aがイライラした時の今までのストレス発散方法（他児童への嫌がらせ、器物破損、性的行為、自傷行為など）は間違った方法であることを指摘し、今後のストレス発散法として適切な方法は何かを一緒に考えた。

（ふり返り二日目）

入院中の事についての聞き取りを行った。入院当初の印象などを少しづつ話し始める。文字を彫った自傷行為について聞くと、三十代の女性患者のお腹や太ももにあるバラの入れ墨を見せてもらったのがきっかけと話した。どのように見せてもらったかなど詳しいことを聞こうとするとはぐらかす。前後の話のニュアンスから性的な関係があったことが疑われた。また、二十代女性患者の話（こちらも入れ墨を見せてもらっている）もあり、Aが女性に対してかなり好意を抱いていることが伺われた。「退院したら会う約束をした」「電話番号を教えてもらった」等話した。散歩中に親密な距離で話をし、「また出してあげると言ってもらった」との発言もあり、この女性とも性的関係が疑われた。また、三十代女性患者とは性器の見せ合いをしたとの発言があり、詳しく聞こうとすると「言いたいことを忘れた」とフリーズ状態となった。落ち着いてから再度聞くと、「三十代女性のお腹の入れ墨を触った」と話す。二十代女性の「また出してあげる」との発言について「前に何回か精液を出してもらったということか？」と聞くが「そういうことはない」と話す。が、何を出してもらったのかは頑なに言わず、話の流れから疑いは残るとともに、A自身、その女性とは入院中かなり親密にしていた（死角になるベンチでイチヤイチャしていた）と発言していた。「B専門員の体を触ったことで入院しているから、また女性に触ると罰則があるから触らなかつた」と話す。が、「イチヤイチャすることや腹を触るのは良いのか？」と尋ねられると「それは罰がないからいい」と答える。罰があるかないかで行動を決めているとのことだった。性的な問題行動が原因で入院しているのにそれはおかしいと伝えるが、対象女性が変わっているのも同一の問題と捉えることが出来ず、Aには

理解できなかつたようだ。また、面接の最後には「先生と面接をしていると殺される気がする。自分を病気にして殺そうとしている。怖い」と言い出した。ノイローゼになるということらしい。Aにとつて聞かれたくない内容の聞き取りが中心だったため、かなり負荷がかかつたようだ。日記にも「寝れない。職員が怖い。殺される」と記入するが、二十一時過ぎには寝息を立てていた。

〈ふり返り三日目〉

前日の夜、寮の多目的トイレから生理用品と化粧下地が発見された。どちらもC女性専門員の私物であり、執務室内に置いてあるカバンから盗まれた物であった。Aの入院前からなくなっていた物であったため、Aも含め、寮生全員に聞き取りを行った。しかし、誰からも申し出がなかつたので、知っていることを教えて欲しいと伝えて再度様子をみた。しばらくしてAの左手の甲に卍の形と薬指に一本線を入れる自傷行為が見つかる。生理用品と化粧下地はAは全く身に覚えがないとのことであった。午後から昨日に引き続き、入院中の女性患者との関係を中心に聞き取りを行った。二十代女性とはかなり近い関係になり、性的な誘惑（強引に手を引つ張られて誘われることが数回あった）があつたそうだが（病院ではできない）断り続けたとのこと。ただ、タバコを要求すれば簡単にもらえたので毎日五本以上吸っていたと供述。

〈ふり返り四日目〉

手の甲に新たな自傷行為を発見した。KMと彫られている。二十代女性患者のイニシャルとのこと。

〈ふり返り五日目〉

面接に入ると、話したいことがあると言い出した。「やばいことをした」というので聞くとき生理用品と化粧下地について話し始めた。正確な日は覚えていないが、C専門員が他児童と別室で面接をしていた時に無人の執務室に忍び込み、C専門員のカバンから生理用品と化粧下地を盗み、多目的トイレのドアの下から中に放り込んだということであつた。昼食の配膳時、C専門員に注意されたことへの仕返しで、生理用品や化粧品を盗まれて困る顔を期待していたとのこと。また、多目的トイレは普段施錠しているため、

発見が遅れるだろうとの見立てもあつたそうだ。

ふり返りの中で、女性専門員に対する反省や謝罪を考えていくが、うわべの言葉だけの反省になつていた。本児の特性上、人の気持ちの理解しにくいということがわかつていたので、被害者となつた女性専門員二人からA宛にそれぞれ手紙を書いた。Aに被害者の気持ちを伝えることを一番の目的としたため、柔らかさや温かみを感じさせないよう、パソコンで作成することにした。また、中途半端な言葉や遠回しな表現ではAに誤解を招く可能性があつたため、直接的な表現の厳しい言葉が並ぶ手紙となつた。それを読んだAは「先生がそんなに怒っていると思わなかつた」と非常にショックを受け、ようやく被害者の気持ちというのを実感することができたようだった。

そのような状況の中、児童相談所による問題行動改善プログラムが開始された。プログラムは週に一度、午前十時から十二時までの二時間を利用して進められた。七月から九月まで全十一回で構成され、内容はパーソナルスペースなどの境界線の話から生命の誕生、性の捉え方などの多岐にわたつた。プログラムの前後には、寮と児童相談所の職員で話し合う時間を設け、Aの状況の説明やプログラムの理解度などの共通理解を図つた。また、週に一度のプログラムだけでは、Aの特性上、理解や定着が難しいことが予想されたため、学院の心理担当職員にも寮に通ってもらい、問題行動改善プログラムの復習をしたり内容をかみ砕いて話をしたりと、Aの中でプログラムの内容が継続性を持ち、意識に残るよう働きかけを続けた。初めこそ緊張した様子があつたが、プログラムが進むにつれてAも落ち着いてプログラムに取り組めるようになり、面接の中でも素直な感情が出てきたり自分なりに考えた言葉で表現できたりすることが増えていった。

##### (五) 段階的な合流へ

寮生活が落ち着いて来たこともあり、夏休み明けより分校に登校することになった。ただ、担当ドクター

の判断では寮及び学校での他児童との接触はまだ望ましくないとしたことだったので、分校でも完全別室対応をとることになった。

今までになかったAの支援は、職員間でもいろいろな意見があり、何度も会議の場が設けられた。学院内で完全個別処遇をAが退所するまで継続するとすると、今後高校進学等で集団に戻るAにとって必要な支援に繋がらないのではないかと、退所を見据えた支援として適切でないのではないかと意見や、男性専門員二人もAにつける必要があるのかといった意見、他児童への影響を考えるとAを早期退所させるべきではないかとの意見など様々だった。Aと他児童の対応を分けて行うことは、実質一寮で二寮分の対応をしているのと同じ状態であり、寮担当職員の疲弊は日増しに増大していった。Aに男性専門員が常時二人つき、残りの児童を職員一〜二人で掌握することが多かったが、通院や学校実習への対応、処遇に関わる会議への出席などに加え、突発的な問題行動への対応などが重なる、休みや夜勤明けの職員も総出の対応となり、結果的に寮担当職員の超過勤務時間も月百時間を超える状態が続くこととなった。他児童にとっても相手をしてくれる職員が少ないことはストレスであり、Aに対しての不満が聞かれるようになった。

そのようなことを考慮した結果、Aの生活が落ち着けば、段階を踏んで徐々に集団に合流させていくことになった。しかし、そんな状況でもAは職員への指示無視や暴言などを繰り返し、次の段階である全体授業と部活動への合流の条件であった女性専門員への謝罪にこぎ着けたのは、十一月に入ってからのことだった。謝罪当日のAの様子については次の通りである。

朝から自分で考えた女性専門員への謝罪の言葉を正座しながら何度も読んで真剣に覚えていた。午前十一時、女性専門員への謝罪を実施。男性専門員立ち会いの下、被害者にあたる女性専門員にそれぞれ自分で考えた言葉で謝罪を行った。女性専門員の言葉を神妙に聞き、化粧下地の弁償代をAの生活訓練費から支払う。その後、院長面接。院長室へ入る前から緊張しており、院長から「何か言いたいことはありま

すか？」と最初に問われると、緊張から言葉が出て来なかった。しかし、本児なりに考えて、迷惑を掛けたことに対する謝罪をすることができた。院長から「Aの一生懸命さは一日一日を頑張るかどうかで分かること、Aを支えてくれている周りの大人の言うことは聞かなければいけない」と説諭されると、黙って聞いていた。

女性専門員への謝罪や院長面接の合間には「(他児童に)何で戻って来たんだって言われんかな」と不安を口にすることがあった。「そんなことはないが、何を言われてもやるべきことをやるしかない」と職員に励まされ、何とか持ちこたえることが出来た。午後から教頭面接。他児童らにAの合流を告知した後、授業に合流した。ただし、Aには職員が常時つき、他児童との会話は禁止されたままだった。他児童の言動を気にしていたAにとっては安心して授業に参加出来る環境だったようだ。この日を境に、他児童との自由な会話はないものの授業や部活動と一緒に参加できるようになった。他児童らもAがいつ寮生活に合流するのかを気にすることが増えてきていた。

#### (六) 新たな性的問題行動の発生

年明けから新寮舎の開寮が決定し、一寮だった男子寮が二寮に分けられることになった。Aの状況も安定していたので、Aを寮内含め、他児童と完全に合流させる方向で決定した。Aの合流を見越して、Aが所属する「あい寮」は中三男子児童のみとし、Aの性的対象になったり力関係で下に見られたりする可能性が高い中学二年生以下の男子児童は「すだち寮」に移動することになった。引越しの準備が着々と進む中、Aの個別処遇に使用していた親子面会室のトイレが詰まった。使用したのは児童ではAのみ、職員はAの対応にあたっていた男性専門員のみだった。Aは「気付いたら詰まっていた。心当たりはない」と話し、職員にも思い当たることがなかった。修理業者によりトイレから取り出されたのは、水を吸って膨張した生理用品であった。職員にも確認をしたが、Aが個別処遇になってから女性専門員は親子面会室に

立ち入っておらず、誤って流した可能性は限りなくゼロに近かった。Aの母親が面会時に流した、またはAが母親のカバンから生理用品を取った可能性も考え、Aの母親にも連絡を取って確認したが、生理用品を持ち歩いていないとの答えだった。さまざま可能性を考え、Aがどこから持ち込んでトイレに流した可能性が一番高いと思われたので、Aに再度聞き取りを行うことになった。

翌日、寮長より改めてAに話をするが、関与を認めなかった。また、明日までにトイレの件で何も話がない場合は、警察にも相談して器物損壊で被害届を出すことも伝えた。話の後、Aはカームダウン室で自身の布団の上に座り、ずっと下を向いていた。その際に、指を引つ掻く自傷行為が見られたために「自傷行為は止めるように」とD男性専門員から三〜四回声掛けがあった。Aは返事をするものの止めようとしなかったため、D専門員が部屋の前まで行き再度声をかけると、「うるさい。黙れ。お前の言う事や聞かか」とAの声質が変わったため、応援を呼ぶ。応援のE男性専門員から「何かあるなら言ってほしい。話を聞かから」と言われると「はい」と小さい声で言うが自傷行為は止めない。D専門員から再び声掛けをされるがAが無視したため、「部屋に入るよ」と声を掛け、Aの前に行き中腰の状態になった。D専門員がAに「今から腕を持つよ」と声掛けし、手を押さえようとした瞬間、Aが急に立ち上がり「おら！」と興奮した様子で右拳を振り上げ、D専門員の左側頭部を一発、叩きつけるように殴打した。すぐにE専門員が止めに入り、Aはしばらく暴れたが落ち着いた。トイレの件などを含めて疑われたから殴ったと自分勝手な発言を繰り返していたところに寮長が到着。D専門員を殴打したことについてAに聞くと、「なんな、おら！」と再度興奮し、寮長に殴りかかろうとしたので取り押さえられた。落ち着いてから、話をするも「トイレの件は自分はやっていない。信用して欲しい」と述べ、断固として関与を認めなかった。Aにはトイレの件とは別に、D専門員への暴力に関しての傷害事件として警察に連絡すると伝えた。

午後四時頃からAがソワソワし始め、明らかに落ち着きが無くなる。E専門員が「何か話があるのか？」と聞くもニヤニヤ笑うだけで、何も言わない。午後四時四十五分頃に再度落ち着きがなくなったので、E

専門員が「面接しようか」と聞くと「お願いします」と答えたので、面接を実施した。Aに「トイレを詰まらせたのはお前か？」とダイレクトに聞くと「そうです」と返答。「(生理用品は)どこで盗ってきたのか？」との問いには最初はニヤニヤしながらはぐらかしていたが、問い詰めていくと「病院で盗りました」と答えた。心療内科への通院の際にトイレで盗ったとのこと。病院の新品の備え付けを持ち帰ったと思い、E専門員は話を進めるがかみ合わない。もしやと思い「使用済みか？」と聞くと「そうです」と答えた。トイレは男女共用で、汚物入れが個室内に置かれており、使用済みの生理用品があったので興味本位でズボンのポケットに入れて寮に持ち帰ったとのことだった。持ち帰った日の夜、就寝前にトイレに行き、そこでトイレに流したとのことであった。面接の間は、終始ニヤニヤした表情だった。

翌日も面接を実施。事実の再確認をすると、生理用品を持ち帰ったことは正直に話したが、D専門員への暴力に関しては「自傷行為をしていないのに疑われ、急に触ってきたから」と話すだけで、事前にも声も掛けられたことなどは答えなかった。また、なぜ使用済みの生理用品を持って帰ったのか聞かれると「わからない」「興味があった」と答えるだけで、具体的な理由は答えなかった。E専門員が「マスターベーションに使用するためか？」と問いかけると、それは頑なに否定した。例えば興味があったとしても、誰が使用したのかわからない生理用品を持ち帰るのは異常なことであるし、強い意志を持ってやめなければならぬと説論した。しかし、面接の印象としては「どうせ退所まであと二か月(学院では年長児処遇をしておらず、最長でも中学卒業のタイミングで退所することを児童もわかっている)」と話すなど、受け止めは軽い様子だった。学院を退所するまで耐えればいいという様子だったので、「今後どういう処遇になるかわからない。どのような結果がでてもしっかりと受け止め、償うべきことは責任をもって償わなければならない」と伝えた。その後、暴力の件で警察に被害届を提出、受理され、現場検証などが行われた。

### (七) 観護措置、退所へ

年明けからは登校を見合わせ、寮内で自主学習を送ることになった。プリント学習中心だったが、分校の先生方もAのために寮に足を運んでくれていた。警察の取り調べでは、「生理用品はマスターベーションのために持ち帰り、実際に使用した」ことなどを新たに供述。二月には裁判所への呼び出しがあった。Aは高校受検を控えていることを考慮され、受験が終了してから観護措置が取られることになった。その後の審判では、保護観察処分となり、学院の退所の日を迎えた。

鑑別所退所日、帰宅前に学院に立ち寄り、ささやかながらAの退所式を行った。本来であれば、体育館で全児童、職員に見送られて盛大に退所式を行うが、半年以上個別対応をせざるを得なかったAの退所式に他児童を参列させるわけにも行かず、院長室で寮職員と分校教員、関係機関の先生方だけの参列だった。

### 三 まとめ

以上、Aの支援の経過を記してきたが、この件を通して児童への接し方（例えば女性専門員一名だけでの指導はしないこと、複数対応の必要性など）を見直すきっかけとなった。さらに、これといった有効な手立てがなく相次いで問題行動が発覚し、児童相談所を始め関係諸機関と綿密な連携を取りながら指導してきたが、即効性はなく、職員も疲弊していくばかりであったというのが本音である。

Aの支援で課題のひとつとなったのが、処遇場所や寮職員の配置等による他児童への影響である。寮舎の改修が重なったことで、寮舎の数が少なく、Aの問題行動が続いても寮を分ける事が出来ず、Aが親子面会室とカムダウン室を独占するような形でしか支援の場を確保することが出来なかった。結果、他児童の家族調整に親子面会室を使用したり、他児童の問題行動が起きたときに個別に分けたりすることができず、他児童の支援に弊害がでてしまった。親子面会室やカムダウン室が整備されていたからこそ、A

の個別支援を続けることができたとも言えるが、他児童の支援に影響がなかったとはいえない。一時期には寮舎の定員を超える児童を受け入れざるを得ない状態にもなり、かなり無理のある寮運営だったと今となっては感じる。ただ、そんな状況下でも投げやりになったり置かれた状況に文句を言ったりする寮職員はおらず、お互いをカバーしあいながら、まさに一丸となって児童に対応できたことは非常に幸運なことだったと思う。また、Aの支援に男性専門員を優先的に配置し、人数的にも他児童に関われる職員が少なくなってしまうても、他児童からは不平や不満は一切無く、むしろ職員にいたわりや励ましの言葉をかけてくれたことで、どれだけ救われたか分からない。

さらに難しかったのは、家庭支援である。Aの支援においてキーパーソンは母親であった。Aは学院入所前も児童養護施設で過ごし、学院に入所後も母親の面会は滞りがちであった。他児童の保護者は毎月面会にきて、行事では談笑しながら楽しく昼食を摂っている。そんな他児童の姿をAは何も言わないながらも羨ましく見ていたのであろう。もちろん母親にも仕事の都合や家庭の事情などさまざまな理由があったことは、職員として理解している。しかし、もつとAの気持ちを代弁して母親にアプローチをかけることが必要だったと痛感する。Aが問題行動を起こすようになってから、母親には必ず月に一度は面会に来てもらえるよう今までより強く要求を続けた。Aも母親との面会を心待ちにしていたのは明らかだった。それでも、母親は時間に遅れたり連絡がつかなくなったりと、Aの思いを受け入れてもらうことが出来なかった。Aと母親の双方のバランスを気にしながら調整を進めていくのは非常に難しかった。保護者支援は児童相談所主導で進めてもらったが、学院と児童相談所の考え方にも差があり、役割分担が十分だったとは言えない。児童の気持ちを代弁するのが学院の役目と捉えていたが、代弁するばかりでは保護者や児童相談所との関係がギクシャクしてしまい、そのしわ寄せはすべて児童にいつてしまう。家庭支援を支援の軸のひとつとしながらも、なかなか上手く進められず、情けなさやふがいなさを感じることもしょっちゅうである。どんな家庭でもどんな保護者でも、やはり児童は保護者や家族を求めている。少しでも児童の

気持ちが伝わり、安心できる居場所を与えられるように、児童と保護者の橋渡しが出来るとなりたいと切に感じている。

Aは現在、毎日高校に通い、充実した高校生活を送っている。アフターケアで電話連絡をしたり面会をしたりしたが、Aにとってはつらく苦しい学院生活だったのだろう、「自分を追い込んだ大人」として寮職員はすっかり嫌われてしまっていた。しかし、それでもAが高校で社会生活を送れていることで、我々のしてきた支援は無駄ではなかったと思うことが出来る。たとえ嫌われても、人として大事なところは押さえなければいけないし、嫌なことにも正面から向き合わなければならぬ。学院の記憶はAにとって思い出したくない記憶かもしれない。しかし、学院生活がAの心に少しでも残り、今現在があると信じたい。大変な十一か月であったが、Aの今後の成長、そして少しでも幸せな人生を歩んでくれることを祈っている。

### Ⅲ おわりに

性的な問題というのはなかなか目に見えない。だからこそ支援を進めても成長の度合いや結果が見えにくいところに難しさがあると感じる。学院入所中は職員が目が常時あり、他者に対する性的な問題行動は起きにくい環境である。そのため、入所前に把握していた性的な問題に十分な支援ができたかわからないまま退所を迎える児童も少なくない。実際、退所生の中には退所後もなく性的事件を起こしてしまい、高校をやめることになってしまった児童もいる。学院に入所し、支援や教育を受ける時間がありながら、児童自身の根底にある考え方や課題に十分なアプローチができないまま、同じ失敗をさせてしまったことが職員として悔やまれる。また、十分な支援が出来なかったがために、新たな被害者を生んでしまったことも残念な気持ちでいっぱいである。

今後、性的な問題を抱えた児童の入所は増加するだろう。Aの支援では、職員が想定していた以上に立て続けに問題が起こり、対応も急を要するものだった。何とか乗り切ることができたと思つてはいるが、後手になってしまつたりなんとなくの感覚で進めてしまつたりした部分も多かつた。また、職員の力量によつて大きく差が出た部分もある。さまざまな問題を抱える児童は、同じような問題行動でも原因が違つたり、やり方が違つたりと全く同じという事はないように思う。だからこそ、支援の方法にもバリエーションが必要であり、さまざまな手札を職員ひとりひとりが準備する必要があると感じた。年齢や性別、バックグラウンドが違う職員が集まるからこそ、新しい方法が見つかるかもしれない。問題が大きく、支援が大変な児童がいるときほど、学院として寮としての職員のチーム力が問われる。どんな児童に対しても職員が諦めることなく、きちんと向き合う。問題行動そのものだけに注目するのではなく、問題を引き起こした原因や根底にある要因を考える。性的問題と聞くだけでタブー視されたり敬遠されたりしがちだが、他の支援と同様、当たり前のことを当たり前にすることが何より大切だと感じる。性的問題を抱え、苦しみ悩む児童をひとりでも支えるために、自分自身にできることをこれからも考え、チームとして子どもたちの支援にあたつていきたい。

## 性的マイノリティを抱えた児童の支援について

～LGBTの児童との出会い～

長崎県立開成学園 児童自立支援専門員

藤本彩子

はじめに

私は武蔵野学院の養成所を卒業した後、四つの施設を転々としてきた。横浜家庭学園に四年間、夫婦制の施設である埼玉学園に七年間。その後、単身で（離婚したわけではないが）地元である佐賀の虹の松原学園に二年間、そして現在、開成学園にお世話になって六年目である。転々とした理由は、まずは結婚、挫折、そして父の死と開成学園の採用試験のタイミングがあったこと等、色々あったが、「夫婦制に戻りたいなら応援する」と背中を押してくれた虹の松原学園の課長には感謝している。そして、若くもなかった私達夫婦を採用してくれた長崎県にも感謝している。ということでは施設を転々としてきた私に、非行問題の文章を書く資格などないと思っている。しかし、なぜあえて書くのかというと、ある女子児童との出会いがあったからだ。その子に言われている言葉がある。「女先生、僕のような子がいるということ、たくさんの方に伝えて欲しい」と。その子の思いを伝えるために、自信はないままに書き出している。

## I 児童相談所からの依頼

当学園では年に一回、児童相談所と連絡協議会が開かれる。会には、長崎、佐世保の両児童相談所と、関係機関の職員が参加し、日頃感じている問題や課題について話し、情報交換を行っている。平成二十八年の議題の一つに『性同一性障害の児童について』というものがあつた。提出理由は、『学校における性同一性障害に係る児童への支援について社会の関心も高まり、その対応が求められている。今後、児相においても性同一性障害を抱える児童生徒への支援についても理解を深めていかなければならない。そこで開成学園及び、開成分校では、どのような問題意識をもたれているか』というものだった。

その後、副園長から呼ばれた。「実は今、児童相談所にこの議題に該当する女子児童がいて、入所を見越しての話のようだが……。難しいかな？」と言われる。しばらく黙って、「そうですね……。厳しいと思います」こう答えたのを覚えている。さて、この議題の回答を考えるように役割分担され、どんな回答をすればいいのか？自分自身の勉強が始まった。

## II LGBTとは

LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの四つの言葉の頭文字を併せた言葉であると言われている。レズビアンは、女性の同性愛者。ゲイは、男性の同性愛者。バイセクシャルは、異性も同性も好きになる両性愛者。トランスジェンダーとは、体の性と心の性が一致しないという感覚（性別違和）をもっている人である。直接的には、この四つのセクシュアリティ（＝性のあり方）を一括して表す言葉である。しかし、この四つ以外にも様々なセクシュアリティが存在する。性同一性障害とは、体の性と心の性の不一致を感じている人に対する医学的な疾患名である。また、自分自身のセクシュ

アリティを決められない、分からない、または、あえて決めない人を指すクエスチョニングというものもある。LGBTとは広義では、これらを含めた、性的マイノリティの総称として使われる。電通が昨年十月、全国の二十歳から五十九歳の約六万人を対象にインターネット上で実施したアンケートによると八・九%（十一人に一人）がLGBTと自認しているという。LGBTの人々の生きにくさの原因は、適切な情報や理解者、支援者とのつながりが少ないこともあげられているが、周囲の無理解や偏見にもあると言われる。ゲイ・バイセクシャル男性を対象にしたインターネット調査によると、約六十五%が自殺を考えたことがあり、十五%前後が実際に自殺未遂の経験があるという結果が報告された。LGBTの人々が自殺のハイリスク層であることを指摘している。

### Ⅲ 性的マイノリティへの社会の理解

性同一性障害といえ、以前に『3年B組金八先生』のドラマで、女子生徒が男子の制服を着ていたことを思い出す。あの時代は、自身が性的マイノリティであるということ、簡単に言葉にできない時代であり、社会の理解はあまりなかった。どの時代にもいると言われるそのような人達にとって、生き辛い時代であった。それから時代は流れ、はるな愛やマッコ・デラックスなどの芸能人たちのおかげで、近年、性的マイノリティの人たちが市民権を得て、堂々と活躍するようになってきた。つい最近のドラマでは『俺のスカートどこいった』であろうか。寮の子ども達と一緒に楽しみに見ていた。

平成二十七年、東京都の渋谷区では、同性カップルを結婚に相当する『パートナーシップ』と認める証明書を交付する取り組みを始めた。その後、世田谷区が続いた。教育現場である学校においても、そのような児童生徒への社会的関心が高まり、その対応が求められるようになった。文部科学省では、平成二十七年に、『性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について』という文章を通

知した。これは、制服、髪型、トイレの使用、校内文書の呼称等、具体的な配慮が示してあり、これから出会う児童の受け入れに、非常に参考になるものとなった。

#### IV 性的マイノリティへの児童自立支援施設での理解

平成三十年の四月に、児童養護施設における子ども同士の性的暴力について一部報道があり、厚生労働省が、児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の問題について、全国規模で調査を行った。児童養護施設等でのこういった性的暴力は、入所児童の育った環境や被虐待等の体験によるトラウマ等を要因として、様々な行動上のリスクを抱えた児童が一定数入所しているため、起こりやすい状況にあることは指摘されている。

児童自立支援施設では、相変わらず、性的問題を抱えた児童の割合は多く、減ることはない。男子では、同年齢の女子に向かわず、力が弱く支配できそうな弱者に矛先が向き、深刻な場合は妹を妊娠させるケースもある。女子では、スマートフォン普及によりSNSの利用が増加した。特に家庭の基盤が弱く、寂しさを抱えた者たちは、簡単にコミュニケーションサイトや出会い系サイトへアクセスし、すぐに出会い、ぬくもりや優しさを求め、見ず知らずの男性と性交渉を繰り返す児童が増えている。

体の性差によって入所する寮が、男子寮、女子寮と決められる児童自立支援施設では、児童のセクシュアリティに合わせたり、意思を尊重したりする対応が困難で、性的マイノリティの児童の入所を断ることが多い。先にも述べたが、児童自立支援施設では、性的問題を抱えた児童が多いがゆえに、性的問題が起こりやすい。同性愛の児童が入所したとしたら、たちまち、寮の中の誰かと恋愛関係になり、性的な関係をもってしまう可能性が高くなることは容易に想像がつく。職員であれば、誰もが、性的なリスクは避けたいだろう。

平成二十六年に、児童自立支援施設における、性的マイノリティを抱えた児童に対する支援方法確立に向けた実態および職員の意識調査を、明治安田こころの健康財団から研究助成を受け調査を行っている。調査報告書では、受け入れた実績がない、職員間の共通認識を図っている段階なので、今後検討していきたいというものが多い。また、受け入れが不可能ではないといった意見もある。但し、具体的かつ必要な配慮ができるという職員の共通理解が図られることが条件である。数としては多くはないが、今後、児童自立支援施設で確実に検討していかなければならない課題が、性的マイノリティを抱えている児童への支援や対応方法であり、支援の可能性を探るための研究だと記されている。

今まで出会ってきた児童のことを思い出すと、どうみても、振る舞いや言葉遣いが、女の子っぽい男の子や、その逆もいた。いつの時代にも一定数そんな子がいた。当学園で現在、男子寮を担当している田中夫婦が、かつて女子寮をもっていた時にも、見た目も、振る舞いも、運動神経も、男じゃないのか？と周囲が疑うほどの女の子がいた。当時、私は虹の松原学園に勤務していたが、バドミントンの練習試合や大会でも、その子は一際目立ち、印象深い子であった。田中寮長の話では、あまりにも男性的であったため、保護者の意向もあり、一時保護中に、染色体検査をして女性であることを確認したということだ。その子は、野球が得意で、男子の野球大会でも活躍したという。女子寮で生活し、女子の制服を着て、人並みに男子に恋をしたと。卒業後は、女子硬式野球部がある高校に特別推薦で進学し、無事に卒業した。現在、カウンセリングを受けながら、ホルモン注射等の治療を受け、男性として工場で働いているという。今ではカッコイイ男性に、「おじちゃんになっっている」と、田中寮母さんはニッコリして言われた。

思春期に、自身のセクシュアリティに気付くLGBTの子どもが多いと言われている。個人差・環境差はあるが、第二次性徴が始まることや周囲で恋愛の話題が増えることも、意識するきっかけとなるようだ。ただ、年齢が低いうちは特に、自身のセクシュアリティの認識が揺らいだり変わったたりする場合が多く、多様なセクシュアリティが存在する。このことはグラデーションという言葉で表現される。明るさや色彩、

濃淡など、連続的に変化していくことで境目が決められないという。入所打診の予定である子のセクシュアリティが、まだ淡い状態で、「心は男だと思っっているけど、まだ分からなくて、女子の制服を着ることも平気です。恋愛対象はまだ分かりません」というような子であれば、まだ、入所は可能だろうと思った。

## V 児童相談所への回答

児童相談所からLGBTの児童受入れについて意見を求められ、その回答を考えるように言われた私は、次のようにまとめ園内で協議し回答した。

### ① LGBTの児童の入所について

・ 公的機関である以上、入所を拒否することはできない。入所打診があることは十分に考えていく。

### ② 入所打診の段階で必要なこと

- ・ LGBT児童の性的課題に対する支援方法を明確にし、学園の枠組みの中で、二次的な性的な問題が起きないように検討したうえで、入所の適否を判断する。
- ・ アイデンティティが確立していない年齢であるので、児童のLGBTの特性について、本人、保護者、その他の関係機関から、十分な情報提供を必要とする。
- ・ 生育歴の中に、同性間での、性加害、性被害の問題がなかったかの調査をお願いしたい。
- ・ 医学的な診断があれば、医師の指示や助言を頂きたい。
- ・ 生物学的な性（身体的に同じ性）の寮で生活することになるが、本人の苦痛にならないのか、意思確認を行っていただきたい。
- ・ LGBTの児童でなくても、同性間での性的いたずら等の性問題は起きる。同性愛があれば、その問題が起こるリスクは高くなるということは、念頭に入れて頂きたい。

③受け入れに当たって

- ・生活場面で配慮が必要なのは、部屋、トイレ、入浴、着替え、就寝等。可能な範囲で個室を検討する。
- ・制服や水着など、衣類について本人の抵抗が強いようであれば配慮する。
- ・配慮にあたって、他児への説明が必要になる場合も出てくるが、説明をして良いのか、しない方が良いのか、本人の気持を確認したい。

この回答について、児童相談所からは十分な回答だと言われた。私は、児童相談所からの入所の依頼や意向が困難だと感じて、できるだけ受けたい、意向に沿いたいと思っている。この前向きな姿勢であり続けること、このような職員が増えていくことが、児童自立支援施設の存在意義を示していく、守っていくと思っている。大阪市立阿武山学園の林園長は、非行問題でこう言われている。「児童相談所の意向はできるだけ汲み取ること。児相の信頼を失えば、施設は衰退する」と。

## VI LGBTの児童に会いに

児童相談所との連絡会議の後に、新入生の打診が正式にあった。中三の女児。主訴は、養護（虐待）。離婚した父からの性的虐待であった。また、補足として、性同一性障害の疑いがあり、個別対応のできる環境で、指導力があり、柔軟に対応してもらえる場所で精神的安定を目指す。本児の措置先として、第一候補は里親さんであったが、本人の精神的なものが重く受け止められ、引き受け手が見つからなかった。その第二候補として当学園があげられた。本児に問題行動がなかったため、児童養護施設も当然考えられしたが、本人のLGBTの特性から、受け入れ困難とされた。

とりあえず、本人に会ってから考えよう、ということ、女子寮の寮母である私と、分校の教頭先生と本人に会いに行くことになった。まず、担当のケースワーカーから話を聞く。本人の名前は、美佐（仮名）。

美佐の性別違和は、三歳の頃からあったという。母はそういうものとして育ててきた。父母の離婚後、美佐は母と暮らし始める。ネグレクト状態で、母と美佐は別の部屋で生活した。家はゴミ屋敷の状態だった。離婚した父からの性的虐待は、小学四年ぐらいから始まった。母は、そのことについて、全く気付かなかつたと言う。精神科のドクターの話では、美佐の性的虐待については、完全に蓋をしている状態なので、今は無理矢理聞き出すと、呼吸もできないくらいPTSDを起こす危険がある。また、性同一性障害の疑いは濃厚との意見もあった。小学校は、父からの行為が始まると共に、欠席が増えた。中学校入学の時に、美佐は、校長先生の所に行き、制服のスカートを履くことができないと相談に行った。しかし、「わがままだ。保護者を連れてこないと話しにならない」と言われ、体の不自由な母を連れて行くことを断念したという。その後、中学校にはほとんど通わず、部屋にひきこもって暮らし、自分のことは、俺、僕と言いつつ、心理士とのカウンセリングの時間だけは、本人の希望でケンタと呼んでいるということだった。

美佐は、心理士の背中に隠れながら部屋に入ってきた。髪はきちんとした短髪で、見た目はかわいい女の子といった感じだった。肩幅も広く、華奢な感じではない。初めは、恥ずかしがる様子を見せるが、しばらくすると、自分の考えを自分の言葉で話すようになった。将来は、性転換手術を希望すると言う。生活の場は、男子寮でも女子寮でもどちらでもいい。部屋はできれば個室がいい。トイレは、どこでもいい。着替えは、女子の中で着替えることはできる。女子の目を避けるとか、自分で何とかすることはできる。風呂は、一人風呂がいいが、集団で入ることもできる。ただ、自分が女子の体を見てしまうことに対して、罪悪感があると言う。つまり、好きになる性は女性であり、女子の体に興味があるということだった。制服は、女子のスカートが厳しい。できれば男子の制服を着たいと言う。水着は、女子っぽい水着は厳しくて、自分の胸が目立たないような、露出の少ない水着を着たい。呼び名は、美佐という名前が嫌なので、名字で呼んでほしい。自分のことについての説明は、自分が来た時、自分の目の前で行ってほしい。むしろきちんと説明して、そういうものとして見てほしいとのことだった。十五歳という年齢でありながら、「心

は男です」と言い切って話す目の前の美佐を見ると、自分の頭の中が混乱していく気がした。

## Ⅶ 受け入れまでの準備

学園にこの話をもち帰り、全職員で共有した。入園を受け入れるのか？については、受け入れないという意見はでなかった。むしろ、この児童をどうやって受け入れ、処遇していくのかについて、学園、分校の両者が、知恵を出し合い、熱く議論した。当学園で決めた内容は、以下の項目であった。

- ①生活の場は、女子寮とする。部屋は、トイレ付の静養室で一人部屋。風呂は一人で入浴する。
- ②他児同様、寮内での、女児への告白、交際、身体接触については禁止する。
- ③分校での制服については、男子の学生服を認める。
- ④分校のトイレは多目的トイレを使用する。
- ⑤分校での呼び名は、名字を使う。校内文書については、名字のみを使う。
- ⑥部活動は、女子のバドミントン部でも、男子の野球部のどちらに参加してもよい。
- ⑦本人についての説明は、女子寮に関しては、美佐の入園後すぐに、本人の目の前で行う。男子寮については、新生生の挨拶の時に、本人がいる前で、全体に向け行う。
- ⑧女子児童の保護者への説明は、随時、寮に來られた時に寮担当が行っていく。

議論の中では、当然色々な意見が出た。あまりにも美佐の意見を取り入れすぎなのではないか？女子の制服を着ることができないのではないか、という意見もあった。児童自立支援施設では昔から、児童の意見を聞くことは大事であるが、言いたい放題に言わせてはいけないという考えがある。しかし、私は、発達障害を抱えた児童から学んだことであるが、児童の特性からくる困り感の訴えと、ただ単なるわがままな訴えとは、聞き分けなくてははいけないと思っている。美佐のスカートを履くことが出来ないといった訴え

は、LGBTの特性上の困り感だと感じた。男子の学生服ではなく、女子用のスラックスを準備してはどうかという意見もあった。当然考えられる選択肢の一つだ。本人に会いに行くまでは、私も何となく、制服はそんな感じになるのだろうと思っていた。しかし、美佐と話し感じたことは、女子の制服でもなく、男子の制服でもない、その中間の制服を着ることで、どちらの性別にも所属できない疎外感を感じるようになる。男子の制服を着たいという本人の強い希望があり、他児への説明も了解しているので、できれば男子の学生服の着用を許可してもらえないかと訴えた。訴えは、理解してもらった。あの当時の分校の先生達の寛大な、斬新な決断に感謝している。美佐を受け入れることになった園内では、外部講師による性教育セミナーを設ける他、LGBTについて寮単位で話をしてもらうようにした。子どもたちの反応は興味津々といった感じで、明るかった。

## Ⅷ 入園、そして生活の始まり

入園の日。スカートを履くことができない美佐は、中学の制服ではなく、半袖、短パンで、恥ずかしそうにしながらやって来た。美佐が、ここで自分の居場所を見いだすことが出来るのだろうか？これから始まる手探りの処遇に対して、少しの不安もなかったわけではない。

荷物は少なく衣類も少なかった。下着は、男物のランニングシャツ一枚を着ているだけだった。他児が帰ってくると、本児の前で次のように伝えた。「美佐は、体は女の子だけど、心は男の子。男の子として生きていきたいと思っている。なので、個室で生活することになる。どう接していいか分からない人は、兄や、弟のような感じで接してほしい。同じ兄弟姉妹でも、兄や弟がいたら、入浴や、着替え、下着の干し方も、気を遣うでしょう。ただし、寮内での恋愛、告白、性的な身体接触は禁止。そうならないように、お互い気をつけること。」と。児童たちは、真剣な顔で頷いた。

発達障害の奈美（仮名）は、「で、どっちなの？男？女？」と困惑した表情を見せた。職員が、個別に呼び、「女子寮で生活するので、他の子と同じ、女子寮と思って生活していいよ。」と伝えると、困惑した表情がとれた。奈美のような反応もまた、想定内だった。しかし、それ以外の動揺はなく、むしろ、今までにない状況を楽しんでいる雰囲気があった。子どもは、大人が思った以上に柔軟である。

美佐は、自分の名前を変えたいと思っていた。自分の名前を女子っぽいと感じており、虐待を受けた両親から一文字ずつもらってつけられたという理由で、嫌悪感をもっていた。できれば、男名のケンイチと呼んでほしいと言う。美佐の気持ちを上司に相談すると、ケンイチという呼称を使ってもいいのではないかと、という返事をもたらした。晴れてケンイチと呼ぶことが出来るようになり、学園で取り決めた⑤が変更になった。他児も、そんな美佐の気持ちを十分に理解して喜んだ。新入生あいさつの時には、男子の前でも、「ケンイチです。体は女ですけど、心は男です。そういうものとしてみて下さい。」と、堂々と述べた。

ケンイチが入園したすぐの土日。寮に不穏な空気が流れた。異性に対して興味が強い、シオリ（仮名）とレナ（仮名）が何となく意識をしている。シオリは、部屋のすぐ入り口の所にブラジャーを見えるようにして置き、レナは、寮の中では出さない、トーンの高い声をやたらと出している。すぐに、全体を集めて話をする。「ケンイチの男性性を意識してか、いつもはしないような下着の置き方や行動がある者がいる。今後、ケンイチと恋愛関係になったら、ケンイチがここにすることができなくなる。それでもいいの？」と聞くと、みんな「それは、嫌だ」と言った。優しく穏やかだったケンイチは、入園して間もなかったが、みんなから好かれていたのだ。だからこそ、今の生活を守りたいという集団の力が芽生えた。ケンイチもまた、「ここでは、恋愛はしませんから」と、きっぱり言う。ここに、根付こうとする強い気持ちを感じ、嬉しかった。

ケンイチは、一人で風呂に入った。洗濯物は、洗濯機でみんなと一緒に回したが、洗濯物を洗濯機から出す係からは外した。これは、他児からの意見でもあり、ケンイチに自分の下着（ネットには入っている

が)を触られることに違和感があると言う。ケンイチも、快く「それがいい」と言った。そう言われる方が、男子と見られているようで嬉しかったようである。みんな、下着を洗濯リングに干す時は、下着が見えないようにいつも以上に気を遣った。部屋で着替える時は、ケンイチに「着替えるよ」と一声かけるようになり、ケンイチも「はい」と言い、部屋を見ないように背を向けた。水着は女子と同じ水着を着たが、胸の形が強調されるのが嫌だと言い、水着の裏についていた胸のカップを切つて外した。そのかわりに、新品のスポーツブラを下に着用させた。

分校への初めての登校の日。学ランの制服に着替えたケンイチが皆の前に現れると、「オーツ」と歓声が上がった。今でも、あのケンイチの誇らしげで、晴れ晴れとした顔が忘れられない。授業への参加も、分校の先生方や、男子の優しい配慮の中、実にスムーズに受け入れられた。交替寮での過ごし方について、その当時、交替寮長であった大村寮長が、本人の気持ちを聞きに来てくれた。恥ずかしがり屋のケンイチは、寮母に同席を求めたが、自分の気持ちをしっかり話し、その日は安心して寝ていた。あの頃、ケンイチに関わる様々な職員が、ケンイチの気持ちに寄り添い、理解を示してくれた。ケンイチにとって、こんなことは初めてのことだったと思う。性的マイノリティを抱えている子ども達も、自分の人生を前向きに生きていくためには、このような経験をたくさん積んでいくことだと思つた。

## Ⅷ いくつもの山にぶつかりながら

入園して間もなく、個室で『僕の人生』という小説(本人が言うには)を書き始めた。途中まで書いては、寮長寮母の所に持ってきて見せた。この小説は、順調に小六まで進んでいたが、何度も、振り出しに戻り書き直していた。この作業は、一か月ぐらい続いた。この小説の中には、自身の虐待の話は一切盛り込まれていなかった。精神的に落ち込んだある日、この小説を破り捨ててしまった。そして、「もう、こ

んなものはどうでもいい。自分はいつ死んでもいい」とわめいた。自分の人生の中の辛い部分にぶちあたったのだろうか。これからも、フラッシュバックとして忘まわしいことを何度も思い出さだらうが、これも被虐待体験からの回復の一步である。ケンイチが辛い時には、そつと寄り添っていくしかないと心に誓う。

ケンイチは、大人不信というより、人間不信であった。「人間が嫌い。怖い」と言っていた。いつもは穏やかで優しくかったが、精神的に不安定になることはよくあった。ケンイチは、引きこもりの生活が長く社会経験や学校生活の経験が極端に不足していた。言葉に詰まることがあり、相手に自分の気持ちを伝えることが苦手だった。大声でのケンカや、トラブルが恐く、耳をふさいで部屋にこもることもあった。月に一回の月経の日は、極端に落ち込み、部屋から出てこない時があった。畳の上に伏したまま、動かなくなる時もあった。心理士との面接では、解離して、かたまって動かなくなつた。小一時間、上半身は前傾姿勢のまま、両足ががくがく震え、両手をこぶしにして、硬直状態となつた。精神科のドクターの話では、いくつかの解離の症状はあり、初期段階ではないかと。今後、精神科の受診につなげていったほうが良いとの話を受けた。記憶がない時が時々あり、無意識で書いたという絵には、自分が、ピストルや、ナイフや、首つりで、死んでいる自分と、死ねと言う文字が並ぶ。日記には、「いつ死んでもいいと思つている」と記すことが時々あった。入園前には、首吊り自殺を図つたことが数回あったという。幸い、ヒモが切れて失敗に終わったようだ。ケンイチについては、自殺願望があるということは常に、意識していた。

外部講師の性教育では険しい表情になることが多く、きつそうだった。きつくなつたら教室を出て良いと伝えていた。その後の語りで、「時々、自分の体が、どんどん女性らしくなつてくることに対して不安でいっぱいになる」と話した。一方で、月に一回行つていた、寮で行う性教育（快晴マザーズ）には、笑つて参加するようになっていった。

## X 快晴マザーズについて

快晴マザーズとは、平成二十七年に当学園で立ち上げた、児童の性的問題を改善するために取り組むグループワークである。性問題を抱えた児童の増加と、園内での性的問題を予防していくために、児童の実に踏み込んだ性教育をしようという試みで、『明るく、まじめに語ろう』がキャッチフレーズである。月に一回、寮母が、男子寮と女子寮を回り、小学生は十五分、中高生男子と女子は三十分行っている。女子の場合は、一時間近く盛り上がることもある。取り扱うテーマは、プライベートゾーン、境界線、生命誕生、自己肯定感、性情報への対策であり、十回分のワークを作った。会の中では、自由な発言を認めており、性の悩みが自分だけではないという安心感につながることで、自分の性に対する考え方がちよつと違うのでないかという気づきにつながっていくことがねらいである。児童の発言の後には、必ず、職員がメッセージを入れるようにして、会の流れを正しい方向に引張っていく役割を担う。会での話を、夜に子ども同士で話し込み、笑いのネタにすることは禁止している。男子たちは恥ずかしがって発言することは少ないが、女子は、よく発言する。しかし、自分の体験を赤裸々に自慢げに話し出す者はおらず、会の秩序は守られていて、皆、真剣だ。

男子グループでは、具体的にマスターベーションの話をする。「集団生活なので、一人になれる時間や場所は少ないが、寮の中ではどこでしたらいいのだろうか?」と同席している寮長に投げかけると、「トイレか、一人で風呂に入った時かな」と答えてくれる。自分のプライベートゾーンを触っていいのは自分だけ。ただし、一人だけの時間、一人だけの空間で行うことは大事です、と付け加えると、安心したような顔になる。取り組みから感じたことだが、男子の性に対するマイナスイメージが思ったより強く、その不安を安心して語る場がいかに少なかったかに気付く。マスターベーションに対する前向きなメッセージ(いけないことではなく、大切なこと、性欲のコントロールにつながるよ、ただし一人の時間一人の場所で

行うこと)をしつかり伝えてやることが大事だと考える。

女子グループでは、セックスについて考えるというテーマで、「セックスフレンドってありかなしか。何のためにセックスするのか?」と投げかける。「お互いが割り切っていれば、セックスフレンドはありで、中学生でやってもいい」と平然と言う子がいる。それに対して、「入園前は、そう思っていたけど、今は好きな人としかしくないって思えるし、高校生のお付き合いでもセックスなしの方が安心だと思う」と言ってくれる子がいる。子ども同士の声は意外と響く。性情報が氾濫している今、大人は目をそらさずに、はぐらかさずに、目の前の子どもたちに、向き合いながら正しい性の情報を発信していかなければならないと思っている。そして、性に対するイメージが、とても素敵で、暖かくて、優しい、そんなイメージに変わっていつてくれることを願っている。

## XI 折り返し地点からの成長と飛躍

卒業式は開成分校で迎えた。卒業証書の記名は、本名の美佐であったが、呼び名はケンイチであった。男子の学生服に身を包んだケンイチは、いつも以上にりりしく見えた。母の出席はなかったが、関係機関でケンイチの晴れ姿を見守った。ケンイチは、学力の低さと、社会経験の不足、精神的安定を図るために、もう少しの時間が必要との判断で、もう一年、高等部として学園に残り、過年度受験をすることが決まっていた。本人も、その決定に迷いはなかった。

入園して十か月。いよいよリーダーシップを発揮するようになり、メキメキと、たくましくなっていた。寮の中での、女子との距離感も心得ており、職員から距離の取り方で指摘をされることはなくなった。周囲の子ども達の対応も同じくそうであった。寮の中のトラブルに対しても、自分の意見を言えるようになり、年下には慕われた。バドミントン部では、キャプテンを務め、大会では、チームを優勝、四連覇達

成に導いた。大会中のホテルでは、小学生と女性職員一人の三人部屋にした。入浴は、部屋付きの風呂に入り、特に問題はなかった。学力を少しずつつけ、高校受験の準備を着々と進めた。本人の自殺願望や、解離的な状況は時々あったが、自分自身で休み、また元気を取り戻した。大学病院への通院は、月に一回のペースで行い、性同一性障害（GID）外来に通い、専門的なカウンセリングや診察を受けた。

高校受検は、公立で制服がない高校を選んだ。受検の前に、配慮等をお願いするため、分校の教頭先生と寮長とで高校を訪問した。受検時に、男子の制服で受けること、受検票は男子の番号で受け付けて、男子の列に混じって受検すること、トイレは多目的トイレを使うこと等、十分に配慮してもらった。受検の二日間は、とても緊張したようだったが、何とか乗り越え、無事に合格した。その後、改めて、高校の先生が来校され、ケンイチの気持ちを確認しながら、高校での生活の仕方について決めていった。ケンイチは、受検の時に男子の列で受けたが、男子の中に入っていけない自分に気づいた。当学園では集団が小さいため、そのような違和感がなかったようだが、高校では女子の名簿の中で生活することを選んだ。高校側からは、そうであるならば、呼名については、ケンイチがあまりにも男性的な名前であるため、本名に戻すか、違う呼称にしてほしいと言われた。ケンイチは、本名を選ばずに、リョウと名乗ることにした。ケンイチは、一年九か月の学園生活を無事に終え、退園していった。学園での生活経験があるなら何とかなるでしょうと引き受けてくれた里親さんのもとへ引き取られた。多くの児童や職員から、暖かい別れの言葉をかけてもらった。

## XII 考察

性的マイノリティを抱えた児童の特性やセクシュアリティは、その児童によって様々である。この事例が全てのLGBT児童にあてはまるかというところではなく、一つの事例にしか過ぎない。しかし、事例

を積み上げていくしか、LGBT児童の入所受け入れや、処遇は開けていかない。これらのことを十分加味した上でLGBT児童を児童自立支援施設で扱うとすれば、次のような点に留意すべきだと考える。

① LGBT児童の気持ちや考えをよく汲み取り、児童自立支援施設で生活可能かどうかをよく吟味する。生物学的な性（身体的に同じ性）の寮で生活することになるので、そのことが本人の苦痛にならないのは、最初に確認すべきことである。また、主訴に性加害がないかどうかの確認は行っておく。性加害の問題があれば、他児への配慮はさらに高まる。生活場面では個室が望ましく、個室の提供が可能なのか。自分の特性を他児に説明したいのか、したくないのか、どういふ説明がいいのかは、入念に気持ちを聞き、それに沿って行った。

② LGBT児童について、職員の理解と知識があり、受け入れていこうとする土壌が施設にあるのか。生活をさせるにあたっては、細かい配慮が必要となり、学校での制服や、髪型、呼称、性別の取り扱いについて等、前例にないことをやるという決断が組織として迫られる。その施設がどこまでやるのか、それは施設の在り方についても問われることになる。当学園には、自認する性を認め、女子でありながら男子学生の制服を着せるといふ決断に踏み切る土壌があった。

③ 入所が決まれば、事前にLGBT児童との面会を行い、生活の仕方について具体的に決めておく。事前に本人と面接することで、その児童の特性のグラデーションや、どこに困り感があるのかが分かり、困り感が減るよう生活の組み立てを考える。生活がうまく滑り出せば、周囲も状況に慣れていき問題もなくなる。しかし、決まり事も、時々修正をかけていく柔軟さが必要である。

④ LGBT児童を受け入れても揺るがない寮集団を作っていく。  
LGBT児童がいなくても、同性間での性的な問題は時々起こる。LGBT児童が入ることでのリスクは高くなる。大きな問題に発展しないために、不穏な芽は小さなうちから摘んでおき、その度に修正をかけ、お互いが成長しあえる集団になっていくことが大事である。

⑤ L G B T 児童の生活の定着と、本児の寮内での性行動に対するモラルが守られているのかを定期的に評価していく。

本人（ケンイチ）の恋愛対象の性は女性であったが、学園で生活をしていくために、絶対にここでは恋愛をしないと決めており、女子との距離感も心得ていった。しかし女子との距離感が保てずに、女子児童との性的接触に至ることになったら、L G B T 児童への処遇もストップしなければならなくなる可能性が出てくる。そのことについても、寮の子ども達には話し、寮全体で共有していた。

⑥ 他児の保護者に対しての L G B T 児童についての説明は随時行う。

L G B T 児童の個人情報には配慮しつつも、他児の保護者に対して、L G B T 児童の説明と、生活させていく上で職員が気をつけていること等、随時話すようにしていた。自分からケンイチの話を率先して親にしている子が多く、「楽しそうですね」、「いいですね」と言われることが多かった。

## あとがき

ケンイチから久しぶりに電話があった。「女先生、今度、彼女連れてきていい？」と言う。「彼女って体は女の子？」と聞くと「そうだよ」と言う。「いいね。待っているよ」と言う嬉しそうだった。そして、「職員向けの本にケンイチのことを書いているけどいいかな？もちろんケンイチということが分からないような書き方でね」と伝えると、快く、「いいよ。女先生も頑張るね。無理しないで」と言ってくれた。

ケンイチは退園後、決して順調であったわけではない。里親さんとうまくいかずに、黙って自宅に帰った。そこは、自分が虐待を受けていた場所であり、母はまだ暮らしていた。帰ってはみたものの、ゴミ屋敷のままの家を見て、自宅で暮らすことを諦めた。その後、一時保護され、自立援助ホームに行く。高校では人間関係のもつれで、自殺企図があり、一時的に病院に入院した。退院後、高校を辞め、定時制高校

を受け直した。定時制高校にしばらく通うが再びホームを飛び出した。再び一時保護され、一週間ではあったが、当学園で一時保護委託を受けた。ケンイチは、実家に帰ってきたかのように過ごし、寮生にも相変わらず好かれた。その後、帰るしかない自立援助ホームに戻ったが、やはりだめだった。定時制高校を辞め、現在、違う自立援助ホームで生活を始めたという。

ケンイチは、どこにも定着できずに、常に困難を抱えて生きている。ケンイチから電話があると決まって「生きとるね?」と声をかけると笑いながら「何とか生きとるよ」と答える。ケンイチとは、一緒に暮らすことはもうないだろうが、開成学園のわかき寮が、ケンイチの羽を休める安全基地であり続けたいと思っている。この原稿を書いていた九月三日、長崎でもLGBTのカップルを公的にパートナーとして認める『パートナーシップ宣誓制度』をスタートさせたというニュースが飛び込んできた。「ケンイチ、ようやくこの流れが長崎にも来ましたよ。胸を張って堂々と生きていきなさい。ほら、生きていけば、いいこともあるでしょう」と今度、伝えるつもりである。

私は、昨年の春に母を亡くした。父の死から四年後だった。父の闘病は十年であったが、母の闘病は一年とあつかなかつた。身近な人との永遠の別れは、思ったよりきつく、体にこたえた。この流れを変えたくて、今年、京都で行われた『小さな会』に参加した。教護界のレジエントと呼ばれる方々や、お世話になった恩師や、教護を愛してやまない研究者とか、そうそうたるメンバーが集まっていた。かつて寮母さんをしていただいた方が経営されている女性専用のゲストハウスに泊まり、おいしい窯の飯を食べ、語り明かし、飲み明かし、二段ベッドで寝た。

私は、教護の世界が好きだ。上手くいく時も、いかない時もあるが、この世界で定年を迎えたいし、期待の若手に引き継いでいかなければならないと思っている。今、児童自立支援施設の存在意義が問われている。存在意義を示していくためにも、新たな試みにチャレンジしていくべきだ。そして、これからも、全国で奮起している教護仲間と共に、教護の火を燃やし続けたいと思っている。

最後になりましたが、小さな会の後、行き詰まりを感じていた私に激励のお手紙を頂きました阿武山学園の林園長にお礼申し上げます。この原稿の執筆に入ったためお返事を書けないままですが、私の心の指針となり、支えとなりましたことを付け加えさせていただきます。

#### 参考文献

- ・薬師実芳・笹原千奈未・古堂達也・小川奈津己(二〇一四) LGBTってなんだろう?・からだの性・こころの性・好きになる性・合同出版株式会社
- ・日高康晴、木村博和、市川誠一(二〇〇七)・・厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究推進事業「ゲイ・バイセクシャル男性の健康レポート2 pp9 - pp10」
- ・久松幸平(二〇一九年九月三日)、長崎市パートナー制度開始。長崎新聞。朝刊。一頁。
- ・中田良太(二〇一六年七月一日)、LGBT支援宣言。長崎新聞。朝刊。一〇頁。
- ・文部科学省(二〇一五) 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について
- ・厚生労働省(二〇一九) 児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究報告書。みずほ情報総研株式会社
- ・石澤方英・尾崎万帆子(二〇一三) 児童自立支援施設における性的課題(セクシャルマイノリティ)を抱えた児童に対する支援方法に向けた実態および職員の意識調査。児童ひとりひとりの人権が尊重される支援を目指して。財団法人明治安田こころの健康財団研究助成対象研究 調査報告書
- ・全国児童自立支援施設協議会(二〇一五) 非行問題二二二号

# 多次元治療的里親 (Multidimensional Treatment Foster Care : MTFEC/TFECO) : ハイリスクの子供と青年のための施設ケアの代替案

著者 : Philip A. Fisher and Kathryn S. Gilliam

訳者 : 国立武蔵野学院 大原 天 青

## 【解題】

本論はPsychosocial Intervention誌(当時Elsevier出版)に掲載されたフィッシャー博士(オレゴン大学教授)のMultidimensional Treatment Foster Care(多次元治療的里親。以下、MTFEC)に関するレビュー論文の全訳である。MTFECは現在、Treatment Foster Care Oregon(以下、TFECO)と名称を変え、アメリカのみならずオーストラリア、ニュージーランド、デンマーク、イギリスなど様々な国や地域で適用されている(TFCO、2019)。TFECOは情緒や行動上の問題や非行的行動を示す子供に対する里親ケアと生物学的親への働きかけを通して、非行や暴力行動の改善や学習面への取り組みを向上させ、予後の適応に効果を示すエビデンスが蓄積された手法である(Eyberg et al、2008)。

特に本論には、行動上の問題を示す子供への対応の原則や集団の影響と扱い方、職員養成、生物学的親

への働きかけなど実践に寄与する指摘と評価研究などの理論的、実証的知見が端的にまとめられている。また開発過程では、実践の理論化や理論に基づく実践の循環的な関係が示されており (Fisharet al(2012)、方法論としても示唆に富む。

こうしたTECOはわが国においては未だ紹介されておらず、本誌で取り上げる意図は次のような点にある。

- ・TECOは児童自立支援施設の支援と重複する点が多々あり、特に小舎夫婦制による実践に根拠を与え、今後の実践の方向性を導く視点があること。
- ・TECOはエビデンスに基づく調査研究の蓄積がなされている点で、今後わが国の児童自立支援施設の評価研究の必要性を示唆していること。
- ・施設収容による支援から里親による専門的なケアを推奨している点で、現在の日本の社会的養護の施策と実践に寄与することができること。

また本論から訳者は以下の二点を指摘する。第一に、児童自立支援施設の実践が過去の理念にのみ依拠するのではなく、エビデンスに基づく支援(論)への転換が必要であること。第二に、前記の指摘の一方でTECOのレベルシステム等の支援手法の活用は、児童自立支援施設理念を踏まえて適用することが重要であること。

このような点から本論は日本の社会的養護および児童自立支援施設の実践および研究に寄与するものになるだろう。

## 【要約】

本稿では、Multidimensional Treatment Foster Care program（多次元治療的里親：以下、MTFCプログラム）について紹介する。これは重篤な問題を抱えた子供と青年のための心理療法的支援を提供するためのエビデンスに基づいたアプローチであり、入所による支援の代替案である。MTFCプログラムのバリエーションは、虐待の歴史がある年少の子供や少年司法制度に係属している年長の子供や青年のために開発され、有効性が立証されてきた。本稿では、1960年代と1970年代にオレゴン社会学習センターで開発された社会学習モデルに基づくMTFCの開発とその基礎について述べる。さらに我々はプログラムの要素に関する情報を示し、MTFCに関する研究をレビューする。

【キーワード】：里親、多次元治療的里親（MTFC）、問題行動、重篤な非行少年

## 【本論】

子供が攻撃的、反抗的態度、仲間との社会関係における困難、親との葛藤または学校での行動化などの問題行動を示した場合、しばしば心理療法士に支援が依頼される。子供は家族という関係性の中におかれているため、このような問題に対して子供自身を支援するだけではなく、彼らの家族に働きかけることも効果的であると長く認識されてきた（Forehand, King, Peed, & Yoder, 1975; Snyder, 1977; Patterson, 1982; Patterson, 2002）。この特集号で取り上げられているものを含む多くのプログラムは、家族を基盤とした視点から子供たちを支援するために開発されてきた。これらのプログラムの多くは、一九六〇年代からオレゴン社会学習センターでGerald Pattersonとその同僚によって公表されてきた社会学習モデルにそ

の起源がある (Patterson & Fagot, 1967; Patterson, 1982; Patterson, Debarryshe, & Ramsey, 1989)。家族の広範囲にわたる縦断研究の中から発展してきたこのアプローチは、子供と青年の問題行動を高頻度に予測することが分かっている養育の重要な要素に焦点を当てる (Loeber & Dishion, 1983; Patterson, Dishion, & Bank, 1984)。特に、家庭や地域において、厳しく一貫性のないしつけを用いること、向社会的行動に関する正の強化の欠如、子供のスーパービジョンと監督が適切にできないことは、これらの介入アプローチにおける重要なターゲットである (Patterson & Forgatch, 1987; Forgatch & Patterson, 1989)。これらの介入を評価するための多くの研究は、回避行動の全体的な減少や重要な子育て実践の改善を含む様々な結果に肯定的な影響を見出しつつある (e.g. Patterson, 1974; Wiltz & Patterson, 1974; Webster-Stratton, 1985; Patterson, Chamberlain, & Reid, 1982; Patterson & Fleischman, 1979; Bank, Patterson, & Reid, 1987; Patterson, 2005)。

アメリカおよびその他の地域では過去二十〜三十年の間に、子供の問題行動に対する介入はエビデンスに基づくべきだという認識が高まっている (Alvarez & Ollendick, 2003; Ollendick & King, 2004)。エビデンスに基づいた介入であるためには、プログラムが実証的方法を用いて評価されなければならない (Eyberg, Nelson, & Boggs, 2008)。エビデンスベースを確立するための最も科学的で厳密なアプローチの中には、無作為化臨床試験 (以下、RCT) の使用がある (Chambliss & Hollon, 1998)。この文脈において、個人は介入 (群) もしくは何らかの代替支援 (群) (多くの場合、地域内で通常の支援を提供するか、効果測定中の介入評価の内容を除いた同程度の投薬を提供する介入) のいずれかに割り当てられる。興味深い結果は、介入前後および多くの場合、介入終了までの期間にわたって調べられる。介入を受けている子供たちは、介入を受けていない子供たちよりも肯定的な結果を示す限り、そのアプローチはエビデンスが実証されていると捉えられる (Eyberg et al., 2008)。

多くの介入は、エビデンスベースの確立された (統制された実験的な) 有効性試験から (実社会にお

ける)有効性試験。への過程をたぐ( Hoagwood, Hibbs, Brent, & Jensen, 1995)。単純化して言えば、(統制された実験的な)有効性試験は大学や私立メンタルヘルスクリニックなどの専門的な環境で最大限のサポートや資源および高度な訓練を受けたスタッフによって行われる。これらの試験は、最適な条件で行われた介入が結果に影響を及ぼすかどうかを判断するようにデザインされているという意味で、最善のシナリオを示している。研究者は(統制された実験的な)有効性試験が完了した後に続いて、地域環境内で(同様の)介入を行い、評価をする。有効性研究は、実社会の状況下で起こりがちな、有望な介入が実行される可能性が最も高い状況に移された後も効果的であり続けるかどうか評価する(Wells, 1999)。あるいは、初期の有効性試験を回避し、(実社会における)有効性試験を始めることが有用であると主張する研究者もいる。なぜなら、介入が最適な条件下のみで機能することを示すことにほとんど有用性がないためだ。さらに、(統制された実験的な)有効性試験と(実社会における)有効性試験の両方を実施するにはかなりの費用と時間がかかる(Hoagwood, Jensen, Pettit, & Burns, 1996; Kazdin, 1997; Nelson & Steele, 2006)。

家族を基盤とした介入を含む子供の問題行動の支援と予防の分野では、多くのエビデンスに基づく介入が存在する(レビューについては、Eyberg et al., 2008 参照)。しかし、子供や青少年の深刻な問題行動の場合、彼らの家族の文脈において子供の介入を考慮することはますます困難になる。非常に攻撃的または自傷行為のある子供、地域社会の中で子供の安全が困難になるような犯罪行為がある場合、家族の状況により必要とする養育支援を提供する能力がない養育者の場合(例えば、虐待する両親、刑事司法制度に関与している両親、および薬物とアルコールの問題を抱えた両親)は、歴史的に施設養護もしくはその他の家以外に措置されてきた(Chamberlain & Reid, 1998)。

いくつかの理由により、特にリスクの高い子供たちには、施設ケアやその他の形態の集団ケアを使用することが理にかなっている(Fisher & Chamberlain, 2000)。第一に、子供たちが(地域における)安全

性の懸念を引き起こす限り、個人が地域にアクセスすることを制限する設定に措置することは正当に思えるかもしれない。第二に、これらの子供たちが住んでいる家族は必要なレベルのケアを提供する能力が限られている可能性があるため、施設養護が唯一の選択肢のように思われるかもしれない。しかし、広範な研究により、非常にリスクの高い子供を仲間と一緒に収容することは疑わしい介入戦略であることが示されている (Elliot、Huizinga、& Ageton、1985; Dishion、McCord、& Poulin、1999)。さわる「悪風感染 (iatrogenic effects)」に関する研究では、ピア感染として知られるプロセスが集合的なケア環境で引き起こされやすく、反社会的行動上の問題を抱える子どもたちがお互いの否定的な行動を本質的に強化する (Dishion、Spracklen、Andrews、& Patterson、1996; Dishion、Eddy、Haas、Li、& Spracklen、1997)。このような状況では、これらの子供と働くスタッフが効果的な介入のために相互作用を十分に強化することは非常に難しいかもしれない (Buehler、Patterson、& Furniss、1966)。特に、Chamberlain & Reid (1998) の研究では、集団ケアの状況にある子供たちは、これらの子供たちの世話を担当した職員よりもはるかに低いレベルのスーパービジョンと行動の一貫した帰結 (訳者注: 行動化後の職員の対応による結末=個別日課になる等) を報告していることがわかった。帰結とスーパービジョンは非常に問題のある子供に対する効果的な介入の重要な要素であるため、集団ケアにおけるこれらの支援過程の関与が低いことは非常に問題が多い。

集団ケアは有効性に疑問があるだけでなく、非常に費用がかかる。集団ケア施設を運営するには、二十四時間体制で子供たちと一緒に働くスタッフが必要である。通常、子供と直接働く複数のスタッフと、心理士、精神科医、プログラム管理者などを含む他の専門家の集団が必要である。経済的観点からも、このアプローチは限られた利点と高コストが相まって、疑問の余地のある取り組みとなっている (Aos、Miller、& Drake、2006)。それにもかかわらず、アメリカ、ヨーロッパ、およびその他の地域では、非常に問題のある若者に対する施設養護が、未だに極めて一般的なアプローチである。低コストでより良い

結果をもたらすことができる代替戦略が明らかに求められている。

MTFC (Chamberlain, 2003) は、重度の虐待やネグレクト、重篤なメンタルヘルス、行動上の問題、非行的行動の問題によって、高レベルの支援を必要とする子供および家族と働くアプローチである。MTFCはプログラムを評価するために採用されるRCTによってエビデンスを基盤としたプログラムであると考えられている (Eyberg et al., 2008)。MTFCプログラムは発達段階に応じて、未就学児 (三〜五歳) (MTFC-P; Fisher, Burraston, & Pears, 2005)、学齢期 (六〜十二歳) (Chamberlain & Smith, 2003)、青年期 (十二〜十八歳) (MTFC-A; Chamberlain & Smith, 2003) バージョンがある。このプログラムは、より制限的な措置に代わるものとして、彼らが住んでいる地域にとどまり、家族環境という自然な状況の中で子供や家族が支援を受けることを可能にするアプローチとして、里親や少年司法プログラムの子供たちで使用されることを意図している。MTFCは元々アメリカのオレゴン州で開発され、五十以上の州、イギリスの十五以上の地域、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン、オランダなどのヨーロッパの二十か国で成功裡に実施されている。

### 【MTFCプログラムの理念とゴール】

MTFCプログラムの背後にある理念は、支援が家族や地域社会の文脈で行われた場合、問題を抱えた若者に対する長期的な成果が最もうまく促進される可能性があるということである。子供たちを通常的环境下から分離させ、施設養護に措置するのではなく、MTFCの支援は特別な訓練と常時スーパーバイズされた里親と学校コンサルテーションを通じて提供される。このように、子供は典型的な家族の状況で起こる可能性があることを学び、子供が里親に委託されている間に長期的な養育を提供する人々 (すなわち、生物学的家族、親族、または子供が支援を終えた後に一緒に暮らす人) は、里親宅で子供が体験すること

と同様の育児戦略で指導される。

プログラムの目標は、しつけの一貫性と養育環境全体で肯定的な行動をサポートすることを維持し、子供が家族や学校の状況で長期にわたって機能できるようにすることである。表一にMTFCの具体的な目標を示す。

### 【MTFCプログラムの構成要素】

MTFCは子供、里親、出生家族もしくは養子縁組家族を含む長期的な配置の資源を含む多成分のプログラムである。MTFCの基本的な原則は、支援を積極的に提供することである。それは、子供の問題が措置の変更を伴うような事態に至る前に、プログラムスタッフは里親と協力して問題の拡大を防ぐ。以下のセッションでは、様々なプログラムの構成要素について説明する。

### 【里親の募集】

MTFCの里親は地元の新聞広告、コミュニティセンターや学校などの公共の場所での周知、口コミなど様々な方法で募集される。MTFCの里親を採用するための最も効果的な戦略の一つは、すでにMTFCプログラムの里親を担っている人を介したもので

表1. MTFCの目標

- 
- 1) 規範的・向社会的行動を強化する
  - 2) 青年に厳重なスーパービジョンを提供する
  - 3) 交友関係を注意深く観察する
  - 4) 明確で一貫した制限を示し、ルール違反に対して非暴力的な結果を用いて対処する
  - 5) 若者に前向きな仕事習慣と学習スキルを推奨する
  - 6) 家族が養育スキルの有効性を高められるように支援する
  - 7) 家族間の対立を減らす
  - 8) 肯定的な仲間との関係を築き、大人のメンターやロールモデルとの絆を深めるための新しいスキルを教える
-

ある。MTFCプログラムは、プログラムが必要としている内容や現在の里親に提供される支援のタイプについて熟知しており、多くの場合プログラムに不慣れな個人ではできないような方法でプログラムの強力な支持者となる。

里親の募集は、里親募集担当者の予備調査の電話から始まる。その後、家庭訪問が行われる。訪問中に、将来の里親にMTFCプログラムの詳細が伝えられる。また家庭訪問により里親募集担当者は、里親がMTFCの対象となるニーズの高い子供の養育に適しているかどうかを判断する。

MTFCの里親は多様なグループである。このプログラムが運営されている数十年にわたって、里親には夫婦、ひとり親、以前の子育て経験の有無にかかわらず、様々な経済的地位、性的思考、文化的背景を持つ個人が含まれてきた。MTFCの里親を際立たせる主要な特質は、プログラムスタッフと相当な量のコンタクトを取り、「支援チーム」の一員として関わることに関心を寄せている点である。高頻度のコンタクトに関心がない人、以下で説明するようなプログラム活動に参加したくない人、もしくはスケジュールが合わない人はMTFCの里親になることはできない。それ以外に里親の選択にあたって特定の基準はない。

### 【里親をトレーニング】

MTFCの里親トレーニングは週末と次の平日の夕方までの間で二十時間の教育が構成されている。トレーニング中に里親は、彼らの家にやってくる予定の子供と同年齢の子供たちに採用される特別な行動マネージメントモデルについて紹介される。里親と子供が利用できる支援とプログラムのスタッフ構成の詳細も提供される。トレーニング中かなり重視している点は、向社会的行動に対する積極的なサポートを提供することである。これには、具体的な強化戦略の使用が含まれている。将来里親になる一部の者は、肯定

的な行動に対して報酬を与える考え方に強い抵抗を示す。場合によっては、子供が慣れ親しんだ相互作用の負のパターンを逆転させるためにそのような措置が必要であることを里親に理解させることによって、上記の懸念のいくつかを解決することができる。ただし、高レベルの肯定的な強化を提供することに抵抗を示す場合には、里親としての継続的な参加は推奨されない。トレーニングの本質的な目標は、たとえば彼らが（上記のようなプログラムを）採用した多くの経験がなかったとしても、哲学を共有する個人を特定することである。

### 【里親への継続的支援】

子供がMIFCの里親家庭に措置されたあと、直接的な支援が本格的に開始される。子供のケースファイルで入手可能な情報に基づき初期の個別の支援プログラムは、里親と相談してプログラムスタッフが作成する。措置された最初の日から里親はプログラムスタッフと毎日接触する。これは、過去二十四時間に発生した問題行動に対する情報を収集するために電話により行われる。電話ではParent Daily Report (PDR; Chamberlain & Reid, 1987) と呼ばれる標準化されたチェックリストを使用する。里親はPDRチェックリストの各項目が発生したか発生しなかったか、さらに発生した行動のうちどれに対処するのがストレスであるか尋ねられる。この電話はおおよそ五十分かかり、収集された情報はケースプランニングにとっても重要である。これにより、プログラムスタッフと里親は特別な行動を特定し、一般的に起きやすく最もストレスになる行動がどれかを明らかにする。これは、子供の行動のマネージメントプログラムのための明確なターゲットを提供する。さらに、問題行動は毎日集計できるため（毎日の問題行動の合計「スコア」）、PDR支援プロセスを継続的に評価する方法を提供する。最後に、里親が特定の日に多大なストレスもしくは困難を報告した場合、プログラムスタッフは家族を支援するためにより集中的な接触によりフォロー

アップすることができる。

さらにPDRのために毎日電話による接触をとり、全ての里親は毎週サポートグループミーティングに参加する。このミーティングでは、プログラムスタッフメンバーは毎週のPDRデータを用いて、それぞれの子供の進捗状況を確認する。里親には、肯定的もしくは挑戦的である特定の状況について提示する機会がある。その他の里親はピアサポートと問題行動の周辺にある問題解決の支援を行う。里親サポートグループミーティングはおおよそ二時間続き、この間に子供のケアが提供される。プログラムから里親への追加支援としてしばしばスナックや軽食が提供される。

プログラムスタッフは、子供の学校に対して行動面の支援も提供する。これには、学校プランニングミーティングへの出席だけではなく教員への直接的なコンサルテーションも含まれる。子供の行動についての情報を教員が提供し、里親とプログラムの割り当てを完了するため、各クラスには、スクールカードを所持する子供が含まれ、プログラムスタッフは肯定的な行動支援プランの実施を支援する。学校での取り組みの支援とモニタリングは、子供の全体的な行動マネージメントプログラムの重要な部分である（左記を参照）。

プログラムスタッフは緊急事態もしくは危機状況に対する支援を常に提供している。MTFCが実装されている一部の地域では、国の労働法に適合するため宿泊施設をつくる必要があったが、プログラムスタッフの誰かが常に困難な状況を支援できるという考えは、成功に貢献する重要な要素である。さらに危機管理に積極的に取り組むことで、このプログラムは里親が困難な状況に対処する時に圧倒され孤独感を感じることが防ぐことができ、MTFCの里親家庭で観察される崩壊率に寄与している可能性がある。

## 【子供への支援】

MTECの里子は包括的な支援プログラムを受ける。すべてのMTECの子供は、彼らの年齢に相応した発達上適切な行動マネジメントプログラムに措置される。年長の子供や青少年には、レベルシステムが採用され、子供が置かれている特定のレベルによってスーパージョンと特権が異なる。各レベルに応じて子供は家事や学校における作業を含む活動、授業への出席、宿題の完了など、一日を通じてポイントを獲得する。プログラムの規則に違反した場合、ポイントは失われる。子供は新しい里親家庭に入所した場合、レベルIで約三週間を過ごす。彼らは時間通りに起床し肯定的な態度をとるなど基本的な期待される行動に対してポイントを受け取る。一日に獲得したポイントは次に得点と引き換える。子供が十分なポイントを獲得した場合、レベルIIに移行することができる。このレベルでは特権が拡張され、毎日ではなく毎週、自立のための機会が増えていく。もし子供がレベルIIで困難を感じていけば、レベルIに戻すことができるが、その場合は特権と自立のレベルは低下する。一度彼らの行動が改善するとレベルIIに戻る。三番目のレベル（レベルIII）は、長期間プログラムに参加し高い自立性で機能する能力を実証した子供向けに存在する。レベルIIIでは、特権を得る機会が拡大し、スポーツや放課後のプログラムなど一般的な地域活動に参加することができる。

年少の子供や著しく発達に遅れのある子供のための行動マネジメントプログラムは、レベルシステムより単純である。多くの場合、ステッカーや星図を使用し、より即時的な強化を与える。プログラムで期待される点は、子供たちがプログラムに参加している期間中のケアにおいて、里親にいくつかの具体的な強化プログラムを維持してもらうことである。

MTECの支援を受ける全ての年齢層にわたって行動プログラムは、子供の個別的なニーズに応じて継続的に調整される。里親は上記の個人およびグループ会議を通じて、特に効果的な肯定的行動を強化する

方法を提供すると同様に、特に注意を必要とする特別な問題を特定し、プログラムスタッフに情報を提供する。期待されるのは、子供がプログラムに参加している時間の経過とともに焦点の問題が変化することである。プログラムスタッフと里親間で高頻度にコンタクトを取ることで、子供の個別的なニーズに継続的に対応する。

行動マネージメントプログラムに加えて、子供への支援は子供の年齢の機能に応じて異なる。年長児や青年期の子供には、問題解決やその他の向社会的スキルを提供する「スキルコーチ」を介して個別的な支援を提供する。年少の子供たちには、彼らが社会的観点と学術的観点の両方から学校で成功するために必要なスキルを学ぶことを助けるため、治療的プレイグループが提供される。

### 【生物学的親への支援とその他の長期的措置における資源】

子供がMTECにいる間、プログラムは長期的に子供の家族となる可能性のある人を特定する。多くの場合、これは里親家庭に措置される前の生物学的家族である。他の例では、プログラムが実施されている国の状況に応じて、祖父母、叔父や叔母などの近親者もしくは非親族による養子縁組によって長期ケアが提供される場合がある。長期間措置される家族が誰であろうと、里親家庭に使用されているのと同様のペアレンディングと行動マネージメントスキルを教えるためにプログラムスタッフメンバーは彼ら個人と連携する。上記のように、年長の子供や青年期の子供の場合にはレベルシステムの活用が含まれ、年少児の場合には向社会的行動を強化するための具体的システムの活用が含まれる。また家族は、過度に厳しく威圧的にならず、負の行動を制限する効果的な戦略を学ぶ。これには、年少の子供に対するタイムアウトの使用、年長の子供に対する特権の留保を組み合わせた対応が含まれる。プログラムスタッフメンバーは、里親家庭から永続的な家庭へ移行する間に長期的に措置される家族を支援する（場合によっては、他の家族

の元に移動するのではなく、MTECの里親家庭と一緒に無期限に過ごすことは注目に値する。これは幼い子供にとって健全なアタッチメント関係の発達に特に重要である。長期に滞在する家族への支援は、子供が自宅で安定するまで続き、その時点で支援は終結する。

## 【プログラムの人員構成】

MTECプログラムのユニークな側面一つは、支援を提供するためのチームアプローチである。各支援チームは明確に分かれた役割を持つスタッフグループが含まれている。これらの役割は階層化されているためほとんど重複はない。支援チームは普段、十二〜十五人の子供を担当している。チームメンバーの役割は以下の通りである。

チームリーダーはプログラムのスーパーバイザーを兼ねている。スーパーバイザーは他の全てのチームメンバーの活動をコーディネートし、子供と家族が受ける可能性のある他の支援とプログラムの間の調整役を担う。プログラムのスーパーバイザーは子供と里親家庭の主要な権威者でもある。制限を設定する必要がある場合、もしくはプログラムによって規制を設ける必要がある場合、プログラムスーパーバイザーがこれを実施する。プログラムスーパーバイザーは里親支援グループ会議も開催する。

里親コンサルタントは里親家族に追加の支援を提供する。この役割を担うのはしばしば元里親であるため、里親家族の視点をとることができる。里親コンサルタントは、家庭訪問や電話で支援を提供し、毎週の里親支援グループ会議の共同リーダーとして参加する。この個人は通常修士もしくは博士レベルの専門家である。

子供は行動支援の専門家との個人セッションを通じて支援を受ける。この専門家は多くの場合、このプログラムで子供と信頼関係を築くことができる大学生やその他の若者である。上記のような行動支援の専

門家は、子供が自然な環境の中でより向社会的スキルを習得できるように、地域における状況でしばしば支援を提供する。

ファミリィセラピストは里親ケアに措置されたあと子供を受け入れる準備をするため、生物学的または長期間措置できる家族と協同する。採用された特定の戦略は以下の通りである。この戦略は、オレゴン社会学習センターで開発されたペアレントトレーニングアプローチから直接派生している。ファミリィセラピストは通常、修士または博士レベルの専門家である。

PRRの作成者は、里親家族とプログラムの間で毎日連絡を取り合う者である。この個人は多くの場合、秘書などの事務スタッフである。彼らは里親家族と良好な関係を築き、電話で正確に情報を得ることが不可欠である。さらに、彼らは里親家族が困難な時期を特定することができ、里親をフォローアップできるように、プログラムスタッフに警告する必要がある。

子供の服薬管理の一貫性を促進するため、専門的助言を与える精神科医が採用されている。プログラムを受ける全ての子供が精神科の服薬をしているだけではないが、MTCOを取り入れている多くの国では多くの子供が服薬をしている。そのため、精神科領域における連携したケアを提供するため特定の医師がいることは有用である。専門的助言を与える精神科医は、里親家族の子供だけではなく、プログラムスタッフとも連携し、子供のニーズの全体像を把握する。

就学前バージョンのMTCOを実施しているプログラムでは、プレイグループを実施するために行動支援専門家がスタッフに加わる。これらには、プレイグループの主任とアシスタント教員が含まれる。これらには通常、幼児教育の経験もしくは大学の教員養成プログラムにいる個人である。

## 【MTFCを提供する対象】

MTFCは元々、少年非行の問題を抱えた少年司法システムのニーズに応えるために開発された (Chamberlain & Reid, 1998; Fisher & Chamberlain, 2000; Chamberlain, 2003)。プログラムの集中的な特質は、若者が地域の設定で維持できるレベルの支援とスーパーバイズのレベルを提供するように特に設定されている。その後、プログラムは学齢期の子供と小学校入学前の年齢層の子供たちに支援を提供するため、発達の年齢を引き下げ適用された (Fisher, Burraston, & Pears, 2005)。元のMTFCプログラムは、特に男子のニーズに合致するようにデザインされたが、やがて女子にもプログラムが適応された (Leve, Chamberlain, & Reid, 2005; Leve & Chamberlain, 2007; Chamberlain, Leve, & DeGarmo, 2007)。このように、MTFCプログラムの対象となっている子供の多くは、重篤な行動上の問題とトラウマと虐待の重大な

歴史を背負っている。彼らは一般的な家庭環境をほとんど経験しておらず、多くの時間を過ごすこともなかったかもしれない。そのため彼らが措置された家族の期待に従って行動するには、かなりの調整期間を必要とする場合がある。これが、MTFCの子供たちのケアや里親家族に広範な支援を提供する理由の一つである。この調整期間中、子供や里親のストレスがかなり高くなる可能性があり、彼ら自身が自ら成功することを期待するのは非現実的である。子供と家族が一人ではないこと、子供が適応するのに役立つ効果的な戦略があることを理解することは、支援を成功させる重要な要素である。子供たちは家庭でのケアに終止符を打つのではなく、家族や地域環境にとどまることができる。

## 【MTFCの評価研究】

MTFCはすでに指摘した対象を含む子供と青年の様々な集団で活用され評価されている。施設ケアに関する通常の条件の他の支援と比較してMTFCは暴力犯罪の数 (Eddy, Whaley, & Chamberlain, 2004) や支援後の収監や収容の割合 (Chamberlain, 1990; Chamberlain, Leve, & DeGarmo, 2007) など、重要なアウトカム変数に影響を及ぼす。重要なのは、家族マネージメント実践や逸脱した仲間関係を含むプログラムの特定のターゲットに対する肯定的な影響は、反社会的行動に対する支援効果を促進するMTFCの有効変数であると思われる (Eddy & Chamberlain, 2000)。青年向けMTFC (MTFC-A) および未就学児向けMTFC (MTFC-P) の無作為化比較試験の詳細な説明を次に示す。

### 【MTFC-Aの評価研究】

Chamberlainと同僚は、重篤な非行少年に対する収監の代替としてMTFCの使用について最初に評価をした。集団ケアに措置された子供と比較して、MTFCの対象少年は六か月間長く措置され、支援後二年間で収監される期間が短かった (Chamberlain, 1990)。州の精神科病院から解放された後、MTFCに無作為に割り当てられた若者集団でも同様の結果が得られた (Chamberlain & Reid, 1991)。MTFCと集団ケアを比較してた慢性的な犯罪者を対象とした大規模無作為比較試験では、犯罪照会が少なく、拘留期間が減少するなど、このような困難を示す人々の肯定的な変化に影響を与える点で優れていることを実証した (Chamberlain & Reid, 1998)。MTFC集団の若者は、二年間の追跡調査で集団ケアと比較して、暴力犯罪や犯罪照会数 (Eddy, Whaley, & Chamberlain, 2004)、薬物乱用率 (Smith, Chamberlain, & Eddy, 2010) が少なかった。MTFCは女性の少年犯罪者にも適用および評価がなされており、施設された環境で過ごす日数を減らし、学校への出席や宿題の取り組みを増やすのに効果的であることが示唆された (Leve, Chamberlain, & Reid, 2005; Leve & Chamberlain, 2007)。犯罪照会件数などの重要な非行のアウトカムに

関する長期的な改善も女性を対象としたMTFCで示されている (Chamberlain, Leve, & DeGarmo, 2007)。

## 【MTFC-Pの評価研究】

Fisherと同僚 (1999) は、欧米の里親システムの幼児 (三～五歳) のニーズを満たすためMTFCプログラムを適合させた。アタッチメント関係の早期崩壊、出産前の薬物やアルコールへの暴露、虐待、ネグレクトなどの様々な要因により、この集団は特に高リスクの子供たちである (Klee, Kronstadt, & Zlotnick, 1997; Fisher, Ellis, & Chamberlain, 1999; Fisher, Burraston, & Pears, 2005)。MTFC-Pは行動上の問題、感情調整、発達の遅れの三つを主要なターゲットとして設計された。一般的な里親ケアとMTFC-Pの比較では、MTFC-Pは未就学児童の行動調整の改善に効果的であるが、一方で比較群である一般的な里親における未就学児童の行動上の問題は増加した (Fisher, Gunnar, Chamberlain, & Reid, 2000)。MTFCに参加した子供たちでは、アタッチメント行動の改善 (Fisher & Kim, 2007) および措置の安定性も実証されている (Fisher, Kim, & Pears, 2009)。重要な点として、MTFC-Pは早期の生活ストレスによって負の影響を受ける神経生物学的システムの変化を実現する介入の力がある。Fisherら (2006; 2007) は、MTFC-Pが多くの場合人生早期の段階におけるストレス経験に関連した視床下部下垂体-副腎系 (HPA) の調整不全を緩和する機能があることを示した。さらに、認知制御に関する電気生理学的測定に対する介入も実証されており、一般的な里親ケアを受けている子供は、MTFC-Pを受けている子供には見られないパフォーマンスモニタリングの欠如を示した (Bruce, McDermott, Fisher, & Fox, 2009)。このようにMTFC-Pの評価研究は、里親ケアの未就学児のアウトカムを改善するための介入の有効性を実証するため、行動と神経生理学的指標の両方のアウトカムを取り入れている。

## 【まとめと結論】

本論ではMTECプログラムとオレゴン社会学習センターで開発された社会学習モデルの起源について解説した。またプログラムの構成要素と人員配置について説明した。最後に子供と青年のための有効性評価研究から証拠を示した。MTECはアメリカおよびヨーロッパ全域で広く実装されており、多くの支持者がいる。重度の行動上の問題および非行を示す子供および青年のための施設ケアの限定された効果と高いコストを考慮すると、MTECは積極的代替案である。

## 【文献】

- Alvarez HK, Ollendick TH. Evidence based treatment. In: Ollendick TH, Schroeder C, editors. *Encyclopedia of clinical child and pediatric psychology*. New York: Kluwer Academic/Plenum Publishers; 2003.
- Aos S, Miller M, Drake E. Evidence-based public policy options to reduce future prison construction, criminal justice costs, and crime rates. Olympia: Washington State Institute for Public Policy; 2006.
- Bank L, Patterson GR, Reid JB. Delinquency prevention through training parents in family management. *Behavior Analyst*. 1987;10:75-82. [PMC free article] [PubMed]
- Bruce J, McDermott JM, Fisher PA, Fox NA. Using behavioral and electrophysiological measures to assess the effects of a preventive intervention: A preliminary study with preschool-aged foster children. *Prevention Science*. 2009;10:129-140. [PMC free article] [PubMed]
- Buehler RE, Patterson GR, Furniss JM. The reinforcement of behavior in institutional settings. *Behavior*

- Research and Therapy. 1966;4:157-167. [PubMed]
- Chamberlain P. Comparative evaluation of specialized foster care for seriously delinquent youths: A first step. *Community Alternatives: International Journal of Family Care*. 1990;2:21-36.
- Chamberlain P. The Oregon Multidimensional Treatment Foster Care model: Features, outcomes, and progress in dissemination. (Moving evidence-based treatments from the laboratory into clinical practice). *Cognitive and Behavioral Practice*. 2003;10:303-312. S. Schoenwald & S. Henggeler (Series Eds.)
- Chamberlain P, Reid JB. Parent observation and report of child symptoms. *Behavioral Assessment*. 1987;9:97-109.
- Chamberlain P, Reid JB. Using a specialized foster care community treatment model for children and adolescents leaving the state mental hospital. *Journal of Community Psychology*. 1991;19:266-276.
- Chamberlain P, Reid JB. Comparison of two community alternatives to incarceration for chronic juvenile offenders. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*. 1998;6:624-633. [PubMed]
- Chamberlain P, Smith DK. Antisocial behavior in children and adolescents: The Oregon multidimensional treatment foster care model. In: Kazdin AE, Weisz JR, editors. *Evidence-based psychotherapies for children and adolescents*. New York: Guilford Press; 2003. pp. 282-300.
- Chamberlain P, Leve LD, DeGarmo DS. Multidimensional treatment foster care for girls in the juvenile justice system: 2-year follow-up of a randomized clinical trial. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*. 2007;75:187-193. [PMC free article][PubMed]
- Chambless DL, Hollon SD. Defining empirically supported therapies. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*. 1998;66 (1) :7-18. [PubMed]

- Dishion TJ, Eddy JM, Haas E, Li F, Spracklen KM. Friendships and violent behavior during adolescence. *Social Development*. 1997;6 (2) :207–225.
- Dishion TJ, McCord J, Poulin F. When interventions harm: Peer groups and problem behavior. *American Psychologist*. 1999;54:755–764. [PubMed]
- Dishion TJ, Spracklen KM, Andrews DW, Patterson GR. Deviancy training in male adolescent friendships. *Behavior Therapy*. 1996;27:373–390.
- Eddy JM, Chamberlain P. Family management and deviant peer association as mediators of the impact of treatment condition on youth antisocial behavior. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*. 2000;68:857–863. [PubMed]
- Eddy JM, Whaley RB, Chamberlain P. The prevention of violent behavior by chronic and serious male juvenile offenders: A 2-year follow-up of a randomized clinical trial. *Journal of Emotional and Behavioral Disorders*. 2004;12:2–8.
- Elliott DS, Huizinga D, Ageton SS. Explaining delinquency and drug use. Newbury Park, CA: Sage; 1985.
- Eyberg SM, Nelson MM, Boggs SR. Evidence-based psychosocial treatments for children and adolescents with disruptive behavior. *Journal of Clinical Child & Adolescent Psychology*. 2008;37:215–237. [PubMed]
- Fisher PA, Burraston B, Pears KC. The Early Intervention Foster Care Program: Permanent placement outcomes from a randomized trial. *Child Maltreatment*. 2005;10:61–71. [PubMed]
- Fisher PA, Chamberlain P. Multidimensional treatment foster care: A program for intensive parenting, family support, and skill building. *Journal of Emotional and Behavioral Disorders*. 2000;8:155–164.
- Fisher PA, Ellis BH, Chamberlain P. Early intervention foster care: A model for preventing risk in

young children who have been maltreated. Children services: Social policy, research, and practice. 1999;2 (3) :159-182.

Fisher PA, Gunnar MR, Chamberlain P, Reid JB. Preventive intervention for maltreated preschool children: Impact on children's behavior, neuroendocrine activity, and foster parent functioning. Journal of the American Academy of Child and Adolescent Psychiatry. 2000;39:1356-1364. [PubMed]

Fisher PA, Gunnar M, Dozier M, Bruce J, Pears KC. Effects of a therapeutic intervention for foster children on behavior problems, caregiver attachment, and stress regulatory neural systems. Annals of the New York Academy of Sciences. 2006;1094:215-225. [PubMed]

Fisher PA, Kim HK. Intervention effects on foster preschoolers' attachment-related behaviors from a randomized trial. Prevention Science. 2007;8:161-170.[PMC free article] [PubMed]

Fisher PA, Kim HK, Pears KC. Effects of Multidimensional Treatment Foster Care for Preschoolers (MTFC-P) on reducing permanent placement failures among children with placement instability. Child and Youth Services Review. 2009;31:541-546.[PMC free article] [PubMed]

Fisher PA, Stoolmiller M, Gunnar MR, Burraston B. Effects of a therapeutic intervention for foster preschoolers on diurnal cortisol activity. Psychoneuroendocrinology. 2007;32:892-905. [PMC free article] [PubMed]

Forehand R, King HE, Peed S, Yoder P. Mother-child interactions: Comparison of non-compliant clinic group and a nonclinic group. Behaviour Research and Therapy. 1975;13:79-85. [PubMed]

Forgatch MS, Patterson GR. Parents and adolescents living together Part 2: Family problem solving. Eugene, OR: Castalia; 1989.

Hoagwood K, Hibbs E, Brent D, Jensen P. Introduction to the special edition: Efficacy and effectiveness

- in studies of child and adolescent psychotherapy. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*. 1995;63:683-687. [PubMed]
- Hoagwood K, Jensen PS, Petti T, Burns BJ. Outcomes of mental health care for children and adolescents: I. A comprehensive conceptual model. *Journal of the American Academy of Child and Adolescent Psychiatry*. 1996;35:1055-1063.[PubMed]
- Kazdin AE. A model for developing effective treatments: Progression and interplay of theory, research, and practice. *Journal of Clinical Child Psychology*. 1997;26:114-129. [PubMed]
- Klee L, Kronstadt D, Zlotnick C. Foster care, s youngest: a preliminary report. *American Journal of Orthopsychiatry*. 1997;67:290-299. [PubMed]
- Leve LD, Chamberlain P. A randomized evaluation of Multidimensional Treatment Foster Care: Effects on school attendance and homework completion in juvenile justice girls. *Research on Social Work Practice*. 2007;17:657-663. [PMC free article][PubMed]
- Leve LD, Chamberlain P, Reid JB. Intervention outcomes for girls referred from juvenile justice: Effects on delinquency. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*. 2005;73:1181-1185. [PMC free article][PubMed]
- Loeber R, Dishion TJ. Early predictors of male delinquency: A review. *Psychological Bulletin*. 1983;94:68-99. [PubMed]
- Nelson TD, Steele RG. Beyond efficacy and effectiveness: A multifaceted approach to treatment evaluation. *Professional Psychology: Research Practice*. 2006;37:389-397.
- Ollendick TH, King NJ. Empirically supported treatments for children and adolescents: Advances towards evidence-based practice. In: Barrett PM, Ollendick TH, editors. *Handbook of Interventions*

that Work with Children and Adolescents: Prevention and Treatment. West Sussex: John Wiley & Sons; 2004. pp. 3-25.

Patterson GR. Interventions for boys with conduct problems: Multiple settings, treatments, and criteria.

*Journal of Consulting and Clinical Psychology.* 1974;42:471-481. [PubMed]

Patterson GR. A social learning approach: 3 Coercive family process. Eugene, OR: Castalia; 1982.

Patterson GR. Etiology and treatment of child and adolescent antisocial behavior. *The Behavior Analyst Today.* 2002;3:133-144.

Patterson GR. The next generation of PMTO models. *The Behavior Therapist.* 2005;28:25-32.

Patterson GR, Chamberlain P, Reid JB. A comparative evaluation of parent training procedures. *Behavior Therapy.* 1982;13:638-650.

Patterson GR, Debaryshe B, Ramsey E. A developmental perspective on antisocial behavior. *American Psychologist.* 1989;44:329-335. [PubMed]

Patterson GR, Dishion TJ, Bank L. Family interaction: A process model of deviancy training. *Aggressive Behavior.* 1984;10:253-267.

Patterson GR, Fagot BI. Selective responsiveness to social reinforcers and deviant behavior in children. *The Psychological Record.* 1967;17:369-378.

Patterson GR, Fleischman MJ. Maintenance of treatment effects: Some considerations concerning family systems and follow-up data. *Behavior Therapy.* 1979;10:168-195.

Patterson GR, Forgatch MS. Parents and adolescents: I Living together. Eugene, OR: Castalia; 1987.

Smith DK, Chamberlain P, Eddy JM. Preliminary Support for Multidimensional Treatment Foster Care in Reducing Substance Use in Delinquent Boys. *Journal of Child and Adolescent Substance Abuse.*

- 2010;19:343-358. [PMC free article][PubMed]
- Snyder JJ. Reinforcement analysis of interaction in problem and non problem families. *Journal of Abnormal Psychology*. 1977;86:528-535. [PubMed]
- Webster-Stratton C. Predictors of treatment outcome in parent training for conduct disordered children. *Behavior Therapy*. 1985;16:223-243.
- Wells KB. Treatment research at the crossroads: The scientific interface of clinical trials and effectiveness research. *American Journal of Psychiatry*. 1999;156:5-10[PubMed]
- Wiltz NA, Jr, Patterson GR. An evaluation of parent training procedures designed to alter inappropriate aggressive behavior of boys. *Behavior Therapy*. 1974;5:215-221.

## 【解題文庫】

- Fisher, P. A., & Gilliam, K. S. (2012) . Research into Theory into Practice: An Overview of Family Based Interventions for Child Antisocial Behavior Developed at the Oregon Social Learning Center. *Clinica y salud*, 23 (3) , 247-259.
- Eyberg, S. M., Nelson, M. M., & Boggs, S. R. (2008) . Evidence-based psychosocial treatments for children and adolescents with disruptive behavior. *Journal of clinical child & Adolescent psychology*, 37 (1) , 215-237.
- Treatment Foster Care Oregon (2019) <https://www.tfcoregon.com/index.php/about/>

付記

・本論の翻訳および出版にあたりフィッシャー博士から承諾をいただきました。快く快諾していただきました博士に感謝申し上げます。

・本論では「treatment」を表題では「治療的」と訳したが、それ以外では基本的に「支援」と訳すことに統一した。

## 福祉に学ぶ

## 〈児童自立支援施設における教育実践〉

元 東村山市立東村山第三中学校萩山分校副校長

下山正義

## 一 はじめに

東京都立萩山実務学校の中に設置された分校に平成二十四年度から平成二十九年度まで勤務した。スクールソーシャルワークを多岐に渡って受け、教職員がこれを活かして専門性が発揮できるよう心を配った。学校は子どもたちの幸せのために何を為すべきか考えつつ教職員と共に実践し、子どもたちの成長を見守る日々であった。先ず「福祉に学ぶ」としてどういう研修があったか、次に「授業の工夫」として実践の一端を記し、振り返る。編集者の示唆もあり、教育関係を中心に、参考になった研究、研究者、書籍、講演会、理論等に触れたい。すでに実践の場から離れて久しく、限られた経験であることをご理解いただき、参考にしていただけることがあれば幸いである。

## 二 福祉に学ぶ

### (一) 着任時研修の受講

異動を希望する教員であっても、福祉について理解している教員は少ない。赴任してすぐに施設職員に着任時研修を受講する配慮をいただいた。施設長より児童福祉の理念、施設とその歴史について、次に自立支援課長より児童自立支援施設で行われている具体的な支援について講義を受けた。萩山実務学校は渋沢栄一の養育院感化部に始まる。感化院から教護院、そして児童自立支援施設への変遷と社会的意義を確認し、生活日課、作業学習、学科指導、職業指導等の概要を知ることができた。以後も継続して新規着任教員が受講する配慮を得た。さらにその後、施設を見学させていただいた。栄養棟で食育の紹介をいただいてここでも感銘を受けた。福祉について学ぶということは、「人間の幸せ」とは何かを考えることであった。萩山実務学校百周年記念誌も閲覧させていただき、公教育導入の冊子を読み心の準備ができた。

### (二) 課長代理（福祉調整担当）による研修

続いて、学校場面を担当する課長代理（福祉調整担当）より学校場面での指導と寮との連携についてレクチャーを受けた。課長代理のどの一言にも子どもへの尊敬があり、ずっと望んでいた学校の在り様を感じた。質問と回答が繰り返される短時間の和やかな会であったが、たいへん重要な会であった。今まで生徒のことで相談したくともスクールカウンセラーを待たなければならなかった。ここではいつでも相談できた。教員はインターク、学期間、帰宅訓練後、卒業前、日常的にも生徒と面談の機会が多い。生徒自身が成長を振り返り目標設定ができるようにするためには相談技術が必要である。意識的に研修会などに参

加して身に付けている教員もいるが、それほど多くはない。結果、転移などが起こっても対処できない。対人援助にはスーパーバイズを必要とする。施設の中の学校ではそれができる。この短い時間に、この関係性が構築される。毎年お願いし、これも快く引き受けていただいた。こうして、対人援助において福祉に学ぶ構えが教員にできた。

### (三) 生活指導教職員会議

学校場面での指導全般、寮との連携について、教職員会議で研修した。個々の生徒が学校生活を安心して送るため、人的な側面も含めてどういう環境を生み出すか、その内容にも感銘を受けた。公教育導入以前から連綿と積み重ねられてきた内容は詳細に渡り、かつ厚みもあった。常に子どもにとってどうか、という立場で検討され、その理由が全て明確にされていた。研修の方法にも工夫があった。全部を三日に分け読み合わせた。質問、回答を通して理解を深めることができた。課長代理(福祉調整担当)と福祉担当に加え、自立支援課長、児童自立支援専門課長、寮の生活を担当する課長代理(生活担当)、それぞれの立場から解説していただき、連携を確実にした。インクルーシブな学校は、経験の差が指導の差にならない。いわゆる「暗黙知」が個人に留まることなく「形式知」として全体のものとなっていることが必須だった。誰もが対人援助の重要な役割を果たしている施設の中の学校ならではと思えた。さらに重要と思えたのは、その場で修正されることもあったことである。共通理解は必要である。しかし、子どもの実態を無視した硬直性はエクスクルージョンにつながる。徹底して子どもからスタートする。そこに終始し即座に協議され迅速かつ柔軟に改善されていた。こうして子どもたちの安全と安心を生みだす環境を教職員全体で確認できた。

#### (四) 寮研修・昼食時寮訪問

四月の三日間、午後、寮生活を子どもたちと体験する。毎年、午後、全教員が子どもと過ごす。清掃作業、畑作業などにも身体を動かす。学校場面では見られない子どもの笑顔、真剣な顔、様々に見える子どもたちの生き生きとした姿に驚かされた。

続いて、昼食時寮訪問を行った。てきぱきとした準備、和やかな昼食と片付け、並べられた食器と磨かれたシンク、そこでも子どもたちの力に驚かされた。寮での生活は人間が暮らしていく上での必要なこと、そして他者とのかわり、その全てを網羅する。将来に渡ってどう生きるかということと関わり大変に深い。さらに、家族への支援、関係機関との連携から社会のあり様まで福祉が担っている。自分らしさも、少しの勇気も、喜びも、学びの構えも暮らしの中にある。それがあって、はじめて学校教育を語ることができる。寮研修は、何のために、学校で学ぶのかを問いかけた。子どもたちの幸せのための学校を思い起こさせる。もし教員が教えることを中心に、子どもの理解を抜きに教員自身が授業に縛られたら、これを見失う。暮しがあって学校がある。学校は子どもの学校生活の場である。子どもたちが意欲をもって学ぶ授業、こうして教員の授業に対する意識も変わって来た。行事の取り組みを通してさらにこれは深まっていた。

#### (五) 子どもを理解する研修

「対象理解の深さが、子どもの支援の質を決定する。」とした課長代理の提案を受け、研究主任が研修の年間計画に盛り込んだ。テーマを変え、毎年、何度も行うことになった。講師には課長代理に加えて施設心理士、時に児童自立支援専門課長も講師となっていた。教員が通常では知ることのできない内容

も含んでいた。愛着について、最新の研究動向と具体的な指導方法を数回に分けて研修した。愛着のパターンとその支援方法、脳科学が明らかにする報酬系の理論をもとに、具体的な声掛けにまで落とし込んだの研修であった。これを知らずして指導はできない。どうしたら良いのかがわかった。研修会の運営にも工夫があった。ワークショップと施設心理士のまとめである。例えば教員による日記指導では、架空事例三パターンに対し、グループ毎に背景を解釈し、日記に対してコメントするワークショップを行った。施設心理士のまとめは教員が理論化することによって実際の場面での応用が容易となる。汎化できるとの配慮であった。研修は医療の領域にも及んだ。医師を講師とした施設の研修会には教員も全員参加した。さらにEMDRによるトラウマ治療、マインドフルネスなどについても学ぶことができた。用語を覚えることは目的ではない。しかし、治療について知ることは、子どもの今を理解することに欠かせなかった。スクールカウンセラーの仕事が学校に理解されるには時間がかかった。しかし、そこでエンカウンター、ストレスマネジメント、アンガーマネジメント、ソーシャルスキルトレーニング等を知る教員もでてきたが全員ではない。応用行動分析や認知行動療法などが生活指導に十分に活かされているわけではない。子どもの内面で起こっていることを理解することで教員の指導はいつそう丁寧で粘り強くなった。また、観察会議に参加した際に、学校場面について適切な報告をすることができ、その責任を果たすことができた。

## (六) 連携の研修

事実と推察と分けて子どもの状況を簡潔に報告し情報を共有することにも技術が必要である。これがないと齟齬が起る。課長代理を講師として、家庭、前籍校、関係機関との連携を含めて、研修会を半年の間に、全員の理解が揃うまで繰り返し行うこととなった。施設心理士を講師に認知バイアスに関する研修も別に行った。子どもは場面ごとに異なる姿を見せる。教員が寮へ連絡した事項は同時に課長代理にも報

告し、集約する。二段階で情報を報告することで情報が整頓され、指導の一貫性を保つことができた。副校長も然りであった。学校と寮の情報共有の会として、寮・分校連絡会が二か月に一度開かれていた。日常的な連携の他に毎週、教員と福祉担当とで分校で週末報告会を開いていた。同時に寮向けに週末報告書を出していた。一人ひとりの成長と次週の課題について数行で文書化して課長代理を通して寮の先生方にも見ていただいた。年間、相当な回数となった。保護者会、四者面談、前籍校連絡会も同様であった。

帰宅訓練後にも寮・分校生活指導連絡会が新規に設置された。その会に続いて教科の学習を中心とした寮・分校教科別連絡会を開催することとなった。個々の生徒の学習状況、到達点などを教員、福祉担当が報告する新規の取り組みだった。教科の教員が会議室のコの字型の机の外側に座り寮の先生方が中に入り教科別に廻っていくブース形式をとった。二時間を超えない設定だが話が終わらない場合もあった。教員が学習状況について発信することも重要な連携であった。

国際連合の障害者の権利に関する条約、第二十四条、教育に関わりインクルーシブ教育を推進するフィンランド、ユバスキュラ大学のハンヌ・サボレイネン教授が、この重要性を再認させてくれた。東京大学大学院付属学校教育高度化センター、国際シンポジウムにおいて「CICO」という実践を教えてくださいました。チェックイン、チェックアウトの略で、必要な生徒は、登校時に家庭の様子が学校へ、下校時に学校の様子が家庭へ伝えられる。また個別の支援や全体への支援を通して、学校全体に向かう積極的な風土が形成されるというものであった。施設では日々行われていたことであった。学校と寮との双方向の情報共有、学習成果の報告を含む連携は、さらに教員の専門性を発揮させることになった。

## (七) ヒヤリ・ハット

すでに施設で行われていたヒヤリ・ハット報告を分校でも導入することとなった。自立支援課長に講師

を引き受けていただいた。理論と方法を学び運用をはじめた。「ミスは隠すものではなく、共有するもの」、児童自立支援専門課長の名言である。ヒューマンエラーが起こる環境を取り除き、全員が安心して働くことができるようになる組織としての環境づくりについて学んだ。実際にヒヤリ・ハットが報告され、改善が次々に進んだ。重要な課題である情報保護のため、表紙付きのバインダーは、その内容、担当によって色分けされた。ヒヤリ・ハットはチームメンバーの信頼感を高めた。対人援助は複雑でありエネルギーを使う。セーフティマネジメントのツールとして機能し、子どもも、大人も安心できる環境づくりが進んだ。

## (八) 社会力の研修

課長代理から、門脇厚司（つくば市教育長・筑波大学名誉教授・筑波学院大学名誉教授）の著書『子ども社会力』を紹介された。教員がこれを読み込み「社会を作り、運営し、変える力としての社会力を育てるためには、多くの大人との社会的相互作用が必要であること」（門脇一九九九）を中心として資料を作成してプレゼンを行った。その内容には行事なども挙げられた。施設での行事はたいへんに多かった。以前は学校にあったが授業時数を確保するため削減を余儀なくされた行事が、施設には全てといていいほどあった。運動会では家族や児童福祉司、教育関係者の参加可能な種目もあった。多くの大人が様々な場面でかかわっていた。魅力的な行事も多くあった。夏祭りなど各地域で開催されるような行事、収穫祭など子どもの成長を祝う行事もあった。いずれも子どもの参画の度合いは高かった。もちろん授業も一方的な注入ではなく相互のやりとりが大切になる。この研修を受け授業改善の全体の目標に社会力の項目を起こした。

### 三 授業の工夫

#### (一) カリキュラム

萩山実務学校の公教育導入は平成十三年度からである。平成二十二年度より、学校教育法施行規則により「文部科学省教育課程特例校」として「自立支援科」を実施している。平成二十四年度に継続が承認された。指導形態は、少人数、ティーム・ティーチング。一単位時間は四十分、移動と準備に五分で午前中五時間、午後は火曜と木曜の二時間と金曜日の午後の一時間は通常の教科の授業。月曜日と水曜日の午後は二時間、金曜日の午後一時間半ほど、自立を支援する活動としてのクラブ活動が芸術的活動、体育的活動として教育課程に位置付けられていた。各長期休業中にも授業日が設定されていた。夏のサマースクールは長く一週間を除いて授業日としていた。午前中の三時間と午後の一時間の計四時間が教科の授業、午前の二時間が芸術的活動、体育的活動の時間となっていた。公教育導入前の実科に通じる教科に自立美術、自立木工、自立家庭があった。総合的な学習の時間は農場となっていた。各行事と各教科の授業は綿密に寮の生活と関連づけられていた。三年生はさらに社会適応講座が用意されていた。また、進路の実現のために、個別のニーズに応じて十月下旬から二月下旬まで放課後、生活自立講座が福祉担当によって週一回の連続講座、教員による進学基礎講座が週四回、五教科で行われた。多様な行事も含めて学校場面と生活場面が関連し、その意味づけも明確な卓越したカリキュラムであった。

その淵源を探ると、世界の新教育、大正自由教育の流れがあった。昭和十四年から昭和三十一年まで萩山実務学校長であった島田正蔵の『現代革新教育の進展』（昭和六年発刊）を国立国会図書館デジタルコレクションで読んで驚いた。高等小学校卒業後準指導に、熊本第二師範学校へ、同校指導の後、さらに広島高等師範学校へ、同研究科（助教）を経て、成城小学校へ、さらにアメリカ、ウィチタ大学へ留学、欧

米の最先端の教育を研究し（長沼二〇〇〇）。帰国後、同書を著している。ルソー、ペスタロッチ、フレール、デューイ、モンテッソーリ、シュタイナーをはじめ、パーカーストのドルトン・プラン、ウオッシュユバンのウイネットカ・プラン、ドクローリ博士のエルミタージュ学校、共同学校、寄宿者のある学校、田園にある学校など網羅し比較検討、新教育と呼ばれた児童中心の教育を旧教育と対比して鮮やかに描いている。萩山実務学校五十年史には戦後のフラナガン神父との交流、学校教育への提言も表されていた。

## （二）授業環境づくり

着任してすぐに特別支援教育士の経験を活かして教員とともに年間の研修計画を立て、教室環境を整えた。インテークの面談についても再考し、次年度にかけて他施設の訪問を活かし、福祉と相談しながら時間をかけて、転入時に生徒がスムーズに授業に参加できるよう、学習アセスメントを導入した。国立特別支援教育総合研究所は、この間インクルーシブ教育の研究を強力に推進してきた。平成三十年度からは高校の通級も始まった。新学習指導要領ではインクルーシブな教室を実現するために学習活動の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的に行うことが明記された。小学校は令和二年度から中学校以降は順次全面实施となる。これらについては、すでに実践されており、確認と共有化の意味合いが大きかった。授業分析では、秋田喜代美（東京大学）著『学びの心理学』を活用した。なお同研究所は「インクルーシブ教育システム構築データベース」をホームページで公開し、講義も配信している。

## （三）単位時間の活用・運用

佐藤学（学習院大学教授・東京大学名誉教授）の提案した「学びの共同体」による学校改革を研究主任

として推進した経験から、教員の実践を日常的に抽出しフィードバックし共有化を図った。単位時間の活用もその一つである。一単位時間は四十分。授業の焦点化が図られていた。目標の共有と手順三分、生徒の活動五分。生徒との応答とまとめで五分、七分で二展開もできていた。展開が生徒の注意集中を高めた。教員はプリントを四十分に合わせて作り直した。四十分授業は一日に何教科も学ぶことも可能にしていた。学習が進むと多くの疑問がうまれる。また、新規の問題を解決するには幅広い学習が必要である。子ども自身の好奇心や興味を活かした楽しさのある教科の授業がこれに応えた。実技教科は二時間を継続で八十分。全学年に二時間の美術は、その機会の多くなかった生徒に表現の楽しさを実感させた。レタリングからポスターへ段階を追う。運動会のポスターなど生活とも関連づけられていた。三年生では、複雑な等角投影図に取り組む。生徒が創る立方体や直立方体が交差する複雑な構造はデザイン思考を鍛えた。卒業式に向けての自画像を描き版画として自己の成長を表現した。素材から生活用具を作製する陶芸にも取り組むことが可能であった。関東少年文化祭での発表の機会が再度、生徒の喜びを大きくした。

#### (四) 少人数を活かしたティーム・ティーチング

ティーム・ティーチングの工夫は、毎年検討され個別の支援、特別支援教育の視点を生かしたユニバーサルデザインの方向で、すでに実践が行われ、授業改善プランとして教科毎にまとめられていた。教員のアンケートを分析し、成果を明らかにし、自立支援科の実践例とともに小冊子にまとめた。また実際の授業でのスキルを抽出したプリントを以下の内容で作成した。

主たる授業者のスキルでは文の長さがワーキングメモリーに比例することから短文を重ね聞き取りやすい声の高さで語尾を下げるなどの発話方法。子どもが教材に迫る活動の時間を設けそのための共同注視などの心理学の知見を活かした視線の位置などの所作。生徒の理解の時間を読み取り思考の流れをスムーズ

にする間合いの取り方などである。

支援に回ったときのスキルでは、授業者と子どもの視線の間に入らない位置に立つ。生徒のペースやリズムを感じ取りミラーリングする。急な動作や動きはとらない。生徒が熟考しているときは介入せず見守り続ける。非言語的な表情や仕草を中心にできていないことを示す。生徒自身が自分でやり遂げた達成感を感じさせるようにする。褒められるからやるのではなく、できたことわかったことで自分自身が楽しいと感じる体験になるようにする。推論を育てる数学はプロセスを大切に、問題を解く途中を教員が注視し大きく逸れる前に介入する。そのときも子どもや子どもとの関係性によって違う距離、パーソナルスペースを意識し斜め前から子どもの視覚に入ってインタクトをとり子どもから質問できるようにする。教員間のアイコンタクトなどである。

心理の専門家と教員が協働して授業を行うアメリカで行われていた授業形態（Co-Teaching）を参考に、スクールカウンセラーにも授業に入っていた。生徒の発表を洗練させるために多くの大人の聴き手が必要な授業では、施設の全面的な協力を得て施設長をはじめ多くの方々に実際に授業に参加いただいた。結果、「勉強が楽しい。」という声が出てくるようになり、子どもの学習意欲は加速して将来の進路に活かされた。自らの可能性を信じることや自尊心そのものにも大きく反映した。『児童心理』、二〇一四年八月号「子どものレジリエンス」特集で名古屋大学の河野莊子教授は「学校は子どもを評価し、ある種の根拠をもってその努力を誉め、直接的に援助できる場である」（河野二〇一四）と述べている。そういう場所授業空間が成った。

## （五）理科の授業

理科は東京都の研究員の成果を活かして実験と考察を繰り返す授業が行われた。子どもを中心とした授

業、一人ひとりが研究者となる授業であった。簡単に流れを記すと次のとおりである。表面に実験の図のあるプリントが配布され意欲につながるインスタラクションで始まる。手順は自ら教科書から書きこみ、また実験の結果を予想する。用意できたなら理科室に移動し、協働して実験となる。実験は子どもたちが主体的に取り組み、安全に行われる。終了後、裏面に実験の結果、考察を記入する。最後に自己評価と感想を記入する。考察は全員の生徒がクラスで発表して共有する。いくつか実験を重ねプリントが集まりポートフォリオが完成する。単元の実験が終わると考察の結果を画用紙に構成を考え貼付する。他者に伝わるようにデザインする。マッピングの効果も活かされ、単元全体での概念化が可能となる。この画用紙の作品を思考ボードと呼ぶ。物質の変化では十以上の実験考察が並ぶ。子どもの意欲、予測、遂行、省察の流れが繰り返されていく。作品は保護者会の際に展示され生徒の誇りになる。これを可能にするのも大人の側の事前の予備実験、留意事項の確認などがあつてのことである。ポートフォリオ評価は、プロセスの評価にもつながり、こんな力を伸ばせるということ、ルーブリックが明快になる。結果、アドバイスを的確にできることから、タイム・ティーチングとの親和性が高い。評価の概説書として田中耕治編『よくわかる教育評価〔第二版〕』がある。シリーズとして教育原理、教育課程も参考になる。

## (六) 子どもの学習と教員

もし、権威的に知識を注入しようとするれば教材が鎖となり子どもを縛る。時には過剰適応を引き起こし、時には学習性無力感を植え付ける。教える行為が支配になり子どもの成長の機会そのものを奪うことになる。島田正蔵は九〇年程前にこれを「暴威」と表現していた。これに対して参加獲得型授業がある。獲得型教育研究会を主宰し国際的にも展開する渡部淳（日本大学教授）は、「教師の主要な役割は、知識の伝授に留まらず生徒が『探求する場』、学び合う場』を整え、その活動を演出することにある」、「学習のプ

ロセスでのデザインを行うもの (Designer)、活動を促進するもの (Facilitator)、情報を探求するもの (Researcher)、協働の活動を組織・調整するもの (Coordinator) などの顔をもつ、学びの演出家 (Director) (渡部二〇〇七) としている。また、「学びを演出するという仕事は、学習者に知識やスキルを習得させるだけでなく、学ぶものとしての誇りや、自信、達成感を獲得してもらうことだといってよい」とし、さらに「自立的学習者は自律的市民を育てる」(渡部・獲得型教育研究会編二〇一八)と明快である。福祉の先生方の実践はいつもこのスタンスにあった。教員がこれを進めるためにはこのスタンスに立つ実践を直接教員にフィードバックし、「談話、実践、授業研究、それぞれのコミュニティ形成を図る」(渡部二〇二〇) ことであった。教師の専門性が発揮され創造がなされる空間、子どもの変容、成長にアイデアを出し合いシェアする空間、共同して教育プログラムを開発する空間に職員室がなった。

### (七) レッスンスタディ

こうした授業に到達できたのも全国の児童自立支援施設、その日々の実践があつてのことであり、たいへんお世話になった。美園分教室 (武蔵野学院)、青梅東小・中学校 (誠明学園)、うの花分教室 (きぬ川学院)、星久喜小・中学校分教室 (千葉県生実学校)、桜坂分校 (横浜向陽学園) に訪問した。美園分教室の先生方の授業研究には、毎年多くの教員の参加を受け入れていただいた。全国の先生方との交流も学びの機会であった。遠くは、児童自立支援施設に併設された学校教育研究会二〇一六で、もみじ小・中学校 (広島学園) に訪問し実践に感嘆した。日本の授業研究はレッスンスタディと言われる。秋田喜代美 (東京大学教授)、キャサリン・ルイス (ミルズ大学研究教授) 編著、『授業の研究・教師の学習』が参考になる。全国の児童自立支援施設における学校教育の状況については、小林英義 (東洋大学教授) 編著、『もうひとつの学校』、「児童自立支援施設の子どもたちと教育保障」に詳細に描かれている。

#### 四 おわりに

ドラッカー（一九九三）は、「産業革命以後の転換期の真つ只中にいる。知識を中心とした社会になる。もし、今までの歴史の通りに動くならば、この転換期が終わるのは二〇一〇年ないしは二〇二〇年になる」と予測していた。OECDが、ここに来て教育に極めて重要なフレームを示し急速に展開している。「教育の未来二〇三〇」(THE FUTUER OF EDUCATION AND SKILLS Education 2030)である。そこには福祉に学び実践したことがほぼ含まれていた。「個人のウェルビーイング」と「集団のウェルビーイング」(Individual and collective well-being)とが好循環する社会を実現するため、学習者の「エージェンシー」(Agency)と、この概念が提示された。「知識」、「スキル」、「価値」、「態度」と、変革を起こす力として「新たな価値の創造」、「ジレンマや対立の克服」、「責任ある行動」が盛り込まれた「学びの羅針盤」(Learning compass 2030)、や、幅広い関係、「保護者、教師、仲間たち、コミュニティ等の双方向的で互恵的な関係、共同エージェンシー (Co-Agency)」、参画、関係の進展の度合を示す「Sun Model of Co-Agency」も示されている。世界の動向はOECD、教育・スキル局長、アンドレアス・シュライヒャー著、『教育のワールドクラス』に詳しい。実践もOECDのホームページ上で紹介されている。

子どもたちは社会の影響を真つ先に受けるため直ぐに答えは出ないが、希望があり、未来がある。福祉に学び実践を試みることは、子どもたちを通して世界を見つめ、人間の本質に迫り、問題の解決を図ることであった。そこに叡智があり誠実に実践と省察を繰り返すことが大切であった。書店には今、スクールソーシャルワークや教育福祉の本が並ぶようになった。島田正蔵の「現代革新教育の進展」の一文を以つておきたい。「體驗といふ以上、そこには生活と教育とが概念的區別と、二元的な從屬関係のものではない。即ち體驗は具體全一的生活そのものであるからである」。

参照文献

- 秋田喜代美 (二〇二二)．学びの心理學 授業をデザインする．左右社、全二四一頁、(放送大学叢書〇二〇)
- 秋田喜代美 キヤサリン・ルイス (二〇〇八)．授業の研究 教師の学習・レッスンスタディへのいざない．明石書店、全二〇九頁 (明石書店)
- アンドレアス・シュライヒャー、経済協力開発機構編 (OECD) (二〇一九)．教育のワールドクラス—二十一世紀の学校 システムをつくる。ベネッセコーポレーション、鈴木寛・秋田喜代美 監訳、小林俊平・平石年弘・桑原敏典・下郡啓夫・花井渉・藤原誠之・生咲美奈子・宮美和子 訳、明石書店、全三四八頁。
- 河野莊子 (二〇一四)．環境要因 (I Have Factor) とレジリエンス。金子書房、児童心理八月 989号 三三—三九頁
- 門脇厚司 (一九九八)．子どもの社会力。岩波書店、全二〇三頁。
- 門脇厚司 (二〇一九)．異色の教育長 社会力を構想する。七つ森書館、全二六九頁。
- 神崎清 八塩弘二、萩山実務学校 (二〇〇二)．少年院 東京都立萩山実務学校五十年史。日本図書センター、全五二九頁、(現代児童問題文献選集第四十卷) 萩山実務学校五十年史発行は一九五一年、発行は萩山実務学校。
- 経済協力開発機構 (OECD) 編著 (二〇一八)．社会情動的スキル—学びに向かう力。ベネッセ教育総合研究所、無藤隆・秋田喜代美 監訳、荒牧美佐子・都村聞人・木村治生・高岡純子・真田美恵子・持田聖子 訳、明石書店、全二二〇頁。
- 小林英義編著 (二〇二三)．もうひとつの学校—児童自立支援施設の子どもたちと教育保障。生活書院 全二〇三頁。
- 佐藤学 (二〇一〇)．教育の方法、左右社、全一九五頁、(放送大学叢書〇一一)。
- 田中耕治編 (二〇一一)．よくわかる教育評価、第二版、ミネルヴァ書房、全二四二頁。
- PE.ドロッカー (一九九三)．ポスト資本主義社会、二十一世紀の組織と人間はどう変わるか。上田惇生、佐々木実智男、田代正美訳、ダイヤモンド社、二二—二四頁。
- 萩山実務学校創立百周年記念実行委員会誌編集委員会事務局 (二〇〇〇)．萩山、東京都立萩山実務学校、全一五〇頁、長沼友兄、萩山実務学校・子どもと歩んだ二〇〇年、萩山史 島田正蔵略年表、一五一—四三頁。

渡部淳(二〇〇七)・教師 学びの演出家、労働旬報社、全二一八頁。

渡部淳+獲得型教育研究会編(二〇一八)・AL授業が活性化する参加型アクティビティ入門、学事出版、一三九―一四一頁

渡部淳(二〇二〇)・アクティブラーニングとは何か、岩波書店、一六二―一六四頁(岩波新書)。

ハンヌ・サボレイネン Hannu Savolainen(二〇一五)・「INCLUSIVE EDUCATION-LOCAL SOLUTIONS FOR THE UNIVERSAL GOAL」国際シンポジウム―高い質の教育をいかにして保障するのか―フィンランド、香港、アメリカ、日本の取り組み、二〇一五年一〇月二四日、東京大学大学院教育学研究科付属学校教育高度化センター、配布スライド資料。

島田正蔵(一九三二)・現代革新教育の進展、中文館書店、全二〇八頁、国立国会図書館デジタルコレクション、<https://dl.ndl.go.jp/infondjip/pid/1464576> (参照:2019-12-5)

経済開発協力機構 OECD THE FUTUER OF EDUCATION AND SKILLS Education 2030、<https://www.oecd.org/education/2030-project/> (参照:2019-12-5)

経済開発協力機構 OECD教育とスキルの未来: Education 2030 仮訳(案)、[https://www.oecd.org/education/2030-project/about/documents/OECD-Education-2030-Position-Paper\\_Japanese.pdf](https://www.oecd.org/education/2030-project/about/documents/OECD-Education-2030-Position-Paper_Japanese.pdf) (参照:2019-12-5)

## 第四十四回 資生堂児童福祉海外研修報告

### イギリスの児童福祉からの学び

鳥取県立喜多原学園 次長兼指導課長

保坂葉子

#### 一 研修概要

##### (一) 目的

公益財団法人資生堂社会福祉事業財団によって開催されたこの研修は、欧米を中心とした福祉先進国の最新事情、特に社会的養護の仕組みや推進体制、児童福祉施設の形態や機能、及び児童福祉研究に関する最新事情や知識を学ぶことを目的としている。そして、訪問国の人々との交流を通して、研修参加者の視野を広げて見識を深め、資質向上を図り、職員同士の連帯感を醸成し、将来の児童福祉業界の中核で活躍できる人材の育成を目指している。

##### (二) 研修テーマ

今回の研修テーマは、イギリス児童福祉の制度・政策の概要及び日本の政策への影響、システムの運用

についての現状と課題、ケアの実態、児童福祉の歴史的背景と近年の傾向、子どもをとりまくイギリス社会の实情を学ぶことであった。その上で、日本の児童福祉の促進と発展のためイギリスから学ぶべきは何かを見直し、これからの児童福祉のあり方を具体的に議論した。

### (三) 研修期間

二〇一八年九月二十五日(火)から十月七日(日)の十三日間であった。

### (四) 訪問先

イギリス(五名のイギリス人講師による講義、十四の施設及び団体への視察)

### (五) 派遣団の構成

麻生信也団長(児童養護施設杉並学園・施設長)、増沢高特別講師(子どもの虹情報研修センター・研究部長)のもと、全国の児童福祉関係者十二名の団員(児童養護施設六名、乳児院一名、母子生活支援施設二名、児童心理治療施設一名、児童家庭支援センター一名、児童自立支援施設一名)、資生堂社会福祉事業財団事務局三名の計十七名であった。

## 二 イギリスと日本の国情比較について

(表1) イギリスと日本の国情比較

	イギリス	日本
総人口 (2017) (15歳未満)	6,602万 (1,169万)	12,678万 (1,633万)
首都・人口 (2017)	ロンドン 約813万人	東京 約927万人
面積	約24.3万km <sup>2</sup>	約37万km <sup>2</sup>
合計特殊出生率 (2015)	1.80 (137位)	1.44 (184位)
GDP (10億US\$)	2,628 (5位)	4,873 (3位)
一人あたりGDP (US\$)	39,800 (24位)	38,449 (25位)
国民負担率 (2018)	46.50%	42.80%
18—65歳 ジニ係数 (2018)	0.35	0.33
子どもの貧困率	11.8% (2016年)	13.9% (2015年)
医療費・教育	原則無料・ 無料	3割負担・ 一部負担

イギリスと日本の国情比較については、表1のとおりである。イギリスの人口は、日本の約半分、十五歳未満の子どもの割合は、イギリスが約十七%、日本が約十三%である。子どもの割合と同様、特殊出生率は若干イギリスが高い。一人あたりGDPや貧困率などもほぼ近い数値で、これらを見る限り、経済的な数値は大きなかわりはないと言える。

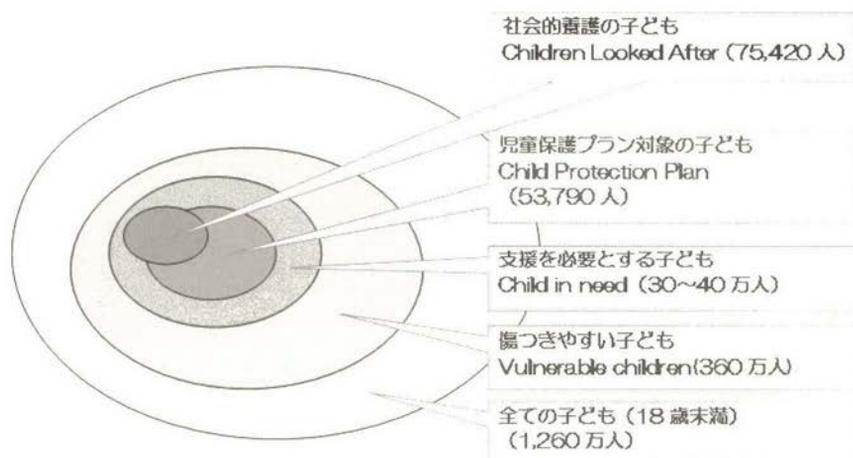
### 三 イギリスの児童福祉について

#### (一) 法律について

イギリスの児童福祉の基礎となる法律は、1989児童法（チルドレンアクト）である。この法律では、地方自治体に対して、家族支援を充実させることで「支援を必要とする子ども（Children in need）」や、里親宅やチルドレンズホームなどに移る（Children look after になる）ことなく、家族と一緒に暮らせるよう支援することを義務付けている。子どものウェルビーイングやその最善の利益を最優先すること、支援者と保護者がパートナーシップを結ぶことなどを理念として十二部で構成されている。

イギリスでは、子どもの状況によって支援のレベルが分かれている。（図1）千二百六十万人の児童のうち、傷つきやすい子ども（バルネラブルチルドレン）、具体的には、病気・貧困・ホームレス・親の病気など生活や福祉、ライフチャンスが損なわれる可能性がある子どもが、三百六十万人いるとされている。健康や発達が損なわれている恐れがある、または障害を持っていると判断された子どもが三十万人から四十万人、里親等の代替養育にある子どもは、

（図1）イギリスの子どもの数と支援レベル



七万五千四百二十人である。また、重大な害があると判断され、子どもの保護を含めた濃密な支援を行うために児童保護プランに登録された子どもは、五万三千七百九十人である。児童保護プランへの登録のプロセスは、児童虐待対応の流れと密接に関連している。

## (1) 児童虐待対応について

児童虐待対応は、CSGという日本でいう児童相談所にあたる機関が対応している。CSGは、通告を受理した場合、一日以内に保護が必要なケースか、あるいは調査やアセスメントが必要なケースかを判断する。もし、重大な害が疑われる場合には、緊急保護の手続きに入る。害を「重大な」と判断する明確な基準は存在しないが、健康や発達を考慮できないネグレクト家庭や環境に子どもが置かれている場合や、性的虐待・心理的虐待・身体的虐待により長期的な悪影響を及ぼす場合は、「重大な」害とみなす。それらは、ソーシャルワーカーのアセスメントによって見極められる。

緊急保護の手続きの必要性がある時は、すぐにCSG、警察、保健医療機関、その他適切な機関と協働で緊急戦略会議が開催される。CSGによる緊急保護となった場合、養育者に警告し、一日の猶予が与えられる。同時に養育者家族に対しては弁護士を紹介するなども含め、家族が法的アドバイスを受けることが可能であることを伝える。一日で改善がない場合、家庭裁判所に緊急保護命令を求める手続きをして、裁判所の許可を得て保護を行う。CSGによる子どもの緊急保護は七日間と定められていて、最大で八日間延長（計十五日間）できる。この段階で警察は犯罪の可能性についての捜査を行う。命にかかわるような緊急度の場合は、警察による緊急保護が行われる。

保護された後、児童法四十七条調査の是非について戦略会議が開催される。四十七条調査とは、警察保護、緊急一時保護、重大な害がある場合のケースに行われる法的に認められた調査である。イギリス全土

で共通のコモン・アセスメント・フレームワーク (CAF) に基づき、子どもの発達上のニーズ、ペアレンティング能力及び家族や環境の状況の三つの側面について、それぞれの側面にある項目に沿って調査を行うものである。ただ近年では、このコモン・アセスメント・フレームワーク (CAF) にとらわれず、各地方自治体の実情に合わせた独自の項目をたててアセスメントを行うことが望ましいとされ、そうした自治体が増えてきている。

四十七条調査の実施が決定されれば、担当のソーシャルワーカーは、調査に基づくアセスメントを主導する。調査の結果、子どもの安全が確保されていないと判断される場合、児童保護プラン (Child Protection Plan) の必要性を検討する。調査開始から十五日以内にソーシャルワーカーの管理者が児童保護プランを召集する。そこで重大な害を負っていると判断される場合、児童保護プランのケースとして扱われることになる。児童保護プランの対象となった場合、十五日以内に支援者のチームが児童保護プランファレンスから構成され、リーダーソーシャルワーカーがチームのメンバーとともに、支援計画を作成し、支援が開始される。その後三か月以内に一回目のレビューカンファレンスが実施され、関係する専門職が必要に応じて招集され、情報を共有する。改善されている場合は、その理由を残して児童保護プランから外される。支援の継続が必要と判断された場合、児童保護プランの対象として残り、六か月ごとにレビューカンファレンスが繰り返されていく。児童保護プランケースはネグレクトが一番多く、不適切な養育の長期的な悪影響が認識されている。

### (III) Early Help (早期支援) にこころ

近年までCSGは、重大な害があるケースに絞り込んで濃密な支援を行うことに力を注ぐ傾向があった。そのため子どもを児童保護プランに載せることや社会的養護につなげて子どもの安全を保障していくこと

がCSCの主要な責務となっていた。しかし、近年では問題が進行して重大な害が生じる前に、早期に支援を開始して、重大な害に進行しないよう、事態の改善を図っていく予防的支援に取り組みの重心が移りつつある。

その背景には、重大な害が生じてから状況を改善することは非常に困難であること、そして、子どもを保護して里親委託となっても、里親養育不調が生じ、委託する里親が次々と変わる「里親ドリフト」に陥るなど、良い結果が得られない場合が少なくないからである。一方、深刻な状況に至る前に支援することで、親は支援を受け入れ、子どもの安全と健康な発達にむけての協力関係が成立しやすくなる。このことが問題解決に向けた展開を可能にし、支援の効果が高まることになる。実際、支援の評価から得られたエビデンスは、この見解を支持している。この早期支援は、Early Help(アーリーヘルプ)と呼ばれ、メンローレビュー(※1)でも推奨されている。

また、Early Helpの主要なターゲットとして、Toxic Trio(トキシックトリオ)を挙げている。これは、子どもに悪影響を与えるエビデンスのある家庭内の課題、すなわちDV(Domestic abuse)、親の薬物・アルコール依存症、そして親の精神疾患の三つの問題である。これらは、その家で暮らす子どもの累積的なトラウマとなり、長期的な悪影響をもたらすとの多くの研究によるエビデンスから、健康と安全と福祉に関する重大な問題と認識されている。この三つの問題で共通するのは、病理を持つ親との支配―被支配の関係性が築かれ、服従し過度に親を気遣う子どもとして馴化していくことである。

視察先のハートフォード州とリーズ市のCSCでは、Early Helpを実践し、高い支援効果を得ていた。Toxic Trioを重視し、これらの問題を早期に解決することを目指している。以前のように児童保護プランや代替養育に集中してコストをかけるのではなく、Early Helpが必要な多くの子どもにもコストをかけるべきとの認識に至っている。両CSCは、重要となる精神は「Families First」であると述べる。家族の意向に即して、支援が展開されている。家族に指示、指導する(forやto)ではなく、家族自身で答えを見

つけていけるようにも考えていく (Wright) の姿勢が重要であると主張する。こうした姿勢もマンローレビューの根幹にある考え方である。

(※1) ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス社会政策学部社会政策名誉教授 アイリーン・マンロー教授のイギリスにおける児童保護システムへの重要な提言である。マンローレビューは、イギリスにおけるソーシャルワーカーの本来の役割の復活と質的向上を目指したもので、五つのテーマと十五の勧告によって構成されている。

#### 四 イギリスの社会的養護の状況について

イギリスの社会的養護の子どもの人数は七万人以上に上る。日本は約四万人であり、人口比を考慮しても日本の三倍から四倍の子どもが、社会的養護のもとで養育されている。また、イギリスの社会的養護を必要とする子どもの約七割が里親委託されている。

五年間の種類別人数の推移(表2)を見てみると、里親も増加傾向にあるが、増加率として一番大きいのは、「親との同居」という親と一緒にいる支援である。定められた居所でソーシャルワーカーから支援を受けて養育を行うもので、なるべく親子を分離しないで一緒に暮らしていけるための支援に力をいれて

(表2) 社会的養護の内訳

	2014	2015	2016	2017	2018
総数	68,810	69,470	70,400	72,590	75,420
里親	50,880	51,570	51,430	53,010	55,200
児童養護施設、半自立的住居、セキユアユニット	7,040	7,240	7,750	8,030	8,530
親との同居	3,280	3,570	3,900	4,440	4,700
その他コミュニティで暮らす(自立して暮らすなど)	2,250	2,420	3,070	3,070	3,100
養子縁組へ向けた里親	3,940	3,580	3,150	2,710	2,230
その他入所施設(ケアホーム、医療、ファミリーセンター・母子ユニット、施設少年施設・刑務所)	920	880	860	1,030	1,230
その他	110	60	100	160	300
レジデンシャル・スクール	400	150	140	140	130

いることの表れと言える。また、「その他の入所施設」についても増加率が高くなっている。子どもとその親を入所させ、アセスメントと指導を行うレジデンシャル・ファミリーセンターや出産後にメンタルヘル스에課題を抱えた母親に提供される、精神疾患の治療を受けることができる母子ユニットなどが、ここに当たる。日本に比べて、イギリスは年間の措置変更の数が非常に多い。多くは里親養育不調によるものと思われ、それが課題となっている。

日本ではケースの重症度に分けて、重度のケースは児童相談所、軽度のケースは市区町村といった役割分担があるが、イギリスの場合は日本のような二層体制ではなく、一貫してCSOが担う。それが可能となる大きな理由は、CSOの数とソーシャルワーカーの数が日本と比べて格段に多いからである。また、イギリスではケースの進行や内容に応じて、チームが編成される。ソーシャルワーカーは、チームに配属されて実務を行う。チームは、「①通告の受理と緊急性のアセスメント」・「②特に支援の必要な子どもへの支援」・「③社会的養護ケース」・「④他機関協働における予防的支援」の編成になっている。

子どもの課題は、日常にかかわりのある機関のほうが見つけやすいため、学校・歯医者・病院などとEarly Helpの段階で情報を共有することが重要である。子どもの安全を保障し、福祉を推進するため、地方自治体・保健・警察を中心に必要な支援機関と連携をする地域の多機関協働を推進する。LSP (Local Safeguarding Partners) の仕組み(会議体)が構築されている。

## 五 イギリスの社会的養護の実際について

### (1) Falcon Grove Family Assessment Centre (入所型アセスメントと支援センター)

ファルコングロブ家族アセスメントセンターは、親と子どもが一緒に入所して、家族のアセスメント

と支援を受けるセンターである。支援の対象は、主にCSGからの委託を受け、0歳から十一歳までの子どもがいるリスクの高い家族で、出産後、産院から直接入所するケースと、暫定命令で親子分離となり、命令の決定が出るまでの間に利用するケースなどがある。直接入所するケースの親はシングルマザーが多い。暫定命令で利用するケースは、再統合を目指し、親は更生プログラムをこなし、センターは再統合のためのアセスメントをする。このセンターでは支援者が介入して、親子を分離せず、家族の生活のなかでアセスメントに基づいた助言や指導を行い、親子での生活を継続できるように支援することが最大の目標である。平均的な入所期間は十二週間で、二十四時間体制で、生活支援と治療教育的なセッションを提供する。入所期間が終了する時には、アセスメント結果が家族にも伝えられ、裁判所に提出される。アセスメント結果が「可」であれば、家族と一緒に生活することができ、可能性が高く、「否」であれば、ケア命令で分離となる可能性が高い。しかし、ここで丁寧なアセスメントがなされているため、次の支援に活かされるというメリットがある。

### (11) Adel Beck Secure Children's Home (マキュアチルドレンズホーム 非行少年保護施設)

非行少年保護施設のアデルベックは、全国の地方自治体から十歳から十八歳までの男女二十四人を収容する。内訳は、1986児童法に定められた自傷他害行為などを抱え安全な措置が必要な子ども十名、犯罪で有罪判決を受けた子ども十四人である。有罪判決を受けた子どもの入所の主訴は、殺人・窃盗・レイプ・テロ行為などである。入所期間は平均百五日間で、終身刑の子どものは二年から三年入所する。犯した罪に言及するのではなく、まず、身体的にも精神的にも安定する支援を最優先に行い、そののちに、自分の課題と向き合わせ、自発的に自立に向けた行動になるように目指している。

## (11) Five Rivers Child Care フォスタリング、入所型ケア、教育による治療的総合支援

Five Rivers は、教育による治療的総合支援機関である。一つの機関で、フォスタリング・チルドレンホーム・教育(学校)・アセスメント・危機介入・コンサルテーションとトレーニングといった幅広い機能を有している。「統合的なケアマネジメントモデル」というフレームワークに基づき、情緒的・身体的・心理的・教育的ニーズを見極めて、一人ひとりの子どもにに応じて、Five Rivers のリソースで複数の専門的支援が受けられる。そのため、地方自治体提供の支援ではニーズが満たされない子どもたちが紹介される。視察した学校では、視覚からの情報を取り入れることができるよう、掲示物が多く用いられ、発達特性に応じた工夫がされていた。

## (12) Foster Care Associates (FCA) South East フォスタリングサーヴィス

FCA は、イギリスに八十か所、国外に二十八か所の関連団体を擁するフォスタリングサービスグループ会社・コアアセットグループに属している。業務内容は、里親の募集から審査と認定、マッチングから委託、里親の支援、委託されている子どもへの支援、里親研修である。子どもと養育者からなる里親家庭を中心に関係機関と連携して、子どもの回復や改善、成長を目指す「チームペアレンティング」によって支えられている。(図2) 日本では、実親か里親かというどちらかを選択するような考え方があがるが、イギリスでは複数の親・家族があってもよいという考え方や職業としての里親という考え方が浸透している。

(図2)



委託後のサポート体制については、実親・CSC・里親が子どもに対する責任を分担し、それぞれの役割・権限・責任について細かな事項まで合意をとって明確にしている。また、二十四時間体制で里親からの電話相談に応じる等、手厚いサポート体制が整っていて、チームとして子どもを養育していくというポリシーがあった。

(五) Ofsted (Office of Standards in Education, Children's Services and Skills イギリス教育水準院) 教育と福祉サービスの第三者評価

Ofstedは、政府から独立した立場で、教育と子どもと若者へのサービス提供機関、提供者に対する監査を行う組織で、監査は、教育・子どもサービス・地方自治体監査それぞれにフレームワークがあり、それに基づき公平に行われる。子どもの生活に最も重要なことに注目すること・監査先への期待を反映した監査をすること・改善が最も必要な部分を優先して監査することを原則としている。さらに、リーダーとマネージャーが役割を果たしているか・介入が子どもと若者の生活に及ぼした影響・専門的実践の質も評価する。監査は、抜き打ちでされることもある。監査結果が四段階で示され、内容はすべてWebサイトで公開される。監査後は、低評価であれば、モニタリングと再監査が行われ、高評価であれば、次の監査の負担が軽減される仕組みになっている。結果の公表も含め、Ofstedがあることでサービスの質の向上、費用対効果の向上に貢献している。

## 六 考察

イギリスでは、早期支援・早期介入(Early Help)が大きな効果をもたらせていた。そして、LSPによ

る地域における多機関協働のシステムが構築されていて、子どもと家族のニーズがあるか否かで対応することが重要であり、「子どもと福祉と最善の利益」を目指した子どもと家族への支援が行われていた。社会的養護の子どもに対するシステムについては、司法関与による丁寧な決定やフォスタリングのレベルの高さ、親子を分離せずに、親子と一緒に入所しての関係性構築のアプローチを行っているということに驚かされた。また、ソーシャルワーカー・里親への人材育成に対する支援・教育体制も確立されていた。日本の体制等はどうであろうか。学び得たことを日々の実践の中で発揮していきたい。

最後に、このような機会を与えていただいたこと、異文化に触れ、日本を見つめ多くの刺激を受けたこと、そして、たくさんのお出逢い・繋がりに感謝します。ありがとうございました。

なお、本文に関しては、「二〇一八年度第四十四回資生堂児童福祉海外研修報告書『イギリス児童福祉レポート』」を全面的に参考に記述していることを申し添えます。公益財団法人

資生堂社会福祉事業財団ホームページ (<http://www.zaidan.shiseido.co.jp>)



アイリーン・ムンロー教授と44期団員

# 全国児童自立支援施設職員研修会報告

## これからの社会的養護に向けた

## 児童自立支援施設における支援の在り方とは

愛媛県立えひめ学園 支援課長

宮内千穂

令和元年度全国児童自立支援施設職員研修会は、九月二十五日（水）～二十七日（金）にかけて、にぎたつ会館（松山市）において、全国から総勢八十名の参加者のもと、開催されました。

### I 第一日目（九月二十五日）

#### 一 開会式

挨拶

全国児童自立支援施設協議会 会長 東京都立萩山実務学校 校長

平倉 秀夫

愛媛県保健福祉部生きがい推進局 局長

吉川 毅

#### 二 行政説明

講師 厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課 社会的養護専門官 胡内 敦司

## (一) 児童虐待および社会的養護の現状

平成三十年度に全国の児童相談所に寄せられた相談件数は十六万件で上昇傾向にある。心理的虐待がそのうちの五割を占めており、警察からの面前での通告が最多。近隣や知人からの通告も増えており、国民一人ひとりが児童虐待に敏感になり、通告に積極的になっていとも考えられる。

平成二十九年度の報告によると、児童虐待により五十二名が死亡。例年同様、〇歳児の死亡割合が二十八例と高く、そのうち十四例は〇か月であった。平成二十八年には母子健康法が改正され、児童虐待の予防と支援という観点から、妊娠時からのアプローチが必須であるということが盛り込まれた。望まない妊娠で不安定、孤立している妊婦を地域が支え、社会全体で虐待を防ぐことのできるような支援が必要である。

通告のあった児童の大多数は在宅にて支援を受けることになるのだが、その中心を担う市町村と児童相談所の役割は大きい。施設入所に至った児童の多くは、家庭環境やその子どもの特性などが複雑に絡み合い、複合的な課題を持っている。児童自立支援施設入所児の六割が被虐待児、児童養護施設入所児の約三割が発達障がいや知的障がいを抱えているといったデータもあり、支援する側も大変な苦勞を伴うこととなっている。

## (二) 平成二十八年改正児童福祉法を踏まえた「新たな子ども家庭福祉」の構築

昭和二十二年に児童福祉法が制定され、社会のニーズに合わせた法改正が行われてきたものの、児童虐待による死亡事件が後を絶たない状況である。平成二十八年の法改正では、基本理念を見直し、制定後初めて第一条を改正。『子どもは生まれながらにして権利を持っているひとりの人間』という認識を共有することとした。児童自立支援施設などの現場では、子どもの言うことをすべて鵜呑みにするのではなく、将来の自立に向かって『子どもの目線』に立って一緒に考えていくことが重要である。

高齢者や障がい者の対応については市町村に権限があるが、子どもに関しては二重行政のままである。ただし、平成二十八年の法改正により、市町村と児童相談所の役割分担が明確化された。市町村は情報の収集や整理、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を担い、児童相談所は市町村からの情報をもとに、より専門的に介入、広域的な支援を行うこととなっている。いずれも、多職種から構成されたチームアプローチが有効である。

里親などの社会的養護について、国や児童相談所が啓発することはできるのだが、情報が漠然としていて普及が進みにくいという問題がある。市町村の方が、地域のニーズが把握でき、顔の見える支援がしやすい。児童自立支援施設など、児童対応のプロが持っているノウハウや専門性を、いかに地域に提供していくかが課題である。

### 三 基調講演

「児童自立支援施設の課題と今後の展開について」

講師 全国児童自立支援施設協議会 会長 平倉 秀夫

#### (一) 児童自立支援施設の特徴

平成九年の児童福祉法改正以降、入所児童の質が児童養護施設や児童心理治療施設と重なるようになってきているが、都立の児童養護施設と児童自立支援施設での勤務経験で感じた大きな違いは職員と子どもとの割合である。児童養護施設では、三人の職員が交代しながら一人でユニット（八人）の対応をする状況で、子どもと十分に関わることが難しかった。児童自立支援施設では、五人の職員が六〜九名程度の児童に対応できており、丁寧にかかわることができたように感じている。だからこそ、児童養護施設でうま

くいかなかった子どもの生活を立て直していくこともできているのだと思う。集団指導も大きな強みである。新しい社会的養育ビジョンをはじめ、集団指導に否定的な意見もあるが、児童は大人だけではなく児童同士の関係性の中で成長していくため、今後も大切にしていきたい。

## (二) 児童自立支援施設の課題

児童自立支援施設において、入所児童の質の変化に加え、職員側の変化（交代制の導入に伴う職員の増加、職種の多様化など）もある中で見えてきた課題は、以下のようなものがある。

### ① 職員間の連携

子どもの生活を支えるために大切なことの一つは、職員が交代する中でも一貫した支援を継続することである。「自分が見ているときは、子どもはちゃんとしている」という職員が開始することは、寮の中の一貫性が失われているサインであり危険ともいえる。職員同士が情報共有し、一貫性のある支援に向けて協力できる関係であることがとても大切である。

また、児童の課題や支援方法の引き継ぎ方法も意識したい。今は自立支援計画を記録として書くようになってきているが、ベテランほど書かなかつたり、内容がわかりにくかつたりすることが多い。他機関連携が必要な中で、職員は児童の状況について口頭だけでなく、文書で表現できる力を養っていく必要がある。

### ② 他職種との連携

児童の多面的なアセスメントや支援が必要なケースが増えている中で、二年前には心理職との連携が話題になったが、他職種への理解や連携は非常に大切である。心理職による個別的な支援（性加害再発防止プログラム、SSI、アンガーマネジメントなど）についても、寮の職員と心理職の相互理解と連携が必要であり、これは他の専門職との連携においても同様である。

### ③ 人材育成

採用される職員のリーツは保育士、児童指導員、社会学、心理学、教育学など多岐にわたる。そのような中でも人材育成は現場での〇〔〕が多いと思うが、本来であれば武蔵野学院の養成所のように、一年ほどかけて児童福祉や周辺分野に関する基本的な知識などについて学んでおく必要がある、そういった体制づくりも課題の一つだと言える。

### (三) まとめ

全国的に児童自立支援施設への入所数は減少傾向にあるが、社会的に求められる役割は大きい。これまでの実践で培ってきた児童自立支援施設の強みを大切にしつつ、今の時代に求められる役割を担っていきたい。

## 四 講演 I

「児童自立支援施設の歴史と実践 〔子育て・子育てを志向する共生理念〕」

講師 日本女子大学 学術研究員 埼玉県立大学 非常勤講師 武 千 晴

日本では、明治以前は児童も監獄に入れられていたが、少年には罰を与えるのではなく愛して守ることが大切という考えのもと、感化院が立ち上げられた。留岡幸助の三能主義「よく食べ、よく働き、よく眠る」は、感化教育の心底だと言われている。しかし、愛情あふれる指導や少人数による家庭的な雰囲気での取り組みに対して厳罰主義の司法省が不満を持ち、長くは続かなかった。その後、戦争をはじめ多くの困難があったが、先人たちの「子どものために」「子どもたちを守る」という思いや実践が積み重なり、紆余曲折を経て現在の児童自立支援施設につながっている。

児童自立支援施設での支援のベースには『W.I.T.の精神』がある。常に子どもの側に立ち、共に暮らす中で子どもの変化を待つ姿勢は、効率性を求められがちな現代においても昔と変わらず必要とされている。時代の変化に伴い、児童自立支援施設を取り巻く環境も大きく変わってきている。行政は管理的になり、大量の書類作成や、労働時間の管理などが求められるようになった。入所する子どもの質の変化も顕著で、発達障がいを抱える子どもの割合は増加しており、服薬を必要とするケースも増えてきている。このような変化の中でも、これまでと変わらず目の前の子どもたちに向き合い続けていくために、今の時代に対応した新しい理論が求められているのではないか。

新しい理論をつくり出すためには、他分野からの学びも必要だが、これまでの歩みを見直すことも必要である。感化院の五十年の営みが教護院五十年の営みにつながった。児童自立支援施設になって二十年ほどであり、新しい理論が出てくるまでにはまだ時間がかかる。現代は新自由主義の考えが蔓延しており、子どもたちを取り巻く状況はかつてないほどひどいものになっている。時代の変遷の中にある今の職員は、辛い状況にあるのではないかと思う。それでも、変わらずに目の前の子どもたちのことを考えて、一人ひとりの子どもの側に立つてほしい。地道であることや進みの遅いことを恐れずにほしい。行政が正しいとは限らないし、マジョリテイだから正しいわけではない。児童自立支援施設が、常に子どもとともにある施設であってほしいと強く願っている。

## Ⅱ 第二日目（九月二十六日）

### 一 講演Ⅱ

「発達障がいの子が子と歩んで　～作品は息子のことば～」

講師

石村 和徳  
石村 嘉成

### （一）本人の言葉

私は版画家の石村嘉成です。私は元々、自分の気持ちを相手に伝えることや相手の気持ちを理解することが苦手です。友達と一緒に遊ぶことも、皆で何かをすることも得意ではありません。また、初めての場所や新しいことをすることも苦手です。しかし、一度できるようなになれば自信がきます。そして、それをコツコツと続けていくことは大得意です。それが大好きになります。私は毎日、絵日記を描きます。それを版画にして皆さんに見てもらい、皆さんが元気になってくれることがとつても嬉しいです。私は話すことが苦手なので、この後は父に話してもらいます。ありがとうございます。

### （二）父親による講演

発達障がいには、ADHD、学習障がい、そして息子の持つ自閉症スペクトラム等がある。自閉症スペクトラムには、人の気持ちを理解するのが苦手、予定の変更ができにくい、特定の物事に強いこだわりを示すといった特性がある。スペクトラムとは『連続体』という意味で、健常の人も障がいの人も連続的につながっているという考え方であり、程度の差こそあれ、これらの特性は誰もが持っているとも言える。

自閉症は脳の機能障がいであり、それを一次的な障がいとすると、二次的な障がいとして知的障がいや運動機能の遅れが生じ、三次的な障がいとして社会性の問題、性格的な問題、身体的な症状が出てくる。この二次、三次的な障がいはいは適切な療育で変えられるので、親ができるのは残っている健康な脳の機能を生かして発達のチャンスを与え、二次的、三次的な障がいをできるだけ起こさない子育てをすることだと思ふ。

平成六年五月、待ちに待った我が子が誕生。乳児期の発達は順調であったが、一歳二か月ごろから発語や模倣が徐々に消失。二歳半で自閉的傾向と診断された。可能性を求めて色々な病院や施設に行く中で、自閉症児の親を、優れた療育者として援助するという療育センターに出会った。そこで自閉症は脳の機能障がいであり、親が適切な知識を持って早期療育を行うことの必要性を教わり、夫婦で療育をしていく覚悟を決めた。息子は周囲からの手助けが必要で、そのためには人から好かれ、助けてもらいやすい子に育てなければならぬ。自分が困っていることは人に伝えられるようになってほしい。そのような思いを持って母親は、社会性の第一歩である『指示に従う』ことを身につけさせるため、嫌がる息子を着席させ、毎日何時間も家庭学習をさせた。障がいがあるから仕方ないと決めつけると、一人で何もできない子どもになってしまう。嫌がっても泣いても、人の何十倍、何百倍の時間がかかっても自分でやらせる。息子の脳には機能しない部分があっても、機能する部分もあると信じて、療育を続けた。

例えばパニックへの対応として、パニックの原因を取り除く方法と、パニックの原因となることをあえて経験させ、原因への正しい認識を持たせて克服させる方法がある。前者は根本的な解決にならないどころか、子どもの機嫌に支配される生活となってしまう。後者は根気と労力が必要だが、一つひとつ克服していけば、その子自身が周囲に合わせられるようになる。私たちは後者を実践し、息子は周りにある程度合わせられるという社会性を身につけることができた。

小学校入学にあたり、公立小学校の普通学級を希望した。その理由は主に二つあり、一つは健常児の中

で刺激を受けながら社会生活の模擬練習をさせるため。一つは当時市内で唯一の特別支援学級教室での、偏見や差別を助長するような環境設定があったため（特別支援学級の子どもが遊ぶ運動場の一角をフェンスで仕切っていた。安全面の配慮だと理解はできるが、普通学級の児童にとって支援学級の児童に対する物理的、心理的な壁になると感じた）。公立小学校の普通学級への登校は、母親が毎日介助し、学校に迷惑をかけることを条件に認められた。

母親は信じた道を貫いて療育をしたが、息子が小学五年生の時に病死。療育をやめる理由はいくらでもあったが、『療育をやめる＝子どもの将来を見放すこと』だと思い、母親の遺志を引き継いで療育を続けた。

母親の死後、小学生の間は特別支援学級を利用したが、中学校三年間は公立中学校の普通学級に所属。学力は低かったが、内申点を重視する高校を受験して進学した。息子は出会いに恵まれ、高校の美術の先生との出会いは彼の人生をガラッと変えた。版画と出会い、幼いころから図鑑がほろほろになるまで見ていた動物たちを表現し、伝える方法を得た。それからは夢中になって毎日絵日記を描き、版画にしていた。本人が持っていたのは、毎日コツコツと面倒くさがらずにやり抜ける才能と大好きな動物たちへの純粹な眼差しであり、それを最大限発揮できたのは、療育を通して社会性が育っていたからではないか。障がい個性として周囲が受け入れることも一つの考え方だが、社会性を育てて、その人が周囲に少しでも合わせられるようにすることが、社会で適応的に生活するためには必要だと思う。

息子は版画を認めていただけで、やりがいや生きがいを感じ、また創作に取り組めるという、良い循環を起こしている。誰でも人に認められたり必要とされたりすることが生きていく上でのモチベーションになると思うが、特に発達障がいの子どもたちには、人から認められたり必要とされたりするために必要な社会性を育てるために、特性に合った対応や療育が必要なのではないだろうか。

そういった対応がないまま社会の困難にぶち当たり、周囲からのサポートもなければ、精神的な不調に陥ったり、反社会的な行動を引き起こしたりしてしまう可能性がある。特に発達障がいの子どもたちはス

トレスを発散することが苦手で、ため込みやすい。周囲に理解されずに冷遇体験を重ねることも多く、内面でストレスが膨れ上がり、些細な刺激で一気に爆発してしまうことがあるのではないか。『発達障がい』犯罪』と安易に考えるのではなく、社会がその背景を考え、どうしてそうなったのか、どういう対策が必要なのか、今後そうならないようにどうしたらいいのかを考えることが大事なのではないか。

本来、子どもの成長や発達は一様ではない。世の中で定型発達の人が多数を占めているだけで、少数派であるが故に障がいがあるとされている。どちらが正常かという問題ではなく、それぞれ異なる発達の仕方があり、異なる特性を示すという考えのもと、多様性を認め合う社会になってほしいと強く願っている。息子は数学が苦手だが、数学が得意な人も必要。病気を治す人も、美術や音楽で人を元気にさせてくれたり優しい気持ちにさせてくれたりする人も必要である。息子が世の中で必要とされる人、好かれる人になってほしいと願ってやまない。

## 二 講演Ⅲ

「児童自立支援施設における支援のカギ」

講師 花園大学 社会福祉学部長 橋本 和明

児童自立支援施設では夫婦小舎制での実践を積み重ねてきたが、近年は様々な理由により児童、職員ともこのシステムに適応しにくくなってきている。特に児童は、発達や愛着に課題を抱えている等、背景が複雑なケースが増加しており、正確な知識とアセスメントに基づいた対応が必要となつていと言えらる。

## (一) 愛着障がいと発達障がいの識別について

愛着障がいと発達障がいの行動特性は重なるところがあり（例えばADHDの症状と被虐待児が示すADHD様症状など）、表面上は同じような行動に見えたとしても意味が異なる場合があるため、識別して対応することが大切になる。試し行動を例に挙げると、愛着に起因するものは枠をあえて逸脱することで相手の反応を試している（背景にあるのは甘え）ため、関係性の中で個別的な対応が必要となる。一方、発達に起因するものは、枠の限界（どこまで許されるのか）を確認するための行動であることが多いため、その都度枠を明確に提示することが効果的である。ここを混同して対応してしまうと、その後の処遇が難しくなることもあるため、行動の背景に何があるのか意識しておくことは大切である。

## (二) 発達障がいとトラウマ

発達障がいの特性の一つに、文脈の捉えにくさがある。そのため、出来事を「流れ」として理解することが難しく、記憶が断片化されやすい。怒られた場面一つをとっても、前後の流れがつかえずに怒られた場面のみが記憶に残るため、想起するたびに不安感や恐怖心を抱いてしまう。記憶の断片化はトラウマ記憶の特徴でもあることから、発達障がいを抱える人は、一般的には大したことがない出来事に対しても傷つきやすく、回復しにくい特性があるとも言える。

## (三) トラウマを抱える児童への対応について

被虐待児童をはじめ、児童自立支援施設に入所する児童の中にトラウマを抱えている児童が増えており、対応に困っている職員も多いのではないか。トラウマを抱えた児童にとって何より必要なのは安心感や安全感であり、それを提供することが求められている。安心感・安全感が不十分な場合、トラウマ記憶の再現が繰り返されて生活自体が安定しない状況が続いてしまう。児童は、安心・安全な生活環境の中ではじ

めて自分の課題を出してくる。それに対応するためには、レジリエンス（回復力）やネガティブ・キャパシティ（耐える力）の理解と、回復技法（EMDR、マインドフルネス、認知行動療法など）の習得が必要になるため、施設内の心理担当職員や児相との連携も必要になるだろう。トラウマを抱えた児童の支援には多大なエネルギーが必要で、中には代理受傷をする職員やバーンアウトしてしまう職員もいるため、職員へのケアも大切な視点である。

#### （四）性的問題行動について

性的行動をすべて問題として捉えるのではなく、まずは遊びの範疇から逸脱しているかどうかを判断する必要がある、その基準としては、パワー差による脅迫、操作的な要因や衝動性の有無、法律に抵触しているかどうか、などがある（ボナー博士の基準を参照）。性問題行動の背景には児童の脆弱性や家庭の要因、間違ったモデリングなどがあるが、施設内で起きた場合には支配―被支配関係が大きく影響していることが非常に多いため、普段から児童間や職員間、児童と職員との間での関係性を見直す視点を持つておくことも大切である。

#### （五）性的虐待を受けた児童の理解について

性的虐待は歪んだ関係性の中で行われるため、被害児童の心理状態は非常に複雑であり、施設内で見せる行動も職員を混乱させるものが多い。よく見られるものとして性化行動（不適切な性的関心や行為を示す）がある。性を使った関係構築しか知らないから繰り返す、自分がされた行為の意味を理解しようと繰り返す、トラウマを乗り越えるために繰り返すといった意味があるが、それを理解しないまま対応することは児童、職員双方にとって非常に危険である。

#### (六) 発達障がいのある児童へのかかわりのコツ

発達障がいのある児童は同じような失敗を繰り返してしまいがちだが、それを責めるのではなく、背景に何があるのかをアセスメントした上で、児童が理解しやすい伝え方を探すことが第一歩となる。支援に必要なポイントは、情報や見通しの視覚化、問題を回避する具体的方法の提示といった特性に合わせた配慮の視点や、指導内容や方法の統一（職員によって言うことが違う状況を作らない）、スモールステップで課題解決に向かわせる視点、医療との適切な連携などである。

#### (七) 児童自立支援施設で大切にしなければならないこと

支援の基盤は生活である。生活の安定は『流れ』につながり、『流れ』は連続性（昨日が今日に、今日が明日につながっていく感覚）につながる。連続性は見通しにつながり、見通しを持った生活は、より質の高い生活につながっていく。

児童の問題行動だけでなく、生活全般に目を向けた支援は今も昔も変わらず大切にしていくべきものである。それを達成していくためには、従来の情愛や信頼関係を基盤にした方法に加えて、発達や愛着の課題を理解した上での多様で柔軟な対応をしていくことも求められている。

#### 三 えひめ学園児童による英語スピーチと和太鼓演奏

#### 四 退園生との座談会

「児童自立支援施設に期待するもの」

コーディネーター

愛媛県立えひめ学園 主任

小野 正博

助言者

前愛媛県東予子ども・女性支援センター 所長

山内 幸春

元愛媛県立えひめ学園 支援課長

越智 孝道

退園生

Aさん

中学三年時入園。在園期間約一年。家族関係修復後に家庭復帰、就職。退園後、児童相談所での通所指導（児童相談所職員・学園職員・本人・母親）。

Bさん

中学一年時入園。在園期間約一年半。ADHD（服薬あり）。乳児院↓児童養護施設↓里親委託↓入園↓里親委託。高校卒業後、短大へ進むが自主退学。その後、介護職に従事。

Cさん

小学五年時に児童福祉法第二十八条審判を経て入園。在園期間約三年。退園後は、児童養護施設へ措置変更。高校卒業後、調理師の道へ進み、現在は飲食店を経営。

① 当時を振り返って／現在の思い

Aさん

自分の入園式は「史上最悪」と何度言われたことか。全てのことを頑張れなかった自分を変えたのは、みんなの和太鼓演奏。和太鼓への取り組みをきっかけに、頑張れることが一つ二つと増えていった。学園での生活を振り返ると、先生方やみんなに迷惑をかけたことも、怒られたことも、たくさん笑いあえたことも、どれ一つをとっても今の自分につながっていないものはない。自分にとってのえひめ学園は、どんな時も連絡したくなるようなもう一つの「家」のような感じ。

Bさん

「嫌なことはいらない。注意してくる大人は敵」だった。怒るだけでなく自分の味方になってくれた先生を好きになり、その人の言うことは少しずつ聞けるようになった。「この人の言うことは聞いてもいい」

と思えた。それが安定した学園生活につながっていった。退園後の生活は落ち着かず、高校でもトラブルは続いたが、今まで見捨てずにいてくれた里親さんには感謝の気持ちしかない。親はいないけど、その代わりに自分のことを真剣に育ててくれた人がたくさんいた。見捨てずに育ててくれたことで今の自分がある。そのことは本当に感謝している。

### Cさん

父親から刺されたことをきっかけに入園。当時は「生きる価値がない」「死にたい」という気持ちをずっと抱えていた。「家庭」というものを知らない自分に、越智先生が「家庭」や「家族」を見せてくれた。はじめは「なぜ自分はこういう家に生まれてこなかったのか」と腹が立ったが、「自分がこういう家庭を作ってあげたいんだ」と気持ちが変わった。大人は子どもに手を差し伸べてくれる存在だと思っていたが、現実の社会はそうではなかった。そして「卒業生が働ける場所を作りたい」と思うようになって。今は飲食店を経営し、誰一人やめることのない職場環境づくりにチームで取り組んでいる。一人でも多くの子どもの助けられるように動いていきたい。親代わりである、えひめ学園や児童養護施設の先生、社会に出てから出会えた人に感謝。モットーは「最速のありがとう。最速のごめんなさい」

### ② 児童自立支援施設職員へのメッセージ

Aさん 先生が自分のために一緒に泣いてくれたことは忘れられない。いい時も悪い時も最後まで向き合ってくれた。

Bさん 当時は全く感謝することはできなかったが、今になり、周りの人たちがどれだけ自分のために支えてくれていたか、諦めずに関わってくれていたかが分かるようになった。先生方の良さは「諦めの悪さ」だと思う。これかもしぶとく、困った子どもたちに諦めずに接してあげてほしい。

Cさん 子どもたちに心からぶつかってほしい。暴力がなくてもぶつかれる。マニュアルどおりではなく、オーグーメイドの関わりで。そうすれば「子どもは変わる」「生き方が変わる」「あの時先生がいたから：ありがとう」と言ってくれる。子どもは本気でぶつかってきてくれる先生かどうかは分かる。一人でもそういう先生がいたら、寄り添ってくれる先生がいたらがんばれる。

③ 助言者より

山内氏

学園が培ってきたものが子どもたちに届いている。児童相談所から見ても、子どもたちがたくましく育ってくれることに感激している。

越智氏

オーストリアの動物行動学者コンラート・ローレンツの言葉に「コンピューターは入力された情報をすべて取り込むが、人間の頭脳は好きな人、尊敬する人からのみ、文化、伝統を受け継ぐようプログラミングされている」とある。みなさんは、生活のど真ん中に子どもを据え、「子どもファースト」を社会に訴える仕事。子ども中心の社会を実現させていってほしい。

五 分科会

(一) 第一分科会 「支援の工夫」

司会	愛媛県立えひめ学園 担当係長	平川 利広
助言者	花園大学 社会福祉学部長	橋本 和明

① ねらい

児童自立支援施設の子どもへの理解やかかわりにおいて、支援者が困っていることや工夫していること等についてグループワークを行い、情報の共有を図るとともに効果的または必要な支援のあり方について模索する。

② 方法

ア 事前課題として全国の各施設から問題提起を募る。

イ 事前に挙がった問題提起について、参加者を六人ずつ四班に分けてグループワークを行う。  
ウ 班ごとに協議した内容について発表を行い、橋本先生から助言をいただく。

③ 協議課題

一班 ①家庭からの支援が得られにくいケースについて

②発達障がい児童への支援について

二班 ①児童に社会性や自主性を身につけさせる支援について

②性加害・性被害児童への配慮や支援について

三班 ①愛着障がいを抱える児童への支援について

②集団での活動になじまない児童への支援について

四班 ①他児童へ暴言、暴力が課題となる児童への支援について

②性加害児童への指導と進路の支援について

④ 助言者から

ア 家族支援をどうするかについては、児童の入所時から計画、目標を立てることが重要。児童相談所

だけの支援でなく、児童自立支援施設は十分な調整する機能を持っている。また、一つの機関では

対応は難しく、児童自立支援施設と児童相談所、学校が連携を図ることが必要である。

イ やる気がない児童へどうやってそれを出させるか、自分の問題として気づかせるか、ほめる技術とほめる視点が大切。適切にほめることは動機づけにつながる。

ウ 性加害児童への支援を考える時、性加害を起こす児童は性被害を受けた児童であることが少なくない。まずは、安全で安心して生活ができること、職員との信頼関係をつくること、性加害、性被害対策等のプログラムの実施。それらを生活の中にどのように落とし込んでいくか。

エ 愛着障がいを抱える児童への支援については、児童と職員との距離感が難しい。支援者は巻き込まれないようにバランス感覚をどう保つかが重要である。

オ 支援者は、我見の見（自己中心的な狭い見方）ではなく、離見の見（客観的な視点を持ち、あらゆる方向から見ることを身につけるなど、常にスキルアップすることが大切である）。

カ 枠を明確にする。

・規制する枠：枠が明確であるとその枠から出ない。

・守られる枠：枠が明確であると外から侵入されない。

・判断する枠：枠が明確であると境界がわかる。

・連携する枠：枠が明確であるとながりがわかる。

### ⑤ 感想

グループ協議の時間を四十分とったが、時間不足は否めず、十分な協議ができなかった。発表をなしにして、グループディスカッションにした方が良かったかも知れない。

(二) 第二分科会「アフターケア」

司 会 愛媛県立えひめ学園 担当係長

田井野 牧子

助言者 日本女子大学 学術研究員・埼玉県立大学 非常勤講師

武 千晴

第二分科会では、アフターケアに関する事前アンケートを実施し、共通の課題であった『関係機関・支援者をどう巻き込むか』『家庭支援の方策』についてグループで協議した。四つのグループ分けについては各ブロック・経験年数・性別等を考慮して、できるだけ多岐にわたる情報を集められるようにし、今後のアフターケア実施の参考になるよう工夫した。

① 助言者より

現在、アフターケアは業務として定められているが、施設によって形態や実施方法は異なっている。今の様子を共有しあい、役に立つ情報を収集し、各施設でアレンジを加えてほしい。

② グループ討議（四グループ）

『関係機関・支援者をどう巻き込むか』※意見は抜粋

- ・ 退園時に福祉司指導等を実施し、一緒に対応できるようにしておく
- ・ 在園中の関係機関との関係づくりが必要（役割の決定・情報共有等）
- ・ 高校合格後、すぐに関係者会議を実施する。同様に就労先との対面を実施
- ・ 児童相談所との役割分担が必要（措置解除後となることの多いアフターケアに相談所は対応できるのか）

- ・ 措置変更が想定される児童には、退所後スムーズな適応ができるように、入所時から関わりを持つ等工夫する

- ・ 業務の中で、アフターケア対応する余裕がない

- ・アフターケアの中心は寮担当、関係機関をまとめるのは相談所となっている
  - ・社会に出た児童が、誰と、どこと、どのようにつながっていくのかの把握が必要
- 『家庭支援の方策』※意見は抜粋

- ・異動があるので、面識のある特定の職員しか対応できないことがある
  - ・入所時に関係が作れなかった保護者への支援は難しく、時にはストレスになることがある
  - ・何を話すかより、誰と話すかが大切であり、在園中の関係づくりが不可欠
  - ・必要に応じて電話連絡及び家庭訪問を実施（退園前の意識付けが必要）
  - ・退園生同士のつながりの把握に努める（ネットでのつながりの速さに苦慮している）
  - ・児童や保護者との適度な距離感を保つ工夫も必要である
  - ・リスクがありながらも家庭に戻った児童や家庭にはアプローチしにくい
- まとめ

③ 各グループでまとめた記録を共有できるように、全員でテーブルを回り、参考になる意見を記録する。（グループごとの意見は、助言者が翌日集計、配布）

④ 講評

アフターケアは、施設や児童、家庭等に様々な背景があり、難しさを伴う。だからこそ、一人ひとりが抱え込まず、孤立しないように対応してほしい。そして、全国には多くの仲間がいるので、この研修を機会につなげてほしい。アフターケアが児童やその家族の幸せの一助となることを望みたい。

(三) 第三分科会「施設内学校との連携」

司 会 愛媛県立えひめ学園 担当係長

サポーター 新居浜市立船木中学校ひびき分校 教頭

助言者 松山市立鴨川中学校 教頭 (前船木中学校ひびき分校 教頭)

近藤 淳  
志賀 忍  
縄村 俊邦

第三分科会には二十施設が参加(学校教育の未導入は二施設)。事前課題(連携の実態及び難しさ)をもとに、各施設での現状などについて情報交換を行った。授業は分校教諭が主体で施設職員がサポーターする体制が多かった。施設職員が授業に入らない施設もあったが状況に応じた支援体制は確立されていた。行事については主体に関係なく、施設と学校が協力して取り組むところが多かった。時間が短く結論が出なかつたが、各施設の状況を知って刺激を受け、今後の自立支援事業に生かしていただければ幸いである。

○助言者より

- ・ 困った時にはお互いにリスクトした上で話し合うことが大切である。
- ・ やらされ感の強い児童たちに対しては、守るべきルールを守らせた上で動機づけを丁寧に行う。
- ・ 本気で向き合う職員の姿勢は必ず児童に伝わる。学校の教員だろうと施設の職員だろうと熱い思いは福祉と教育の垣根を越える。

Ⅲ 第三日目(九月二十七日)

一 分科会報告

発表者

第一分科会

大阪府立修徳学院

自立支援課長

西田

英樹

第二分科会  
第三分科会  
埼玉県立埼玉学園 主任  
福岡県立福岡学園 事務主査  
吉田 隆希  
小森 敦史

## 二 閉会式

挨拶 全国児童自立支援施設協議会副会長 奈良県立精華学院 院長 廣岡 幸夫

次回開催地挨拶 横浜市向陽学園 副園長 戸川 由紀夫

謝辞 愛媛県立えひめ学園 園長 鳥生 敬央

## 三 施設見学（愛媛県立えひめ学園 参加者…五十二名）

## IV 終わりに

本年度の全国職員研修会は、「これからの社会的養護に向けた、児童自立支援施設における支援の在り方とは」をテーマに、『子どもと家庭を取り巻く環境が多様化・複雑化する中、すべての子どもが適切な養育を受け健全に育ち、その自立が保障されるためには、家庭養育とともに、施設養育が担う役割が今後更に重要となる。本研修会では、児童自立支援施設において、支援の質の向上を図りながら、子ども一人ひとりに視点を当て、家庭支援を含めた包括的な支援を展開していくための在り方について考える』と提起して実施しました。

研修では、児童自立支援施設の今を見つめながら、その歴史を紐解き、課題となっている発達障がいや愛着障がいとの向き合い方について考えるところにも、退園生の生の声もお届けしました。皆様にとって、

これからの児童自立支援施設はどうあるべきかを考える機会となっていれば幸いです。

また、えひめ学園児童による英語スピーチ（十一月に東京で行われる全国大会にも出場することになりました）、和太鼓演奏披露の場も設けさせていただき、児童・教職員にとりまして、またとない発表、そして、大きな励みとなりました。

この場をお借りして、本研修の開催にあたり、ご協力賜りました関係機関の皆様、講演や座談会等で世話になりました講師、助言者等の皆様、ご参加をいただきました皆様に対し、心から、お礼申し上げます。ありがとうございます。

最後に、平成から令和へと新たなスタートとなる本年度研修会が、児童自立支援施設におきまして、少しでも明るい未来を拓く力となりますことを願い、報告とさせていただきます。

## 子どもの心理的体験世界を知る難しさと大切さ

『私の原体験としての心象風景から考える』

藤女子大学 小山 和利

児童自立支援施設を退職して一年が経ちました。大学を出て児童相談所に勤め始め、非行相談で訪れた子どもに為す術なく途方に暮れた日から、もう四十年近い年月が経ちました。その間、主に心理判定の仕事を担当することになりました。そのため、非行を繰り返す等の子どもの心理的な体験世界をどうすれば深く理解できるのか、心理検査の結果を睨みながら自問を繰り返してきたように思います。直接子どもに尋ねても、決まり切った答え以外返してくれません。答えてもそれが本心かも分かりません。言葉の意味を間違っていて使っている場合も少なくありません。心理検査と症状と日常の行動から推測するしかありません。物を破壊する事実を、その子だけの固有の事実として受け止め考え続けることは簡単ではありません。「反抗的な子」だと思った瞬間、子どもは反抗的な子どもとして一般的な解釈で括られてしまいます。発達診断も似たような機制が働きます。事実そのものだけを安易な解釈をせずに見ていたいと思っても簡単なことではありません。

施設内で繰り返し広げられる子ども達の事実は重く、いつも胸が苦しくなるような体験の日々でした。現場を離れても、折に触れ、子ども達の記憶が、その時の情景や情感を伴って唐突に蘇ります。一人の子どもが、誰でもない一人の子どものとして生きていた歴史の断片です。そのような圧倒的な現実感に比べると、今、

学生を前に語る抽象的な知識の世界は、霞の中で目を凝らさなければ見えない漠然とした現実を語っている感覚に陥ります。福祉現場で働く実践家にとって理論は無論大切ですが、その子だけの具体的な事実を忠実になぞって子どもを理解することの大切さを伝えたいと思っています。それが、長く実践に携わってきた者の義務と言えるかもしれません。そのために、事実を色褪せたものにせず、また過去の経験で上書きしない新鮮な感性を持って語り続けることが大切であると言えます。

児童の様々な課題と向き合うことを職業としてきた人は誰でも、意識するしないにかかわらず、原体験としてその後のキャリアに影響を与え続ける強烈な具体的体験の記憶を抱き続けていると思います。私も当然、忘れたい記憶を抱き続けています。一つは若い日に訪れた家庭学校の記憶です。その後、何度も家庭学校を訪れ、現在の仁原校長に続く歴代の校長に薫陶を受け続けることになった最初の記憶です。

児童相談所に勤めて間もない頃、職場の配慮で児童移送に伴って訪れた家庭学校での体験は、学生時代に児童福祉の世界に携わる機会が少なかった私には、素朴に新鮮な現場体験でした。遠軽までは公用車で三時間余りの行程です。朝、児童相談所を立ち、遠軽に近いドライブインで昼食を食べました。小柄な小学生は食事も喉を通らないようで、殆ど食べることができないまま箸をおきました。八月一日の暑い日、内陸にある遠軽の街の温度計は三十四度を指していました。やがて家庭学校の森が見えてきました。大木で陽射しが遮られる森の中とはいえ、海岸沿いの町にはない蒸せるような暑さの中で、道路わきの草取り作業に励む子ども達がいきました。「こんにちは」という大きな声が全開にした窓から飛び込んできました。八十人を超える入所児童がいた時代です。子ども達の明るく弾けるような声に、強いられた挨拶を義務で発する暗い少年達を予想していた自分には、その別世界のような情景に驚きました。時期的に一時帰省が近づいていた事も子ども達を更に朗らかにしていたのかもしれない。その後の本館での引継ぎの場に、笑みを浮かべたままで語ることの少ない谷校長がタオルで汗をぬぐいながら座っていました。私にとって谷校長は今も続く家庭学校の機関紙「ひとむれ」で知るだけの人でした。直接に会話したこともなく、そ

の講演も聞いたことがあります。その後も、私にとっては一時帰省の度に子どもを引率して児童相談所に立ち寄る物静かな人でした。初めてお会いしたその時も、言葉少なく笑顔を絶やさないうで椅子にただ座っているだけの姿に、底知れない凄味を感じた記憶があります。寮での挨拶を終え、子どもを励まし車に乗り込み動き始めた時、何とか耐えて来た小学生が、堪えきれずに泣きながら公用車を追い始めました。一瞬大変な事が起こってしまったとの思いで振り返った時、そこでは極めて自然に寮の年長の子ども達が走り寄って身体を抑え、肩を叩き宥める光景が見えました。森の景色の中に溶け込んでいく子ども達の姿を見ながら、家庭学校を後にしました。

暗くなった帰路は、僅か先も見えないくらいの濃霧でした。トラックの尾灯を頼りに何とか走り続ける公用車の助手席で一日の出来事を思い返していました。子どもにとって、往路の行程はどのような心理的体験の連続だったのか、その後の長い年月、児童移送のたびに思い出しては考え続けました。慣れ親しんだ土地を離れ、そして迎え入れるか分からない未知の土地に近づく行程の意味は子どもそれぞれで異なります。悲しい等の有り触れた感傷的な言葉ではその体験世界を描くことにはなりません。多弁に語っても子どもの心理世界に近づくことにもなりません。子どもの心情を想い続けることの覚悟が、子どもの心理世界に近づくための道を拓くように思えてなりません。家庭学校の風景は雄弁に語ることを許さない畏れを抱かせます。そこには懸命に生活することの重い事実があるだけでした。

もう一つの記憶は、同じ年に旧国鉄で五時間かけて、将来勤めることになった向陽学院へ引率した中学生の女子です。その子ども家庭学校へ引率した子と偶然同じ町の子でした。男の子たちと家出を繰り返す娘に業を煮やした父親がハサミでその髪を切り落としました。最近は少なくなりましたが、散切り頭の少女の目は大人への底知れぬ敵意に満ちていました。引率の長い車中、一言も喋らず、食べ物は一切受け取らず、涙ぐんで車窓の景色を見続けていました。施設入所に頑なに同意しなかった彼女が、最後に一時保護の職員の説得に応じました。憎しみに満ち、大人の不遜な態度に罵声を浴びせることも辞さなかった彼女

の決意の瞬間はどのような思いだったのでしょうか。札幌の街の雑踏の中を、私と逸れまいと懸命に私の後をついて来ました。日頃、威圧的で声も大きな子でしたが、少し後ろをつけて歩く姿がとても小さく見えました。学院で引継ぎが終わって帰ろうとする時に、全く弱音を吐かなかった子がポロポロと涙を流し始め、寮母に促されて私の前から去って行きました。「入所の時に泣く子の方が予後は良いですよ」と寮長の言葉に励まされて施設を後にしました。

その後このような情景を、何度も何度も見てきました。しかし、繰り返す度に、その情景の記憶は薄れたものとなってきました。全ての子どもに若い日の感性をもつて、他の誰でもない一人の子どもとして発見し接し受け入れることができなくなりました。非行の子に共通の特性として分類して分かった気になつていけないと戒めても自省は続きません。早く分かった気になりたいのです。

私はこれまで主に心理判定の仕事を担ってきました。子どもには、同じように見える体験であっても、誰一人として同じ心理的体験はしていない筈です。体の大きさも育ちも違う子どもの見える景色が同じではありません。いつの間にか、私が記憶として大事にしてきた心象風景がぼやけていくように、日々子ども達が見ている風景の違いを問わなくなつてしまつたのかもしれない。

現在、様々な現場で作成を強制される実務マニュアルは、一律に同じ結論に至る太い道を提供します。確かに、子どもと対峙して誰も歩んだことのない道に迷い込む心配は小さくなります。しかし、その便利さが、そもそもそのような問さえも消滅させているような気がしてなりません。一人一人の行動に目を凝らして見続けても、確かに行動しか見えません。しかし、どの子にも、小さな違いは歴然として存在し、その行動を選択させている主体としての子どもがいます。その選択の傾向が心理診断と言えます。極論すれば、心理療法を始めるには心理的世界の理解を中止する必要があります。そうしなければ療法を開始することができないからです。心理治療の効果を否定するものではありませんが、現在流行っている〇〇トレーニングの類は一方向的な理解の上になりなつた療法と言うことができます。

若い時に出会った上司は、専門用語の安易な使用や、流行りの言葉での解釈を咎めました。専門用語を分かったように巧みに散りばめて完成させた私の判定書を読んで、「器用さで切り抜けようとしていたら、あなたは判定員としてはダメになる」と静かに言い放ちました。若かった私にはその言葉は衝撃でした。

私の判定書は、どのような心理的な体験をしていたのか聞き心地の良い言葉を借りてきて事実を包み込むような包装紙でしかないと指摘でした。「ひとむれ」で谷校長は、「児童相談所の心理所見は、横目縦鼻としか言っていないのではと疑っている」と書いていました。「結局は、人であるとしか言っていない、誰が見ても当たり前のことしか書かれていない」と手厳しい批判です。分かりにくい言葉を並べて批判されないことに甘んじている専門性は専門性ではありません。

性的虐待は闇の世界をより露にします。以前、知的障害を疑われた中学生が、童話の中に出てきそうな動物や草花の描かれたバウムテストとともに、筋肉や体液や皮膚感覚の質感をロールシャツハテストの図版に見ました。後に義理の兄からの執拗な性虐待が判明しました。奇麗に包まれた包装紙のような判定書の穴から闇が開かれた瞬間です。

見えない心理世界は時に暗く不気味です。しかし、見えない曖昧な心理的な体験世界は間違ひなく存在し続けます。その不気味さを心の闇として手出しができないものと遠ざけることで、処遇の医療化や厳罰化が進められる要因になっていることは否定できません。現在は、内的世界を問わないことが主流のようです。確かに、検証不能の主観的解釈に左右されるはなりません。行動の背景となる心理を探る方法に翻弄されるよりも、誰にでも見える行動を正すための分かりやすい手法は、支援する側には間違ひなく支えになります。

それでも、私は、固有名詞で子どもの内面を語り突き詰めることが大切だと思えてなりません。風景の中で生きて、そして子どもから見える内的風景を考え続けることが子どもの多様性の尊重と合理的配慮につながる筈だからです。風景の持つ力に謙虚に、そしてその風景を見ている子ども心理的な体験世界を

問い続けることが、厄介で面倒な作業であつても、児童の福祉には欠かせない手法と考えます。そして、それはチームによる仮説と検証の繰り返しによつて為されるものでなければなりません。昨今強調されるチームアプローチは、この仮説の確からしさを増すためのコミュニケーションと言えるかもしれませぬ。

この度、このような原稿を書く機会を与えて貰い、子どもの心のブラックボックスを再び考えなければならぬとの気持ちで新たにできたことに感謝したいと思います。

## その時々に出会った子どもたちのこと

鹿児島県立若駒学園 参事付 豊留威好

まだ「教護院」の名称がついていた学園に初めて赴任したのが、昭和六十三年一月のことでした。その時に初めて出会った子どもたちは、男の子も女の子もいわゆる非行の真っ只中であって、それぞれの地域や学校からはじき出されて来た子どもたちでした。

その頃、子どもたちの多くは、中学一・二年の途中で学園にやって来て、中学三年まで過ごし、卒業と同時に就職先へ出ていくという一般的な進路へ進むケースがほとんどでした。男の子なら、マグロ船に乗る。女の子なら紡績工場へ行き、良ければ定時制高校へ進むというパターンがお決まりでした。

そんな中で、珍しく高校中退で入園してきた女の子との出会いがありました。両親とうまくいかず、家出や悪さを繰り返していた子どもでしたが、高校進学の経験もあり、十分な学習能力を持っていることに将来性を感じたため、病院への就職及び奨学金も得られる准看護学校の受験を強く勧めたことがありました。中卒児童ではあるけれど、他の中学生と一緒に授業を受けさせ、再度受験勉強に取り組ませました。現在の公教育の中では、まずできないことではありませんが、当時は自らも教壇に立つ機会もあったので、少々無理なこともやらせてもらいました。本人の努力もあって、県外の病院への就職と准看護学校への合格も果たすことができました。またその後は准看護師の資格も取得し、看護師として病院での仕事を続けることができました。

他の子どもたちとも少し違った進路の選択も彼女にとって新しい人生を得られるきっかけとなったのではないかと思います。

二度目に学園の門をくぐったのは、平成十九年四月でした。学園は既に「児童自立支援施設」へと衣装替えを済ませておりました。また、公教育導入への準備も進められており、平成二十年四月から中学校分校、小学校分教室が開設され、子どもたちも正規の授業を受けられるようになりました。また、学園自体も児童数減少の影響から、小舎制から中舎制へと寮舎と職員勤務体制が様変わりしておりました。

子どもたちに関しては、児童の半数が不登校や発達障害等の問題を抱えている状況で有り、授業運営や生活指導についても様々な苦勞を強いられる状態でした。また、子どもたちの在園期間に関しても、「入園したら中学校卒業まで」という過去の指導方針から、入園後できるだけ早期に家庭や地域に返すこと、あるいは子どもにとって必要な次の生活拠点を探し、移すことを目標とするなど、指導方針の変化が明確になっていました。

そんな中で、身体的暴力を受け、虐待された中学生の男の子に出会いました。暴力的な保護者から守る必要があるため、家庭へ復帰させることも他の養護施設へ移すことも不可能に近い状態でした。このため、学園で二年間の中学生生活の後、近隣の高校商業科へ進学させるという方法をとりました。養護施設等から通学することと異なり、彼にとっては特に高校三年間は、かなり不自由な生活を強いるため、つらい思いをさせたいと思います。彼自身も約五年間の学園生活を頑張り、高校を卒業し、良い会社への就職を果たすことができました。彼が就職し、単身生活を始めることとなり、退園する際に彼が「本当にお世話になりました。ありがとうございます」と言って抱きつき涙を流してくれました。五年もの長い間、彼と一緒に暮らした皆さんの学園職員からの支援が、彼にとって大きな力となり、強く育ててくれたのだらうと思いました。

現在、三度目の勤務は、平成三十年四月からですが、その二年前から中央児相で児童福祉司を務めてお

りましたが、その間に何人かの子どもたちを担当し、学園から養護施設や里親への移し替えや、新たに学園への入園にも携わってきました。実は子どもたちの跡を追いかけて学園へ来ているのが実態です。

今現在学園にいる子どもたちの半数は発達障害等の問題を有しており、また半数の子どもたちが里親、ファミリーホーム、養護施設等で不適応を起こし、学園にやって来ているという実態があります。子どもたちの多くは「行き場のない子どもたち」であり、「行くべき場所」を探し、用意することが、まず解決すべきことであろうと思います。

子どもたちは毎日のように大なり小なりのトラブルを起こし、それぞれの寮職員や分校職員とにらめっこしながら向き合っています。子どもたちはふてくされた表情をしながらも「自分の方向を本気で見てくれている」とよく理解しており、いつの間にか職員への信頼感を身につけている気がします。

だからこそ、現在出会っている子どもたちも、これから出会う子どもたちも、自ら成長する姿やいろいろな行動、表情の変化を見せてくれるのでしょう。そしてまた退園して時間が過ぎてからも、教えてくれるのだらうと思います。

自らの心を育ててくれたいろんな子どもたちとの出会いに感謝したいと思います。

## With の精神

縁ありて、若葉学園とともに

社会福祉法人神戸少年の町事務長 石井伸郎

今年も久美浜でのキャンプが始まった。私にとって夏はいつもこの若葉学園のキャンプから始まる。遠泳の後、児相の職員が提供する食べ放題のかき氷に「もう一杯食べていい」「俺、これで七杯目や」と真っ黒に日焼けした園生たちの笑顔がはじける。今年で何年目であろうかと数えてみると、私が最初に児童相談所に配属になった平成十一年からなんと二十一年目を迎えた。

平成三十一年三月に神戸市を定年退職し、児童養護施設で勤務することにしたのであるが、そのきっかけはやはり、若葉学園との長いお付き合いで得たものが多かったからであろう。児相と若葉学園との関係は公立とは言え、措置する側とされる側という相対する関係である。しかしながら神戸市では非行相談の中核として、児相のケースワーカー、心理司と若葉学園の寮長・寮母、教員とが有機的な関係を持つことによって、両者が車の両輪のごとくうまくバランスを取りながら、子ども達の最善の利益のために邁進してきた。

若葉学園は昭和三十三年に創設され、六十周年を迎えた。私と同年である。その学園歌に「縁（えにし）ありてここに過ごせり」というくだりがあるが、まさに若葉学園との出会いが、その後の私の人生に大きく影響を及ぼした。昭和六十年、大学にも二浪、就職にも二浪してようやく神戸市に採用された私は

福祉職として、区の福祉事務所に配属され、知的障がい者福祉担当になった。その翌年の正月休みが終わったところ、若葉学園で中学を卒業するにあたって進路が定まらない二人の園生が児童相談所のケースワーカーと一緒に訪ねてきた。障がい児施設は満床、高校進学も難しい、何とかならないかとの相談である。二人とも家庭復帰はままならない状況で、生活保護担当者とも相談した結果、自閉傾向の強い一人は救護施設で、もう一人は隣の市にその春開所する知的障がい者の通園施設に通所すべく、母体の教会にお世話になることになった。これが私と若葉学園との初めての出会いである。当時は学園の寮長よりも、児相のペテランワーカーと心理司の印象が強く、児相のケースワーカーへの憧れみたいなものを感じたものである。当の二人は最終的に同じ知的障がい者施設に措置されたのだが、私の地元でもあり、今もお付き合いが続いている。毎年、春のカーニバルと秋の感謝祭には欠かさず顔を出して当時を懐かしんでいる。若葉学園が取り持ってくれたご縁である。

平成十一年に念願の児童相談所に配属されてから、私と若葉学園の本格的なお付き合いが始まることになる。児相では当時はまだ非行相談が主流で、虐待対応専門の係さえ無かった。とは言え、集団での暴走行為やシンナー吸引に混じって、単独でいきなり暴力行為やわいせつ行為を行う「突発型」「発達系」と言われた事例が目立つようになってきつつある時期でもあった。

当時の非行相談担当者の仕事と言えば、警察から通告があった児童を呼び出し、通所指導するのが基本であったが、約束してもすっぱかされるのが常で、事務所に座っているよりも警察署の少年係やサポートセンター、学校の生徒指導担当を訪ねては、日夜情報収集に努め、家庭裁判所の調査官と密かに作戦会議をして、まんまと指導に従わない良い子たちを少年鑑別所に送ったものである。鑑別所の面会室で不貞腐れている担当児童に、「そら見たことか、言ったとおりになっただろう」と知らぬ顔で納得させ、審判廷では「一緒に若葉で頑張ろう」と発破をかけていた。集団非行の対応に、若葉学園だけでは追い付かず、共犯児童を他都市の児童自立支援施設にお願いすることも多く、近畿一円のほか、遠くは鳥取や北海道の

施設にお願いすることもあった。兎相に在籍した十年間で、二つの国立施設をはじめ、十か所以上の施設にお世話になったと記憶している。この時も全国に広がる寮長同士のネットワークに大いに助けられた。今でも交流が続いているところがあることは嬉しい限りである。

家裁の決定であっても、兎相からの措置であつても、子ども達はよく逃げ出した。丁寧にも二回も一時保護をして、しっかり動機付けをしたつもりであつたのだが……。そこで、もう一つの大きな仕事がいわゆる「トンコ探し」であつた。学園の寮長とタッグを組んで夜討ち朝駆けで家庭訪問をする。出身校の先方を総動員してローラー作戦でゲームセンターや公園のたまり場を搜索する。中でもサポートセンターの警察官は最強で、とっ捕まえたらその場で調書を巻いてくれて、再度家裁送致、鑑別所に逆戻りなどというスピーディーな展開に持ち込むこともできた。逃げられては探し、見つけては連れ戻すの粘り強い関わりが子ども達を落ち着かせ、「頑張らなしゃあないな」という心境にさせたのだと思う。若葉学園のトンコの最多記録は三十二回とも聞くが、大阪などは常習で東京の歌舞伎町で保護されたことも珍しくない。寮長はそのたびに迎えに行き、連れて帰るのが当たり前のこととして行われていた。頭の下がる思いであつた。

若葉学園の恒例行事の中で、夏のキャンプとともに楽しみだったのが正月明けの剣道の寒稽古である。早朝六時から冷え切った講堂で約一時間半、小学生もまじえた男子全員と汗を流すのであるが、たかが三段の私が外部から師範として行くことで子ども達にもピリッと気合が入った。掛かり稽古では、怖い寮長を避けて、私の前には長蛇の列ができたものである。たった三日間の稽古であつたが、担当以外の子ども達にも触れ合えるまたとない機会であつた。その真剣な眼差しは外見だけでは判断できないひとり一人の内面まで感じ取ることができる貴重な時間であつた。三月には剣道納会と称して寮対抗の試合があり、審判を任された私は大いにサービスして、どの子どもにも一本を取らせたものであつた。

他にも季節ごとに開かれる行事で子ども達と大いに楽しんだ。体育祭では対抗リレーやうどん食い競争

とともに走り、学芸会では手作りの劇に大笑い、時には感動のあまり涙を流した。園内駅伝で児相チームは足が遅い私のせいでもいつもびりであった。園遊会では寮ごとに出すお店を全部回ろうと張り切るのでもいっつもお腹がいっぱいになって苦しんだ。事あるごとに必ずどこかの寮で打ち上げがあり、子ども達のことを着に大いに飲み、語り、気が付けば終電を逃して、翌朝子ども達と一緒に朝ご飯を頂いてから出勤することも多かった。自然と現場実習ができていたのである。

平成十三年には神戸市にも虐待対応の新しい係が創設され、私もそちらに所内異動することになった。今度は小学生や高校生年齢の子どもを若葉学園に措置することが増えた。小学生は手がかかるが歓迎され、高年齢児にとっては自立援助ホームなどない時代であったので、窮屈だったとは思いますが、しっかりと働いてお金を貯めることができ、自立の大きな足がかりとなった。就労先での出会いから結婚に至ったり、百万円以上貯金してワーキングホリデーを利用してオーストラリアに旅立った者もいた。今でも担当寮長と交流が続いており、卒園後を見据えた中学三年生のグループワークに参加してもらって体験談を語ってもらっている。

平成二十六年に十一年ぶりに係長として児童相談所に再び咲き、その変貌ぶりに驚いた。非行相談は鳴りを潜め、虐待通告が急増し、その記録を塗り替えている。まだ非行担当係が残されてはいたが、通告件数は年々減少し、とうとう私の退職後は育成相談係に吸収合併されてしまったようだ。一時保護所や若葉学園から逃げ出す子どももほとんどなく、「トンコ探し」という言葉も死語となってしまった。虐待対応を念頭に置いた新しい児童相談システムが導入され、受理から措置に至るまでの流れがほとんど管理化されていく中で、かつてのように関係機関の人と人が、顔と顔で繋がっていくような連携が取り辛くなっているように感じられた。ただ、若葉学園とは毎年、夏のかき氷と冬の寒稽古を欠かさなかったおかげですんなりと関わることができた。若葉学園においても非行相談の減少のあたりを受けて、措置児童が減少し、特に女子寮も一つにまとめられ、さらに十月のバレーボール大会までにメンバー六人が揃わないので

はないかと心配するような状況であった。

女子と小学生を増やすことを目標に五年間取り組んだ成果は、女子バレーボール部が近畿大会初優勝、連覇は逃したが、二年後には再度優勝できたこと。男子野球部が全国大会において初優勝できたこと。男子小学生だけの「育成寮」が復活したことなど目覚ましいものになった。ただ入所児童を増やせばよいというものではない。それぞれの監督寮長の笑顔を引き出す素晴らしい指導はもとより、兎相の職員も有志を募り、体育館がない若葉学園のために、地域の体育館を借りて、バレーボールの練習試合をしたり、少年鑑別所の職員も巻き込んで野球部とのソフトボール大会を行ったりと、入所後も多くの人が関り、応援していることを実感してもらったことが結果に繋がったのだと思う。

こうして振り返ると、私の仕事の大半は児童福祉に関することであったが、福祉事務所、児童通園施設、児童相談所のいずれの職場でも常に子ども達を介して若葉学園とつながり、共に歩んできたように思う。

そして、あの日も私の周りには若葉学園の笑顔の子ども達がいた。平成二十九年二月の寒い朝、耐寒登山に初めて参加した私は、六甲山縦走の最初の難関である菊水山の山頂で心筋梗塞に襲われた。子ども達には大丈夫と笑顔を見せてはいたが、息苦しさから一人で下山しようとした私を見逃さず、見事な連係プレイで近くの病院まで搬送してくれた寮長達。おかげで大事に至らず、ステントを二本入れた今も元気いっぱい子ども達と遊んでいる。若葉学園は命の恩人でもある。

今、児童養護施設に身を置いて、更に身近に子ども達と生活を共にする中で、若葉学園から教えていただいた「Withの精神」がこれからも大きな支えになっていくと確信している。社会的養護のあり方が大きな転換期を迎えようとしている今こそ、児童自立支援施設が培ってきた小舎夫婦制の処遇方法を拠り所として、今後も子ども達のしあわせのために微力ながら取り組み続けたいと思っている。

## 大風呂の魔法Ⅱ

三重県立国児学園 自立支援課 主幹 加藤久直

## 一 はじめに

二年ほど前、『非行問題』に子どもたちとの暮らしの一場面として「風呂」にまつわるテーマを、私が教護院の頃から使って（浸かって）きた国児学園の男子大風呂についてまとめる機会をいただいた。

前回は、職員が子どもを観察すること、風呂場面の裸同士の関わりが暮らしや生活態度と結びつくことなどを中心に統計的、記録的かつ、この仕事の中で得た勘や失敗をベースに書き綴ったが、実践記録らしくない切り口でまとめてしまった。そのため、日常的に生じる大風呂の問題点を指摘しているものの、「肯定的で伝統的かつ施設的管理下の入浴」論に終始してしまい、子どもらしい感覚や表現、気づきといった私がかッチできた「エクス」を紹介できず、一部消化不良で終わった。

近年、大型スーパー銭湯や行楽地ブーム、ホテルなど非日常で大きな共同浴場を利用したことのある入所児童も少なくない。国児学園では暮らしの一部分となっている大風呂の成り立ちと共に、有効性や工夫、おもしろさなどのメリット、そして共通意識としての言い訳などのデメリットをまとめることで、国児学園の大風呂改革のスタート地点に立った観点で記してみる。

## 二 国児学園の大風呂の経緯と危機管理

国児学園の大風呂の軌跡は、家族舎制の戦後、昭和二十八〜三十年にかけて木造寮舎を新築・更新した際の最終整備で、昭和三十年代前半に給食棟（炊事場）と大風呂を合体式で新築したことからはじまる。給湯設備はストーブのやかんのみ、風呂場の燃料は世間では専ら薪でも不思議でない時代。給食設備だけは灯油ボイラーで賄いを充実させる一方、児童の風呂場を同居させることで給湯設備機能を一箇所集中型にしたものである。当時としては、ヒトが給湯できる建物に移動することで最新鋭かつ合理的な発想とされ、或いは教護院における集団管理的下の職員にとって合理的発想も加わり、次の更新時である昭和五十九年にもこのシステムは継承された。現在の炊事入浴棟（給食棟）は、当時の寮舎再整備予算の最終延長の建築であり、既に竣工している新築男子寮には、寮舎の児童浴室は併設されなかった。とはいえ、濾過循環装置を備えた当時としては画期的な大風呂であった。また、当時の園長の発想によって、三重県窯業研究所とコラボし、子どもの作品を窯焼きにした陶芸壁画七八枚のオブジェを浴槽上部の壁面にタイル貼りにしている。芸術性とモダンさを兼ね備え、憩いの大風呂を演出した創造的な狙いが建築上の随所でみられる。

国児学園の給食技師職員夫婦（女性職員は非常勤調理員）の施設内居住型勤務運営は、戦後から平成八年まで継続され、給食室と大風呂の管理は、給食技師が管理・運営をしてきたが、平成八年以降、最後の給食技師夫婦が退職すると、入浴室の管理・運営は難しくなり、給食室厨房と入浴室ボイラーの機能分離が進み、衛生面などの問題、危惧から濾過循環装置の使用停止、落とし込み給湯方式の採用と、合理的な機能が優先された。寮担当の男性職員と子どもが集団方式で入浴する大風呂形態だけが魔法のように残った。寮舎とは数十メートルの移動とはいえ、風呂かごを持った職員と子どもたちが夕方から夜の時間帯に園内を歩く。雨の日、暴風雨の日、雪の降る日（これは正直、年に一〜二回）でも、傘をさしながら大風

呂に入りに行く。この光景も児童自立支援施設では、数少なくなった奇跡の大風呂である。

数年前、県内の出先機関で看護師をしている方が見学に来られた際、湯が入っていない大風呂を見て、「意外と子どもさんが入るお風呂にしては深いですね」と言われた。看護師さんの視点で、子どもは突然、突飛な行動をとったりして、風呂で溺死などの事故が起こることもあると間接的に指摘された。子どもを護る施設としては当然の危機管理意識であるが、私は「国児の子どもは元気ですからね」と笑ってごまかした。入浴は、男性職員一人に対応しているのが日常で、入浴中に、子どもに意識がなくなり「沈んでしまいました」「熱中症です」「のぼせて立ち上がれませんか」等の不安材料はいつ起こるかもしれない現実である。

大風呂のメリットを売りにしてきた国児学園の先達職員からの遺産は、私たち現職員が伝統と文化を継承して大切にしたいという想いとは別に、「子どもへの危機管理」が叫ばれて久しい今日に、むしろ欠点の方が多く感じるようになってしまった。

### 三 大風呂の魔法（現場での記録）——事例一——

【事例一】「熱い（あつつい）」風呂が嫌なんスよ！——「僕は、猫舌ですからね！」

新入生の子どもが、いきなり水道のハンドルを我が者顔で最大で開いたりする。大風呂の蛇口は業務用なので、二十ミリの大型で給水放出量も家庭用の二倍は出る。慌てて、他の子どもにも給水を止めさせて、横着な態度や風呂の入り方を私が注意すると、いきなり反抗的な言い訳が返ってくる。

言い訳や不満は受付ても、職員は毅然とした態度で引いてはいけなさと先達の職員から強く教えられてきた私は、特に大風呂の場面だけは妥協しないと心がけてきたため、閉鎖的で管理的かつ融通のきかない風呂の入り方になっていた。

子ども…「この、熱い（あつつい）風呂が嫌なんスよ！」

加藤…「全く勝手な奴だ。ここは共同浴場なんだ。次に入る寮の人たちのことも考えたら、一番（風呂順番）風呂なんだから我慢せなあかん。」

子ども…「自分家（ち）では、ぬる湯（ぬるい湯）なんスよ！」

加藤…「みんなで入る風呂というのは、次の人たちの風呂も気を遣うんだよ。熱いのが温まるという人もいれば、君のようにぬるい湯が良い人もいる。ちょうど良いという人もいる。」

子ども…「だから何？」

加藤…「自分と違う周りの人たち、次にお風呂に入る人たちのことに気づけない、自分勝手な文句言う奴は、

（大）風呂に入らんでよし。黙ってシャワーの前で、分かるまで立つとけ！」

こんな子どもとのやりとりでは、今であれば、不適切な対応であるし、子どもも他の子どもから顰蹙（ひんしゆく）をかってしまう。子どもは、納得はしていないながらも、何らかの形で折れてくれて、風呂には「熱つつうー」などとブツブツ言って入浴。この先の問答はどう続いたのか詳細には覚えていないが、私の脳裏に鮮明に残存している一言。

子ども…「僕は、猫舌ですから！」

温度調整が柔軟に出来ないほどの湯量、体感温度の違いに対し弾力的な対応することが物理的に難しい浴槽のため、子どもによつては我慢を強いている（根性で、とりあえず我慢してみんなで入れば、熱くない！）という教護院的な「大風呂の魔法」は、今日では通用しない。

【事例二】「夏場に熱い（あつつい）風呂―「うめりやいいじゃないか！」

子どもに考えさせる糸口といえは響きは良いが、事例一のようなことが度々起こるので、二年ほど前、私もいよいよ職員中心主義的（？）な風呂の入り方はいかがなものかと妥協し始め、至った答えが、子ども

もの「湯が熱い！」に対し「うめりやいいじゃないか！」。と伝えるようになった。するとある日、私も子どももお互いに絶句したことがあった。

子ども…「お風呂の湯が熱い（あつつい）」んですよー！

加藤…「うめりやいいじゃないか！」

子ども…「埋める？」（風呂の湯を埋める？という感じで顔をしかめる）

加藤…「うめるんじゃないか。熱いんだろ。うめて入ったらいいじゃないか。」

子ども…「埋めるの意味がわからん。」

加藤…「湯をぬるくするのを『うめる』って言うやろ、三重県の子やのに通じへんな。」

子ども…「僕の家はそんなこと言わんわ。初めて聞いた。水入れるってこと？」

加藤…「そう。うめるって言うやろ。これは先生の実家のまわりだけかのう。」

子ども…「そうですね。そんな聞いたことないもん。」

加藤…「おかしいなあ。他の子はどう？」

他の子どもも三重県の子どもだったが日常会話では普段使っていない用語の様子で、なんとなく分かるという子どももいたが「うめる」が通じると思ひ込んでいた私。本来は、湯が熱いので、水で薄めて、ぬるくするという意味。もしかして「オジサン・オバサン方言？」で、この用語も間もなく死語になりそう。な気がする。

消えゆく言葉といえ、今後、間もなく死語になるであろう「教護」もその一つである。「感化」はとも素晴らしい用語で、国語辞典でも丁寧の意味が示されているが、「教護」は二十年の時を経て、少しずつ陰をひそめていく。大風呂の目的や機能、職員にとつての利点や都合など集団処遇としての視点にか立てなかつた教護の時代背景だけを残した国児学園の大風呂。物理的なハード面だけが集団処遇管理下の全盛期にマッチした形態で残存したが、今日のように個別処遇や子どもの個性化の尊重、プライバシー

の保持などが叫ばれてくると時代錯誤とまでは言い過ぎだが、それに近い提要である。

さて、「うめる」ことの大きな欠点は、浴槽自体がたいへん大きいことであり、私の「うめりやいいじゃないか！」発言で、子どもは「足し水」をどんどんするが、適温のぬるさに、そう簡単にはなり得ない。何十リットルもの水を足して、やっと気持ちよく入浴できる。実はこの浴槽、筋切り満水で、浴槽容積は約二・四立米（リュウベイ）。実質2・4トンの湯量になる。コストパフォーマンスの問題を考えると、水道代は足し水と同時に、時間の経過によってぬるくなった湯は、次に入浴する寮が仮に同じ分量を今度は足し湯すると、水道代以外に灯油ボイラーが自動稼働するので、さらに経費がかかることになる。実際には、浴槽から汲み出して使う湯量もあるので、「うめる」リスクは、経済的運用面でも問題が残る。

そもそも、最新鋭の家庭用風呂は、「うめる」手間はなく、お好みの温度調節に自動でコントロールしてくれるだろう。「うめりやいいじゃないか！」論がいつまで通用するのか心配。三重県弁（？）も通じにくくなった、子どもとの会話に、私自身の世代間ギャップも、これまた心配。

【事例三】「緊急です！」誰かに助けを求めたい時、不安を生じる大風呂―何とか大事に至らずに六〇年以上やってきた「大風呂の魔法・奇跡」

(一) 本当にあった事態「子ども・職員など誰かが倒れたら助けが遅れる別棟の風呂」

子ども・「先生が風呂で倒れました。意識はあって返事や受け答えはあるので、先生は大丈夫と言っていますけど……。」

上級生の子どもが寮まで走って行って、寮母さんに伝える。慌てて、男性の職員に応援を求める、風呂に駆けつけて状況を確認するのに、三分以内というわけにはいかない。幸い、職員も意識があったので少し休んでから病院へ行くことにした。脳梗塞などの重篤な病気が発症した場合、子どもが救急車を呼ぶわ

けにはいかないので、周りの大人に助けを求め、対応できる職員が動くまでに時間的ロスが出る。よく似たことは、子どもにも起きる。

職員B：「A君が風呂で倒れ、クラクラすると言っている。『救急車を呼んで下さい』意識はあつて返事や受け答えはあるので、大丈夫とは思うけれど、風呂に浸かりすぎやな・・・。」

このとき、職員がどのタイミングで子ども様子の様子に気づき、判断するか。重症でないと思つても安全策で救急車受診するか。大袈裟だとか、時間の経過で横になつていたら治るくらいの軽い感覚で対応したら、生死にかかわる事故になるかも知れない。内線電話などの連絡手段は、すぐ対応出来るようにしておかなければならない。

救急車を呼ぶということは、大怪我、歩行不可能、意識がない、頭部から大量出血など、外見の様相だけで、一般的に職員は判断してしまいがちである。まして場面が大風呂ということになると、全裸であるとか、他の子どもたちにも心配や不安などの心理的な負担をかけることから、救急車を呼ぶことを躊躇してしまふことがある。これは、危機管理意識が欠如しているレベルであり、職員が救急車を呼ぶか呼ばないかの判断は、スピード感を持った即決が必要な時代となつている。

(二) 本当にあつた事態「大風呂のひとりのトラブルで男子寮全体が風呂なし」

職員C：「脱衣場から浴室に入る引き戸のガラスを怒りにまかせて生徒が蹴つたら、ガラスが割れました。飛散防止フィルムは貼つてあつたものの、ガラスの一部が床に散乱しているので、次の順番の寮の人たちからは、本日、風呂に入れなくなりました。」

次の寮の子ども：「何で、何で今日は風呂なしなんですか。」

加藤：「いろんな事情があつて、ガラスが割れたんだつて。このまま入つたら、怪我するから、掃除と風呂場の安全確認できるまで風呂は入れへんのや。」

次の寮の子ども「何と？、誰が割つたん？、誰、誰？アホじゃないの……。」

子どもの状況もさることながら、共同浴場というのは一つの寮だけのものではないので、他の寮を巻き込んだ結果になる。入浴順、入浴時間も限定されているため、アクシデントが起こってしまうと、全く関係のない子どもたちの生活日課までも乱れてしまう。大風呂は裸の状態で利用するため、安全性には十分気配りが必要とする場所になる。

普段生活している寮舎とは別棟であるという弊害は、子どもの状況を把握できる職員は一緒に入浴している一名の男性職員のみであるため、緊急な事態の際には、連絡や対応の遅れが生じやすい。

(三) 本当にあった事態「忘れ物と無断外出」

子ども「寮に風呂の用意を忘れてきました。」(怪しい忘れ物……とは思う。)

加藤「何しに、風呂場へ来ているのか。今、先生は(みんなを)一人で見ているし、脱衣場で脱いでしまつたけれど、もう一度、服着るから、待っていてくれ。」

(既に風呂に入り始めた他の子どもも心配だけど、忘れ物をした○○君も心配)

子ども「いいです。寮へ走って行って取ってきます。すぐもどってきますから。」

加藤「では、三分以内で。」

(心の中では不安をよぎる中で、内線電話で寮に○○君、忘れ物したので、今、戻りますと連絡する。新入生であれば、職員や周りの上級生が手取り足取りのフォローをするのだが、在園期間の長い子どもであれば、信頼と声かけだけで繋がっている信頼感のようなものを職員は持ってしまう)

(その後、子どもは無断外出)

加藤「○○君は、三分たつても戻らないし、心配になってきたので、早く風呂を上がって、寮に連絡してみろわ。」

(無断外出が発覚して、職員の捜索が始まるまでに、子どもが無断外出してから二十分以上経ってからの動きとなる)

風呂の用意を忘れて行ったことを口実にして、夕方、周りが暗くなっている時間帯を狙っての計画的無断外出で、風呂場が寮舎とは別棟にあるという欠点やリスクを最大限、子どもに利用されたケースである。こうした事案は、毎年繰り返されるわけではなく、十年に一回あるかないかである。忘れ物自体は、無断外出とは無関係で、子どもによっては日常茶飯事に起こっている。健康タオル、バスタオル、着替え(下着、上着、靴下など)、石けん、桶、風呂かご、怪我のための保護具、葉など様々で、寮に取りに帰らなければならぬほどの忘れ物から、無くても済んでいくもの、職員が貸せば済むものまで多種多様である。忘れ物に至らないための工夫もしていて、個人の風呂かごを貸与したり、色別にテープを貼ったり、名前を書くなど、お風呂グッズの準備は毎日しているのに、忘れ物がある。寮舎から離れたところに大風呂があり、生活ごとに場を変えなければ日課が流れないという欠点がある。「おーい、誰か・・・」と助けを求めるには、微妙に離れている大風呂は「孤立した魔法の空間」と感じることがある。

(四) 本当にあった事態「大風呂用業務ボイラーは簡単には直りません!」

給湯担当の職員 1) …「緊急ですよ。加藤先生、ボイラーの調子が悪くて、お湯が出ないのよ。ちよっと見て下さらないかしら?」

加藤 …「ええっ、今日に限って実は忙しいんですよ・・・。お客さんも来るし。」

給湯担当の職員 2) …「でも、故障なら急いで業者に来てもらわないと、みんな、お風呂に当分入れなくなるわよ。どうする?」

加藤 …「そうかてなあ。まあ、いっぺん見てみるわ。」

加藤 …(ボイラー室点検してから)「もう、灯油切れやねんなあ。灯油契約しているスタンドに入れに来て

もらわんと。給油ホースのエア抜きして、給湯配管の弁調整をせなあかん。今日の風呂は寮ごとに時間通り順番には入れやんな。」

国児学園に着任して間もなく、やたらと先達の職員が「加藤さん、専門理系なんだから『危険物取扱』の資格や『ボイラー技士』の資格を取ったら、将来活かしてくるよ」「公務員もいつクビになるかわからへんからね・・・」などと言われて、子どもたちが寮で宿題や自主勉強している時間に私も一緒に「職員としての試験勉強」をギナギナしたのだが、実は、前任の職業訓練指導員がボイラー関係の資格を所持していた。学園の中で一人、有資格者がいれば施設管理や消防署申請・点検は合格だという。振り返ってみると、私の国児学園着任後の道程は、大風呂に有効なための「資格魔法」に誘導されて、今日に至っている。

国児学園の大風呂用業務ボイラーは、独立したボイラー室に直径一・五メートル以上もあるボイラー缶に装置が附属している灯油型で、スーパージェット湯や市街地のお風呂屋さんで活躍している「二〇〇リットルボイラー」と呼ばれている。平成十六年に先代機種のお風呂屋さんで活躍している「二〇〇リットル」一年のうち三六三日くらい毎日稼働している。先代機種は昭和に製造された旧式のもので、ボイラー技士資格の必要な複雑なタイプのものであったが、現在は、誰でも起動できるオートマッチク式の装置となっている。五〇〇リットルまで給油可能な灯油缶を併設しているので小規模危険物取扱所の指定を受けている。

国児学園の大風呂用業務ボイラーの経過はさておき、とにかくボイラーが点火しないと、男子寮の風呂はなしという決定的な決断を私がしないといけない。それは毎回、ボイラーの調子が悪い日が続くとしんどい。「電磁弁の故障です」「着火装置の不具合です」「灯油切れです」等、私が解明できない場合は業者に相談するのだが、とにかく毎日の暮らし、子どもの日課に順応していく大風呂の存在でなければならぬので、修理が長くかかるわけにはいかない。メーカー専門業者は県内になく、私ができる限りの再生才

ペレーティングをするしかない。暮らしの中で躯体の大きな装置は起動するのもエネルギーがかかり、停止したり、故障したりする度に子どもの暮らしに支障が出る。

これまで大風呂は、管理的、集団主義的かつ職員の一括処遇だけでなく、対人関係の学びの場、職員が子どもと絆を作りやすい場として機能するなど、自立支援にとっては不思議なプラス効果の魔法だと思ってきた私であるが、改めて事例を思い出す度に、メンテナンシティと日常のパフォーマンス性を問われると私個人の想いが強過ぎて、大風呂の利点論に自信がなくなってきた。

#### 【事例四】風呂掃除が朝からの一大イベント

どこの施設でも、子どもと一緒に言う風呂掃除は大変である。国児学園では、朝、ラジオ体操の前か後に、毎日、当番の男子寮が寮単位で掃除を担当する。

私は、以前から「ボタン一つで稼働する自動風呂掃除システム」なる機能が備わっていれば、子ども同士のトラブルや喧嘩、興奮もなくて、どんなに便利だろうかと考えてもみた。しかし、逆に子供たちの経験則や労苦を学ぶチャンスを奪ってしまう。風呂掃除は、子どもたちが将来の仕事や、生活者になるための自立するためのプラクティスなのだと、自分に言い聞かせ、職員が實質リードしつつ取り組んでいる。退園後の卒業生から、「太鼓のバチは握る機会がない」、「算盤では計算しない」、「ペンや鉛筆をほとんど握らない仕事に就いた」等の話は、よく聴く話だが、「風呂掃除はしないぞ」という話は聴いたことがない。十五歳以降の長い人生の中で、自分の家の風呂掃除くらいは経験すべきであるし、衛生・



健康面を考えても、できないよりは、できた方が良いに決まっている。

国児学園の場合、大きさに比して、二、三人で丁寧に掃除していたら一時間は十分かかる大風呂である。

その他、風呂掃除の困った（大変な）できごと、想いをエピソードでまとめてみた。

○風呂掃除の際に湯面がユラユラすることや水を使うことで興奮したり、ふざけがきっかけで掃除が出来なくなったりする子どもへ配慮が必要なこと。

○排水溝や溝側面、タイルが老朽化によって破損し始めても、水道のハンドル、シャワー、電灯、扇風機や換気扇などの機器が故障し始めても、職員も子どもも限界まで黙って使い続けること（「我が寮の風呂」意識が低下して共用財産の風呂という感覚）。

○カビ、湿気、水垢、レジオネラ菌など衛生面に気配りし、掃除をするのだが、掃除をする人が違うと微妙な違いやこだわりが出て、風呂掃除に差が生じること。これは、二十年前から伝統的に言われ続けてきたことだが、任せる風呂掃除も大事（国児学園のみんなの風呂という共有認識が高い）。

○冬の寒い時期の朝の風呂掃除は大変。減入るし、しんどい。みんなの風呂だから無理して風呂掃除をするか、とため息が出る。と、こんなところか・・・。

一週間ごとに交替制で風呂掃除を担当。風呂（足ふき）マットも四、五枚を交換するので、当番の週は毎日洗濯機を追加で稼働させて、マットを干し、次の風呂までに循環させなければならぬ。雨の日や台風などの後は乾かないマットを抱えることになる。風呂の栓の開閉（業務用のハンドルで力がある）から、風呂玄関の鍵の開閉まで丸抱えの風呂当番は、別棟であるリスクが大きい。

#### 四 「大風呂の魔法」回顧（おわりに）——大風呂と時代の変遷・ギャップ

私が国児学園に着任した教護院時代は、男子児童の入浴は、一日おきで「ガバ入り、ガバ出」と決まっていた。寮のメンバー七十人くらいと職員が、いつきに脱衣場で衣類を脱ぎ、サツと洗い場に行き、五分くらいで大急ぎで洗体し、全員で一斉に浴槽に入る。少なかった湯が浴槽の上あたりまで上昇して肩まで浸かれる。職員の「出るぞ」のかけ声と共に、浴室から出る。脱衣場では互いの身体が当たりながら、何とか着替える。そして建物（棟）からいつきに出る。これを私は「ガバ入り、ガバ出」と呼んできた。今日では考えられないほど管理的、保守的であり、子どもの生理的休息の時間の一部を自由にさせない風呂の入り方が定番であった。そうしなければ安心できない子どもや、トラブルになりやすい子どもたちがいた。これは、先達の職員の言い伝えや子どもを護るといふ想いが職員集団に強く出ていて、「ガバ入り、ガバ出」は子どもではなく、職員にとってはより効率的で、目の行き届いた優れた入浴方法と教えられてきた。私も当時は二十代半ばだったので、毅然とした態度で風呂は過ごさせないといけないという意識と緊張感があって、浴室内では必要最低限の会話（「シャンプーまわしてください」「椅子ありがとう」等）以外は黙れ、とだけ伝えてきた。子どもたちから風呂の入り方の疑問や質問に対しても、私がこれまで、細かい説明はほとんどして来なかったのも、先達から伝えられた「教護の方法」としか思っていなかったからである。

自分が寮から子どもを風呂場まで引率（大袈裟だが）して行き、何ごともなく、無事に寮の玄関まで風呂の用意や着替えを抱えて戻る。職員一人で、入浴に関する行動制限やお世話をするには、エネルギーと余裕がなく、私は未熟だった。裸眼視力も低い。私は眼鏡を外すと、子どもの表情やしぐさ、気配は見えないので、雰囲気と音（声）と勘だけで入浴するスタイルしか取れなかった。

やがて、子どもの入浴制限を厳しくするだけ反発を招くことも幾度かあったが、「入浴は生活の鏡」だ

と感ずるようになった私は、入浴の態度や行動、しぐさ、子どもたち同士の間わりで、子どもの生活力や親しみ、安定、身体の具合や怪我などを黙って観察する機会にしてきた。「子ども観」も変わった。併せて、時代の流れの中で教護の子どもと自立支援の必要な子どもの違いの差が明確に現れて、物理的に大風呂でみんなが共に汗を流して入浴を喜ぶ雰囲気は少しずつ消え、個を重視、尊重する時代となった。

一日おきの入浴という時代もニーズに合っていないため改善され、今や風呂は毎日というのが当たり前になったが、LGBTの子どもが入所したら、たちまち国児学園の大風呂入浴方式は吹っ飛んでしまう。二十年でこんなに環境や子どもを護る背景が激変してしまふのかと思う。先達の教えは時代遅れと言われ、それを否定もせず、肯定もせず、情性でやってきた私は、若い世代の職員から伝えられる意識や思いに耳を傾け理解を示し、順応していかねばならない。正直、私のこれまでの大風呂の意識や見えないうプラスの魔法、マイナスの魔法、ひいては子ども観などを根底から変えるのは至難の業かもしれない。ならば、「大風呂の魔法」を「中風呂」→「小風呂」にして、寮舎の一角にでも併設したものにできないか。今日の子どものニーズに合った風呂（物理的環境）について、私たち職員と子どもたちの意見、外部の皆様からの意見を三重県子ども・福祉部の主管課で検証し、少しずつ創り替えていくしか方法はない。もう、新築後三十五年も経った炊事入浴棟の大風呂。時代のニーズから乖離し始めた集団風呂形態に、そろそろピリオドを打つても良いのではないかと思う。

#### 注釈

・(1) 給湯担当の職員Ⅱ 非常勤の炊事業務等嘱託員（調理員）の女性職員。

・エピソード、子どもと職員のインターアクションについて、三重県ことば（方言）を使用している。

## 若駒学園の食育支援

鹿児島県立若駒学園 管理栄養士

中 釜 裕 子

### 一 はじめに

当学園は、霧島市の海拔三六五メートルの高地に位置し、夏は涼しく避暑地を思わせるが、冬は南国にとつては寒さがやや厳しい場所である。森林に囲まれた広大な敷地に春は筍、初夏は梅、秋は栗など自然の恵みを受け、春夏秋冬の草花の移ろいを愛でる事ができる施設で、男子寮六人、女子寮四人の児童が生活している。このような自然豊かな環境が、問題行動をおこし入所してくる児童にはどのくらいの安らぎを与えるのだろうか。国道には面してはいるものの、近くにコンビニもない、ゲームセンターもない、スマートフォンも使えず、それまで自由奔放に過ごしてきた子ども達にとつては、窮屈な場所であることは間違いない。しかし、ここで生活していく中で、唯一の楽しみである食事で健やかに育つよう、心をこめて管理栄養士一人、調理員四人、臨時調理員二人で一日約六〇食の食事を提供している。

## 二 当園での食育の取り組みについて

### (一) 入所時の面談

入所児童に対して、次のような事について聞き取り及びオリエンテーションを行っている。

- ・入園前まで（家庭、全施設）の食事状況
- ・アレルギー食品、好き嫌い食品
- ・当園の食事基準と食事内容
- ・配膳時の衛生管理
- ・食事のマナー

・食前、食後のあいさつ及び給食室職員へのあいさつなど

栄養指導を兼ねながら面談を行う。食事の好き嫌いは生活行動にも共通点があるので、何でも食べられるよう努力するよう伝える。衛生管理については、手洗い、マスク、帽子、エプロンの着用の必要性を児童に考えさせる。またあいさつについては、料理が食卓へのほるために関わった様々な物や人への感謝の気持ちを表すための言葉であるなどの説明を行っている。

### (二) アレルギー食品対応と好き嫌い食品対応

病院でのアレルギー検査結果に基づき代替え食品で対応している児童は、現在一人である。

今年三月に他県より入所してきた児童は「食事は美味しくなく、まずい」の連発であった。行動も多動性を示し単なる本人の我が儘と思っていたが、本人に正すと醤油の味が違うので全ての料理が口に合わない

いとのことであつた。以前、私は長期研修で東京に滞在した頃、味付けがあわず毎日の食事に辟易していたことがあつたが、子どもの頃から慣れ親しんだ鹿児島島の味が一番美味しいのだと実感したことを思い出した。本人の訴えには納得するものの「鹿児島で生活するのなら鹿児島島の味に慣れなさい」と言うのと、それ以来、直接不満は言つてこないが、食事をあまり嘔まず飲み込み食ひし、誰よりも早く食事をすましている様子を見ると、鹿児島島の味に慣れるにはもう少し時間がかかるようだ。

### (三) 手作りおやつ

子ども達にとつておやつは食事以上に楽しみとなっている。平日のおやつタイムは二十時なのでカロリー控えめ、砂糖控えめの一〇〇〜二〇〇キロカロリー内で、週五回は和洋中の「若駒かるかん」「フルーツタルト」「ピザ餃子」など、中には菓子店にも出せるような手作りおやつを調理員が作ってくれる。市販の菓자에慣れている子ども達でも楽しみにくくしているようだ。時には寮内でクレープやビスケット、お好み焼きを自分たちで作っているようであるが、食べ過ぎて夕食がすすまなかつたり、体重増加につながるため、給食委員会でも子ども達の身体測定などを参考にしながら、寮でのおやつ作りを制限してもらっている。

### (四) 誕生日のセレクトメニュー

当園は遠くに小さなスーパーが一軒しかなく、配達業者も限られているため食材の一部を調理員が週一回買い出しに出かけている。そのような状況ではあるが、誕生者へは希望メニューアンケートを事前にとつている。希望メニューは洋食で肉料理、ケーキにコーラ等が多いが、一年に一度だけのリクエストメニュー

で本人が誕生日を楽しく過ごさせるよう、できるだけ希望に添ったメニューで調理員が腕をふるっている。

### (五) 嗜好調査を踏まえての食への支援

夏季（七月）冬季（二月）の年二回、嗜好調査を実施している。恵まれない家庭環境の中で、ただ空腹をみたす手軽な即席食品、菓子パン、ジャンクフード、スナック菓子、ジュース等の食生活であり、和食の魚料理や、煮物、酢の物などを嫌いな児童が多く繊細な味覚は育っていない。しかし当園の食事を通して「嫌いな食品が食べられるようになった」「魚を食べられるようになった」「料理名を知ることができた」「衛生面に気をつけるようになった」「みんなと食べる時間が楽しい」等ほとんどの児童に食生活の變化がみられている。

昼食は園長、寮指導員、栄養士、事務職、分校教諭等全職員と食事を共にし、児童への食事支援を行っている。特に好きなメニューの時は、使われている食材の質問がとびかい、クイズ形式で子どもたちに考えてもらい、この機会をとらえて食品に含まれている栄養素について説明するようにしている。

鹿児島は農業、漁業、畜産業が盛んである。特に錦江湾、太平洋、東シナ海で獲れるきびなご、鯖、鰹など豊富で新鮮な青魚の美味しさを伝えるため、全て生魚から調理している。さらに料理によつては、魚の種類を教えるために頭付き魚、骨付き魚もメニューに組み込んでいる。

又、学校の授業では魚嫌いを克服させるため、生魚を下処理から実習させている。当初、魚臭さに遠のいて見ていた子ども達も、教諭の指導のもと腹わた、骨取りにしないで夢中になり器用に下処理した魚を天ぷら、南蛮漬をあっというまに仕上げている。また、「魚の骨はカルシウムが沢山含まれているんだよ」と説明すると、カリッと揚がった鯛骨の唐揚げをつまみながら、自慢げな笑顔で職員に試食をすすめる和やかな食育の場となっている。

また、寮の周囲には、ジャガイモ、さつまいも、トマト、キャベツ、大根等、季節毎に色々な野菜を育て収穫の喜びを感じさせながら、野菜嫌いを克服させる取り組みも行われている。

### 三 おわりに

味覚は十代の成長期に確立するといわれる。この時期は洋食を好む傾向が強いが、今、和食は健康食として世界でも注目されている。日本古来から伝わる行事食や、鹿児島郷土料理（さつまいも揚げ、がね、ふくれ菓子等）を伝承するため、当園では食べやすく工夫しながら提供している。又、卒園後いつか、若駒学園の食事を懐かしく思い出してくれるよう、「若駒寿司」「若駒風かるかん」とネーミングした料理やおやつをメニューに加えている。

残暑が残る九月の園内には、たわなに実った栗が秋の気配を感じさせる。栗拾いに興じている子ども達の姿をみて、栗ときのこを使った「秋の味覚ご飯」の献立が脳裏に浮かんだ。子ども達がいっしょに自立できる日がくることを願いつつ、これからも心を育む食育に取り組んでいきたい。

## 改築後の新施設と支援の見直しについて

新潟県新潟学園 参事（指導課長）

加 茂 忍

### I はじめに

新潟学園は平成二十八年四月に、全面改築した新施設の運用を始めました。私が指導課長として着任したのも同年四月一日でした。約二十年ぶりの学園は見違えるほどきれいな建物になっていました。新寮舎利用後の混乱、子どもたちの変化、職員の意識の変化など、この四年間に起きた新潟学園の状況をお伝えし、他県の改築構想などにお役に立てればと思います。

### II 新潟学園改築基本構想

昭和三十五年から四十五年にかけて建築、増設された建物の老朽化をきっかけに、平成二十二年五月に「新潟学園老朽化対策検討委員会」が設置されました。

平成二十三年十月、同委員会の提言を踏まえ「新潟学園改築基本構想」が策定され、老朽化対策だけでなく、入所定員の不足、児童を取り巻く状況の変化を踏まえ、機能面の充実を目指した施設機能が構想に取り入れられました。

### Ⅲ 新潟学園改築整備（PFI）事業導入

県では改築整備と維持管理等を民間事業者が行うPFI事業により実施することとし、施設の設計・建設・維持管理業務（清掃、修繕、警備など）・運営業務（調理）について、株式会社PFI新潟学園サポートとの事業契約を平成二十五年十二月に締結。平成二十七年三月に改築工事が開始されました。児童自立支援施設でのPFI導入は全国初のようなのです。

グラウンドや空き地に新本館（分校）、新寮舎などを建設したため、子どもたちの生活には引越するまで大きな影響は及ぶことなく工事は進められました。平成二十八年三月三十一日に子どもたちが引越し、四月一日からすべての新施設の運用開始とともに、事業者による施設の維持管理、運営を私たちは身近に感じることとなりました。（ここから先は、改築構想に全く関わっておらず、その苦勞も何もしていない身勝手な私の私見が多少入ります・・・）

以前なら、夜間・休日に施設内外を巡回しながら児童に「いい子だか？」と声をかけてくれていた警備のおじさんはいなくなり、機械による警備システムが建物を守るようになりました。この四年間学園は平穩無事でしたが、なぜか誰もいない深夜の本館で警備システムが作動し、宿直職員が起こされる誤作動が今だに（たまに）あります。

以前は食堂と炊事場が一体化していて、調理員から直接料理を手渡しされて、児童と調理員の会話があったのですが、改築後は調理員の方がどこにいるのかも子どもたちは知りません。

契約している業務の範囲が絶対的、という印象が強くて、最初は正直「不安・不満」を感じていました。大人と子どもたちが、ともに食べて、ともに寝て、ともに活動する児童自立支援施設には合わない運営体制なのではと感じていました。月に一回、モニタリング会議が開催され、委託している業務についての意

見交換などしています。この会議だけにとどまらず、何かあればすぐに駆け付けて対応してくれる姿に少しずつ「不安・不満」が減っていききました。記録的な大雪で、除雪費用が底を尽いたときや除雪業者が学園まで来ることができなくなつたとき、維持管理の担当者さんが毎朝来て、一人で除雪をしてくれました。契約にはないことだつたはずですが、少し離れたところで職員と子どもたちも除雪をしていました。子どもたちとの日常的な会話がなくても、陰で学園を支えてくれている存在として少しずつ浸透していったように感じます。それは紙面上の契約書にはない、「人の支え」です。

調理の事業者についても、料理教室開催や調理員の行事への参加を増やすなど工夫して、その存在が浸透し始めました。心のつながりを意識的につくる。それは社会と子どもたちとのつながりの第一歩でもあるのかもしれないと考え、今後工夫していきたいと思っています。

#### Ⅳ 新施設の機能の拡充

改築構想ではいくつかの機能拡充を狙っており、事業者に求める建物の諸室・機能に係る要求水準はPFI事業の実施方針において示されました。

##### 一 入所定員の増加

定員を八人増やして三十四人定員とする。

##### 二 ケアの小規模化

男子寮を一舎から二舎へ増やし、女子寮と合わせ三寮体制とする。

古い寮は、食堂と浴室が寮の外にあつて、全員で食事や入浴をしていたが、新しい寮では寮ごとに食事をして、家庭的な浴室での入浴ができるようにする。

### 三 心理ケア機能・個別対応機能の拡充（多様化した児童に対応した機能の拡充）

発達障害や被虐待体験を有する児童への心理ケア、個別指導ができる専用の部屋を新設する。

### 四 自立支援機能の拡充

退所前の児童の生活技能訓練や親子関係の再構築などを目的とした自立支援室を新設する。

### 五 学校教育の機能確保

古い本館にはなかった、二十五メートルプール、理科室、家庭科室、図工・技術室・パソコン室などを新設する。

### V 新施設を利用して

新施設は事業者の提案により建設されましたが、県が示す要求水準は学園の意見などを踏まえ策定されたものであり、新施設を利用して今後の後悔めいた感想を述べます。

## 一 寮舎の構造

前の寮舎が廊下でつながっていて、職員が互いに連携しやすい構造であったため、新寮舎でも三つの寮舎を廊下でつなげることを求めました。その廊下がとても長く、他の寮へ行くために鍵のかかった幾つもの扉を抜けて行くことになりました。隣の寮の様子、気配を感じることができない、不穏な気配を感じて駆け付けることができないことへの不安を職員は抱きました。結局、三つの寮が独立して運営している状態になっているので、無理につなげることもなかったのでは？という感想です。ただ、厨房から運ばれる食事が、外を通らなくて良いのはこの廊下のおかげです。

## 二 浴室

お風呂は二人で入る設定のユニットバスです。家庭用よりは大き目です。最初のうち子どもたちには不評でした。「前みたいにみんなが入るほうが楽しかった」と言っていました。その後、同性への性加害を理由に入所する子が相次ぎ、男子児童の間でボディタッチが増えて指導するようになったことで、入浴は一人ずつさせるようになりました。通常の一人用浴室と、別にシャワー室のほうが便利だったと感じています。

## 三 トイレ

男子寮トイレの個室が洋式一つ、和式が一つです。環境が変わりすぎて子どもたちが不安定にならないようにという考えで、前の寮舎のトイレと同じ設定にしたと聞きました。和式は子どもたちから避けられ、

洋式の奪い合いでトラブルが多発しました。

#### 四 居室

環境の変化を最小限にするためにと、前と変わらないところは他にも数多くありました。居室は畳で布団を敷いて寝る、などです。居室が前よりも若干狭いために、隣の子の布団と重なるようになってしまいました。トラブルも起きましたが、性的問題行動を誘発する要因にもなるため、昨年度から畳を無視して二段ベッドを購入して置きました。一層狭くて圧迫感を感じる状態になってしまいました。畳に座って勉強するスタイルの作り付けの机も前と同じなのですが、バランスが悪くて使いづらいです。ベッドや普通の机が置ける、フロアリングにすべきだったように思います。

#### 五 建物の配置

新寮舎と新本館は学園の空いている敷地に建てて、完成後に引っ越して、古い建物を解体しました。空き地に寮舎を立てた結果、寮舎が市道に面して建てられました。特に女子寮は市道から一〜二メートルしか離れておらず、市道を歩く地域の方と窓越しに目が合うような状態でした。植栽計画で目隠しになるはずの木は細い枝だけの若木のため、全く目隠しにならなくて困りました。すべての窓に目隠しのためのレースカーテンを取り付けようとしたら、追加のカーテンレールを設置することができない構造だと施工業者から言われました。また、「契約」にない工事を追加で依頼することは基本不可能だということもあり、引っ越し直後はいろんな箇所を毎日のように自分たちで手直しをしました。レースのカーテンは紐を通して貼り付けました。四年たった今は植栽が育って、目隠しの役割をようやく担えるようになっていきます。

敷地内の建物の配置が変わっただけで、強風による被害が深刻になりました。学園は日本海から約一キロ離れた小高い丘のてっぺんに位置しており、晴れた日は海や佐渡島もはつきりと見えます。改築後、このすばらしい景色を遮るものがなくなった代わりに日本海からの強風と砂が直撃するようになってしまいました。

寮と本館の間を歩くときに、強風で倒れそうになるくらいはまだマシです。被害の例として・・・鉄棒とうんていの根元の土が風で飛ばされ続けた結果、鉄棒とうんていの高さがどんどん高くなり、今では大人でも届かなくなりました。古いこいのぼりが強風で元気に泳いでいたと思えば、お父さん鯉が口元から切り離されて飛んで行った、お父さん鯉は「鯉のひらき」になってしまった・・・など。また、寮はバリアフリー仕様ですが、砂が玄関から入ってそのまま居室までに侵入し、居室入口に溜まってしまいう状況もあります。バリアフリーのおかげでダンゴムシやムカデが大量に入ってきています。防砂対策のため、かなりの予算を投じないとならない状況であり、悩ましいです。

## Ⅵ 新学園の変化

### 一 職員の意識の変化

前述のとおり、「環境の変化が子どもたちを不安定にさせる」と考えて、かなり慎重になっていましたが、建物などのハード面の変更に伴い、日課や学園のきまりをどうしても変更しなければなりませんでした。その上、男子寮が二つになって職員数が増えました。学園勤務未経験者が増えることも我々の大きな不安材料でした。

ところが、思ったほど子どもたちは不安定になることはなく、引越後後の混乱も順調に乗り切ること

ができました。一気に増えた学園勤務未経験者へは研修を約二年に渡って実施しました。職員数と寮の数が増えたため、コミュニケーション重視のグループワークを続けました。

また、改築直後の施設ということで県内外から沢山の視察者が来園されました。他県の児童自立支援施設の方が来園され、情報交換する機会が増えました。それがご縁で、私たちも他県を視察のために訪ねるようになりました。

これが私たちにとって大きな刺激となりました。改築後の建物の変化への適応が落ち着くと、職員は支援体制に対する変化、進化を求めるようになったのです。具体的には学園で長年続いていた「事故点制度」の廃止と「性に関する指導」「中卒児支援」の導入です。この三つのプロジェクトは最初、有志職員が自発的にチームを作って取り組み始めました。

## 二 新支援制度

### (一) これまでの事故点制度

そもそも新潟学園の「学園のきまり」はおそらく他県で類を見ないほど数が多く、そのほとんどが「禁止事項」です。事故点制度は、きまりを破ると「事故」点となり、善い行いをする「善行」点となる仕組みです。例えば、ガラス窓を割ると「公共物 二百点」無断外出は「無外 千点」など。悪い行いや決まり破りを点数化し、「悪い部分」の評価を積み重ねる、というシステムです。

狙ったメリットは、異動が多い職員側の指導基準が統一できることのようにですが、「行動に対する指導」+「事故点計上の指導」の二重指導となり、児童によっては事故点計上指導に反発し、本来の「行動に対する指導」が薄まってしまうこと、「善行点」が風化してしまい、負・罰の側面のみでの評価指導になってしまうがちなこと、などがデメリットでした。長年、職員はこのデメリットを感じながらも制度を変更

することで「環境の変化↓児童が不安定↓学園崩壊」を恐れて変えることをためらってきたのです。

## (二) ステップアップ制度導入

事故点制度ではできなかった、子どもへの自己肯定感や自分で変わろうとする意識の醸成が可能な支援制度、ケアの個別化ができる支援制度の導入を目指し、他県を参考にして作ったものがステップアップ制度です。

児童本人が毎日、自分の生活全般を簡単にチェックする「生活表」と自分の課題を見つけて設定した項目を自分でチェックする「個人ファイル」の二種類で構成されます。自己評価の得点により、ステップ一からステップ三まで進むことができ、ステップ三の生活表は求められる行動がより自立に近いものになります。また、個人ファイルの個別目標は自立支援計画にそったものになるよう、担当職員と児童が話し合っ

て設定します。

この新制度が完成するまで、職員へのアンケート調査や協議を重ね、職員の意識を変えてひとつにまとめることに時間をかけました。いくつかの他県の制度を学びました。職員だけでロールプレイもしました。試行、修正を経て令和元年九月から新制度が開始となりました。事故点がなくなったことで、今のところ子どもたちが不安定になることはほとんどありません。

## 三 性に関する指導

性的な刺激は徹底的に避け、学園のきまりにも「いかがわしいこと」と表現して制限するように設定されています。卑猥な話をただだけで「いかがわ 三百点」を計上させていたものです。

また、分校での性教育も実施していませんでした。保健体育の教科書も裸体ばかり見るので、持たせな

いようにしていました。そんな状況なので、子どもたちから「生命の誕生」などについて質問が出ることもなく、職員・児童の間で禁忌事項のようになっていました。寮では、子どもたちの体に起こる変化等について、担当判断でこっそり教えていましたが、担当判断でやることに限界も来ていました。

そんな中、同じ児童養護施設から続けて男児が入所してきました。二人の間に加害・被害はありませんでしたが、二人とも他児への性加害が入所理由でした。性加害以外の非行や不適応がない子たちで、学園生活も問題なく過ごす二人でした。二人を支援するうえで性に関する指導、支援を避けるわけにはいかないと考えました。また、そのうちの一人の子が同性愛をカミングアウトしたのです。学園へ来て初めて他人に打ち明けたことでした。できる限りの性に関する支援をするべきだと、我々は急遽支援の計画を立てました。他県に学びに行ったり、本を読んだりしながらの手探りでした。居室担当一人に対応するのではなく、学園全体の支援のシステムが必要だと感じ、性のチームはマニュアル作りに取り掛かりました。

マニュアルについては今年度中に完成予定です。一部実施してもいます。性について、目をそらさず教えるべきことは教え、過去の加害・被害にも子どもと一緒に向き合う作業は大変エネルギーを要することですが、増え続ける性加害による入所児童や施設内での問題行動に対応するには重要な支援だと考えています。理想的な支援にはまだまだ足りない部分もありますが、マニュアル完成後も引き続き取り組むべき課題の一つです。

#### 四 中卒児支援

少なくとも十五年位前までは学園に中卒児はいました。ただし、基本的には高校生ではなく、就職や住む場所を見つけるための延長支援でした。その後、就職を希望する児童がいなくなり、学園から通える高校もほとんどないことから、中卒で退所していただくようになりました。

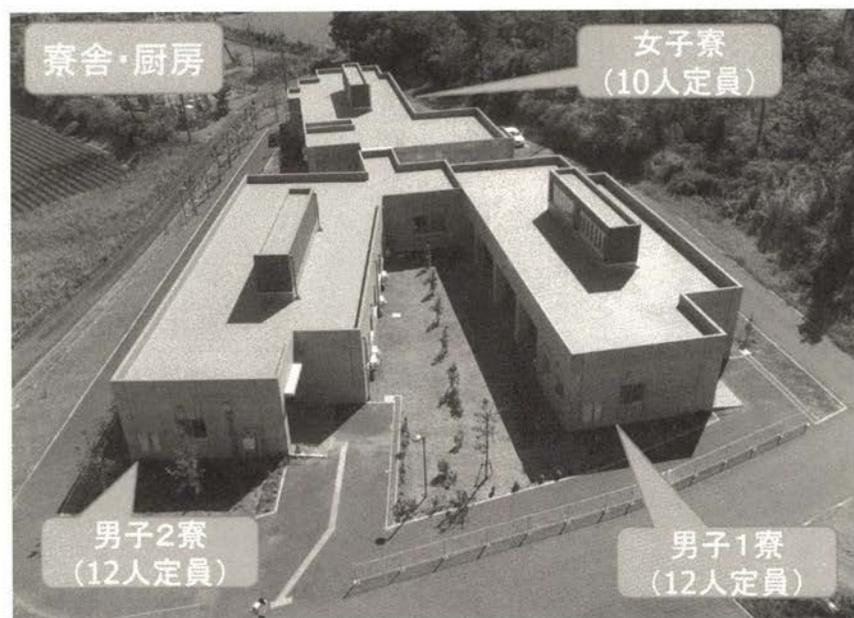
しかし、高校入学と家庭または児童養護施設等での新生活が一気に始まり、不適応を起こしてしまう退園生がとて多くなっています。中卒後に家庭へ戻る子は、退所前に措置停止をとって家庭からの試験登校で様子を見るのが可能ですが、児童養護施設への措置変更はそれもできないため、適応が良くない状況です。

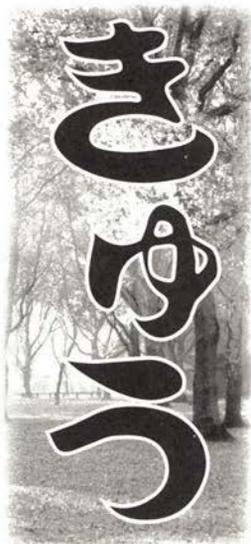
学園から高校へ通えれば、高校生活を安定させてから家庭や養護施設へ戻せると考え、中卒児支援チームが始動しました。学園史上、高校生を生活させていた実績がほとんどないため、その仕組みを作ることがチームの取り組みとなりました。

準備が整い、令和二年度から支援を開始する予定です。

## VII おわりに

松井秀喜さんが高校時代の監督から送られた言葉「心がかわれれば行動がかわる 行動がかわれれば習慣がかわる 習慣がかわれれば人格がかわる 人格がかわれれば運命がかわる」前の園長が学園の子どもたちへの話によく引用していた言葉で、私も気に入っています。ご紹介した三つの変化（取組）については、以前から「変わらなければならぬ」と分かっていた我々でしたが、行動に移せなかったのです。新施設に対し後ろ向きな感想を言いましたが、全面改築で新しい建物になったことで我々の意識が変わり、行動が変わり、より良い支援ができる体制を作り出せるようになったと思います。





## 外部の声

## ① 夫婦から交代制への三十年間

元県立ぐんま学園 白根寮寮長

横坂紀子

群馬学院<sup>1</sup>に着任したのは昭和六十一年、裏庭の梅の花が満開で、院内は春休みで静まり返っていました。これから女子寮での生活が始まることになります。四月一日より辞令交付、翌日より職員研修は夫婦交代で毎年受けることになりました。帰宅訓練より帰ってきた生徒は四名。今日から一緒に生活です。しかし頼みの綱の寮長は研修で不在。先輩教母より「何でも聞いて」と言われましたが、何が疑問なのかも分からない出発です。出来ることは一緒にいることだけでした。

当時の学院は、教護は先生、教母は寮の奥さんと呼ばれていました。院内放送で「〇〇寮教母」と聞いた生徒は、「女の先生はキョウコと言う名前が多い」と言っていました。教母とキョウコを聞きまちがえていたようです。夢中で出発した夫婦制での初めての洗礼はゴールデンウイーク。朝起きたらA子がいません。A子の家はサラ金で家庭崩壊、両親は姉妹を養護施設に預けていなくなりました。そしてA子だけが措置変更で学院に来ました。無断外出したA子は伯父から両親のことを聞いており会いに行っただけです。

すぐに戻ってきましたが、家族別れ別れになった子どもの気持ちを考えさせる一件でした。四人からスタートした寮は、入退所がありながらも毎月一人ずつ、十月は毎週の入所が続き、定員十二名はすぐに埋まりました。秋に入所したB子は、措置変更して来ましたが大人不信からなかなか心を開いてくれませんでした。学院は生活する場であり、受け入れているのだと分かってもらうことが必要でしたがすぐに無断外出し、戻しては出ていくを繰り返しました。いたちごっこです。ある時、眉を全剃りして戻ってきました。そんな頃、運動会の練習が始まりました。生活が落ち着かなければ学院行事は参加できません。教護会議で話し合われ、通常日課に戻し運動会練習に参加が認められました。毎日みんなでリレー、ムカデ競争と練習をしていくうちに無断外出は収まりました。翌年の三月A子は姉妹のいる養護施設に戻り、B子は住み込み就職して行きました。年長児寮もない当時、学齢児と一緒に学院に残って進学か、親元に戻るか、措置変更か、就職するかありませんでした。

春はソフトボール、夏はプール、秋は卓球、冬はバスケットと一緒に運動し、吹奏楽では音が出ない子に付き添い、手芸をしたり、夜は消灯後の受験勉強、三学期は職業実習と毎日が過ぎていきました。平成六年、今まで四寮あった男子寮が一寮閉鎖、もう一寮は客寮になりました。少しずつ入所減少の波が現れてきました。女子寮も寮生ゼロの時がありました。午前中は事務仕事と寮の環境整備、午後は男子寮の応援に借り出されます。寮生皆でやった朝掃除も一人だと半日がかりです。すぐに小学生が入所してきましたが一人では何も出来ません。付きっきりです。消灯時間には枕元で本の読み聞かせ、そして暫く付き添いでした。わが子はあとで本読んでと言っていましたでしたが戻ると寝ていました。平成八年からは男子寮に転寮し、パワフルな中学生、口達者な小学生と一緒に毎日が過ぎていきました。平成十年法改正で教母から生活支援員に変わりました。当時の院長は、専門員への変更も示唆してきましたが、私はやはり保母であるべきかと思いました。

そして次の波が押し寄せ、平成十一年から順次交代制に移行。福祉経験者の異動配属、若い職員の採用

と今までにない活気が溢れます。寮の日課の確認、決まりの擦り合わせ、児童処遇の話し合いが毎日行われていきます。我が寮も平成十三年より交代制となり、夫婦別々の寮で交代制職員として働くことになりました。住み込みもここで終わりです。毎日顔を合わせますが他の寮生となった生徒を見ると、複雑な気持ちになりました。空の巣症候群だっと思います。おかげでわが子が自立する時は笑顔で送り出せました。寮の建て替えて年長児寮が出来ました。平成十七年には公教育導入、名称も群馬学院からぐんま学園になりました。その頃から、発達障害を抱え、集団生活が苦手な子、夜中に抜けだして無断外出するよりは学内を徘徊したり暴れたりする子の入所が増え、どの寮でも問題が起りました。疲弊し職員の笑顔が消えていきます。何度も何度も話し合い、生徒に寄り添い、夢中で乗り越えたと思います。気付いたことは、職員は揺るがないこと、児童と一緒に考えること、「共育」だと思いました。気がつくといつしか交代制の方が長くなっていました。

退職した今、学園の近所に家建てた次男の畑で家庭菜園をしていると、かすかに笛が聞こえます。プールサイドで誰かが吹いているのでしょうか。そして一生懸命泳いでいる生徒がいるんだなと学園のことを思い出させてくれます。

注釈

1) 児童福祉施設教護院「群馬学院」(昭和二十三年十一月)

## ② 「学園生活と今」

三重県立国児学園

退園生 (職業・農業)

## 一 はじめに

今の仕事をやれているのは、すべて学園での生活がきっかけ。学園では、畑作業の時間があり、毎日畑作業をしているうちに、野菜や花を育てることが自分に合っている、その魅力を感じたので、今はハウス栽培を中心に地域のスーパーや小売り業者に毎日、農産物を出荷している生産者として農業の仕事をしている。

## 二 学園での思い出・プロフィール

入園した時は、反抗することもあったし、逃げたいという気持ちでいっぱいだった。他寮の生徒からの誘惑もあった。でも、自分の入った寮の雰囲気良かったので寮のメンバーに救われた。入園してすぐは、嫌々で毎日やっていただけけど、みんなやっていることを真似しているうちに、自分が「吹っ切れた」という時期（タイミングみたいなもの）があつて、それから、「学園でできる今の生活を楽しもう。」と考えた。この考えにシフトした時期がいつだったのか自分でもわからない。

前向きなことは寮の先生、保母さんも応援してくれた。作業と学園内のミカン畑の荒れ地に花壇を作ると言ったら、賛成してくれて自由にさせて貰った。これが花づくりをするきっかけになった。畑の野菜も同じ。寮長のS先生に出会って、自分への影響力が大きくて、農業や花をつくるということに向いていると言われ、半信半疑だったが農業高校で勉強することを勧められた。このきっかけが、高校、大学校、今の仕事と人生を決めるくらい重大なことだった。こうして、自分は一年遅れて十六歳で農業高校に入学した。

とても忘れられない出来事は、寮長先生から厳しく叱られて、怒鳴られて落ち込んでいたときの自分に、すかさずフォローを入れてくれた保母さんの力は、今でも覚えている。失敗について冷静な話をしてくれたり、ご飯を他の子とは別で用意してくれたり、ほうれん草をゆがいてくれたり。他にもあるけれど、思い出が溢れてきて、たくさん書けないくらい。

中三で学園に入所したときは、勉強が嫌いで、算数は小学校四年生（上）のテキストから勉強を始めた。中三の夏に入所したから、そのまま高校受験というわけにはいかず、中卒生として、もう一年残って、世間の同級生とは一年遅れで農業高校生物科学科に入った。学園から三年間、農業高校に通わせて貰ったので、学園を正式退所したのは一九歳の時になる。高校では主に野菜と花づくり（園芸）を専攻した。そのまま、大学は三重県農業大学校へ、農業経営を学ぶことはもちろん、果樹専攻でぶどうを専門に研究していた。一応、農業の実務的な分野では、米と畜産以外ならひととおり勉強してきたので、実務はだいたいできると思う。

### 三 今、仕事でこたわって熱中していること

国児学園にいるとき、イチゴの栽培をS先生と一緒にやっていて、イチゴの栽培を自分だけで、いつかやりたいとずっと目標にしてきた。その目標が今年達成され、イチゴの栽培をハウスで約六千本。広さにして一反。品種は「カオリノ」（三重県のオリジナル品種）、「アキヒメ」「ベニホツペ」の三種類。約一八、〇〇〇パックくらい収穫できる。今、自分と二人の方に来ていただいて、イチゴの栽培を手がけている。

また、今年から、「農福連携の活動」を始めている。福祉事業所と連携し、障がい者や、引きこもり、ニートの人を農業への福祉就労の体験から始めて、働くことや身体を動かし農業を通じて健やかに過ごすこと

を経験してほしいという想いから就労支援の提供事業をしている。本当は、学園の子も就職・進学する前に、職場体験、職場実習としてうちへ来てもらい、働くことの大変さ、社会の厳しさを体験させる機会を作れたら良いと思っっている。

今は、「農業が嫌い」という人が増えてきていると言われるが、何でも作物が手に入る環境だから、農業を知らないし、やったこともない、作物がどうやって育つのか、実がなるのか知らない人は自然に嫌いになるのだと思う。実は、日本人は農耕民族なので、基本的には、やってみたら意外とハマル人が増えるのではないかなと思う。今は、昔のように畑耕してばかりで腰や腕が痛いとか、ジョウロで水やりなどして洗い、畑の掃除、包装する仕事、販売、配達の仕事、他にも幅広い仕事がいっぱいある。

一年中、作物に囲まれてるから、休みはほとんどなし。曜日も関係ない。工場とかで働くより休みがないから大変そう・・・と思われるけれど、農業だからできることを紹介すると・・・。

- 自分の時間が自由につくれる。
- 自分のペースにあった仕事ができる。
- 作物の成長を見ていて、心の安らぎになる。
- 心が豊かになる。

#### 四 今の学園の生徒へのメッセージ

今、振り返って「学園生活の日課の意味」というのが蘇ってきた。当時十五、十六歳の頃は、日課の意味はもろろんわからなかったし、しんどい思いも何度としていて、そのときは納得できなかったことが、十五年くらいたって、今、ようやくわじわじわわかってきたような気がする。本当に中学生の時は、なぜ、

日課をやっているのかわからない。掃除、身辺整理（自分は今でもできないけど）、百人一首、珠算、太鼓、ランニング、作業、環境整備、スポーツ、勉強（算数は入所したとき小学四年の上テキストから・・・）。農業の仕事をしていて、やっぱり集中力や精神力、忍耐、緊張感など必要なのだと思う。今、学園での暮らし、日課があったから、精神的にも肉体的にも強くなったと思う。いたみ（心、身体、筋肉などすべて）を我慢するクセがついているし体力もついている。

【卒業生として伝えたい大事なこと】

- 何事からも逃げない。まずわからなくても真似してやってみる。
  - 掃除のぞうきんがけはリズムを取りながら拭くと楽しくなるよ。
  - 箒で掃くときはリズムを取りながら掃くと楽しくなるよ。
  - （寮にいる時間とか）「居心地が良い」というのはとても良いこと。「ハマル」域に入ってくると生活はずっと伸びるよ。
- 学園の場合、入園前とは真逆の暮らしをしているのに、「居心地が良い」と感じるのには時間がかかるけれど、それを感じるようになったら非行には走らない。
- 将来の夢ややりたいことを国児学園で見つけられたらすごく良いと思う。人によるし、進路で人生が決まってしまうことがある。

※こちらの卒業生は、今年、学園に来て貰い、現在の入所児童に「先輩からのメッセージ」と題して、講話をお願いしました。また、プロッコリーの種まきや、ミニトマトの芽かき、パック詰めなどの農業体験もさせて貰いました。（学園）

### ③ 実習を終えて学んだこと

香川短期大学子ども学科第三部

辻 彩華

今年八月、私は、短大二年の夏休みに斯道学園で実習をさせていただきました。一年生の終わりに施設実習の希望調査が行われ、様々な施設を調べている中で、斯道学園が非行少年・少女を対象としている施設だということを知りました。私は、非行や犯罪といった不良行為をしてしまった子どもたちやその恐れがある子どもたちに対して、施設の方々がどのように関わり、どのようなケアや援助をしているのかを学びたいと思いこの施設を選びました。

一年生の夏休みに五日間の保育所実習を経験していましたが、初めての施設実習でもあり、非行少年たちへのかかわり方は全く知らなかったので、実習当日は不安と緊張でいっぱいでした。

実習初日は実習生ということもあって、物珍しいのか子どもたちから話しかけてきてくれたので、緊張が解け、あつという間に一日を終えました。

ところが数日後、親しく話しかけてくれたある児童が話しかけてくることなく、どうかかわればよいのかわからず、戸惑ってしまいました。その児童のことを見つけるだけで話しかけられずにいた私に、「なんでそんな見てくるん？」と少し強めの口調でその児童は言ってきました。子どもたちと少しづつ打ち解けてられてきたと思っていた矢先の出来事だったので、何も答えることができず、私はあぜんとしてしまいました。そのことを職員の方に伝えると、無理に仲良くなるうとはせず、児童から歩み寄ってきてくれるのを待つことも大切だという指導をいただきました。

幼児期の子どもたちを相手にする保育所での実習とは違い、多感な子どもや思春期真っただ中の子ども

を相手にするので、適度な距離感を持つてかわるのが大切だということを学びました。

その次の日からは自分から無理に関わりとはせず、その児童から歩み寄ってきてくれるのを待つことにしました。そうすると、実習の終盤、台風の話題をきっかけにその児童から話しかけてきてくれました。その時は、ものすごくうれしかったし、距離感の大切さというものを自分自身で実感することができました。

また、子どもとかわるうえで、大切なことは距離感だけではなく、「環境」も大切なんだということを知りました。私は、実習初日に施設のルールを教えたいただきました。それはすごく厳しく細かく決められているもので、例えば、食事の当番制や食事の時間がきっちり決められていたり、服装についてのルールや身だしなみをきちんと整えたりするというものでした。私にとっては、覚えるのも、守るのも大変だと思うものばかりでした。なぜそんなに厳しくするのか、職員の方に話を伺うと、「確かに厳しいかもしれないが、これは子どもが自立するために必要なことだ」と言っておられ、厳しいルールの必要性について知ることができました。

斯道学園では、日々の生活で信頼関係を築き、指導者の考えを押し付けるのではなく、ときには自分で考えさせる場を与えたり、子ども一人一人の気持ちに寄り添いながら、いろいろな体験から得られる達成感を積み重ねて自信につなげ、自立できるよう援助していました。厳しさの中に、優しさやあたたかさがあり、さまざまな背景をもつ子どもたちにとって、とても重要なことだと思いました。

このように、子どもにとってかわるものや人すべてが「環境」となります。非行や不良行為などをしてしまった子どもも、初めからそうだったわけではなく、悪い手本となる大人がいたり、周りの環境が悪影響を及ぼして、犯罪に手を染めてしまうものだと思うので、本当に子どもにとって環境はすごく大切なんだということを思ったし、その子の将来を大きく左右するものだと思います。

実習での経験を振り返ってみると、施設の方々はただ子どもたちと日々生活しているのではなく、子ど

もたちの内面を大切にしながらかわっておられました。子どもたちの気持ちは繊細で、職員の方たちも試行錯誤しながらかわっていて、大変さを実感した一方で、保育士として児童自立支援施設で働くことの意義を学ぶことができたと思います。

今回の実習を通して学んだことを生かし、保育者としての専門性を身につけ、さらに成長できるように、今後の短大での授業や実習に励みたいと思います。

#### ④ 北杜分校・分教室について (岩手県立杜陵学園)

盛岡市立黒石野中学校北杜分校・緑が丘小学校北杜分教室 副校長

佐々木 衛

本校は、児童自立支援施設内の学校です。岩手県立杜陵学園に入所中の学齢児童・生徒に対して学校教育を実施するため、平成二十二年四月に学園の所在地に設置され、今年度で十周年を迎えました。一つの建物に、杜陵学園と小学校・中学校の二つの組織があります。杜陵学園は、県立の児童福祉施設であり、県の職員(児童自立支援専門員)が、入所児童の自立支援(生活指導等全般)をつかさどり、小・中学校教員は、学校教育法に基づく教育課程による教育を行います。

在籍児童は、児童福祉法二十七条に基づく措置により、児童相談所の一時保護や家庭裁判所の審判を経て、杜陵学園に入園します。学校が設置される以前は、入園児童に対し、学校教育に準じた教育を行っていましたが、学校教育の導入が義務化されたことに伴い、区域外就学や指定学校変更により通常の転入で分教室・分校に在籍しています。学校施設は、学園施設のうち、学校教育に必要な教室、体育館、グラウンド、職員室などを無償貸与させてもらっています。学籍については、今まで通っていた学校から、小学

生は盛岡市立緑が丘小学校北杜分教室、中学生は盛岡市立黒石野中学校北杜分校への転入になります。学園生活により、所期の目的が達成された(問題行動の解決)後、通常、前籍校(以前に在籍していた学校)に復帰します。そのため、分校・分教室は、退園後の復帰を見据えて、前籍校と緊密に連携をとりま

す。小学校卒業時に分教室に在籍する児童は、前籍校で卒業させることを原則として、前籍校へ転出させます。その時期は、児童及び保護者の意向を確認したうえで、学園・分教室・前籍校及び関係市町村教育委員会と協議したうえで決定します。原則的に卒業証書の授与は前籍校で行います。その日時、場所及び方法等は、児童、保護者の意向を確認したうえで、分校・分教室、前籍校、学園(以下、「三者」という)で協議し決定します。分教室に在籍する小学校六年生で小学校卒業後も引き続き学園に入所する児童は、保護者の居住所を学区とする中学校に入学し、原則として学級編制の基準日(四月二日)をもって黒石野中学校北杜分校へ転学します。中学校の入学式の持ち方は、保護者の居住所を学区とする中学校と三者で協議します。分校に在籍する中学校三年生及び分教室に在籍する小学校六年生の児童については、当該年度の十二月一日までに、三者で前籍校の卒業文集及び卒業アルバムへの当該児童・生徒の作文等の掲載について再確認します。児童生徒が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく教育活動を行っているときや、学校の教育計画に基づいて行われる課外活動を行っているときは学校管理下におかれます。昼食時間は杜陵学園の管理下にあるものとしています。また、児童生徒に関し行われる行事の管理及び主催の区分は、学校及び杜陵学園で協議して決定します。学校と杜陵学園の連携管理区分に関わらず、分校・分教室の教職員及び杜陵学園職員は、他の一方の管理下にある児童生徒についても相互に協力して指導にあたります。行事においては、当該行事を主催する者が主体となって計画し、その計画に基づいて他の一方が当該行事の実施に協力します。学校の主催する出張を伴う行事への杜陵学園職員の協力は、本校の校長が学園長に職員の参加を文書で要請することにより行い、同様に、杜陵学園が主催する出張を伴う行事への分校・分教室の教職員の協力についても、学園長が校長に教職員の参加を文書で要請することにより

行っています。分校・分教室の休業日における児童生徒の指導については、杜陵学園が主体となって計画し、分校・分教室は当該計画に基づいて協力します。杜陵学園は、学校の管理下にある児童生徒に対し、当該児童生徒の福祉の観点から必要があると学園長が認める場合には、学校の同意を得て、児童生徒に対し生活指導を行います。学校の事務については、教職員と杜陵学園職員とが協力して、本校の事務職員と密接に連絡しながら連携して行います。分校・分教室と杜陵学園は、毎朝の合同打合せにおいて、連絡や協議を行っています。また、相互の連携を密にするため、校長と学園長は「月一回の合同職員会議（全職員）」、「週一回の業務連絡会議（管理職と主任）」及び「月二回程度の支援方針会議（管理職と担任、関係職員）」を開催するほか、児童生徒の指導及び学習評価、進路選択等に関し、必要な協議の場を設定しています。本校との関係は、分校・分教室の運営及びその管理下における児童生徒の管理監督の責任は、校長にあり、校長の決裁及び指示等により行われることを基本とします。分校・分教室における教職員の勤務は、学園の生活日課を踏まえ、本校と別に決定しています。

本校と杜陵学園は、分校・分教室を通じて連携を図りながら、その運営について互いに協力し、入園児童生徒の学力向上と自立支援を果たすよう常に最善を尽くしています。

## ⑤ 児童自立支援施設と私のつながり

滋賀県中央子ども家庭相談センター

園 博 伸

私は約二十五年前、高校教師を辞め児童自立支援施設に再就職しました。

当時は、一寮十五人で運営されており、年度末ともなると措置停止を含めて十六人なんて時もありまし

た。

また退園生が良く遊びに来たり、相談・SOSを出してきて、学園内で数か月一緒に生活（環境・農作業等をしながら）する事もありました。そして、学園でエネルギーを貯め、再就職するケースも少なくなかったです。（現状では難しいと思いますが・・・）

男子寮を担当しましたが児童相談所（一時保護所）に転勤となり、私は学園を後にしました。転勤直後から、私の転勤と同時期に高校に進学した児童Aが、施設不適応状態となり、無断外出（高校に行つたり帰園しない）や喫煙・染髪等の行為が頻発し始めました。

夏休み、当時の学園長から一本の電話を頂き「A君と一緒に暮らす気はないか？」と聞かれました。

私は学園在勤時に、他の退園生が同じ寮で暮らしエネルギーを貯め再就職する姿を見てきている本児に對して、「無理です！」とは到底言えず、里親登録をし、その年の年末から里親と里子として生活する選択をしました。

Aは友人にも恵まれ、何とか高校は卒業できたものの、その後、十八歳到達につき措置解除となり、里親と里子の関係ではなく、世帯主と同居人という関係になりました。当時Aとの生活は何も変わりはありませんでしたが、世間や行政手続等は異なりました。里親でも、親権者でもない他人ですので、保険証、生命保険等（掛け金）の加入も出来ず、Aを安心・安全な環境に置き生活させる事は出来ませんでした。（社会のシステム全てがそうでした）

Aは大学に進学しました。その後、交通事故や大学の人間関係から、大学を中退し、何度も転職を繰り返し落ち着かない生活が数年続きました。（現在は正社員として働いている）

私は現在も継続して里親登録をしています。児童相談所の一時保護所に勤務し、その後はケースワーカーとして勤務（十五年程）し現在に至りません。

勤務経過の中で、一時保護所での生活が難しい児童と度々遭遇しました。

深夜徘徊、自宅に帰らず友人宅を転々とし、学校にも登校出来ていない中学生。里親・施設措置不適応児童等々です。児童相談所の援助方針会議に挙げ一時保護委託の是非を協議し、週末金曜日～月曜日迄、里親として児童を預かる事もありました。家族内で一時保護委託を受ける事は是非を話し合います。その際、いつも二つ返事で「OK」を出してくれるAは、良き理解者でもあります。色々な事情を抱えた児童が一時保護委託で週末自宅に来ることがありますが、どこか当時の自分と重ね合わせているのかもしれない。

私が不在の間にAが児童と話した内容等は、その後、ケースワークの参考になり役立つことも沢山ありました。最近ではAが委託児童に助言をしている時もあり、助かっています。(直接、面と向かって私に話さないが、そんな風な考えを持っていてくれてたんだな・・・と感心する事もしばしばあります)

夏期休暇中の保護委託等は、バーベキュー等のイベント事を行い、行動観察をし、本質的な部分を見る事もあります。保護児童に何も指導・助言はしてはいませんが、それなりに初対面の人と会話をしたり、敬語で話し自ら先輩にアドバイスを求めている保護児童もいました。「ありがとうございます」「ごちそうさまでした」等の挨拶も出来、バーベキューの手伝いも率先して行い、指示・指導がなくても、自発的に動いている。(事前情報ではなかった事。問題行動しか取り上げられない)

生活環境、人との関係性の大切さ、子どもは色々な力を持っている事を改めて認識する瞬間です。

子どもと接する仕事に就いて、通算三十年を超えますが、最初は「高校教師」として非行少年や貧困家庭と関わり、児童自立支援施設で教護・指導員として勤務し、兎相ケースワーカーになり、被虐待児・非行少年と関わる。私はアクティングアウト(行動化)するケースが放っておけないのかも知れません。今日では、「生粋教護」は少なくなっただけにも思います。児童相談所で仕事をする事で見えて来たのかもしれないませんが、発達(広汎性発達障害)が関係する児童の入所が多いように思います。児童自立支援施設も処遇の多種多様化を求められる時代の中、今までも・・・、これからも・・・、私のライフワークの一つとして、「非行少年」に携わり、陰ながら児童自立支援施設を応援し、関わり続けて行きたいと思えます。

## 全児協転退職者交友会の報告

### 第四十二回 全児協転退職者交友会報告

全児協転退職者交友会 会長

長 嶺 耕 次

はじめに

第四十二回全児協転退職者交友会総会は、関東支部、関東自立支援施設の皆様のお力をお借りして、神奈川県箱根町の箱根湯本温泉「ホテルおかだ」にて、令和元年十月十七日（木）午後より開催されました。台風十九号による交通等の影響もあり急遽二名の不参加はあったものの無事総会が終わり安堵しました。

第一日目は、役員会、総会が開かれ、平成三十度の事業報告や決算報告、監査報告、令和元年度の事業計画案、予算案、諸案の検討を行った後、一年ぶりの再会を祝い懇親会を開き交流を深めました。

第二日目、来年度は、岐阜（中部支部）で会うことを約束して散会しました。

開催に当たり、大変お忙しい中、全国児童自立支援施設協議会 平倉秀夫会長（東京都立萩山実務学校長）、関東児童自立支援協議会 内村浩二郎会長（千葉県生実学校長）さんたちにも参加していただき、会が盛り上がったことに感謝申し上げます。

#### 一 役員会

○協議題

- (一) 平成三十年度事業報告
- (二) 平成三十度決算報告
- (三) 監査報告
- (四) 令和元年度事業計画(案)について
- (五) 令和元年度予算(案)について
- (六) 令和二年度総会開催地について
- (七) その他

会長より、平成三十年度事業報告、決算報告があり承認される。

平林義夫監事より、監査報告が行われ承認される。

会長より、令和元年度事業計画(案)及び予算(案)の説明と提案がなされ、審議して承認される。

令和二年度総会開催地は、中部支部担当で、岐阜(予定)にて開催する事を決定する。

その他、会員の勧誘の難しさや会計報告の分かり難さが指摘されました。

(勧誘の難しさは理解できませんが、引き続き、機会あるごとに勧誘をお願いします。会計については、分かり易いように工夫します。)

二 総会

役員会に引き続き、磯貝和子副会長の司会で総会が開かれました。

長嶺会長挨拶、関児協会長 内村浩二郎生実学校長による歓迎の挨拶―神戸市立若葉学園勤務後生実学

園へ転勤。今日に至る。先週、台風で総会ができるかどうか心配した。今日、総会が開催され良かった。今後も施設をどうしていったらよいか勉強したい―等々。

そして会長による物故者の方々への追悼を捧げました。

続いて、全児協会長 平倉秀夫萩山実務学校長にも、祝辞を頂きました。併せて全国の児童自立支援施設をめぐる現状等、資料を基にお話しされました。―入所児童が、三年前より一割減。定員に対してどれくらい入っているか、あるいは、入所可能児童数と比較した入所状況を出していたが、今年度は、児童人口十万人に対して何人子どもを入れているかで統計を取った。全国平均七人、岡山県、鳥根県、高知県など倍、兵庫、大阪など五割り増し、関東は全国平均並み。単に非行児童が減少、少子化というだけでなく、求められる子どもが、発達障がいや被虐待児童へと変化した。昔ながらのバイク盗は減り、家庭内暴力や金品持ち出し、近年は特に男子による性加害が多い。人間関係が取れない、学校にいけない、迷路にはまった子などが児童自立支援施設に来ている。児童相談所のオーダーに对应しているのか。潜在的なニーズに、応えきれていないのではないか。児相と話し合って施設の資源を最大限活かしていきたい。平成二十九年、「新しい社会的養育ビジョン」が出されたが、児童自立支援施設も小規模・分散化との方向が示された。いかがなものかと意見書を厚生労働省へ提出。これを踏まえて、今年、厚生労働省が十月から三月までの期間に学識経験者、当事者等々で検討会を立ち上げる。全児協体制も、会長になり手がなく、施設長も三年で変わる状況。事務局も通常業務にプラスされるものであり負担も大きい。そんなこんなで輪番制を試行し、中長期の、全児協の安定的運営を目指すこととなった。等々―

そして、協議題に入り、会長より役員会の報告があり、全議題とも承認されました。

最後に、磯貝副会長より閉会の挨拶と長沼友兄関東支部長からの日程説明がありました。

### 三 懇親会

大島祥一先生の司会により、長沼支部長の開会宣言、叶原土筆中国支部長による乾杯により懇親会に入りました。

岡本忠之先生より、今年九月に亡くなられた丸山幸夫先生の奥様、ご長男様からの挨拶と足跡のご紹介がありました。

途中、石黒貞一先生指揮による女性たちの合唱二曲、参加者全員による合唱で幕を閉じました。最後に、梶井悟先生より次回開催地（岐阜）の紹介と挨拶がありました。

#### 四 やさしい

今年度も、毎年のように発生する自然災害に気をもみながらの総会開催でした。長沼支部長はじめ関東支部の方々にはハラハラドキドキの毎日ではなかったかと思えます。会場の予約から会員皆様への案内状、参加不参加の確認、資料作り等大変ご苦労をお掛けしました。

二日目は、朝から雨模様（私、長嶺は予定があり失礼させていただきました）。箱根の観光スポットのご紹介をいただきましたが、台風十九号の影響もあり、足の確保等でも難しかったのではないかと思います。箱根茶屋は、山間の温泉地ですがホテルもたくさんあり、箱根湯本駅のバス乗り場は、たくさんの観光客で賑わい、臨時便を増発するほどでした。山の本々の紅葉が始まるともつと、ペンキをまいたようだ」と表現した人がいたが、それは見事な風景が目には浮かぶし、もつともつと人、人、人で賑わうのだらうなと思いました。

是非次回回、ゆつくりと温泉と観光を楽しんでみたいものです。



## 文 献 賞

令和元年度 文献賞

## 最優秀賞

「入所児童の複雑化によって求められる支援のあり方について」

福島県福島学園 副主任児童自立支援専門員（兼）心理判定員 青木 昭宏

## 優秀賞

「役割演技と集団凝集への取り組み

〜クリスマスコンサートでの実践〜」

東京都立誠明学園

男子五寮 宮川 哲典  
児童自立支援専門課長 鈴木 雅典

## 優秀賞

「家庭からの支援が得られにくい児童への支援について」

愛媛県立えひめ学園 砂川 えり

## 文献賞選考経緯

令和元年度文献賞は、第二二五号に掲載されている論文が対象となりました。その中から右記の三つの論文が、選考会議において、各賞を受賞しました。選考委員の選評を掲載します。

### ○最優秀賞

「多くの児童自立支援施設で直面している課題に対して、トラウマケアの視点からの実践及び退所後の家族支援の取組みなど、これからの児童自立支援施設のあり方について多くの示唆を含んだ内容となっている」、「現在の入所児童が持つ今日的な課題について、事例を通して、的確に方向性を示している」とされ、最も優れた論文として選定されました。

## ○優秀賞

### 〈誠明学園の論文〉

「児童の個別性にも配慮しつつ、伝統的な集団支援による変容を、学園の行事において再演・振り返りをさせる具体的な取組みから、集団支援の意味を考察できる内容となっている」。

「特徴ある児童の支援について、演劇活動のプロセスを通して、実証的に丁寧を検討しているのが良い」。

「スポーツや音楽とは一味違う『演劇』というツールにより、子どもに豊かなコミュニケーションを学ぶ（学ばせる）自立支援の一つとして、目的や経緯、内容等を章立てすることでわかりやすく説明している。その際、職員の視点だけでなく、演じる子どもの視点、また、見ている他の子どもの視点なども大切にしている点がいい」との選評である。

### 〈えひめ学園の論文〉

「一人の入所児童の支援を振り返りながら、『新ビジョン』が児童自立支援施設に期待する高機能化、多機能化、ケアニーズが高い児童への処遇などを考えさせる内容となっている点を評価します」。

「執筆時点では残念な結果に終わっているのも、児童自立支援施設ひいては社会的養護の限界を我々に投げかけているようで胸に迫った」。

「えひめ学園として眼前の子どもに対して『今、やらなければならぬこと。今、できること』を、試行錯誤した一つの挑戦の記録である。他施設と比較したり、競争することでもなく、こうした地道な各施設や職員の取り組みを発信することに意義があり、その結果、職員及び児童自立支援施設全体が切磋琢磨することを期待したい」。

○選考委員

平倉秀夫 (全国児童自立支援施設協議会会長)

東京都立萩山実務学校校長)

廣岡幸夫 (全国児童自立支援施設協議会副会長)

奈良県立奈良精華学院院長)

青木 建 (全国児童自立支援施設協議会顧問)

国立武蔵野学院院長)

相澤孝子 (全国児童自立支援施設協議会顧問)

国立きぬ川学院院長)

栗原 博 (全国児童自立支援施設協議会監事)

東京都立誠明学園園長)

全国児童自立支援施設協議会 会長 平倉 秀夫



## 難民高校生

〜絶望社会を生き抜く「私たち」のリアル〜

仁藤夢乃 著 英治出版

『難民高校生』とは、ひと月の二十五日を渋谷で過ごしていた、いわゆる「渋谷ギャル」だった著者の造語であり、家庭や学校、他のどこにも居場所が無いと感じている高校生のことらしい。周囲から「ダメな子」というレッテルを張られてしまい、社会に居場所を失くし、存在を社会から認知されず、その状況から脱する術を知る機会を得ることもままならない「難民」であると著者は言う。

不安や悩みを抱え込み、モヤモヤした気持ちを吐き出せる場所が無く、相談できる人や背中を押してくれる人がいないため、未来に期待できずに将来に対する希望を失くし、社会に絶望して自暴自棄に陥ってしまう。それゆえ、やりたいことや将来の夢を考えるような心の余裕は無く、「大人たちの社会」で生き

ることを諦め、「自分たちの社会」をつくって生活していくようになる。

しかし、自分たちの社会に逃げ込んだところで傷の舐め合いにしかならず、お互いに深入りしない上辺だけの不安定な関係しか築けず、自分たちを商品として利用してくる大人との騙し合いや仲間同士の内輪揉めによって疲弊して抜け出せなくなってしまう。著者の渋谷での友人の中には、大人になって水商売や風俗の世界に落ちてしまった人や、生きていく意味が分からなくなり自殺してしまった人もいるという「リアル」がそこにある。

著者自身も、あのまま渋谷で生活していれば同じようなことになっていたと振り返っているが、周囲の反対を押し切って高校を中退し、その条件として入塾した高認（高等学校卒業程度認定試験）を受けるための予備校でこれまでの生き方を変えていくきっかけとなる恩師と出会い、見た目や偏見でレッテルを張らずに自分を自分として見てくれる、一個人として向き合ってくれる居場所を得たことで「自分も何かしたい」と前向きに考えられるようになり、大学に進学するに至る。

大学在学中に東日本大震災が起こり、学生ボランティアとして活動していく中で、高校生たちの「被災者として扱われるのではなく、自分たちも何かしたい」という思いに触れ、地元の女川高校の生徒会活動をバックアップし、大沼製菓と連携して「たまげ大福だっちゃ」という支援金付和菓子の商品開発・販売活動に携わり、大きな成果を残している。女川高校は、それまで底辺校というレッテルが先行し劣等感を抱えている生徒が多かったが、この活動を通じて、様々な経験や出会いを重ね、様々な大人たちの想いや自分たちの可能性に気付き、自分たちが地域のためにできることを考えて行動できるようになり、支援金は「高校生が地域のために行う活動資金」として有効活用されているという。

著者は、この活動を機に『Coia bo（コラボ）』という団体を起ち上げ「出会いを創造し、地域を活性化させる」ことをメッセージとして発信し、女子高生の難民化を防止していくためのサポートセンターを運営している。

私たち施設職員は、児童と共に生活していく中で、表面上に浮き出てきた彼らの問題行動や姿勢・態度に対して、その行動の背景として表面下に埋没しているもの（本人の状態や置かれてきた状況・成育歴や家庭環境）を踏まえて、児童が大人たちに社会の一員として迎え入れてもらえるようになることを目指して指導していく。著者や女川高生のように、出会いを通じて、様々な人に受け入れられ、様々な経験を重ねていく中で、視野が広がり、自らが社会に貢献できることのやり甲斐や幸せを感じてほしいと願いや期待を込めて、私も日々子どもたちと格闘している。

二〇一六年度の関児協の年長児部会（教育活動等研究会）で、講師を著者に依頼し、講演していただく機会を設けたが、その中で今でも私の心に棘のように突き刺さっている言葉がある。

「子どもたちを支援しようとしている職員より、子どもたちを利用しようとしているホストやキャッチのお兄さんの方が子どもたちの心を掴むのが上手い」という、施設職員として児童と向き合ってきた私にとって何とも皮肉めいたこの一言をどのように考えていくのか、未だに大きな課題である。

施設での生活や指導に馴染めず無断外出を繰り返し、援助交際（児童買春）の元締めのところ、身を寄せ利用されていた女子児童が「あの人は私のことをずっと心配して見てくれていた（実際は警察に通告される危険性を考えてずっと監視していただけなのだが）」と信じ込んでいたことが有り、児童のあまりに盲目的な言動と元締めのやり口の巧妙さ（卑劣さ）に閉口してしまったのを今でも覚えている。

「良薬は口に苦し」とはよく言ったものだが、その苦さが薬であることをどのように説諭して指導に繋げていくのか、まさしく児童との人間関係の結び方がシビアに問われてくる場所である。

日々自問自答しつつも、自分のこれまでの経験を活かし「自分だからこそできること」を考えて、児童との一つひとつの出会いを大切に、児童の持つ可能性を信じてこれから先も頑張っていこうと励まされるそんな一冊になっているので、ご一読いただければ幸いです。

## 過去から未来に語りかける社会的養護

～ 叶原土筆、平井光治の思索と実践に学ぶ ～

藤原正載・小林英義 著 生活書院

十六年ぶりに児童自立支援施設にもどった自分にとって、四半世紀近く前に退職された方々の実践を本としなければならぬほど、この業界は停滞し、間に師と仰げる人がいなかったのかと驚いたというのが正直な第一印象である。読んでみると時代が「施設」から「里親」一辺倒の流れになっている今だからこそ、先達の歩みから学んでほしい、という著者の思いがあった。本に書かれていることだけがすべてでない。美化されることに苦々しい思いを持つ方もいることと思う。しかし、あえて書かずにいられなかった著者の意図に思いを馳せてみたい。交替制の施設に勤める人にはお二人の時代はすでに歴史となっていて、伝記として読んだ方がよいのかもしれないと感じる。

厚労省が施設養護から里親へ舵をきり、具体的な数値目標を掲げたときに、私は兎相で働いていた。「さまざまな子供に対応でき、お互いが信頼関係を築けて安心して預けられる里親さんはそんなに多くはいない。社会的養護を必要とする子を減らせということだろう」と思った。しかし、むりやり家庭におきつづけてきた子たちと今になってここで出会うと自己満足だったのだなと反省した。大々的に数値目標が掲げられるのは人を育てるということを軽んじているからだと思ったが、「決まり切ったことをしている物は事が進まない」という言葉通り、荒行が課題にされたから、兎相も目が覚め、里親委託率が増えたということも事実である。しかし、施設職員として真摯に働いてきた自負をもつ私には、子どもの暮らしの場まで二者択一の対立構造に巻き込まれていくような印象がぬぐえなかった。

今、成徳学校には様々な社会的養護を通過してきた子がたくさん入所している。

改めて「チャイルドファースト」と掲げなくても「子どもにとつて必要とされる施設であろう。最後の砦となるう。」という雰囲気があるには息づいている。子どもだけでなく、職員も明日も明るく生活できる場であることが指導課の職員だけでなく、総務課、施設内学校の先生たちにも自然と徹底されるのはこの施設が持つ歴史の重みかもしれない。課題を背負った子どもの姿に「施設」か「里親」の二者択一でなく、共存できる方法を探っていく必要があると思う。施設がよい子、里親がよい子と単純に弁別できるわけではない。誰しも安心できる場で愛されて生きたい。施設職員は公立私立に限らず労働者としていきる以上、働き方改革に巻き込まれる。しかし、生きるのは絶え間なく続く行為であり、人が育つ過程に休みはない。

実習中に指導してもらい、職についてからは上司となった尊敬してやまない先生にことあるごとに「人を育てる仕事に休みはない」と言われる。子どもを育てる施設の仕事を自分の人生の中でどのように位置づけていくかということが問われているのだとその都度、己を振り返る。おそらく職業人として私自身は今も育ててもらっている過程に在るのだと思う。

私は叶原先生の最後の二年を一緒に働く機会に恵まれた。当時岡山には自立援助ホームがなかったので、増えていく帰るところのない高齢児の受け皿として、叶原先生は発足したばかりの中卒女兒の寮をもたれていた。全児協の会長でお忙しくされていたので、寮は明るくて頼もしいゴットマザーの寮母さんがきりもりされていた。叶原先生はご飯の準備以外は上手に姿を消しておられた。記憶のなかでの寮長先生としてのお姿はほんやりしている。暮らしの中心に食をすえ、一番大事なところで子どもをつかんでおられたのだと思う。

同じ職場同じ屋根の下で暮らしながら、本を読んで知る姿があった。個性的な職員を牽引し、全児協の会長として矢面にたつておられたということは今になって知る姿であった。まことに失礼ないかたであ

るが、(言葉を知らない失礼さは許していただけるといふ甘えであるが) 叶原先生は『先見の明』のある頭のよい方だったのだと思う。足下を照らす光ではなく、明日を照らしていたのだらう。

「二路白頭に到る」というのは児童自立支援施設の祖となった留岡幸介の言葉であるが、どのように到れ、と示されているわけではない。この仕事にしがみつけということでもない。その人なりの至り方がある。

叶原先生と平井会長は同じような道を歩まれたわけではないのも興味深い事実であった。小舎夫婦制の児童自立支援施設で寮長として生き、施設長となり、退職後も子どものそばで生きることを選んだという職業人としての大枠が同じであった。

子どもという生き物に魅せられ、生き物の本能として教え、護り育てるといふ単純で大切なことをし続けたということが事実として道となつて示されている。

児童福祉法が変わり、子供は保護の対象でなく、権利の主体者となつた。児童自立支援施設ということばが何年たつてもしっくりしないのは、あらわしているものの姿や目標が言葉から見えないためだと思う。問われるべきは施設か里親かという形でなく中身であるということを変更して思い、考えたところである。

(岡山県立成徳学校 黒光 智子)

## 非行問題編集事務局 神奈川県立おいそ学園

今年度の「非行問題」誌の特集テーマは、『性的問題を抱える児童の支援』です。性的問題は、家庭、学校、地域、そして児童福祉施設など、様々な環境下で表面化しており、児童自立支援施設においても、数年来、性的問題行動を理由に入所する子ども達の割合は、増加の一途をたどっています。

子どもの正常な発達過程で、ごく自然にみられる性行動が、本人や他者に大きなリスクを負わせる性的問題行動と化す、その要因や効果的な支援は何でしょうか。児童自立支援施設への期待度は拡大する一方、未だ、妙薬を得るに至らない試行錯誤の状況にあります。今まさに、実証にもとづいた支援の実践や科学的な研究成果に学ばなくてはなりません。

今回、当誌に寄せられたそれぞれの玉稿は、私たち支援者に、複雑に絡み合った背景や要因を丁寧に把握・分析する重要性、また、アプローチの多様性や可能性について、具体的な実践の蓄積を提示しつつ、示唆を与えてくれています。そして、問題化した性的行動だけに注視することなく、子ども達一人ひとりが人格をもち、尊ばれるかけがえのない存在であることを再認識する大切さにも気付かせてくれました。

さらに、編集作業を通じて、各施設や関係者の方々から感じ得ることのできた、子ども達に向けられた熱い思いや葛藤、信じた先に見えた成長の喜び……。この「非行問題」誌が、同じ福祉実践を志す方々に寄り添い、支援のヒントや沢山の学び、そして、共感と勇気を与えられるものとなれば幸いです。

最後になりましたが、本誌の発刊にあたり原稿をお寄せいただいた執筆者の方々、各ブロックの編集委員をはじめ、多くの皆様の御理解、御協力を賜りましたことに深く感謝申し上げます。

## 会員外の読者の皆様へ

全国児童自立支援施設協議会

会長 平倉 秀夫

全国児童自立支援施設協議会は、全国58か所の児童自立支援施設（国立2、公立54、社会福祉法人2）による7つの地区協議会から構成され、児童自立支援事業の振興を図ることを目的として、児童自立支援施設の相互協力、事業の企画や調査研究、機関誌の発行等の活動を行う全国組織です。

この「非行問題」は、当協議会が、児童自立支援に関係する皆様から寄せられた実践記録、研修結果、研究成果等をもとに、編集・発行しているもので、本年度の第226号では、「性的問題を抱える児童の支援」を特集テーマに取り上げました。

なお、本誌の「きゅう」コーナーは、会員外の皆様からのご提言やご助言、感想などの発表の場として用意しております。ぜひ、事務局あてに、投稿をお寄せいただきますようお願いします。

また、当協議会ホームページから、本誌の購買申込みができます。

全国児童自立支援施設協議会事務局

〒189-0012

東京都東村山市萩山町1-37-1

東京都立萩山実務学校内

Tel 042-341-6011

Fax 072-696-0332

E-mail S0000245@section.metro.tokyo.jp

(全児協HP) <http://zenjikyoo.org/>

編集委員

編集長 おおいそ学園 矢澤 隆  
編集委員 おおいそ学園 武 政志

山岸 秀俊  
鈴木 徹  
永井 雄大

福島学園 高橋 仁

国児学園 加藤 久直

若葉学園 崎本 翔

成徳学校 河原井正之

斯道学園 池尻 謙太

若駒学園 杉本 英俊

編集事務局

〒二五九一〇一〇二

神奈川県中郡大磯町生沢五二七

TEL 〇四六三一七一〇五九〇

FAX 〇四六三一七二一六〇九二





# 非行問題

非行問題 第二二六号

令和二年三月 発行

編集人 矢澤 隆

発行人 平倉 秀夫

印刷所 (株) 信勝堂